環境影響評価調査計画書

－江戸川清掃工場建替事業－

平成 29 年 5 月

東京二十三区清掃一部事務組合

目　次

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 1
2 対象事業の名称及び種類 1
3 対象事業の内容の概略 1
4 対象事業の目的及び内容 2
4.1 事業の目的 2
4.2 事業の内容 2
4.2.1 位置及び区域 2
4.2.2 計画の内容 6
4.3 施工計画及び供用計画 21
4.3.1 施工計画 21
4.3.2 供用計画 26
5 事業計画の策定に至った経過 31
6 地域の概況 32
6.1 一般項目 35
6.1.1 人口 35
6.1.2 産業 36
6.1.3 交通 39
6.1.4 土地利用 45
6.1.5 水域利用 60
6.1.6 気象 63
6.1.7 関係法令の指定・規制等 67
6.1.8 環境保全に関する計画等 69
6.1.9 公害に関する苦情件数 79
6.2 環境項目 80
6.2.1 大気汚染 80
6.2.2 悪臭 98
6.2.3 騒音・振動 99
6.2.4 水質汚濁 102
6.2.5 土壌汚染 112
6.2.6 地盤 114
6.2.7 地形・地質 115
6.2.8 水循環 120
6.2.9 生物・生態系 122
6.2.10 日影 125
6.2.11 電波障害 127
6.2.12 風環境 127
6.2.13 景観 127
6.2.14 史跡・文化財 128

6.2.15 自然との触れ合い活動の場 ･･･ 131
6.2.16 廃棄物 ･･･ 131
6.2.17 温室効果ガス ･･･ 133
7 環境影響評価の項目･･･ 135
7.1 選定した項目及びその理由･･･ 135
7.1.1 選定した項目 ･･･ 135
7.1.2 選定した理由 ･･･ 137
7.2 選定しなかった項目及びその理由･･･ 141
7.2.1 選定しなかった項目 ･･ 141
7.2.2 選定しなかった理由 ･･ 141
8 調査等の手法･･ 143
8.1 調査等の概要･･･ 143
8.2 項目別の調査等の手法･･･ 151
8.2.1 大気汚染 ･･･ 151
8.2.2 悪臭 ･･･ 157
8.2.3 騒音・振動 ･･ 160
8.2.4 土壌汚染 ･･･ 166
8.2.5 地盤 ･･･ 169
8.2.6 水循環 ･･ 172
8.2.7 日影 ･･･ 175
8.2.8 電波障害 ･･･ 178
8.2.9 景観 ･･･ 181
8.2.10 自然との触れ合い活動の場 ･･････････････････････････････････････ 185
8.2.11 廃棄物 ･･･ 188
8.2.12 温室効果ガス ･･ 190
9 当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される
地域を管轄する特別区又は市町村の名称及びその地域の町名･･････････････････ 192
10 その他･･･ 194
10.1 対象事業に必要な許認可等及び根拠法令･･････････････････････････････ 194
10.2 調査計画書を作成した者並びにその委託を受けた者の名称、
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地･･････････････････････････････ 194
10.3 調査計画書を作成するに当たって参考とした資料の目録･･････････････････ 195

1　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名　称　：東京二十三区清掃一部事務組合

代表者　：管理者　西川　太一郎

所在地　：東京都千代田区飯田橋三丁目５番１号

2　対象事業の名称及び種類

事業の名称　：江戸川清掃工場建替事業

事業の種類　：廃棄物処理施設の設置

3　対象事業の内容の概略

江戸川清掃工場建替事業（以下「本事業」という。）は、東京都江戸川区江戸川二丁目 10 番地に位置する既存の江戸川清掃工場（平成９年度しゅん工、処理能力 600 トン/日（300 トン/日・炉×２基））の建替えを行うものである。

対象事業の概略は、表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1　対象事業内容の概略

所　在　地		東京都江戸川区江戸川二丁目 10 番地
面　　積		約 28,000m^2
工事着工年度		平成 32 年度（予定）
工場稼働年度		平成 38 年度（予定）
処 理 能 力		可燃ごみ　600 トン/日 （300 トン/日・炉×２基）
主な建築物等	工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造 （一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造） 高さ：約 26m
	煙突	外筒：鉄筋コンクリート造　内筒：ステンレス製 高さ：約 150m

4　対象事業の目的及び内容

4.1　事業の目的

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、一般廃棄物の中間処理を２３区が共同で行うために設置した特別地方公共団体である。ごみの収集、運搬は２３区が実施し、埋立処分は東京都に委託しており、それぞれの役割分担の中で、清掃一組は２３区や東京都と連携して清掃事業を進めている。

清掃一組では「一般廃棄物処理基本計画（平成 27 年２月改定)」(以下「一廃計画」という。）を策定しており、循環型ごみ処理システムの推進に向け、安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するために計画的な施設整備の推進を行うこととし、可燃ごみの全量焼却体制を維持しつつ、稼働年数の長い工場の建替えを進めている。

一廃計画は、ほぼ５年毎に改定され、平成 27 年２月の改定では、計画期間を平成 27 年度から 41 年度までとしている。施設整備計画の策定にあたっては、ごみ排出原単位等実態調査等の結果から長期的なごみ量や中間処理量を予測し、これに基づいて設備の定期補修、故障等による停止及び可燃ごみの季節変動に対応できる焼却余力を確保した上で、耐用年数及び整備期間を考慮するとともに、平成 42 年度以降の工事予定や焼却余力を見据え、稼働年数の長い工場の建替えを進めてごみの確実な処理体制を維持することとしている。

現在の江戸川清掃工場は平成 29 年２月現在で建設後 20 年が経過している。また清掃一組では平成 40 年代から 50 年代にかけて耐用年数を迎える工場が集中するため、江戸川清掃工場については平成 32 年度から既存施設と同規模で建て替えることとした。

4.2　事業の内容

4.2.1　位置及び区域

対象事業の位置は図 4-1 及び図 4-2 に、対象事業の区域（以下「計画地」という。）は図 4-3 に示すとおりである。

計画地は、江戸川区江戸川に位置しており、敷地面積約 28,000m^2の区域である。

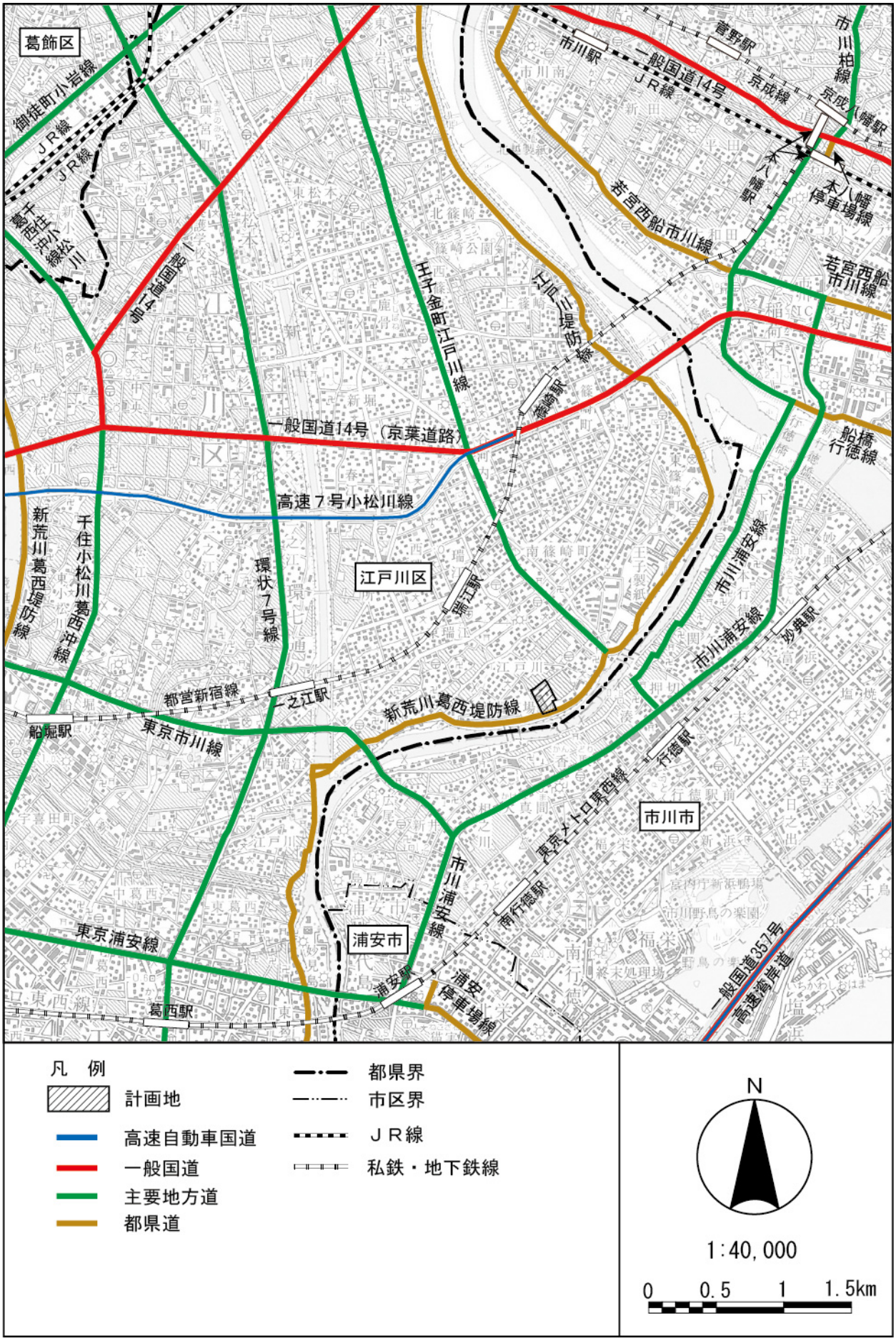
葛飾区
江戸川区
市川市
浦安市
一般国道14号（京葉道路）
高速７号小松川線
一般国道14号
JR線
京成線
市川駅
菅野駅
京成八幡駅
本八幡駅
本八幡停車場線
若宮西船市川線
市川柏線
船橋行徳線
江戸川堤防線
篠崎駅
中金町江戸川線
環状７号線
瑞江駅
一之江駅
都営新宿線
東京市川線
船堀駅
新荒川葛西堤防線
千住小松川葛西沖線
葛西沖線
御徒町小岩線
市川浦安線
妙典駅
行徳駅
東京メトロ東西線
南行徳駅
浦安駅
浦安停車場線
東京浦安線
葛西駅
一般国道357号
高速湾岸道
凡　例
計画地
高速自動車国道
一般国道
主要地方道
都県道
都県界
市区界
ＪＲ線
私鉄・地下鉄線
N
1:40,000
0
0.5
1
1.5km

図 4-1　対象事業の位置

図 4-2　上空から見た対象事業の位置

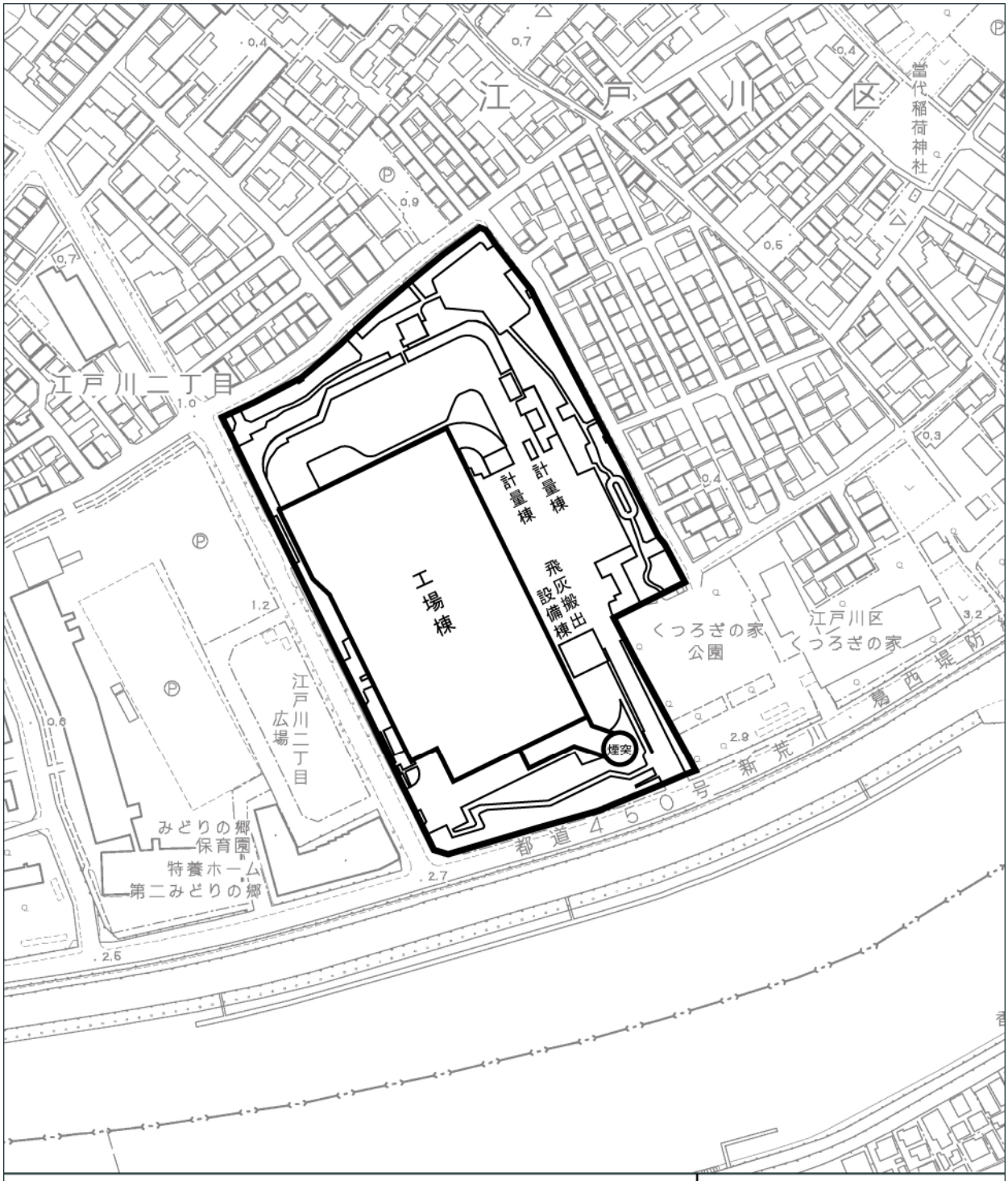

凡　例

計画地（約28,000㎡）

N

1:2,500

0　50　100m

注）計画地内の施設配置は、既存施設を表す。

図 4-3　対象事業の区域

4.2.2　計画の内容

本事業は、既存の清掃工場を解体・撤去し、最新の設備を有する清掃工場を建設するものである。

建替え後の主な施設としては、工場棟、付属施設及び煙突がある。

(1)　施設計画

既存及び建替え後の施設概要は、表 4-1 及び表 4-2 に示すとおりである。

計画地は江戸川区洪水ハザードマップの浸水が予想される区域となっているため、敷地地盤を 1.6mかさ上げし、浸水水位を上回る地盤面を確保する。

既存の清掃工場は高さ 28.0mであるが、新たに建設する工場棟は、高さ 26.4mとし、敷地地盤をかさ上げしても周辺地盤からの高さは既存工場と同様とする。

また、建替え後の煙突は、既存のものと同じ高さ約 150mとし、ステンレス製の内筒２本を鉄筋コンクリート製の外筒１本の中に収めるものとする。

なお、駐車場は 19 台（小型車 15 台、大型バス３台、車いす用１台）分を設ける。

表 4-1　既存及び建替え後の施設概要：構造等

施設区分		既存	建替え後
敷地地盤（GL）		A.P.　+2.5m	A.P.　+4.1m
工場棟	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 （一部鉄骨造）	鉄骨鉄筋コンクリート造 （一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造）
	高さ	28.0m（A.P.+30.5m）	26.4m（A.P.+30.5m）
	深さ	-16.0m（A.P.-13.5m）	-18.5m（A.P.-14.4m）
付属施設		計量棟、洗車棟ほか	計量棟、洗車棟ほか
煙突	構造	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：鋼製	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製
	高さ	約 150m	約 150m

建築面積については、既存が約 10,080m^2、建替え後が約 13,200m^2 となる。

表 4-2　既存及び建替え後の施設概要：建築面積

施設区分	既存	建替え後
工 場 棟	約 9,500m^2	約 12,800m^2
付属施設	約 580m^2	約 400m^2
合計面積	約 10,080m^2	約 13,200m^2

建替工事は平成 32 年度に着手し、同 38 年度に完了する。建替事業の工程を表 4-3 に示す。

表 4-3　建替事業の工程（予定）

事業年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
建替計画策定												
環境影響評価手続												
解体・建設工事					▼着工							

既存施設配置は図 4-4、施設計画は図 4-5、設備配置計画は図 4-6 に示すとおりである。また、建築物の計画立面は図 4-7（1）及び（2）、完成予想図は図 4-8 に示すとおりである。

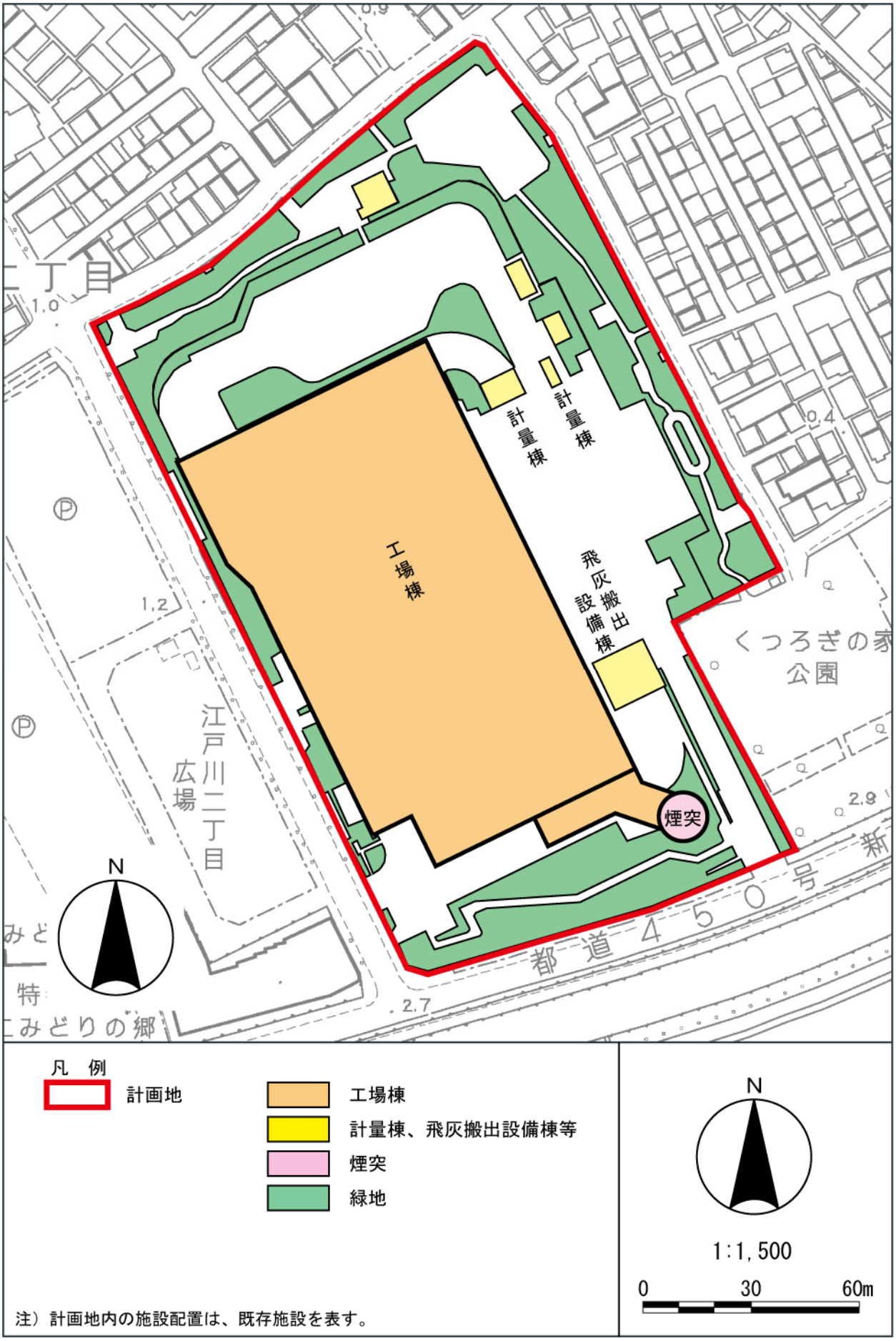

注）計画地内の施設配置は、既存施設を表す。

図 4-4　既存施設配置図

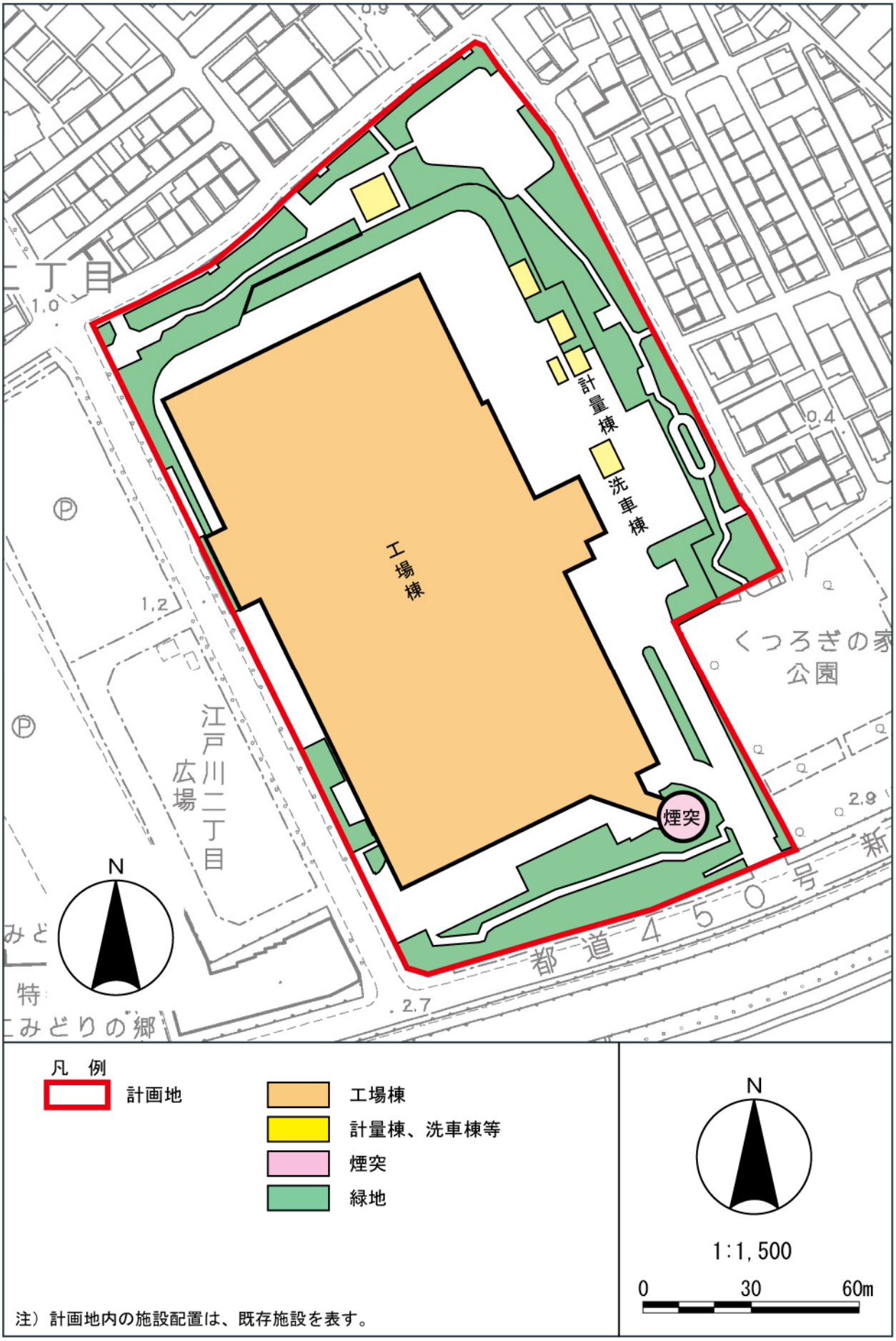

注）計画地内の施設配置は、既存施設を表す。

図 4-5　施設計画図

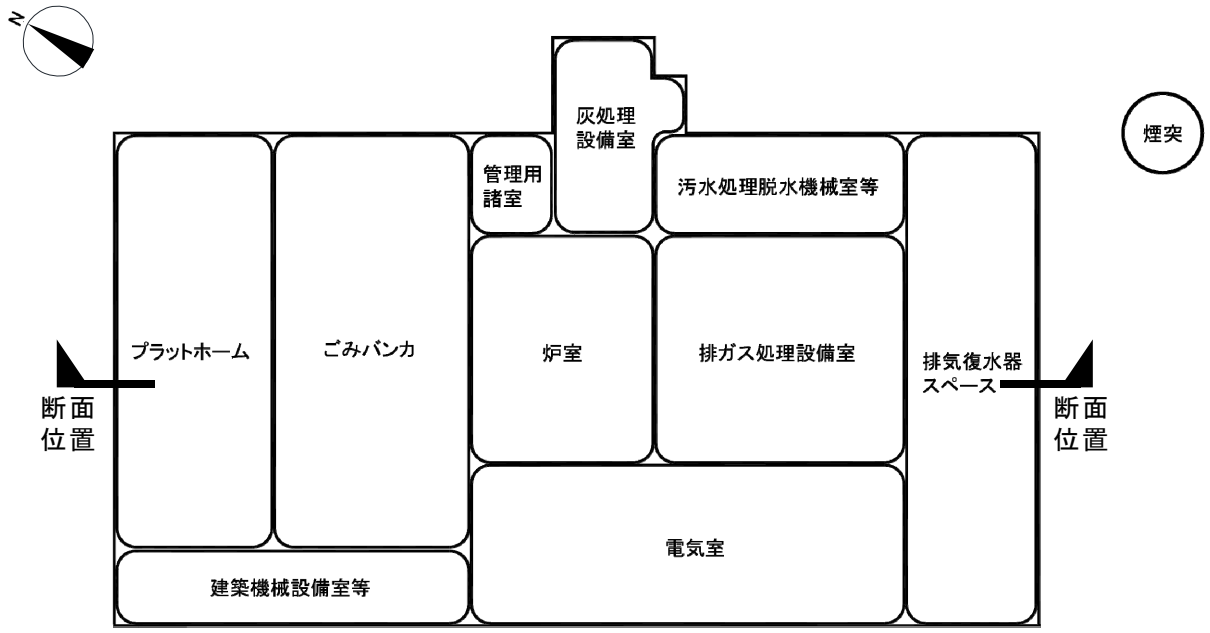

計画平面図（２階）

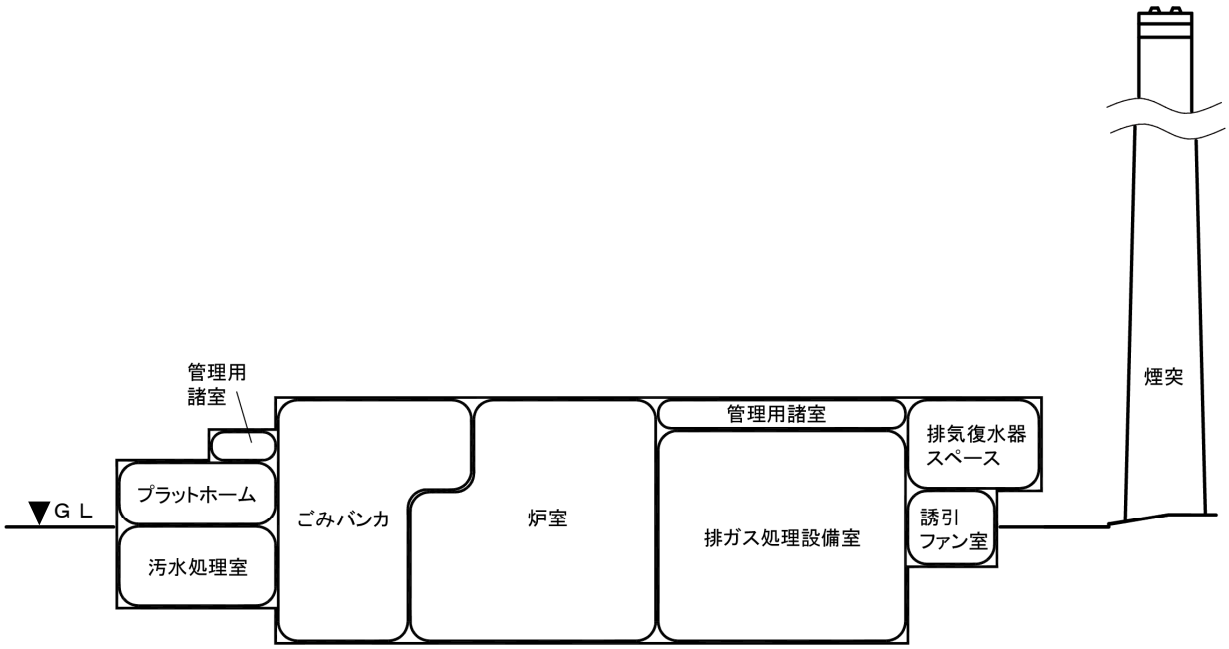

計画断面図

図 4-6　設備配置計画図

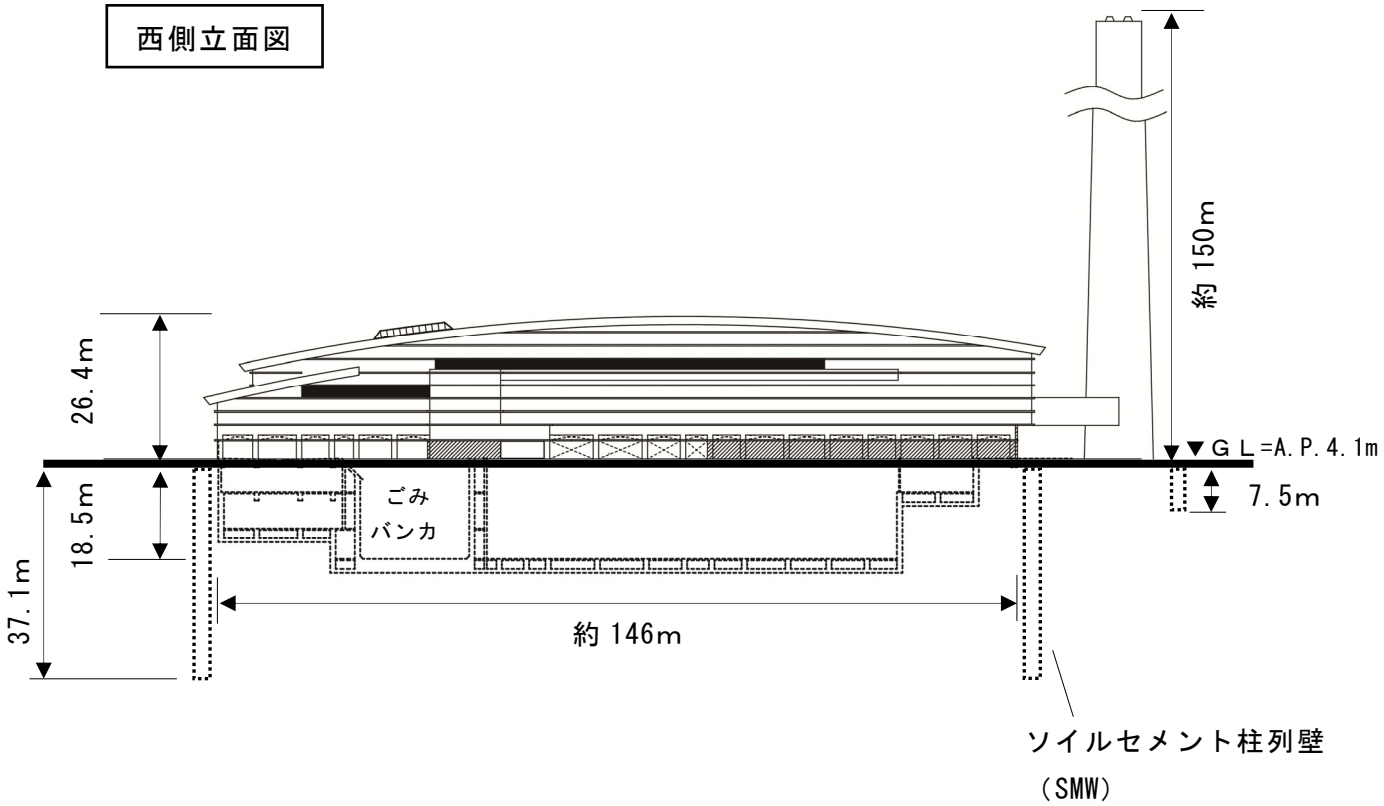
西側立面図
約 150m
26.4m
ＧＬ=A.P.4.1m
7.5m
18.5m
37.1m
ごみ
バンカ
約 146m
ソイルセメント柱列壁
（SMW）

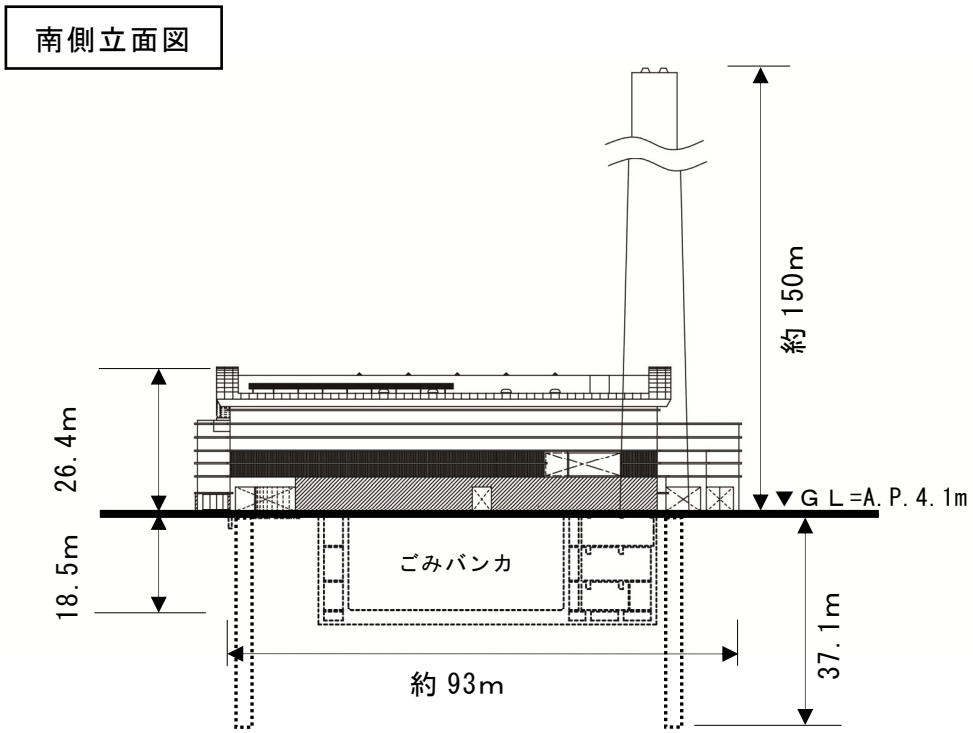
南側立面図
約 150m
26.4m
ＧＬ=A.P.4.1m
18.5m
ごみバンカ
37.1m
約 93m

図 4-7（1）　計画立面図（1）

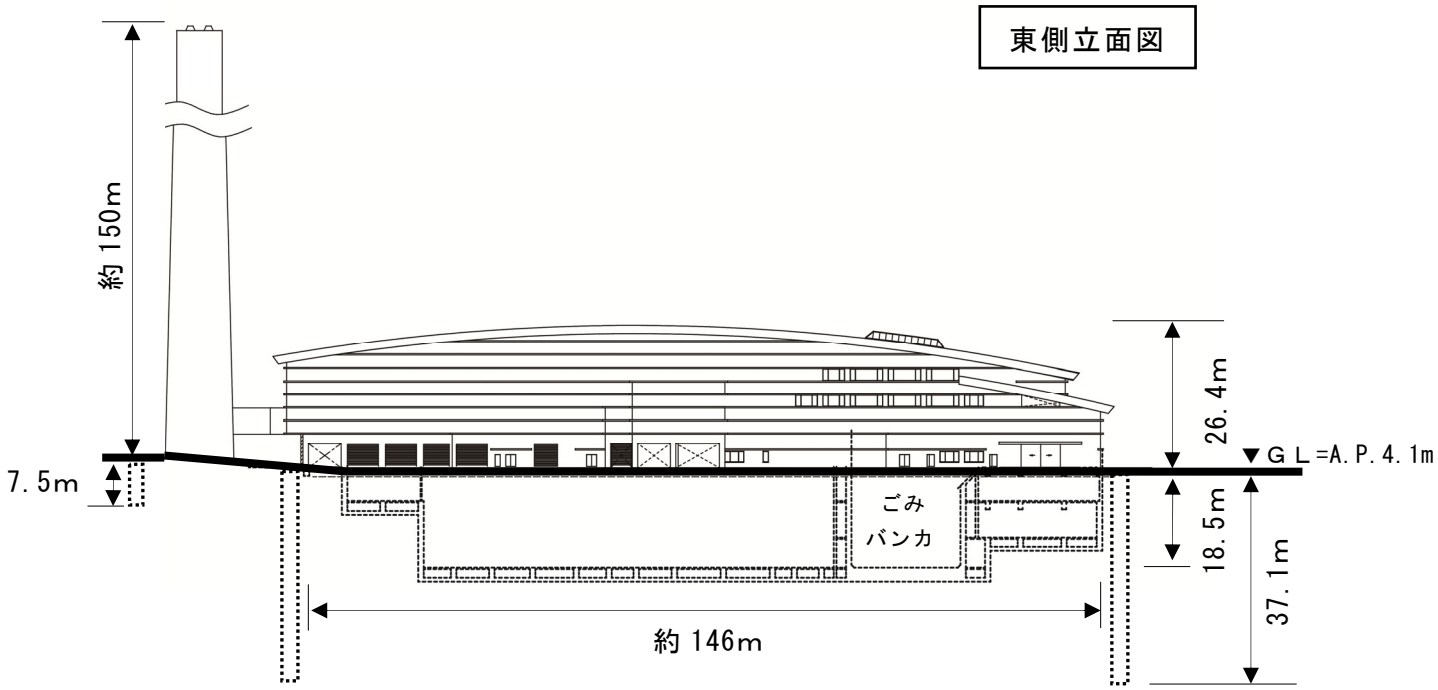
東側立面図
約150m
7.5m
26.4m
GL=A.P.4.1m
ごみ
バンカ
18.5m
37.1m
約146m

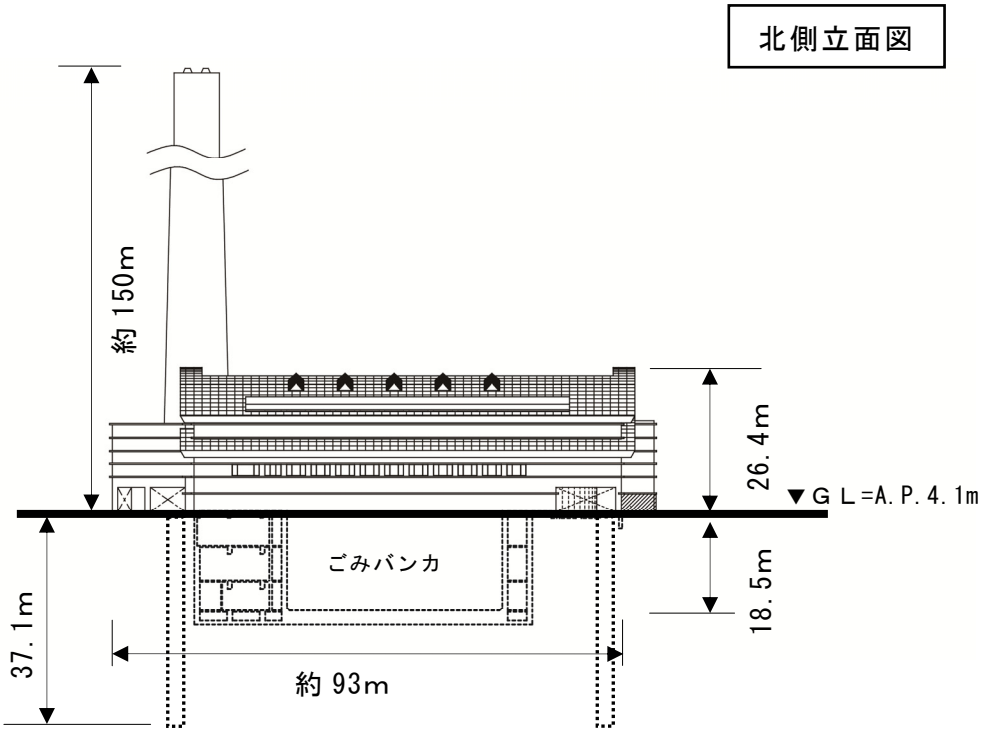
北側立面図
約150m
26.4m
GL=A.P.4.1m
ごみバンカ
18.5m
37.1m
約93m

図 4-7（2）　計画立面図（2）

※図は計画段階のイメージです。実際とは異なる場合があります。

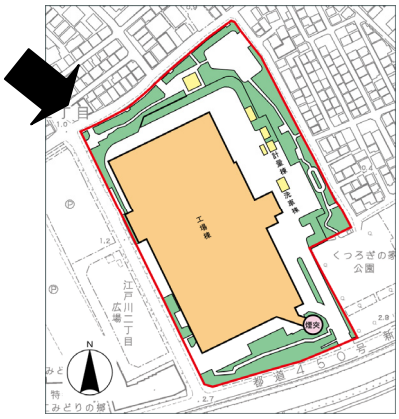

図 4-8　完成予想図（北西側）

(2) 設備計画

ア 設備概要

既存及び建替え後の各設備概要は、表 4-4 に示すとおりである。

表 4-4 設備概要（既存・建替え後）

項目		既存	建替え後
施設規模		600 トン/日 （300 トン/日・炉×２基）	600 トン/日 （300 トン/日・炉×２基）
処理能力		600 トン/日	600 トン/日
ごみ処理	処理方式	全連続燃焼式火格子焼却炉	全連続燃焼式火格子焼却炉
	処理対象物	可燃ごみ	可燃ごみ
排ガス処理設備		ろ過式集じん器、洗煙設備、触媒反応塔等	ろ過式集じん器、洗煙設備、触媒反応塔等
煙突		外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：鋼製	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製
運転計画		１日 24 時間の連続運転	１日 24 時間の連続運転

イ　処理フロー

ごみを清掃工場に受け入れてから、灰として搬出するまでの清掃工場のプラント[注1)]設備による全体処理フローは、図 4-9 及び図 4-10 に示す。

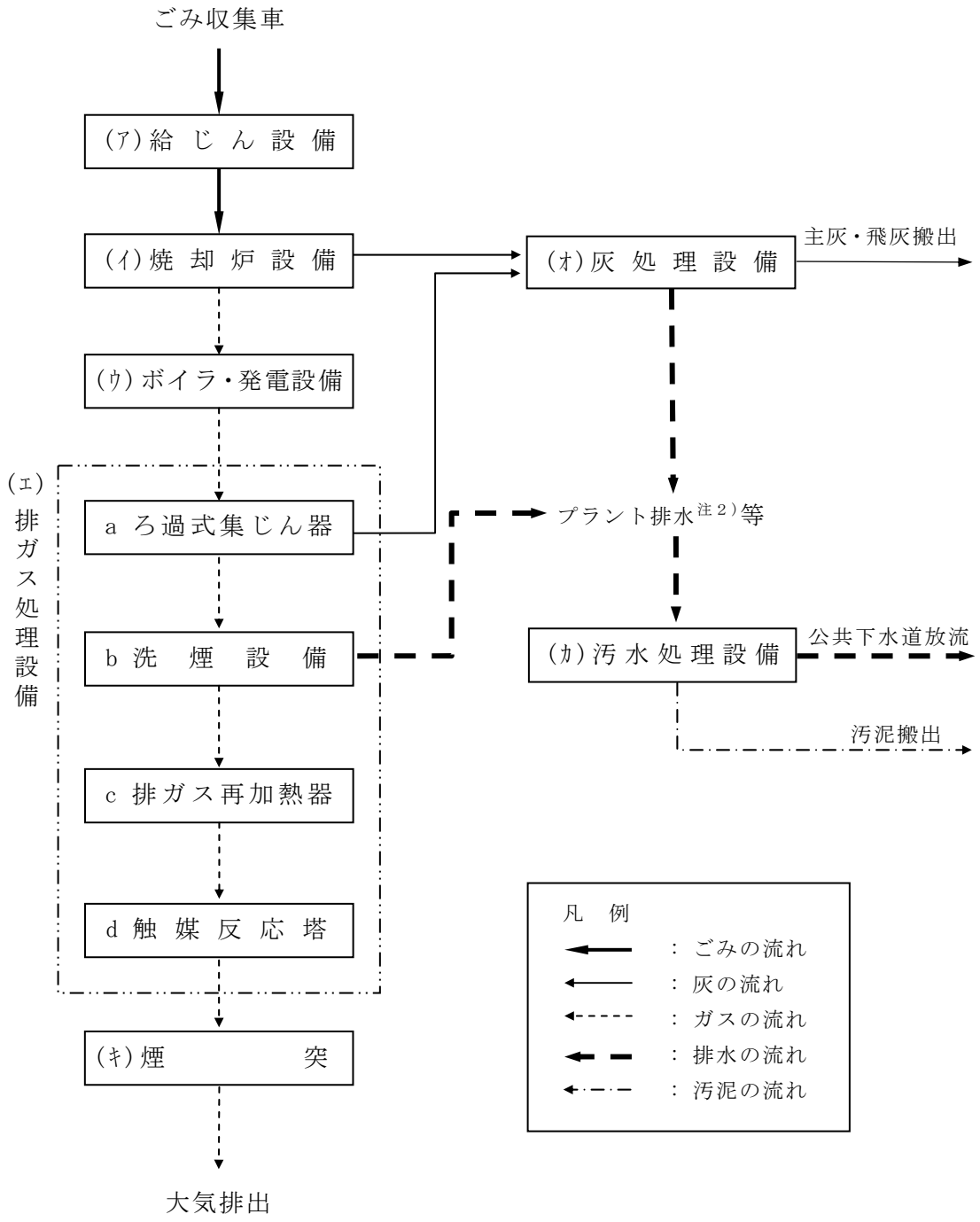

図 4-9　全体処理フロー

注１）　(ｱ)給じん設備から(ｷ)煙突までの設備の総称

注２）　排ガス処理設備や灰処理設備等から発生する排水の総称（図 4-12 参照）

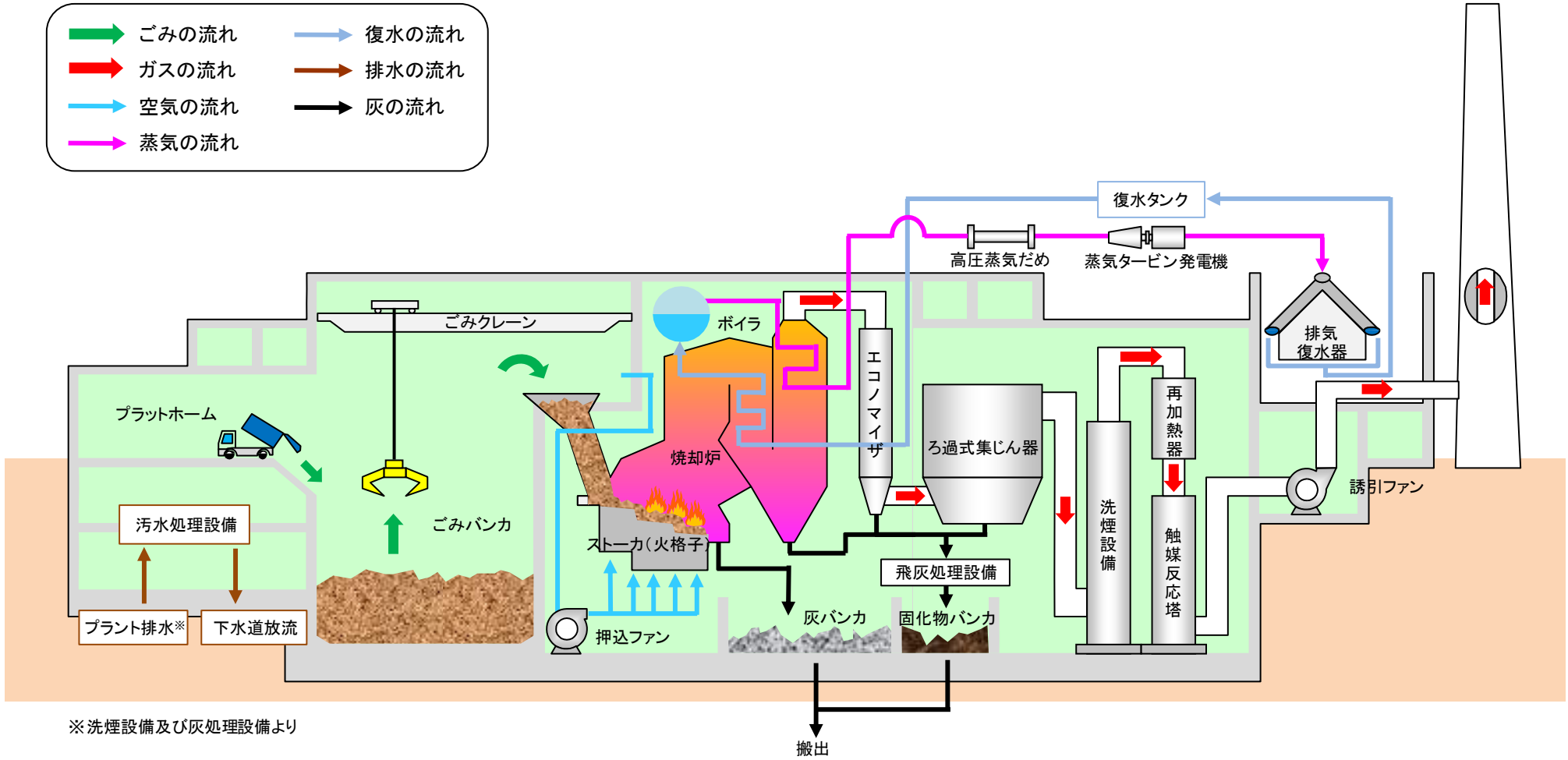

※洗煙設備及び灰処理設備より

図 4-10　全体処理フロー（模式図）

ウ　プラント設備の概略

プラント設備の概略は、以下に示すとおりである。

(ｱ) 給じん設備

ごみを清掃工場に受け入れて一時貯留するための設備（プラットホーム、ごみバンカ）と、焼却炉にごみを供給する設備（ごみクレーン等）で構成する。

ごみ収集車両によって搬入されたごみは、ごみ計量機で計量し、プラットホームからごみバンカへ投入する。ごみバンカは５日分以上のごみを貯留することができ、貯留したごみをクレーンで撹拌し、均質化した上で定量的に焼却炉に投入する。

ごみバンカ内の空気を燃焼用空気として強制的に焼却炉内に吸引することで、ごみバンカ内を常に負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。また、ごみバンカゲートやプラットホームの出入口扉及びエアカーテンで臭気の流出を防止する。

なお、臭気は焼却炉内において高温で熱分解し、脱臭する。

(ｲ) 焼却炉設備

焼却炉と炉内の温度を昇温するためのバーナー等の助燃設備で構成する。均質化したごみをストーカ（火格子）上で、乾燥、燃焼、後燃焼を 24 時間連続して行う全連続焼却炉である。

燃焼ガス温度は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、800℃以上に維持し、ガスの滞留時間を２秒以上保つ。また、焼却炉から排出されるガス（排ガス）の一酸化炭素濃度を適切に管理し、安定したごみの燃焼を行う。

(ｳ) ボイラ・発電設備

ごみ焼却により発生する燃焼ガスの廃熱を、蒸気として回収し、所定の温度まで冷却する。回収した蒸気は、蒸気タービン発電機により発電に用いるほか、場内の給湯等で利用するとともに、近隣の公共施設の熱源として使用する。

また、エコノマイザ[注)]では、ボイラに送る水の温度を上げるとともに、燃焼ガスの温度をさらに冷却する。

(ｴ) 排ガス処理設備

焼却炉から発生する排ガス中の飛灰や有害物質を除去するための設備で、ろ過式集じん器（バグフィルタ）、洗煙設備、排ガス再加熱器及び触媒反応塔で構成する。

a　ろ過式集じん器（バグフィルタ）

排ガス中のばいじん、ダイオキシン類及び重金属類を捕集するとともに、塩化水素及び硫黄酸化物を除去する。

b　洗煙設備

排ガスを苛性ソーダ水溶液により洗浄し、塩化水素、硫黄酸化物を除去する。

また、水銀等の重金属との反応性に富む金属捕集剤（液体キレート）を添加することにより、水銀を除去する。

注）　燃焼ガスの廃熱を利用してボイラ給水を予熱する設備のことで、「節炭器」とも呼ばれる。

c　排ガス再加熱器

排ガスを高温の蒸気により再加熱し、触媒反応塔での触媒反応の向上を図る。

なお、排ガスの再加熱の結果、煙突出口での排ガス中の水分による白煙も抑制される。

d　触媒反応塔

排ガス中の窒素酸化物及びダイオキシン類を、触媒の働きにより分解除去する。

(オ) 灰処理設備

本事業で予定する灰処理のフローを図 4-11 に示す。

焼却炉で焼却処理した際に発生する灰は、主灰[注1)]と飛灰[注2)]に分けられる。

灰処理設備では、主灰は湿潤化による飛散防止処理を行い、コンベヤで灰バンカへ移送する。ろ過式集じん器等で捕集された飛灰は、密閉構造のコンベヤにより飛灰貯留槽へ搬送し、重金属類の溶出を防止するための安定化処理として薬剤処理を行い固化物バンカへ移送する。

飛灰処理汚泥[注3)]は、最終処分場で埋立処分する。主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出しセメント原料化を図る。

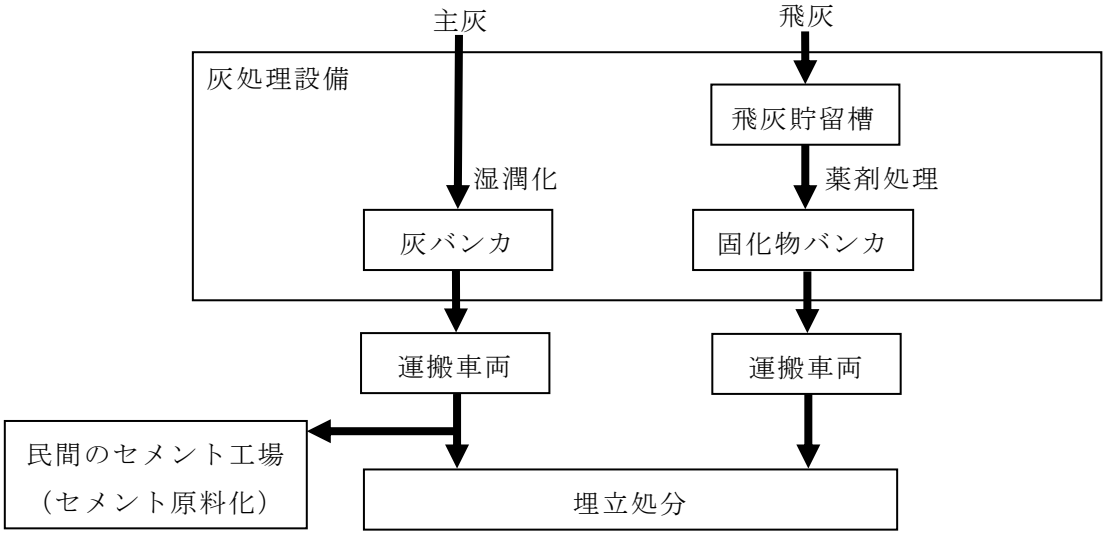

図 4-11　灰処理フロー

(カ) 汚水処理設備

洗煙汚水等の汚水中に含まれる重金属等を除去するための設備で、凝集沈殿ろ過方式により、下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準（ダイオキシン類含む。）に適合するように処理し、公共下水道へ放流する。また、処理過程で発生する脱水汚泥は最終処分場で埋立処分する。

(キ) 煙突

鉄筋コンクリート造の外筒の中に、排ガス等を通すステンレス製の内筒を設置する構

注１）　主灰とは、焼却炉の炉底部から搬出される「もえがら」をいう。
注２）　飛灰とは、焼却炉の排ガスに含まれる「ばいじん」がろ過式集じん器等で捕集されたものをいう。
注３）　飛灰処理汚泥とは、飛灰を重金属等が溶出しないよう重金属固定剤等で処理したものをいう。

造とする。

(3)　エネルギー計画

建替え後の施設で使用するエネルギーとしては、電力及び都市ガスがある。

また、ごみ焼却により発生する熱エネルギーを利用して、発電や温水による場外江戸川区施設への熱供給を行う。

なお、太陽光発電も行う計画である。

(4)　給排水計画

ア　給水計画

本事業における給水は、上水とする。

また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用する。

イ　排水計画

本事業で予定している排水処理フローを図 4-12 に示す。

プラント排水等は、汚水処理設備において、凝集沈殿ろ過方式により、重金属類、ダイオキシン類等を下水排除基準に適合するように処理後、公共下水道に放流する。

汚水処理設備では、各処理段階で pH を常時監視するほか、巡回点検により汚水の処理状況を確認する。pH 等の異常が認められた場合は、公共下水道への放流を直ちに停止するとともに、汚水槽に返送し再処理する。また、異常の原因を確認し、正常復帰するまで放流は行わない。

構内道路等に降った雨水のうち、初期雨水を汚水処理設備へ送り、処理後、公共下水道へ放流する。初期雨水以外の雨水は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道へ放流する。

また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用するが、余剰分は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道に放流する。

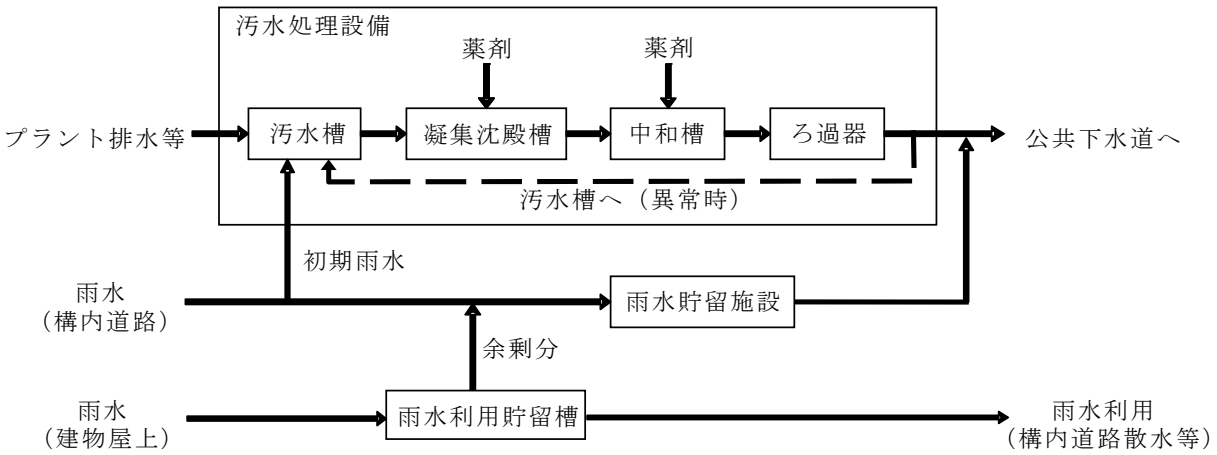

図 4-12　排水処理フロー

(5)　緑化計画

建替え後の施設では、既存施設と同様に計画地内北東側の緩衝緑地及び敷地境界部に緑を配置する。

また、新たに屋上緑化及び壁面緑化を行い、「東京における自然の保護と回復に関する条例」の基準を遵守するとともに、「東京都環境基本計画」及び「江戸川区みどりの基本計画」の趣旨を十分に勘案し、可能な範囲で緑化に努める。

計画地の緑化にあたっては、既存樹木を可能な限り利用するとともに、高木や中・低木等を適切に組み合わせた植栽を行い、緑豊かな緩衝緑地と江戸川の河川整備と融合した景観を形成し、地域環境に溶け込んだ清掃工場として機能することを目指す。

(6)　廃棄物の処理計画

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、主灰、飛灰及び脱水汚泥がある。

飛灰は、重金属類の溶出を防止する安定化処理として薬剤処理等を行い、飛灰処理汚泥とする。飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、最終処分場で埋立処分する。主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出し、セメント原料化を図る。

なお、主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、定期的に重金属溶出試験やダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。

(7)　環境マネジメントシステムの導入

既存施設では、平成 12 年 9 月に環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の認証を取得した。この中で、環境関連法令等を遵守すること、環境目的・目標を設定して継続的改善に努めること、省資源・省エネルギーの推進に努めること等を環境方針として掲げ、目標達成に向けての活動を進めている。

建替え後の施設でも、同様に環境マネジメントシステムを導入する予定である。

4.3　施工計画及び供用計画

4.3.1　施工計画

(1)　工事工程の概要

工事は平成 32 年度に着手し、工事期間は 80 か月を予定している。工事工程を表 4-5 に示す。

なお、作業時間は、原則として午前８時から午後６時まで（ただし、工事のための出入り、準備及び後片付けを除く。）とし、日曜日及び祝日は作業を行わない。

既存及び建替え後の施設概要は、表 4-1 及び表 4-2（p.6 参照）に示すとおりである。

表 4-5　工事工程（予定）

主要工程＼事業年度	32	33	34	35	36	37	38
準備工事	▼着工						
解体工事・土工事							
く体・プラント工事							
外構工事							
試運転							

(2)　工事の概要

工事の主な工種とその概要は、以下のとおりである。

なお、本事業に先立ち、既存施設の稼働停止後にごみバンカ及び灰バンカの清掃を十分行い、ごみ及び灰等の除去を行う。

ア　準備工事

清掃工場の建替工事にあたり、工事作業区域を囲む仮囲いや仮設電源等の設置、資材置き場等の場内整備等を行う。

イ　解体工事・土工事

(ｱ)焼却炉設備等解体

焼却炉設備等の解体工事にあたっては、「労働安全衛生規則」及び「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 26 年１月厚生労働省労働

基準局長通達）に基づき、次のような措置を講じて、労働者の安全を確保するとともに、周辺環境へ十分配慮して適切に行っていく。

①解体作業の計画の事前届出
②作業場所の空気中のダイオキシン類濃度の測定及び付着物のサンプリング
③適切な保護具（エアラインマスク、密閉式防護服等）の使用
④ダイオキシン類を含む灰等飛散しやすいものの湿潤化
⑤解体作業実施前の設備内部付着物の除去
⑥汚染物拡散防止のための仮設の天井・壁やビニールシート等による作業場所の分離・養生
⑦汚染空気のチャコールフィルター等による適切な処理
⑧解体廃棄物等の法令に基づく適正処理

また、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」（平成 14 年 11 月東京都環境局）に基づき、解体工事期間中に敷地境界における大気の状況を確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

(ｲ)建築物等解体

建築物の解体は油圧破砕機等を使用し、既存の建築物や煙突等は全て解体する。解体にあたっては、工場棟建屋全体を覆う全覆いテント等を設置し、焼却炉設備等と建築物等を同時に解体する。また、テントの内側の壁面には防音パネルを設置して騒音の低減を図るとともに、負圧集じん器を設置してテント内を負圧に保ち粉じんの飛散を防止する。

アスベストについては、飛散のおそれのある吹付け材等として使用されていないことは確認済みであるが、解体前に非飛散性アスベストの調査を行い、その使用が確認された場合は、「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」（平成 27 年８月、東京都環境局）に基づき適切に処理する。

なお、石綿含有仕上塗材については、「アスベスト成形板マニュアル」（平成 27 年１月、東京都環境局）の改定に伴い除去時の取扱いが明記されたため、江戸川清掃工場では工場棟外壁の一部及び付属棟、煙突外壁の仕上げ塗材でアスベストを使用していることを確認済みである。解体・除去等については、「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」（平成 28 年４月、国立研究開発法人建築研究所、日本建築仕上工業会）に基づき、適切に処理する。

(ｳ)土工事

地下部分の解体・掘削に先立ち、止水性に優れたソイルセメント柱列壁（SMW）等による山留めを行う。

なお、山留壁を支える支保工は、切梁または地盤アンカー工法により支持する。

掘削工事は、バックホウ及びクラムシェル等を用い、山留壁で囲まれた部分の掘削を行う。また、掘削工事とあわせて、既存建築物地下部の解体や杭の撤去を行う。

ウ　く体・プラント工事

㈠基礎・地下く体工事

掘削工事完了後、杭等の地業工事を行ったうえ、地下部分の鉄筋コンクリート構造体を構築する。

㈡地上く体・仕上工事

地上く体工事は、クローラクレーン、タワークレーン等を用いて基礎・地下く体工事が終了した部分から順次施工する。仕上工事は、く体工事を完了した部分より順次施工する。

なお、仕上工事の内外装塗装にあたっては、低 VOC 塗料を使用する。

㈢プラント工事

く体工事を完了した部分より順次施工する。プラント設備の搬入はトラック等で行い、組立と据付はクローラクレーン等を用いて行う。

エ　外構工事

外構工事としては、構内道路工事及び植栽工事等があり、く体工事がほぼ終了した時点から施工する。

(3) 建設機械及び工事用車両

ア 建設機械

工事の進捗に応じ、表 4-6 に示す建設機械を順次使用する。

なお、建設機械については、最新の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を極力使用する。

表 4-6 工種別建設機械（工事用車両を除く。）

主要工程	主な作業	主な建設機械								
		バックホウ	クローラクレーン	タワークレーン	油圧式破砕機	ジャイアントブレーカー	多軸掘削機	杭打機	コンクリートポンプ車	クラムシェル
準備工事	工事用仮囲い設置 仮設電源設置	○								
解体工事・ 土工事	焼却炉設備解体 建築物解体 煙突解体 山留め（SMW 等） 地下解体 掘削	○	○		○	○	○	○	○	○
く体・ プラント工事	コンクリート打設 組立・建込・据付	○	○	○				○	○	
外構工事	構内道路工事 植栽工事	○	○						○	

イ 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 4-13 に示すとおりである。

なお、工事用車両については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「東京都環境確保条例」という。）他、各県条例によるディーゼル車規制に適合するものとし、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車を極力使用する。

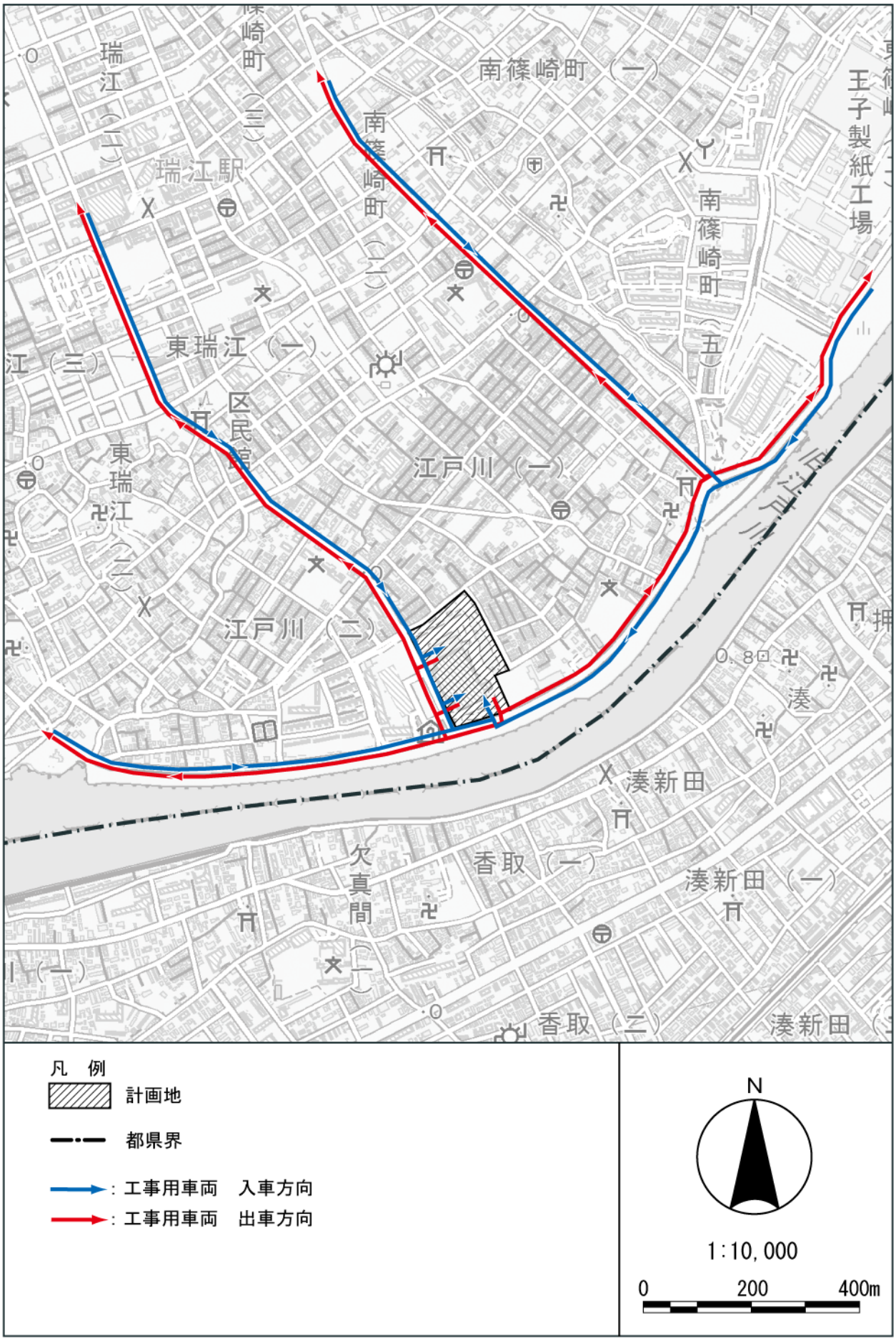

図 4-13　工事用車両の主な走行ルート

4.3.2　供用計画

(1)　ごみ収集車両等計画

ア　運搬計画

(ｱ) ごみ等の運搬

江戸川区から発生するごみを主体とし、周辺区からも搬入する。

施設稼働に伴い発生する飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、最終処分場へ運搬して埋立処分する。主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出し、セメント原料化を図る。

(ｲ) 搬出入日時

ごみ等の搬出入は、原則として月曜日から土曜日までの８時から 17 時までとする。

(ｳ) 走行ルート

ごみ収集車両の主な走行ルート及び灰等運搬車両の主な走行ルートについては、現状と同様とし、図 4-14 及び図 4-15 に示すとおりである。

(ｴ) ごみ収集車両等台数

建替え後におけるごみ収集車両等の台数は、定格処理能力である 600 トン/日稼働の時[注 1)]、ごみ収集車両 584 台/日、灰等運搬車両 15 台/日、合計 599 台/日と予測される。

(ｵ) 時間帯別予測台数

将来のごみ収集車両、灰等運搬車両の時間帯別予測台数は、表 4-7 に示すとおりである。

表 4-7　時間帯別予測台数

単位：台

車両／時間帯	ごみ収集車両	灰等運搬車両	合計
8:00～ 9:00	94	1	95
9:00～10:00	126	4	130
10:00～11:00	107	4	111
11:00～12:00	61	1	62
12:00～13:00	20	0	20
13:00～14:00	117	5	122
14:00～15:00	52	0	52
15:00～16:00	7	0	7
16:00～17:00	0	0	0
合計	584	15	599

注２）時間帯別予測台数は既存施設の実績により按分した。

注 1) ごみ搬入は月曜日から土曜日までの週６日であるため、１日あたり 700 トン搬入する条件で台数を算出した。

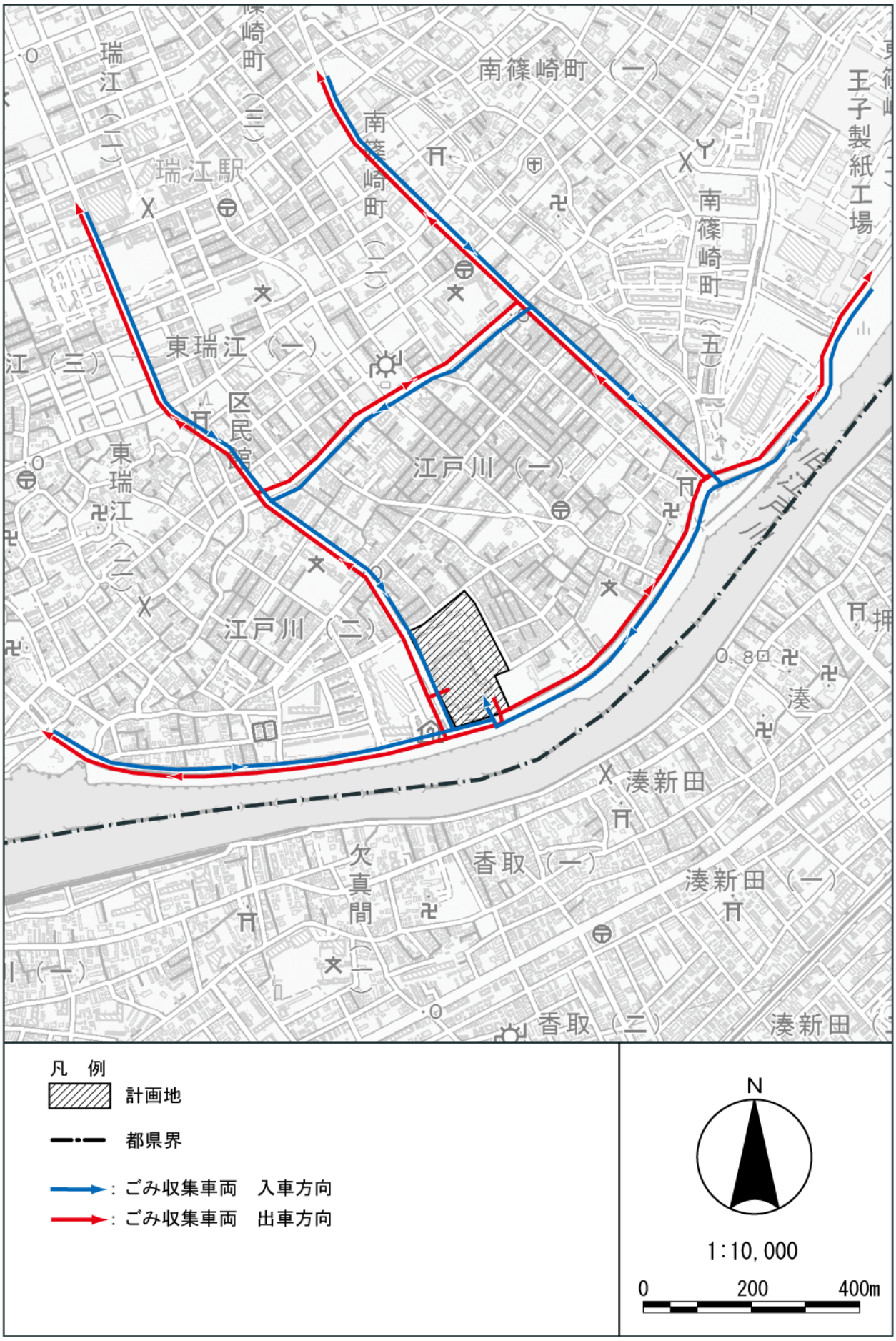

図 4-14　ごみ収集車両の主な走行ルート

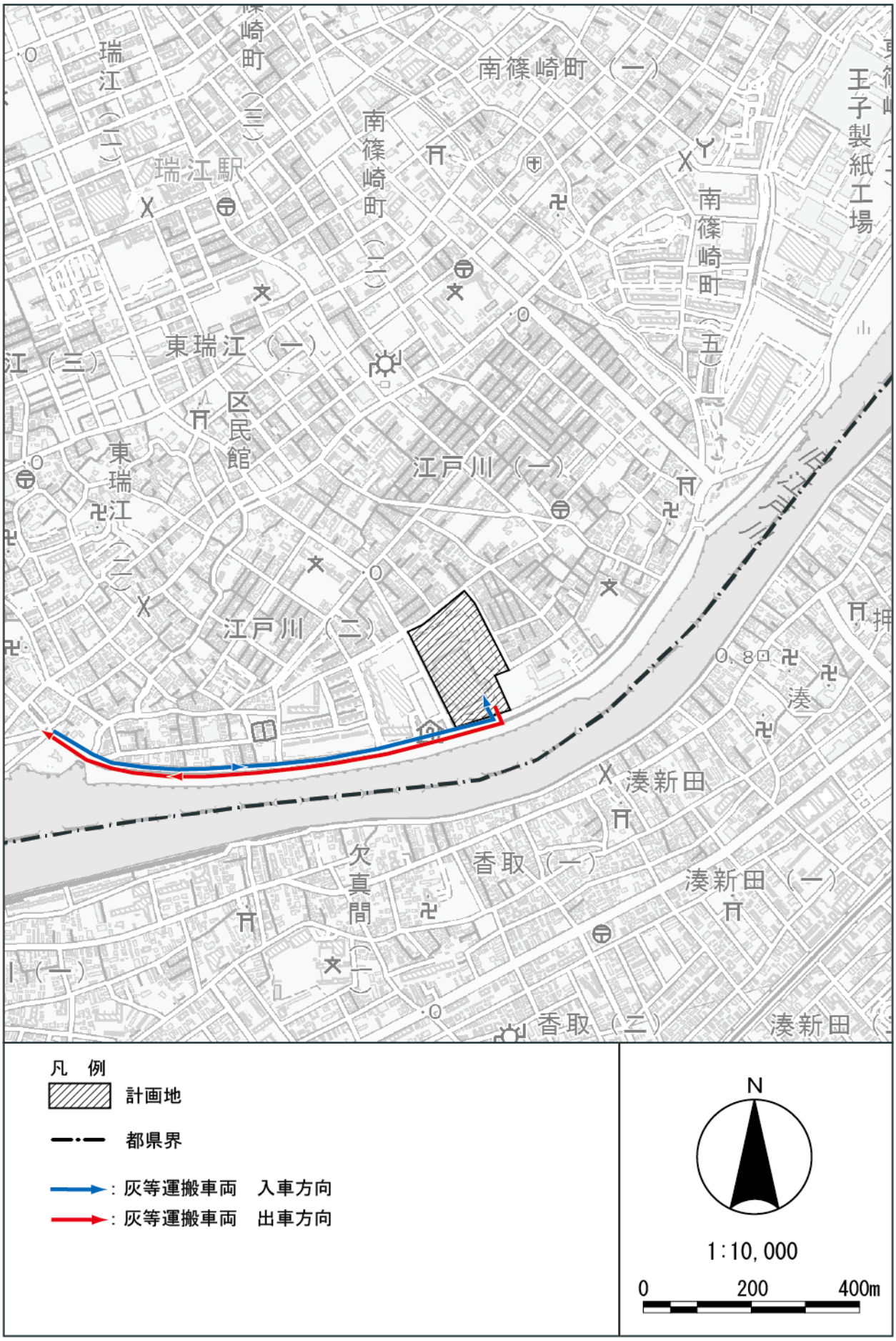

図 4-15　灰等運搬車両の主な走行ルート

イ　ごみ収集車両等の構造

ごみ収集車両等の外観を図 4-16 及び図 4-17 に示す。

ごみ収集車両は、汚水が漏れない密閉構造とする。また、灰等の運搬車両は、天蓋付きとし、灰等が飛散しない構造とする。

図 4-16　ごみ収集車両の外観（小型プレス車　4㎥）

図 4-17　灰等運搬車両の外観（大型ダンプ車天蓋付 10㎥）

(2)　施設の監視制御

建替え後の施設では、プラントの運転に必要な情報を収集・管理し、施設の監視制御を 24 時間連続して行う。主な監視制御内容は、以下のとおりである。

①焼却炉では、ごみ供給量及び各箇所の燃焼空気量等を調整することによって、燃焼温度や一酸化炭素濃度を適正に保ち、ごみの安定的な燃焼を行う。

②洗煙設備における苛性ソーダ水溶液の量や触媒反応塔へのアンモニアの吹き込み量等を制御して、排ガス中の塩化水素、硫黄酸化物及び窒素酸化物等を除去することにより、清掃一組の自己規制値を遵守する。

③汚水処理設備の pH 値をモニタリングし、pH 調整用薬剤や凝集剤等の添加量を調整することによって排水中の重金属等を除去し、下水排除基準を遵守する。

(3) ダイオキシン類対策

ア 焼却処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、燃焼室中の燃焼ガス温度を 800℃以上に保ち、２秒以上滞留することでダイオキシン類の発生を抑制する。

さらに、安定燃焼を図るため、一酸化炭素濃度を基準値以下に制御する等、燃焼管理を行う。

イ 排ガス処理

ろ過式集じん器（バグフィルタ）入口の排ガス温度を、200℃以下に下げることにより、排ガス中のダイオキシン類の生成を防止する。

また、ろ過式集じん器（バグフィルタ）によって、ばいじんを捕集するとともにダイオキシン類を除去する。さらに、触媒反応塔では触媒反応によりダイオキシン類を分解除去することで、煙突出口でのダイオキシン類濃度を「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める排出基準値（0.1ng-TEQ/m^3N[注1)]）以下にする。

ウ 汚水対策

汚水処理設備では、凝集沈殿及びろ過処理を行うことにより、排水中の重金属類及び粒子状物質を除去する。ダイオキシン類は、水にほとんど溶けず、粒子状物質に付着しているため、この過程で排水中からほとんど除去される。最終的に排水中のダイオキシン類濃度を「下水排除基準」に定める排除基準値（10pg-TEQ/L [注2)]）以下とし、公共下水道へ放流する。

また、汚水処理過程で発生する脱水汚泥は、最終処分場で埋立処分する。

(4) 廃棄物の処分

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、主灰、飛灰及び脱水汚泥がある。

飛灰は、重金属類の溶出を防止する安定化処理として薬剤処理等を行い、飛灰処理汚泥とする。飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、最終処分場で埋立処分する。主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出し、セメント原料化を図る。

なお、主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、定期的に重金属溶出試験やダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。

注１）TEQ とは、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2,3,7,8－四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンに毒性等価換算したものである。また、1ng（ナノグラム）は 10 億分の 1g である。

注２）１pg（ピコグラム）は１兆分の 1g である。

5　事業計画の策定に至った経過

本事業は、清掃一組が実施する事業であり、事業計画の策定に至った経緯は以下のとおりである。

(1)　事業計画の策定

既存の江戸川清掃工場は、可燃ごみの焼却施設として平成９年１月に東京都により建設され、平成 29 年２月現在で、建設後 20 年が経過している。

平成 12 年４月１日に、「地方自治法等の一部を改正する法律」が施行され、それまで東京都が行ってきた区部の一般廃棄物にかかる清掃事業は特別区に移管された。

移管後は、ごみの収集・運搬を各区が実施することとしたが、ごみの中間処理は効率的な処理を行うという理由から、特別区が共同で処理するため、23 区の総意により清掃一組が設立された。

なお、最終処分は東京都に委託し、埋立処分をすることとした。

清掃一組は、設立と同時に一廃計画を策定した。この一廃計画は、東京都が実施してきた清掃事業を円滑に引継ぐという趣旨から、東京都が平成９年 12 月に策定した「東京都一般廃棄物処理基本計画（東京スリムプラン 21)」を原則として継承した。

その後、平成 18 年１月、平成 22 年２月及び平成 27 年２月に一廃計画を改定し、現計画では江戸川清掃工場について、平成 32 年度から施設整備を行う予定としている。

本事業は、この一廃計画に基づき、江戸川清掃工場の建替えを実施するものである。

(2)　地域住民との取組

平成 28 年１月、江戸川清掃工場の建替事業を開始するにあたり、地域住民に対する説明会を開催し、一廃計画や事業全体の概要について説明した。

その後、建替計画の策定に係る調査を実施し、平成 29 年２月に「建替計画素案」を取りまとめて地域住民に対する住民説明会を行い、平成 29 年３月に「江戸川清掃工場建替計画」を策定した。

新しい江戸川清掃工場は、基本コンセプトを「水とみどりに調和した、地域にやさしい清掃工場」とし、施設計画の方針として「水とみどりの調和」、「環境との共生」、「エネルギーの有効活用」、「施設の強靭化」を掲げ、地域と共生する身近で親しまれる清掃工場を目指していく。

6　地域の概況

計画地は、東京都江戸川区に位置している。

地域の概況の調査範囲は、計画地及びその周辺地域とした。また、広域的に把握する必要のある大気汚染については、煙突排出ガスの影響や一般環境大気測定局の配置を勘案して、図 6-1 に示すとおり計画地から約 5 km の範囲とした。この範囲内に含まれる区市町村は、東京都江戸川区及び葛飾区、並びに千葉県市川市、浦安市及び船橋市となっている。その他の項目については、計画地及びその周辺地域とし、調査項目ごとに江戸川区及び市川市内の適切な範囲を設定した。

地域の概況の調査項目は、表 6-1 に示す 26 項目とした。

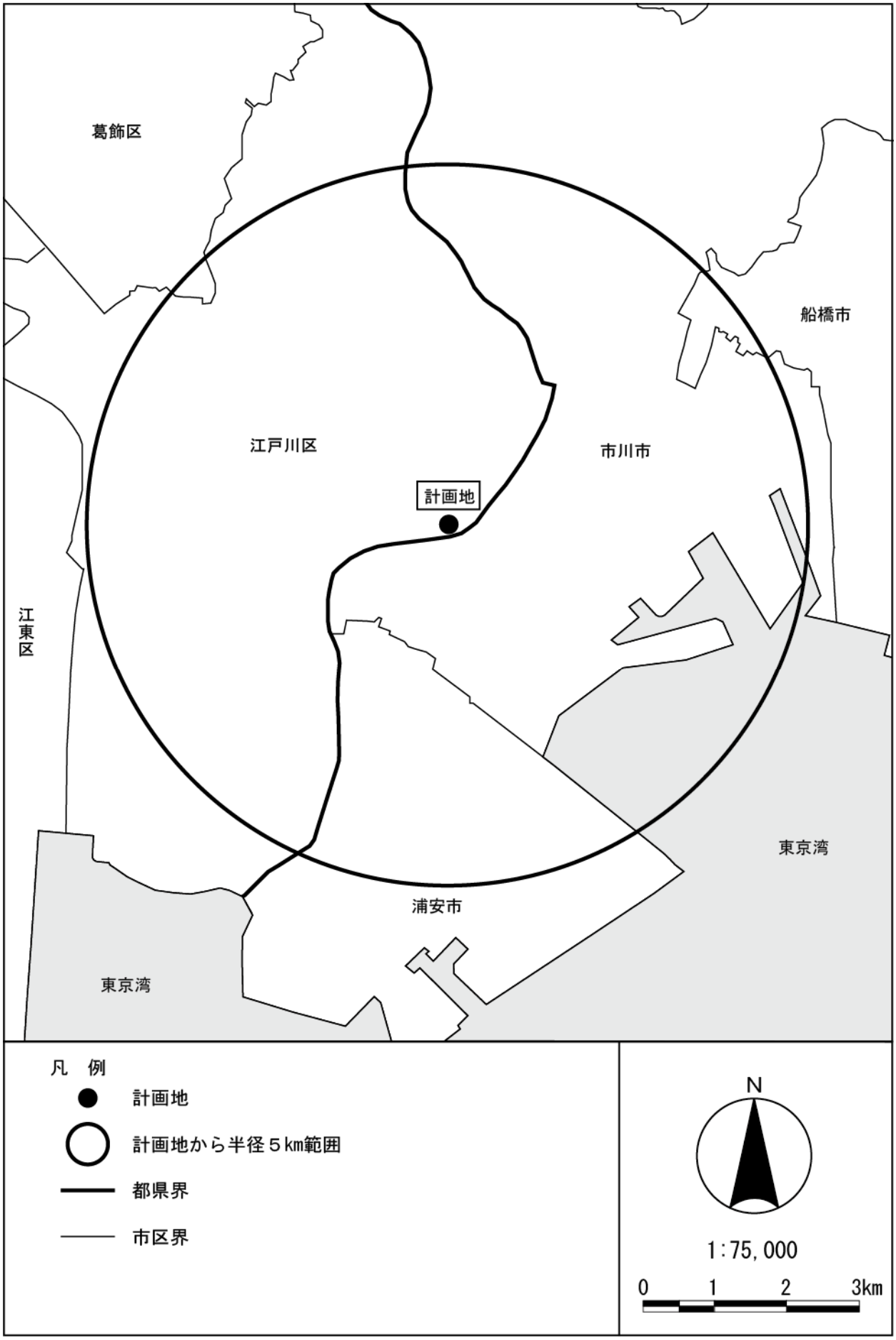

図 6-1　地域の概況の調査範囲（大気汚染）

表 6-1　地域の概況の調査項目

大項目	小項目
6.1 一般項目	6.1.1 人口
	6.1.2 産業
	6.1.3 交通
	6.1.4 土地利用
	6.1.5 水域利用
	6.1.6 気象
	6.1.7 関係法令の指定・規制等
	6.1.8 環境保全に関する計画等
	6.1.9 公害に関する苦情件数
6.2 環境項目	6.2.1 大気汚染
	6.2.2 悪臭
	6.2.3 騒音・振動
	6.2.4 水質汚濁
	6.2.5 土壌汚染
	6.2.6 地盤
	6.2.7 地形・地質
	6.2.8 水循環
	6.2.9 生物・生態系
	6.2.10 日影
	6.2.11 電波障害
	6.2.12 風環境
	6.2.13 景観
	6.2.14 史跡・文化財
	6.2.15 自然との触れ合い活動の場
	6.2.16 廃棄物
	6.2.17 温室効果ガス

6.1　一般項目

6.1.1　人口

(1)　人口及び人口密度

計画地の位置する江戸川区、東京 23 区及び市川市における平成 24 年から平成 28 年までの人口の推移を図 6-2 に示す。

平成 28 年現在、江戸川区の人口は 686,387 人である。また、平成 24 年以降は増加の傾向が続いている。また、市川市の人口は 476,560 人、平成 25 年以降は増加の傾向が続いている。

なお、平成 28 年現在、江戸川区の世帯数は 328,681 世帯であり、市川市の世帯数は 231,584 世帯である。

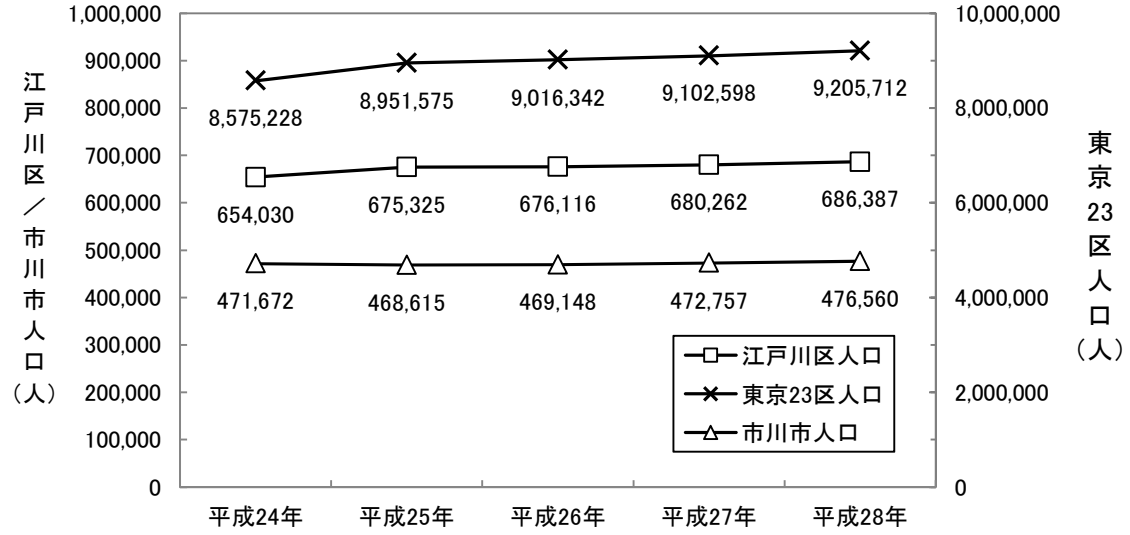

注）法改正により平成 24 年 7 月以降、外国人が住民基本台帳法の適用対象となったため、平成 25 年以降の人口総数は、日本人と外国人の合計数である。
資料）「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（平成 28 年 1 月）」
（平成 28 年 1 月、東京都総務局統計部人口統計課）
「町丁別人口（住民基本台帳）（平成 23～27 年 12 月 31 日現在）」（市川市総務部総務課）

図 6-2　人口の推移

平成 28 年における人口密度を表 6-2 に示す。江戸川区の人口密度は 13,755 人/km^2 であり、東京 23 区平均の 14,689 人/km^2 より低くなっている。市川市の人口密度は 8,451 人/km^2 となっている。

表 6-2　人口密度

単位：人/km^2

年	江戸川区	東京 23 区	市川市
平成 28 年	13,755	14,689	8,451

注）平成 28 年 1 月 1 日（市川市は平成 27 年 12 月 31 日現在）
資料）「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（平成 28 年 1 月）」
（平成 28 年 1 月、東京都総務局統計部人口統計課）
「町丁別人口（住民基本台帳）（平成 27 年 12 月 31 日現在）」
（市川市総務部総務課）

(2) 人口動態

計画地が位置する江戸川区、東京 23 区及び市川市における人口動態を表 6-3 に示す。

江戸川区の人口は、他道府県との移動、自然動態及びその他が増加、都内間の移動が減少しており、合計で 6,125 人の人口増となっている。

また、市川市の人口は他都道府県との移動、自然動態が増加及び県内間の移動が減少しており、合計で 3,803 人の人口増となっている。

表 6-3 人口動態

単位：人

地域名	増減人口	他都道府県との移動			都／県内間の移動増減数	自然動態			その他の増減
		社会増減	転入	転出		自然増減	出生	死亡	
江戸川区	6,125	3,337	23,272	19,935	-346	557	6,012	5,455	2,577
東京 23 区	103,114	65,925	347,287	281,362	2,296	6,302	83,449	77,147	28,591
市川市	3,803	3,668	24,389	20,721	-888	1,023	4,538	3,515	-

注１）平成 27 年の数値である。
注２）「その他の増減」とは、出国、入国並びに帰化、国籍離脱及び実態調査等職権による記載、消除及び正による増減等である。
注３）「社会増減」とは、他都道府県との移動の増減数をいう。
資料）「人口の動き（平成 27 年中）」（東京都総務局ホームページ）
「市川市　統計資料　出生・死亡・転入・転出数（人口動態）」（市川市ホームページ）

(3) 町丁別人口

江戸川清掃工場が位置する江戸川二丁目に隣接する町丁別人口を図 6-3 に示す。計画地の位置する江戸川二丁目は人口 6,170 人である。計画地周辺で最も人口が多いのは、江戸川二丁目であり、次いで江戸川一丁目の 5,171 人である。

6.1.2 産業

計画地の周辺に位置する江戸川区及び市川市における産業別事業所数及び従業者数の構成割合を図 6-4(1)及び(2)に示す。

江戸川区における事業所数及び従業者数は、第三次産業が最も多く全体の約 76%及び約 79%を占めており、次いで第二次産業が約 24%及び約 21%となっており、第一次産業がともに全体の 0.1%以下とごくわずかとなっている。

また市川市における事業所数及び従業者数は、第三次産業が最も多く全体の約 86%及び約 84%を占めており、次いで第二次産業が約 14%及び約 16%となっており、第一次産業がともに全体の 0.1%以下とごくわずかとなっている。

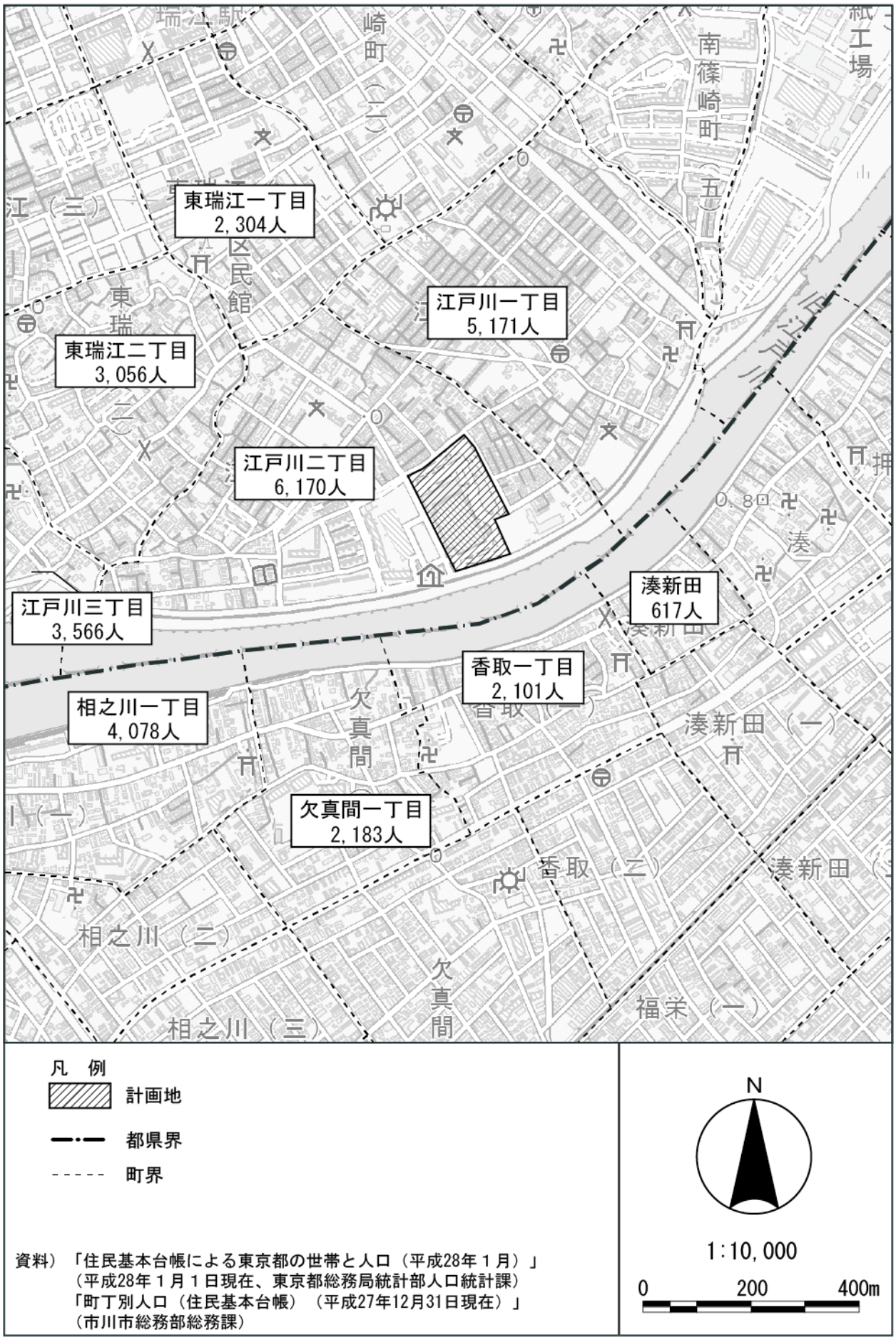

図 6-3　計画地周辺の町丁別人口

【事業所数】

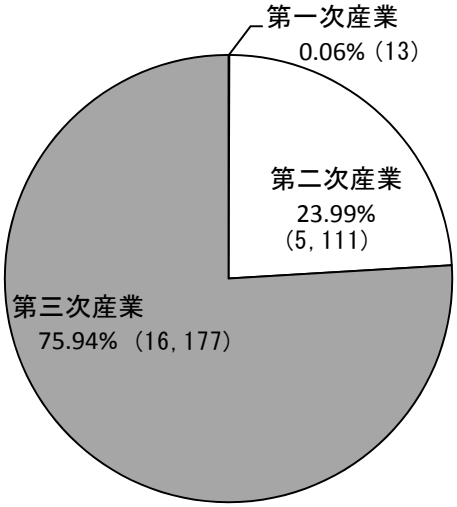

【従業者数】

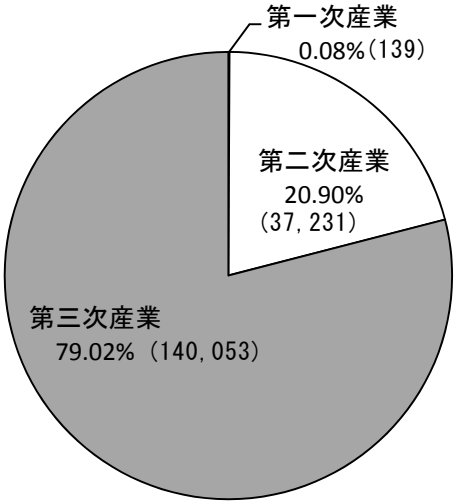

注１）　平成 24 年２月１日現在
注２）　カッコ内は実数を示す。
資料）　「平成 27 年　統計江戸川」（江戸川区ホームページ）

図 6-4(1)　産業別事業所数及び従業者数構成割合（江戸川区）

【事業所数】

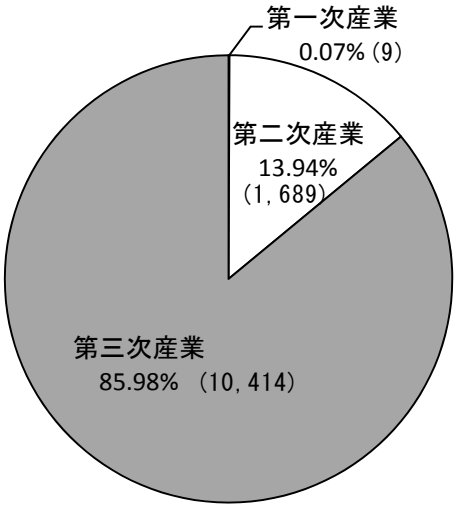

【従業者数】

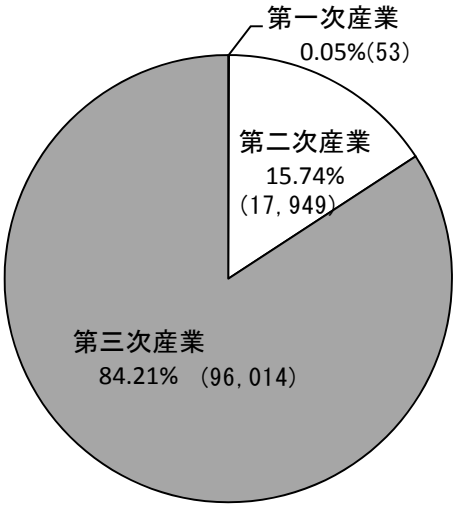

注１）　平成 24 年２月１日現在
注２）　カッコ内は実数を示す。
資料）　「平成 27 年　市川市統計年鑑」（市川市ホームページ）

図 6-4(2)　産業別事業所数及び従業者数構成割合（市川市）

6.1.3　交通

(1)　道路交通状況

計画地周辺の主要な道路を図 6-5 に示す。

計画地周辺の主要道路としては、高速自動車国道である高速 7 号小松川線、一般国道である国道 14 号（京葉道路）ほか、主要地方道である環状 7 号線、王子金町江戸川線、東京市川線、市川浦安線が挙げられる。その他、一般都道である新荒川葛西堤防線、江戸川堤防線が走っている。

計画地は、一般都道新荒川葛西堤防線の北側に位置している。

計画地周辺の交通量及び大型車混入率を表 6-4(1)及び(2)に、交通量調査地点を図 6-5 に示す。

平成 22 年度において最も交通量が多かったのは、図中番号⑦の一般国道 14 号（京葉道路）（篠崎 IC～市川 IC）であり、平日自動車類 12 時間交通量は 80,512 台、昼間 12 時間大型車混入率は 14.5%となっている。また、計画地に近い道路として、図中番号⑰の新荒川葛西堤防線（江戸川区東葛西三丁目 11）における平日自動車類 12 時間交通量は 6,353 台、昼間 12 時間大型車混入率は 12.9%となっている。

表 6-4(1)　計画地周辺の交通量

No.	路線名	観測地点名	平日自動車類 12 時間交通量（台）		
			平成 11 年度	平成 17 年度	平成 22 年度
1	高速 7 号小松川線	江戸川区松江二丁目	32,759	30,613	36,560
2	高速 7 号小松川線	江戸川区谷河内二丁目	32,759	30,613	31,400
3	一般国道 14 号（京葉道路）	江戸川区大杉一丁目 11	34,180	33,185	31,320
4	一般国道 14 号（京葉道路）	江戸川区大杉三丁目	－	－	37,357
5	一般国道 14 号（京葉道路）	江戸川区篠崎八丁目	－	－	45,459
6	一般国道 14 号（京葉道路）	一之江出入口～篠崎 IC	91,508	86,935	30,706
7	一般国道 14 号（京葉道路）	篠崎 IC～市川 IC	91,508	86,935	80,512
8	一般国道 14 号	江戸川区南小岩五丁目 13	14,291	14,088	13,000
9	東京浦安線	江戸川区東葛西三丁目 17	21,659	20,071	22,393
10	東京市川線	江戸川区江戸川三丁目 54	18,331	17,904	21,039
11	王子金町江戸川線	江戸川区南小岩三丁目 28	9,797	10,063	9,148
12	千住小松川葛西沖線	江戸川区中央四丁目 1-13	11,532	12,183	11,874
13	環状 7 号線	江戸川区西瑞江五丁目 1	28,145	30,377	27,522
14	市川浦安線	市川市香取二丁目 12-1	20,660	17,862	15,820
15	東京浦安線	浦安市猫実五丁目 11-14	21,659	20,071	21,987
16	東京市川線	市川市新井一丁目 1-21	20,245	19,418	18,913
17	新荒川葛西堤防線	江戸川区東葛西三丁目 11	4,687	5,637	6,353
18	江戸川堤防線	江戸川区篠崎町一丁目 95	10,619	10,487	9,146
19	本八幡停車場線	市川市八幡二丁目 6-15	4,071	3,370	3,129
20	浦安停車場線	浦安市猫実三丁目 28-30	19,056	16,970	16,999
21	若宮西船市川線	市川市鬼高三丁目 12-18	12,818	11,822	12,431

注）平成 22 年度と過年度では区間の設定方法が異なる。
資料）「平成 11 年度から平成 22 年度道路交通センサス（全国道路交通情勢調査）」（国土交通省）

表 6-4(2)　計画地周辺の大型車混入率

No.	路線名	観測地点名	平日昼間 12 時間大型車混入率（%）		
			平成 11 年度	平成 17 年度	平成 22 年度
1	高速 7 号小松川線	江戸川区松江二丁目	17.6	19.6	10.5
2	高速 7 号小松川線	江戸川区谷河内二丁目	17.6	19.6	13.2
3	一般国道 14 号（京葉道路）	江戸川区大杉一丁目 11	20.5	19.4	16.1
4	一般国道 14 号（京葉道路）	江戸川区大杉三丁目	－	－	19.8
5	一般国道 14 号（京葉道路）	江戸川区篠崎八丁目	－	－	18.2
6	一般国道 14 号（京葉道路）	一之江出入口～篠崎 IC	20.2	13.7	9.1
7	一般国道 14 号（京葉道路）	篠崎 IC～市川 IC	20.2	13.7	14.5
8	一般国道 14 号	江戸川区南小岩五丁目 13	12.1	10.7	12.8
9	東京浦安線	江戸川区東葛西三丁目 17	22.6	16.8	17.0
10	東京市川線	江戸川区江戸川三丁目 54	20.9	15.8	19.5
11	王子金町江戸川線	江戸川区南小岩三丁目 28	14.8	14.1	14.2
12	千住小松川葛西沖線	江戸川区中央四丁目 1-13	14.0	11.5	12.1
13	環状 7 号線	江戸川区西瑞江五丁目 1	26.5	27.0	25.7
14	市川浦安線	市川市香取二丁目 12-1	15.4	13.1	19.7
15	東京浦安線	浦安市猫実五丁目 11-14	22.6	16.8	15.4
16	東京市川線	市川市新井一丁目 1-21	26.7	13.8	20.9
17	新荒川葛西堤防線	江戸川区東葛西三丁目 11	17.0	14.3	12.9
18	江戸川堤防線	江戸川区篠崎町一丁目 95	24.2	20.6	22.3
19	本八幡停車場線	市川市八幡二丁目 6-15	18.5	19.1	23.9
20	浦安停車場線	浦安市猫実三丁目 28-30	20.5	19.3	19.2
21	若宮西船市川線	市川市鬼高三丁目 12-18	19.5	15.7	12.8

注）平成 22 年度と過年度では区間の設定方法が異なる。
資料）「平成 11 年度から平成 22 年度道路交通センサス（全国道路交通情勢調査）」（国土交通省）

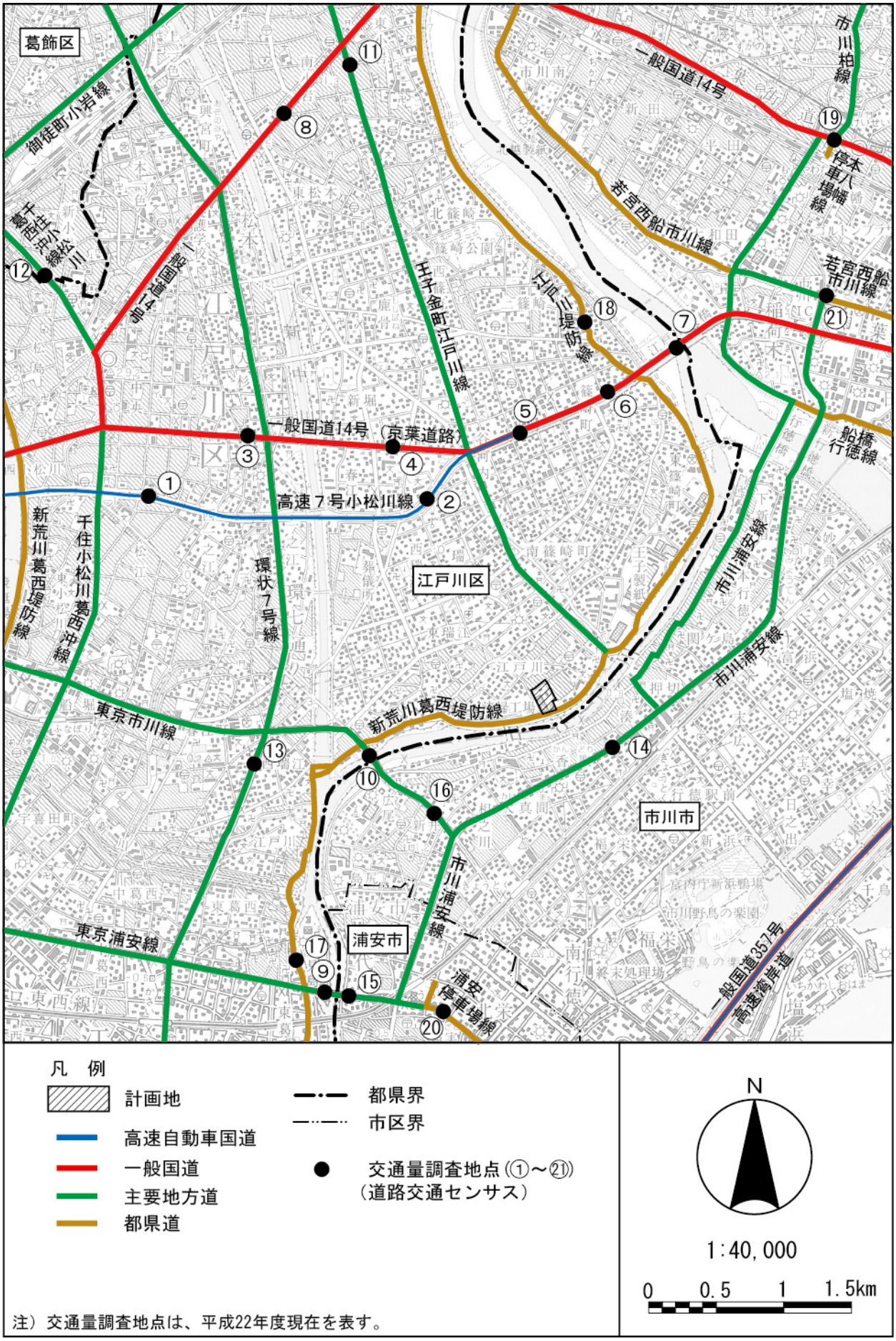

図 6-5　計画地周辺の主要な道路及び交通量調査地点

(2) 鉄道の状況

計画地周辺の鉄道路線を図 6-6 に示す。

計画地周辺においては、南東方向約 0.8km に東京メトロ東西線が南西方向から北東方向に走っており、北西方約 1.0km に都営新宿線が南西から北東方向に走っている。なお、計画地の最寄り駅は、都営新宿線瑞江駅である。「平成 27 年統計江戸川」（平成 28 年４月、江戸川区経営企画部 広報課）によると、瑞江駅における平成 26 年度の１日平均の乗降者人員は、乗車が 26,197 人、降車が 25,976 人である。

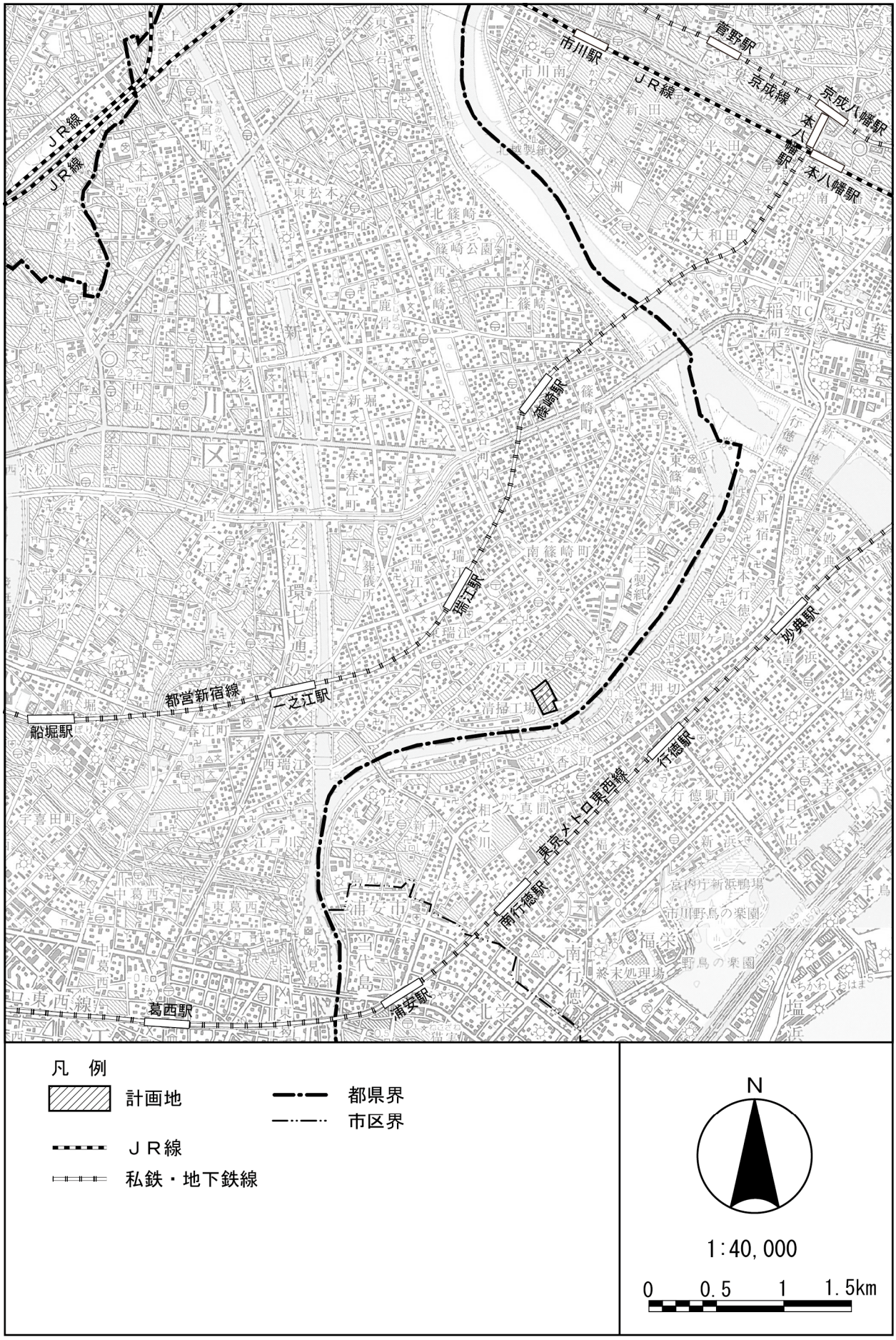

図 6-6　計画地周辺の鉄道路線

6.1.4　土地利用

(1)　地目別土地面積

計画地の位置する江戸川区及び市川市における地目別面積を表 6-5(1)及び(2)に示す。

江戸川区では宅地が多く、全体の約 97%を占めている。

また、市川市においても宅地が多く、全体の約 49%を占めている。

表 6-5(1)　地目別土地面積（江戸川区）

単位:面積 ha

項目	総数	宅地					田	畑	山林	原野	池沼	雑種地	免税点未満
		計	商業地区	工業地区	住宅地区	その他							
面積	2,410.74	2,332.42	33.81	118.59	2,179.72	0.30	0.09	49.98	－	－	0.94	26.49	0.82
(割合)	(100.0%)	(96.8%)	(1.4%)	(4.9%)	(90.4%)	(0.0%)	(0.0%)	(2.1%)	(-%)	(-%)	(0.0%)	(1.1%)	(0.0%)

注１）平成 27 年１月１日現在
注２）数値は、固定資産税の対象となる評価面積である。このため河川、学校用地、公立グランド等の公有地及び神社、仏閣の敷地等の面積は含まれない。
注３）宅地のその他は，　村落又は観光地区(市，郡，島部)，農業用施設の用に供する宅地及び生産緑地区内の宅地である。
注４）「雑種地」とは、宅地、田、畑、山林、原野、池沼以外の土地で野球場、テニスコート、ゴルフ場、運動場、高圧鉄塔敷地、軌道用地等をいう。
注５）「免税点未満」とは、土地に対して課する固定資産の課税標準となるべき額が 30 万円に満たないものである。
資料）「東京都統計年鑑　平成 26 年」（平成 27 年３月、東京都総務局統計部）

表 6-5(2)　地目別土地面積（市川市）

単位:面積 ha

項目	総数	宅地					田	畑	山林	原野	池沼	雑種地	その他
		計	商業地区	工業地区	住宅地区	その他							
面積	5,639.0	2,768.5	53.7	456.6	1,956.3	301.9	124.4	540.0	122.8	7.6	42.4	617.2	1416.1
(割合)	(100.0%)	(49.1%)	(1.0%)	(8.1%)	(34.7%)	(5.4%)	(2.2%)	(9.6%)	(2.2%)	(0.1%)	(0.8%)	(10.9%)	(25.1%)

注１）数値は、平成 27 年１月１日現在で市町村の土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地の地積に非課税地の地積を加えたものである。
注２）「その他」とは、地目が墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園であるものをいう。
資料）「平成 27 年　市川市統計年鑑」(市川市ホームページ)

(2)　土地利用現況

計画地周辺における土地利用現況図を図 6-7 に、土地利用の面積を表 6-6 に示す。

計画地の位置する江戸川二丁目における土地利用は、住宅用地が最も多く、次いで河川等、交通、公共用地が見られる。計画地の北東側に接する江戸川一丁目は、住宅用地が最も多く、次いで、交通、河川等、公共用地が見られる。

なお、計画地は、供給処理施設となっている。

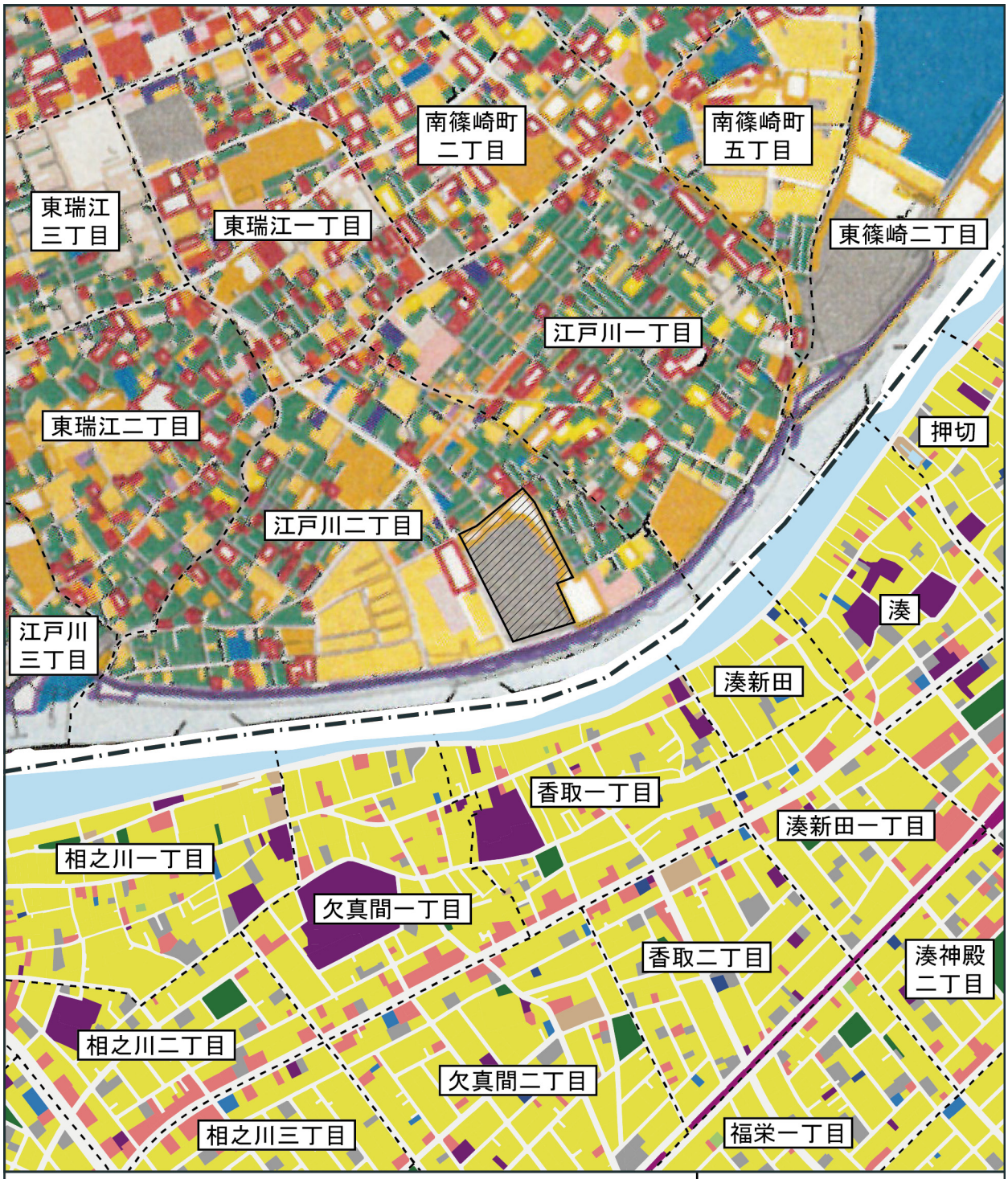

凡　例

計画地

都県界

町界

N

1:10,000

0　200　400m

資料）「東京都土地利用現況図〔建物用途別〕（区部）（平成23年現在）」
（東京都都市づくり政策部）
「第９回都市計画基礎調査調書（平成23年度）」（市川市街づくり部）

図 6-7(1)　土地利用現況図

凡例（江戸川区）

	公共系	官公庁施設		空地系	屋外利用地・仮設建物
		教育施設			公園、運動場等
		厚生医療施設			未利用地等
		供給処理施設		道路	
	商業系	事務所建築物		鉄道・港湾等	
		専用商業施設		農業系	農林漁業施設
		住商併用建物			田
		宿泊・遊興施設			畑
		スポーツ・興行施設			樹園地
	住宅系	独立住宅			採草放牧地
		集合住宅		水面・河川・水路	
	工業系	専用工場		林野系	森林
		住居併用工場			原野
		倉庫・運輸関係		その他	

資料）「東京都土地利用現況図〔建物用途別〕（区部）（平成23年現在）」（東京都都市づくり政策部）

凡例（市川市）

	農地（田）		文教・厚生用地
	農地（畑）		オープンスペースＡ
	農地（採草放牧地）		オープンスペースＢ
	農地（荒地、耕作放棄地、低湿地）		その他の空地（未建築宅地）
	山林		その他の空地（用途改変中の土地）
	水面（河川、湖沼、運河水面等）		その他の空地（駐車場、資材置場等）
	海浜、河川敷		防衛用地
	住宅用地		道路用地
	商業用地		鉄道用地
	工場用地		都市計画区域
	運輸施設用地		市街化区域
	公共施設用地		

資料）「第９回都市計画基礎調査調書（平成23年度）」（市川市街づくり部）

図 6-7(2)　土地利用現況図の凡例

表 6-6　計画地周辺における土地利用

単位:面積 ha

町丁名	土地面積	宅　地				空地系		公園・運動場等	農用地等	森林・原野	河川等	交通	その他
		公共用地	商業用地	住宅用地	工業用地	屋外利用地	未利用地等						
江戸川一丁目	30.2	2.0	1.5	13.9	0.6	1.9	0.7	0.7	0.8	0.2	2.1	6.0	0.0
江戸川二丁目	38.3	3.9	1.0	15.4	1.2	1.2	0.1	1.1	0.1	0.8	7.0	6.5	0.0

資料）「市街地実態動向調査（江戸川区土地利用現況調査に関する業務）」（平成 25 年３月、江戸川区）より作成

(3) 都市計画法に基づく指定の状況

計画地周辺における都市計画法に基づく用途地域の指定を図 6-8 に示す。

計画地の位置する江戸川区は、全域が都市計画区域に指定されている。計画地は準工業地域に指定されるとともに、第二種高度地区に指定されている。計画地周辺は第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び準工業地域に指定されている。

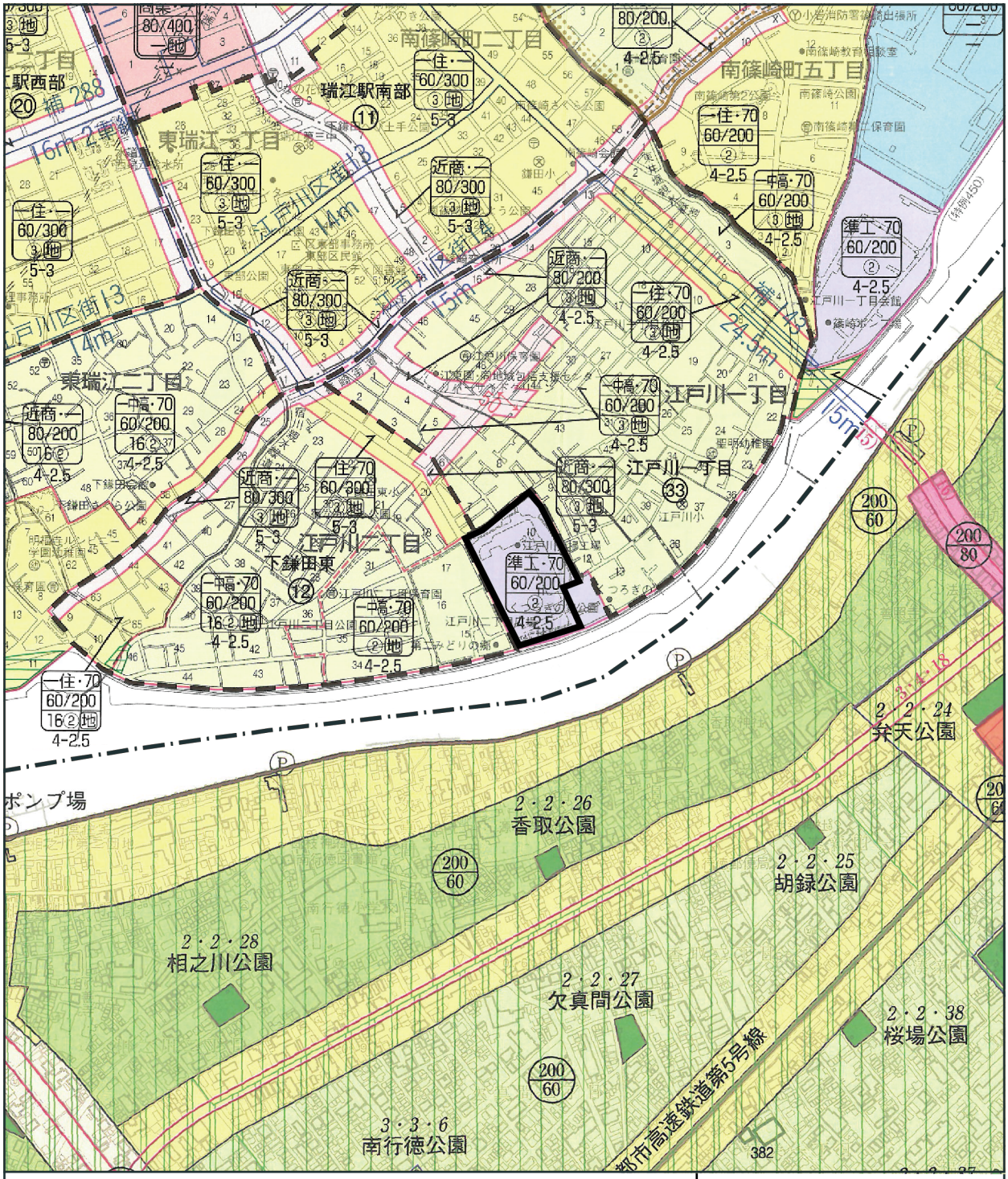

凡　例

計画地

都県界

N

1:10,000

0　200　400m

資料）「江戸川区地域地区図／日影規制区域図」
（平成26年３月、江戸川区都市開発部）
「市川都市計画図」（平成24年９月、市川市街づくり部）

図 6-8(1)　用途地域図

用途地域図の記号及び凡例（江戸川区）

一中高・70
60/150
16②地
4-2.5

- 用途地域（種別及び略は下記参照）
- 敷地面積の最低限度（m²）〔建築基準法第53条の２〕
- 建ぺい率（%）／容積率（%）
- 高度地区（種別及び略は下記参照）
  ※（）内は最高高さ（m）〔建設基準法第55条第１項〕
- 地区計画がある地域
- 都または区条例により規制される日影時間
  敷地境界から５mを超え10m以内（時間以上） － 敷地境界から10mを超える範囲（時間以上）

準防火地域

防火地域

防火指定なし

＜用途地域図＞

一　低	：	第一種低層住居専用地域
一中高	：	第一種中高層住居専用地域
二中高	：	第二種中高層住居専用地域
一　住	：	第一種住居地域
近　商	：	近隣商業地域
商　業	：	商業地域
準　工	：	準工業地域
特　工	：	特別工業地区（準工業地域）
特　業	：	特別業務地区（準工業地域）
工　業	：	工業地域

＜高度地域＞

①	：	第一種高度地域
②	：	第二種高度地域
16②	：	16m第二種高度地区（絶対高さ16m）
③	：	第三種高度地区
低７	：	最低限高度地区７m

資料）「江戸川区地域地区図／日影規制区域図」（平成26年３月、江戸川区都市開発部）

用途地域図の記号及び凡例（市川市）

区分		表示	容積率%／建ぺい率%
市街化区域			
市街化調整区域			80/40
			200/60
		上記の区域を除く区域	100/50
用途地域	第一種低層住居専用地域		80/40　100/50
	第二種低層住居専用地域		80/40　100/50　200/60
	第一種中高層住居専用地域		200/60
	第二種中高層住居専用地域		200/60
	第一種住居地域		200/60
	第二種住居地域		200/60
	近隣商業地域		200/80　300/80　400/80
	商業地域		400/80　500/80　600/80
	準工業地域		200/60
	工業地域		200/60
	工業専用地域		200/60

区分		表示
高度地区	第１種高度地区	
	第２種高度地区	
高度利用地区		
防火地域	防火地域	
	準防火地域	
風致地区		
特別緑地保全地区		
生産緑地地区		
都市施設	都市計画道路	
	公園・緑地	
	都市高速道路	
ポンプ場		
地区計画		

資料）「市川都市計画図」（平成24年９月、市川市街づくり部）

図 6-8(2)　用途地域図の凡例

(4) 公共施設等

江戸川区、市川市及び計画地周辺における公共施設等のうち、学校、保育所、病院、福祉施設等の施設数を表 6-7 に、計画地周辺における公共施設の分布状況を表 6-8(1)、(2)及び図 6-9 にそれぞれ示す。

計画地周辺には、学校 9 か所、保育所 15 か所、病院 2 か所、福祉施設等（保育所を除く）19 か所、図書館 2 か所が存在している。

表 6-7　江戸川区、市川市及び計画地周辺の公共施設の施設数

内訳		計画地周辺	江戸川区	市川市
学校	幼稚園	4	42	39
	小学校	4	71	41
	中学校	1	35	20
	高等学校	－	10	14
	特別支援学校	－	2	5
	短期大学	－	1	2
	大学	－	－	3
保育所		15	121	72
病院		2	22	13
福祉施設等（保育所を除く）		19	234	217
図書館		2	12	6
合　計		47	550	432

注１）「－」は皆無または該当数値のないものを示す。
注２）「保育所」とは「認可保育園」、「認証保育園」及び「幼保連携型認定こども園」を示す。
注３）「病院」とは患者 20 人以上の収容施設を有するものをいう。
注４）「福祉施設」とは「社会福祉施設等一覧（東京都）」及び「社会福祉施設等一覧表（千葉県）」に掲載されている施設を示す。
資料)「学校基本調査報告　平成 28 年度（速報）」（平成 28 年 9 月、東京都総務局）
「平成 28 年度学校基本統計速報」（平成 28 年 8 月、千葉県総合企画部）
「社会福祉施設等一覧　平成 28 年度版」（東京都福祉保健局ホームページ）
「社会福祉施設等一覧表　平成 28 年度」（千葉県ホームページ）
「医療機関届出情報（平成 28 年 10 月 1 日現在）」（医療介護情報局ホームページ）

表 6-8（1）　計画地周辺の公共施設等（江戸川区）

種別	図 No.	名　称	所在地
幼稚園	1	聖明幼稚園	江戸川 1-24
	2	明福寺ルンビニー学園幼稚園	江戸川 3-8
小学校	3	江戸川小学校	江戸川 1-37
	4	下鎌田東小学校	江戸川 2-21
	5	鎌田小学校	南篠崎町 2-45-18
中学校	6	瑞江第三中学校	東瑞江 1-38-33
保育所	7	江戸川保育所	江戸川 1-46
	8	みどりの郷保育園	江戸川 2-15-22
	9	江戸川二丁目保育園	江戸川 2-31
	10	ルンビニー保育園	江戸川 3-8
	11	瑞江ホーム東部認証保育所	東瑞江 1-18-5
	12	若葉インターナショナル幼保園瑞江園	東瑞江 3-55-21
	13	篠崎保育所	南篠崎町 1-1-24
	14	なの花保育所	南篠崎町 2-9-5
	15	篠崎第二保育所	南篠崎町 5-11-1
病院	16	江戸川共済病院	南篠崎町 1-2-16
福祉施設等	17	江東園	江戸川 1-46
	18	リバーサイドグリーン	江戸川 1-46
	19	江戸川区立くつろぎの家	江戸川 2-13
	20	特別養護老人ホーム第二みどりの郷	江戸川 2-15-22
	21	江東園さわやか相談室　宙	東瑞江 1-11-5
	22	スタジオｐｌｕｓ＋瑞江教室	東瑞江 3-41-6
	23	スマートキッズプラス瑞江	東瑞江 3-55-18
	24	ファーストドリーム瑞江	南篠崎町 2-9-2
	25	ぷらっつ	南篠崎町 2-11-2
	26	スマートキッズプラス南篠崎	南篠崎町 2-16-2
	27	元明館	南篠崎町 2-34-6
	28	アリス・ケア	南篠崎町 5-2-5
図書館	29	江戸川区立東部図書館	江戸川 2-35-6

表 6-8（2）　計画地周辺の公共施設等（市川市）

種別	図 No.	名　称	所在地
幼稚園	30	和光幼稚園	相之川 2-12-28
	31	南行徳幼稚園	欠真間 1-6-15
小学校	32	南行徳小学校	欠真間 1-6-38
保育所	33	グローバルキッズ南行徳園	欠真間 1-4-7
	34	市川市立欠真間保育園	欠真間 2-25-8
	35	市川市立香取保育園	香取 2-6-25
	36	キッド・ステイ南行徳保育園	香取 2-19-10
	37	保育ルームフェリーチェ行徳園	湊 3-1
	38	湊新田保育園	湊新田 2-8-3
病院	39	安藤病院	行徳駅前 2-20-18
福祉施設等	40	市川市相之川こども館	相之川 1-3-7
	41	ガーデンテラス南行徳	相之川 1-13-20
	42	あいむほーむ	欠真間 1-10-12
	43	いきいきセンター南行徳	香取 1-17-18
	44	ぽれぽれ	福栄 1-10-20
	45	パレット行徳	湊 15-8
	46	未来倶楽部行徳	湊新田 2-7-10
図書館	47	南行徳図書館	相之川 1-2-4

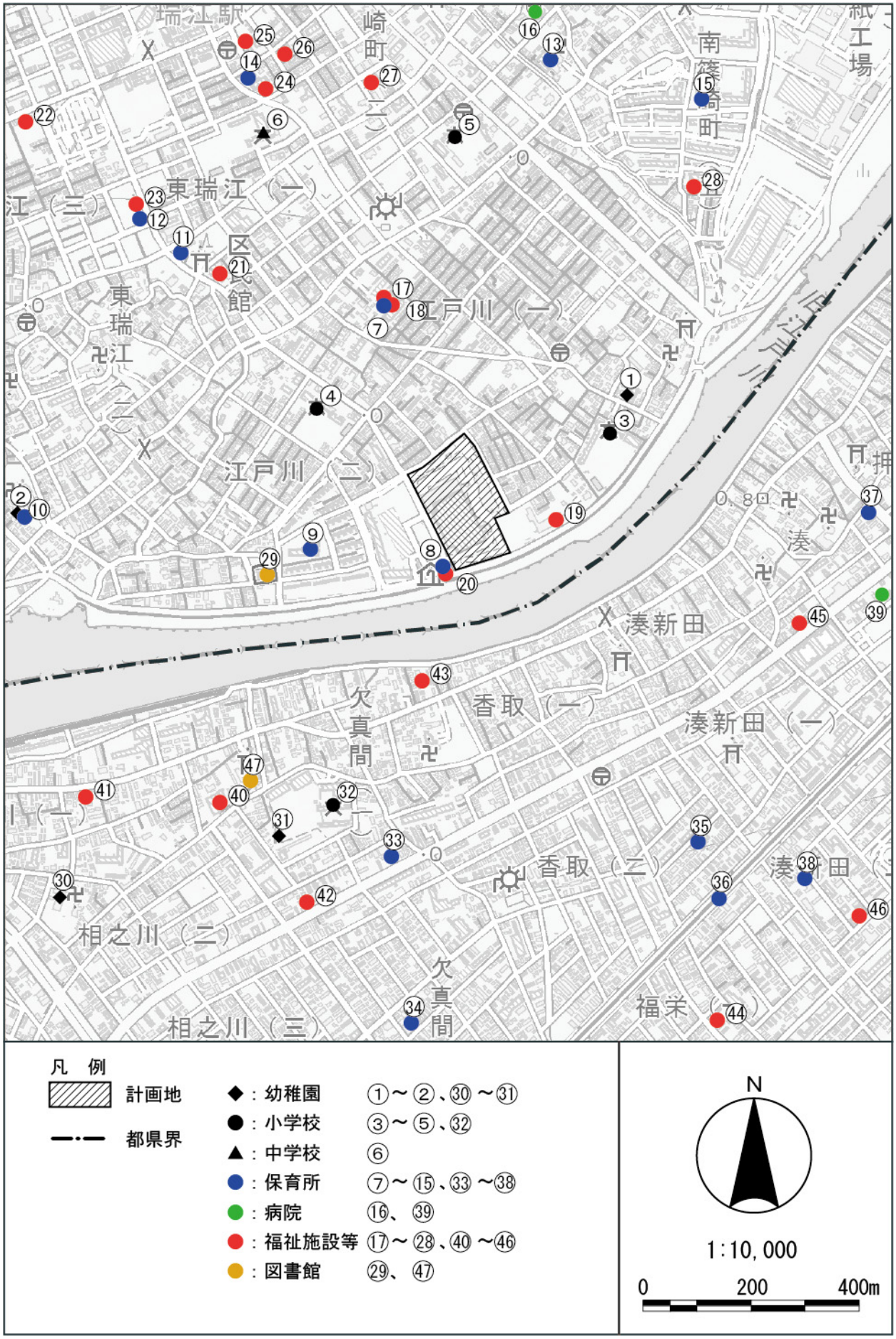

図 6-9　計画地周辺の公共施設等

(5) 公園等

計画地周辺における公園等の分布状況を表 6-9(1)～(3)及び図 6-10 に示す。

計画地周辺には、公園等、児童遊園及び緑道が整備されている。

表 6-9(1) 計画地周辺の公園等（江戸川区）

種　別	図 No.	名　称	所在地
公園等	1	江戸川一丁目公園	江戸川 1-18-9
	2	江戸川一丁目東公園	江戸川 1-41-4
	3	江戸川中央公園	江戸川 1-43-4
	4	くつろぎの家公園	江戸川 2-14-19
	5	宿なかよし公園	江戸川 2-30-1
	6	下鎌田東公園	江戸川 2-31-1
	7	江戸川二丁目そよかぜひろば	江戸川 2-34-1
	8	宿川はしどひろば	江戸川 2-39-3
	9	宿うめの木ひろば	江戸川 2-39-15
	10	今井児童交通公園	江戸川 4-1-5
	11	瑞江公園	西瑞江 3-1-1
	12	西瑞江みのり公園	西瑞江 3-10-12
	13	前野公園	東篠崎 2-1-3
	14	東部公園	東瑞江 1-18-10
	15	下鎌田あじさい公園	東瑞江 1-38-4
	16	下鎌田へび土手公園	東瑞江 1-38-23
	17	下鎌田さくら公園	東瑞江 2-61-1
	18	瑞穂の里公園	東瑞江 3-43-10
	19	みずえ中央公園	瑞江 2-40-10
	20	みずえの森公園	瑞江 4-29-1
	21	南篠崎たいよう公園	南篠崎町 2-27-1
	22	南篠崎たぶのき公園	南篠崎町 2-36-7
	23	南篠崎さくら公園	南篠崎町 2-47-2
	24	東部フレンド公園	南篠崎町 3-8-1
	25	南篠崎つつじ公園	南篠崎町 3-30-8
	26	南篠崎五丁目公園	南篠崎町 5-13-40
	27	南篠崎第二公園	南篠崎町 5-8-16
	28	南篠崎公園	南篠崎町 5-11-2

表 6-9(2)　計画地周辺の公園等（江戸川区）

種　別	図 No.	名　称	所在地
児童遊園	29	江戸川一丁目第二児童遊園	江戸川 1-5-7
	30	江戸川一丁目児童遊園	江戸川 1-16
	31	江戸川一丁目南児童遊園	江戸川 1-43-7
	32	江戸川二丁目児童遊園	江戸川 2-37
	33	第二江戸川児童遊園	江戸川 3-1
	34	当代橋児童遊園	江戸川 3-10 番地先
	35	江戸川三丁目児童遊園	江戸川 3-24
	36	江戸川三丁目第二児童遊園	江戸川 3-28-1
	37	今井北児童遊園	江戸川 3-49
	38	西瑞江三丁目第三児童遊園	西瑞江 3-31-5
	39	東瑞江二丁目第二児童遊園	東瑞江 2-37
	40	東瑞江児童遊園	東瑞江 2-49
	41	南篠崎一丁目児童遊園	南篠崎町 1-11-6
	42	南篠崎二丁目児童遊園	南篠崎町 2-58-5
	43	南篠崎第二児童遊園	南篠崎町 5-4-1
	44	南篠崎児童遊園	南篠崎町 5-5-7
緑道	45	東井掘親水緑道	江戸川一丁目
	46	宿川親水緑道	江戸川二丁目
	47	鎌田川親水緑道	江戸川三丁目
	48	篠田堀親水緑道	下篠崎町から南篠崎町五丁目

表 6-9(3)　計画地周辺の公園等（市川市）

種　別	図 No.	名　称	所在地
公園等	49	はこべ公園	相之川 1-862-4
	50	ムクゲ公園	相之川 1-864-3
	51	今井橋公園	相之川 1-900-4
	52	相之川西公園	相之川 1-900-9
	53	相之川前公園	相之川 1-1077-11
	54	相之川公園	相之川 2-3
	55	ほおずき公園	相之川 3-14-34
	56	南行徳公園	相之川 4-1
	57	蟹田公園	新井 2-11
	58	押切公園	押切 204
	59	けやき公園	欠真間 1-151-2
	60	欠真間公園	欠真間 2-4
	61	柳形公園	欠真間 2-16-71
	62	香取公園	香取 1-5
	63	あじさい公園	香取 2-11-18
	64	つきみそう公園	行徳駅前 1-9-25
	65	南根公園	行徳駅前 1-15
	66	弁天公園	行徳駅前 2-19-1
	67	南沖公園	行徳駅前 3-4-3
	68	東根公園	行徳駅前 4-4
	69	東沖公園	末広 1-4
	70	根通公園	関ヶ島 111-26
	71	モクレン公園	関ヶ島 113-10
	72	エンジュ公園	広尾 1-7-44
	73	広尾公園	広尾 1-13
	74	広尾防災公園	広尾 2-36-1
	75	のぎく公園	福栄 1－2-17
	76	桜場公園	福栄 1-4
	77	東場公園	福栄 1-20
	78	湊新田公園	福栄 2-14
	79	常夜灯公園	本行徳 10-2 地先
	80	三町畑公園	本塩 54
	81	胡録公園	湊新田 1-11
	82	駅前公園	湊新田 2-4
	83	きぼうし公園	南行徳 1-6-15
	84	御手浜公園	南行徳 1-7
	85	つつじ公園	南行徳 1-10-15
児童遊園	86	伊勢宿豊受神社児童遊園地	伊勢宿 45
	87	押切児童遊園地	押切 61
	88	行徳駅四丁目児童遊園地	行徳駅前 4-20-1
	89	関ヶ島胡録神社児童遊園地	関ヶ島 40
	90	行徳三丁目八幡宮児童遊園地	本行徳 149
	91	行徳四丁目神明神社児童遊園地	本行徳 17
	92	湊新田二丁目児童遊園地	湊新田 2-6-1

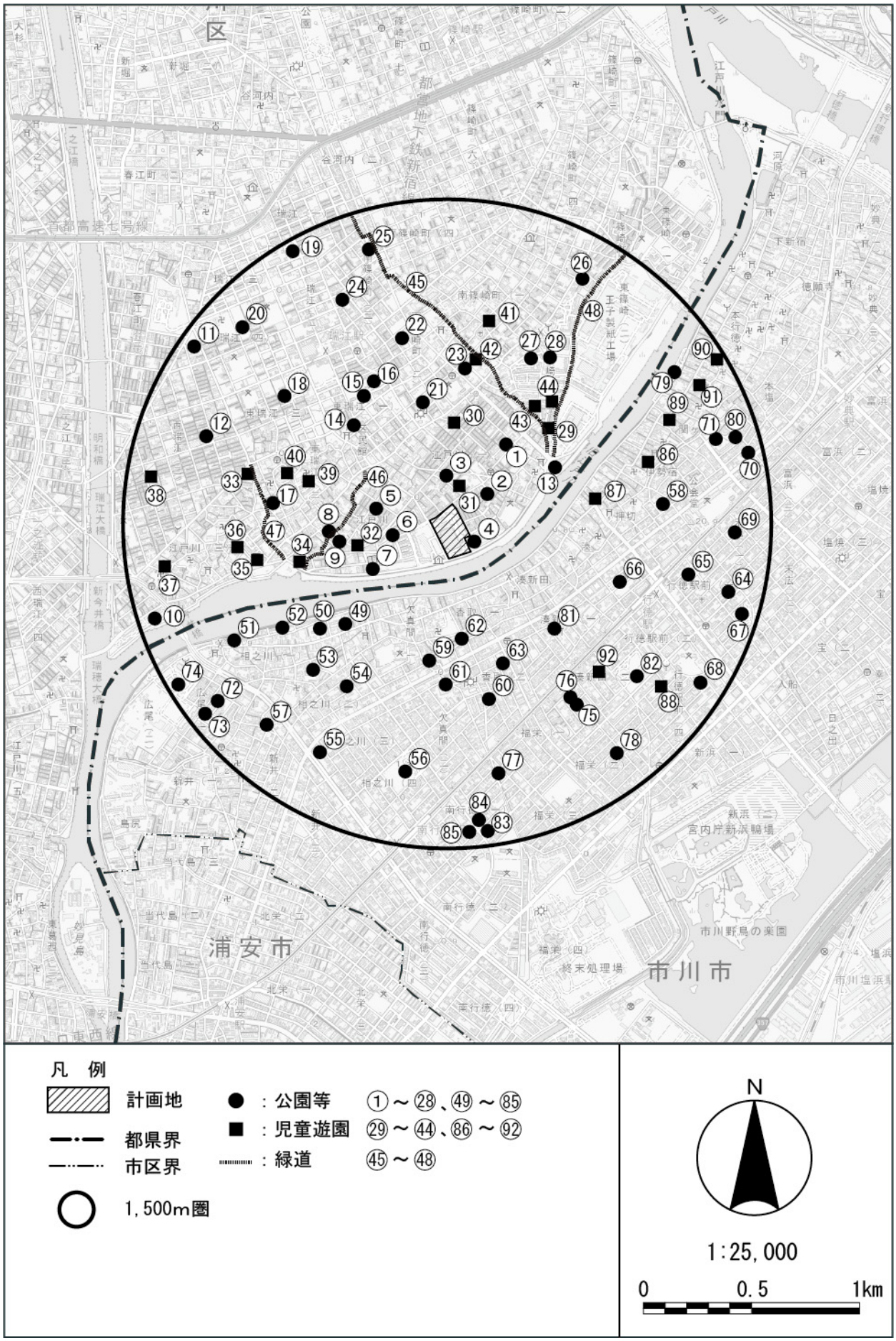

図 6-10　計画地周辺の公園等

6.1.5　水域利用

(1)　河川の状況

計画地周辺における一級河川を図 6-11 に示す。計画地周辺には旧江戸川、新中川、江戸川等の一級河川がある。

旧江戸川は、江戸川の江戸川水閘門から分派し、江戸川区江戸川で新中川に合流し、東京湾に注ぐ、延長約 9.4km の利根川水系の一級河川である。

江戸川は、茨城県五霞町・千葉県野田市で利根川から分かれ、茨城県・千葉県・埼玉県・東京都の境を南下して東京湾に注ぐ、流路延長約 60km、流域面積約 200km^{2}の一級河川である。

新中川は、葛飾区高砂付近で中川から分派し、葛飾区、江戸川区をほぼ直線状に流下し、江戸川区今井付近で旧江戸川に合流する、延長約 7.9km の利根川水系の一級河川である。

計画地周辺を流れる一級河川である旧江戸川及び新中川の本流である江戸川及び中川の概要を表 6-10 に示す。

表 6-10　計画地周辺を流れる一級河川の概要

河川名	種別	水源	流路延長 (km)	流域面積 (km^2)
江戸川（旧江戸川本流）	一級河川	千葉県野田市(利根川から分派)	60	200
中川（新中川本流）	一級河川	埼玉県羽生市	81	811

資料）　「日本の川」（国土交通省ホームページ）

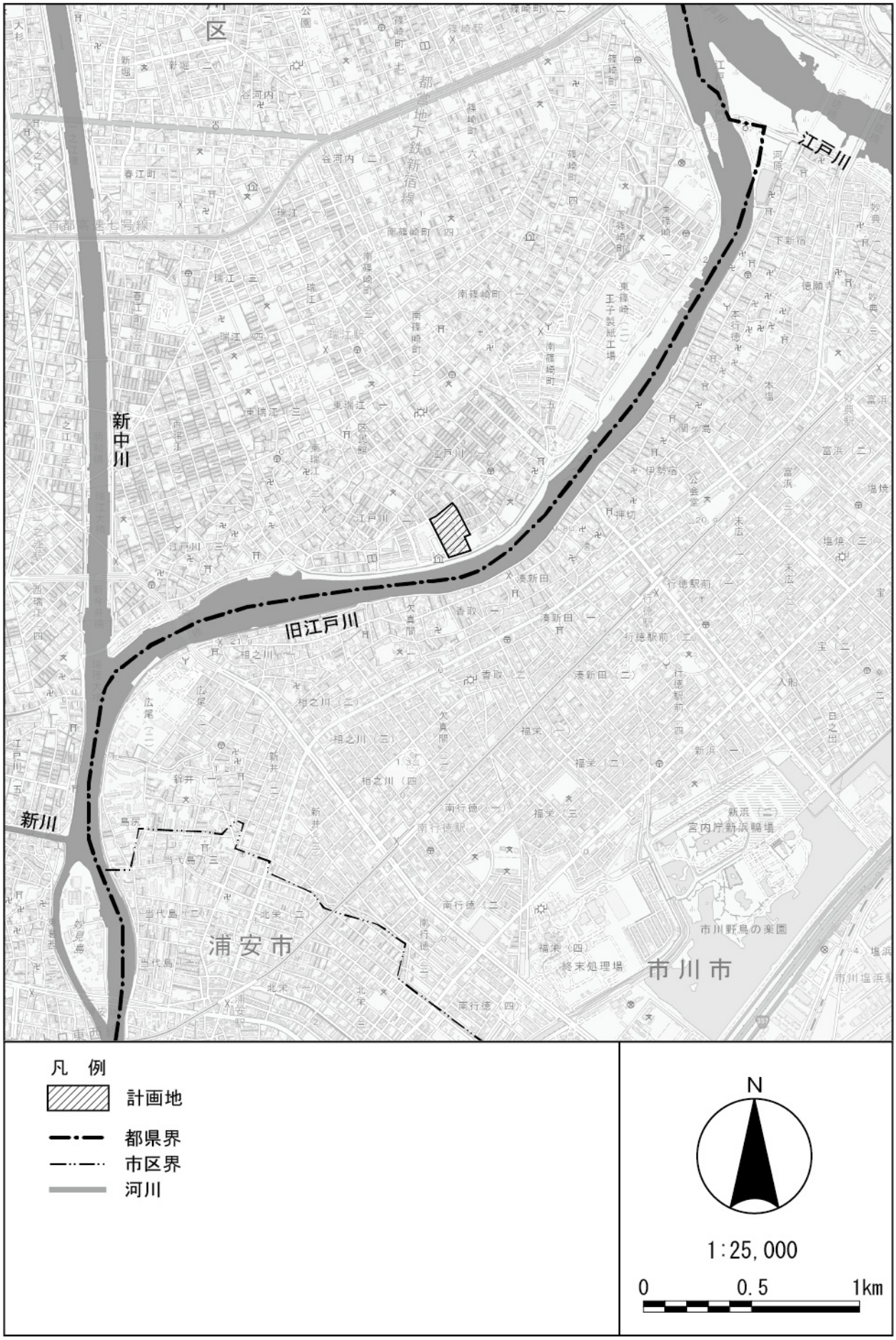

図 6-11　計画地周辺の一級河川

(2) 水域の利用状況

江戸川の水利用は、首都圏 760 万人の水道用水、140 社以上の工業用水、5,700ha を灌漑する農業用水として高度に利用されている。江戸川の水利権量内訳を表 6-11 に示す。平成 16 年度の水利権量等の合計は、江戸川全体で約 70m^3/s となっている。その内、水道(上水)が全体の約 7 割を占める。

旧江戸川及び江戸川には、しじみ、えむし、こい、ふな、うなぎの漁業権が設定されている。新中川には、しじみ、えむしの漁業権が設定されている。

旧江戸川では、プレジャーボートが多く見られ、河口部では遊漁船が多く見られる。また、作業船や小型タンカーなども航行している。

江戸川区における一定規模以上の揚水施設(揚水機の出力が 300 ワットを超える揚水施設)による地下水揚水量を表 6-12 に示す。江戸川区内の揚水量は全体で 1,151m^3/日であり、そのうち工場が 88m^3/日、指定作業場等が 962m^3/日、上水道等が 101m^3/日となっている。

表 6-11　江戸川の水利権量内訳（平成 16 年度）

水利権等	上水	農水	工水	維持流量	合計
水利権量(m^3/s) (割合)	46.8 (67.2%)	10.77 (15.5%)	2.78 (4.0%)	9.27 (13.3%)	69.62 (100.0%)

資料)「江戸川河川維持管理計画【国土交通大臣管理区間編】」
（平成 24 年３月、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所）

表 6-12　地下水揚水状況（江戸川区、平成 26 年）

事業所の種類	事業所数	井戸本数	揚水量(m^3/日)
工　場	22	23	88
指定作業場等	69	71	962
上水道等	52	52	101
合　計	143	146	1,151

資料)「平成 26 年都内の地下水揚水の実態（地下水揚水量調査報告書)」
（平成 28 年３月、東京都環境局）

(3) 下水道普及状況

東京都の区部においては、東京都が下水道事業を行っている。「事業概要平成 28 年版」（平成 28 年９月、東京都下水道局)によると、計画地周辺の地域は、葛西処理区域に含まれており、葛西水再生センターで下水処理が行われている。

なお、江戸川区の下水道は、全域が合流式となっており、下水道普及率はほぼ 100%となっている。

江戸川区における下水道普及状況を表 6-13 に示す。

表 6-13　下水道普及状況（江戸川区）

全体人口	普及人口	普及率(%)
687,856	686,729	100

注１）平成 28 年３月 31 日現在
注２）普及率は 99.5%以上のため 100%概成となっている。
資料)「事業概要平成 28 年版」(平成 28 年９月、東京都下水道局)

6.1.6　気象

計画地周辺で風向、風速、気温、降水量等の観測を行っている観測所は、江戸川臨海地域気象観測所（計画地の南西、約 6.3km）である。

また、計画地周辺で風向及び風速の観測を行っている一般環境大気測定局は、江戸川区鹿骨測定局（計画地の北北西、約 3.2km）、江戸川区春江町測定局（計画地の西、約 2.4km）、市川行徳駅前測定局（計画地の南東、約 1.1km）及び浦安猫実測定局（計画地の南、約 3.3km）の４か所である。

気象観測地点の位置を図 6-13 に示す。

江戸川臨海地域気象観測所の主要な気象要素を表 6-14 に、平均気温及び降水量の月別推移を図 6-12 にそれぞれ示す。

江戸川臨海地域気象観測所における昭和 56（1981）年から平成 22（2010）年までの 30 年間の平年値は、平均気温が 15.5℃、日最高気温が 19.2℃、日最低気温が 12.3℃、年間降水量が 1348.2mm であった。

表 6-14　主要な気象要素（江戸川臨海地域気象観測所）

項　目		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年間
気温	平均(℃)	5.7	6.1	8.8	13.6	17.7	20.9	24.4	26.3	23.0	17.9	12.9	8.3	15.5
	日最高(℃)	9.5	9.9	12.7	17.6	21.5	24.4	28.0	30.0	26.4	21.3	16.5	12.1	19.2
	日最低(℃)	2.2	2.5	5.0	10.0	14.5	18.1	21.9	23.8	20.4	14.8	9.4	4.7	12.3
降水量（mm）		44.4	49.3	105.2	108.4	123.0	157.7	126.0	133.9	192.3	178.8	88.9	47.6	1348.2

注）昭和 56（1981）年から平成 22（2010）年までの 30 年間の平年値
資料）「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

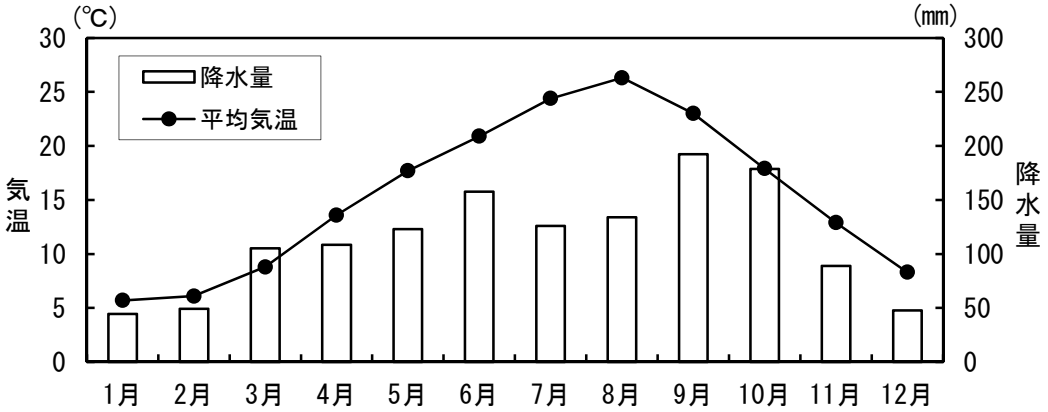

資料）「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

図 6-12　平均気温及び降水量の月別推移（江戸川臨海地域気象観測所）

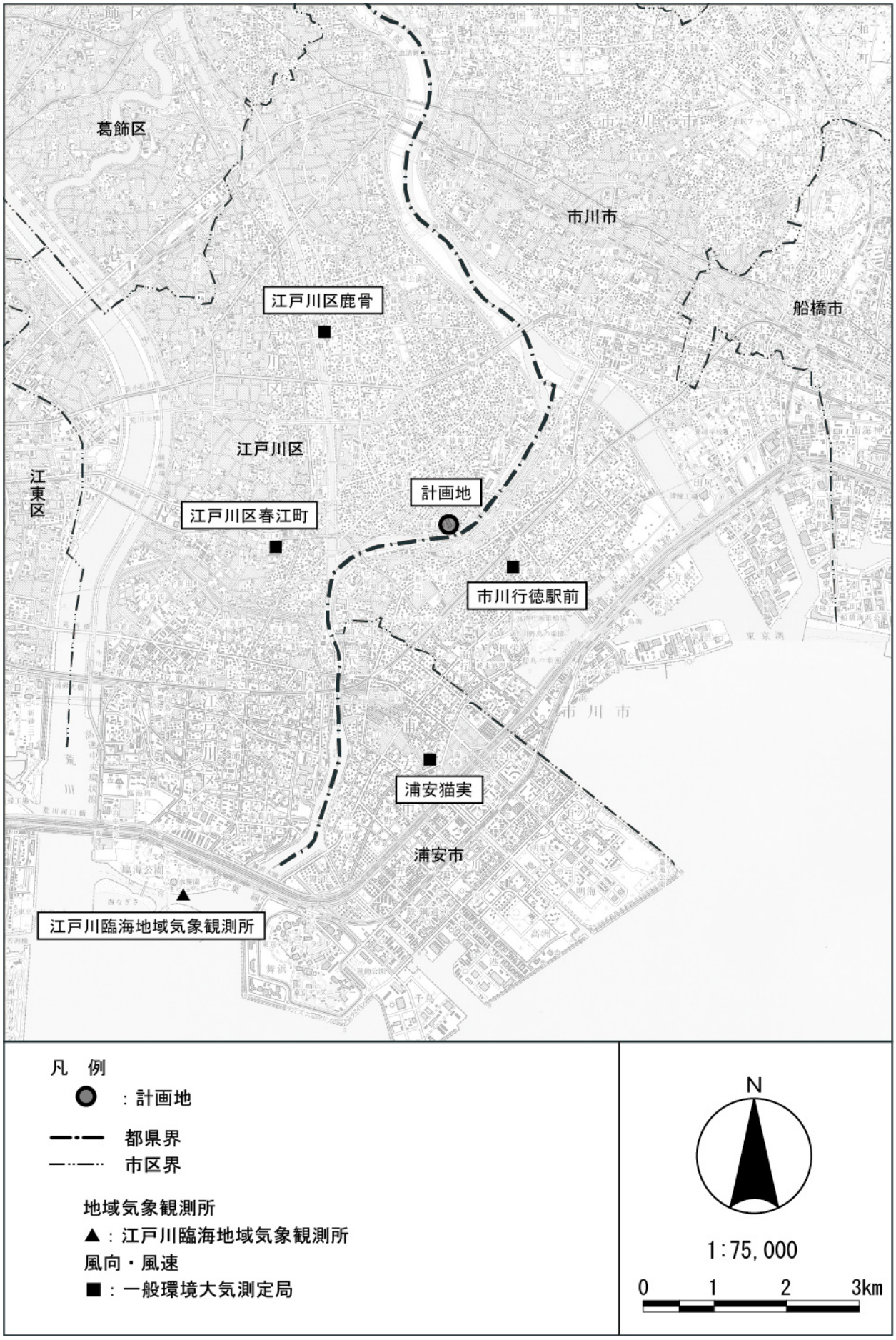

図 6-13　気象観測地点の位置

計画地周辺の一般環境大気測定局における平成 27 年度の風向及び風速の状況は、表 6-15 及び図 6-14 に示すとおりである。

風向については、春から夏にかけて南系の風の頻度が多く、秋から冬にかけて北系の風の頻度が多くなっている。風速については、年間平均で 1.9～2.6m/s となっている。

表 6-15　風向・風速調査結果（平成 27 年度）

測定局	調査期間	春	夏	秋	冬	年間	観測高さ
江戸川区 鹿骨	最多風向	S	S	N	NNW	S	地上 9.5m
	平均風速	2.1m/s	1.9m/s	1.8m/s	1.8m/s	1.9m/s	
江戸川区 春江町	最多風向	SSW	SSW	N	NNW	NNW	地上 20.5m
	平均風速	2.3m/s	2.3m/s	2.0m/s	2.0m/s	2.2m/s	
市川 行徳駅前	最多風向	SSW	SSW	NNW	NNW	NNW	地上 11.5m
	平均風速	2.4m/s	2.3m/s	2.0m/s	2.1m/s	2.2m/s	
浦安猫実	最多風向	SSW	SSW	N	N	N	地上 10m
	平均風速	2.8m/s	2.8m/s	2.4m/s	2.4m/s	2.6m/s	

資料）「大気環境月報（平成 27 年度）」（東京都環境局ホームページ）
「大気環境常時監視結果（2015 年度）」（千葉県環境生活部ホームページ）

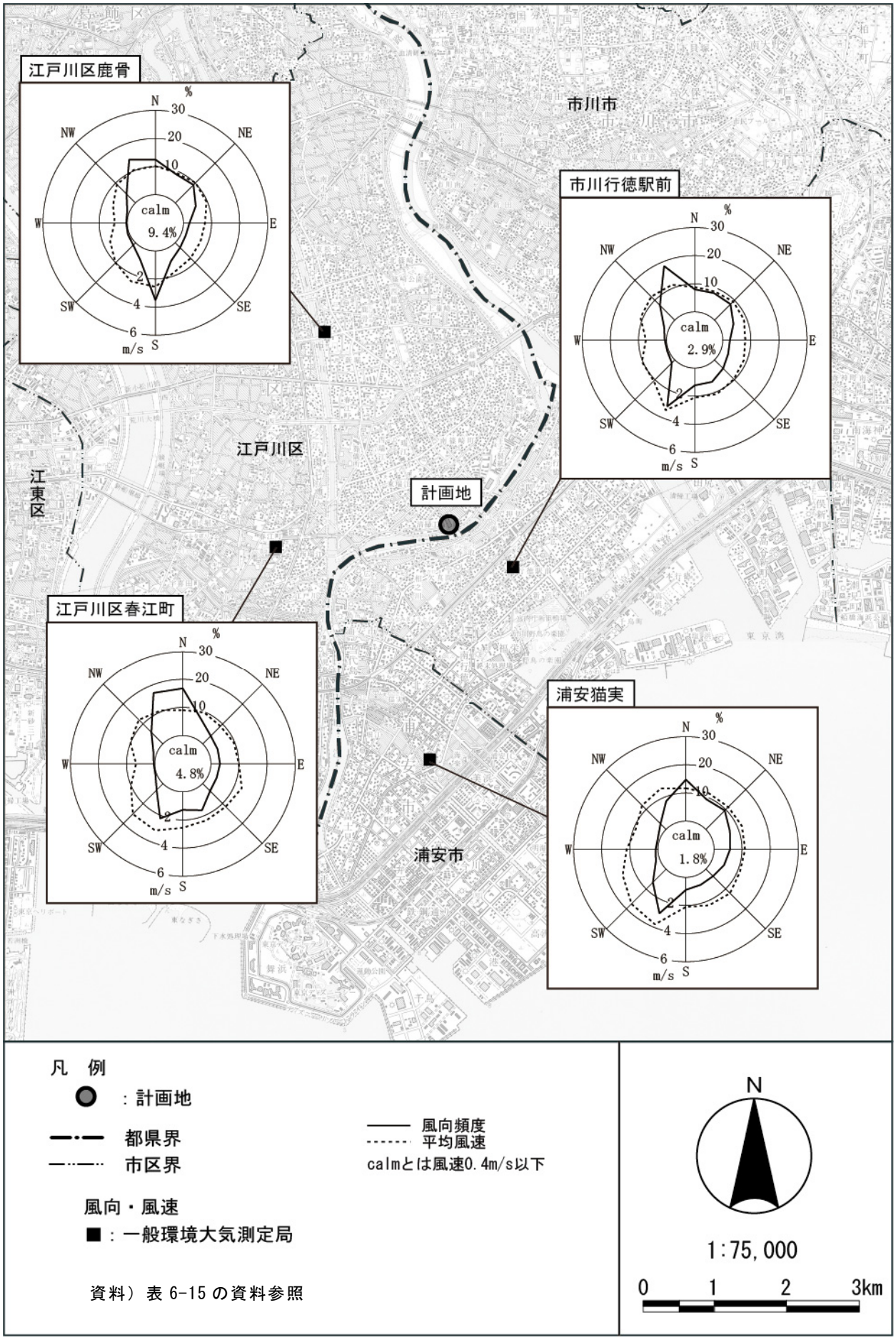

資料）表 6-15 の資料参照

図 6-14　風配図（平成 27 年度）

6.1.7　関係法令の指定・規制等

本事業及び環境影響評価に関わる主な関係法令を表 6-16(1)及び(2)に示す。

表 6-16(1)　関係法令の指定・規制等

分類	関係法令等
全般	環境基本法（平成５　法 91）
	東京都環境基本条例（平成６　都条例 92）
	千葉県環境基本条例（平成７　県条例２）
	市川市環境基本条例（平成 10 市条例 30）
	東京都環境影響評価条例（昭和 55 都条例 96）
	東京都環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）（平成 12 都条例 215）
	千葉県環境保全条例（平成７　県条例３）
	市川市環境保全条例（平成 10 市条例 31）
	都市計画法（昭和 43 法 100）
	建築基準法（昭和 25 法 201）
	東京都建築安全条例（昭和 25 都条例 89）
	江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成７　区条例 12）
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 法 137）
	東京都廃棄物条例（東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例）（平成４　都条例 140）
	ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 法 105）
	循環型社会形成推進基本法（平成 12 法 110）
	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３　法 48）
	東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例（平成 12 条例 43）
	江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 11 区条例 47）
大気汚染	大気汚染防止法（昭和 43 法 97）
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 法 70）
	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 法 51）
悪臭	悪臭防止法（昭和 46 法 91）
騒音	騒音規制法（昭和 43 法 98）
振動	振動規制法（昭和 51 法 64）
水質汚濁	水質汚濁防止法（昭和 45 法 138）
	下水道法（昭和 33 法 79）
	東京都下水道条例（昭和 34 都条例 89）
土壌汚染	土壌汚染対策法（平成 14 法 53）
地盤・水循環	建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 法 100）
日影	東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例（昭和 53 都条例 63）
景観	景観法（平成 16 法 110）
	東京都景観条例（平成 18 都条例 136）
	江戸川区景観条例（平成 22 区条例 28）
	千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例（平成 20 県条例３）
	市川市景観条例（平成 18 市条例 23）

表 6-16(2)　関係法令の指定・規制等

分類	関係法令等
自然とのふれあい活動の場	自然公園法（昭和 32 法 161）
	都市緑地法（昭和 48 法 72）
廃棄物	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 法 104）
温室効果ガス	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 法 117）
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54　法 49）
	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和 63 法 53）
緑化	東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 都条例 216）
文化財	文化財保護法（昭和 25 法 214）
	東京都文化財保護条例（昭和 51 都条例 25）
	江戸川区文化財保護条例（昭和 55 区条例 36）
	千葉県文化財保護条例（昭和 30 県条例８）
	市川市文化財保護条例（昭和 51 市条例 38）
その他	道路法（昭和 27 法 180）

6.1.8　環境保全に関する計画等

計画地が位置する東京都が策定する環境保全に関する計画等を表 6-17(1)～(4)に、江戸川区が策定する環境保全に関する計画を表 6-18(1)～(3)に、計画地が隣接する千葉県が策定する環境保全に関する計画を表 6-19 に、計画地が隣接する市川市が策定する環境保全に関する計画を表 6-20(1)及び(2)にそれぞれ示す。

表 6-17(1)　東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」 （平成 28 年 12 月）	「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」は、新しい東京をつくるための今後の都政の具体的な政策展開を示す計画であり、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化するものである。「ＦＩＲＳＴ戦略」として、東京が日本の成長のエンジンとして、サステイナブル、持続可能な成長に向けて、「東京の成長戦略」の大きな方向性を提示している。 また、「東京のＦＵＴＵＲＥ」として 2060 年までの人口・世帯数の推計、将来の人口展望や、科学技術の進歩や個人の意識の大きな変化などを通した東京の未来像の一端を提示している。 本計画が実現を目指す３つのシティは、以下のとおりである。 セーフシティ　：もっと安全、もっと安心、もっと元気な首都・東京 ダイバーシティ：誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京 スマートシティ：世界に開かれた、環境先進都市、国際金融・経済都市・東京
東京都環境基本計画 （平成 28 年３月）	東京都においては、先進的な環境施策を積極的に展開していく必要があること、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、持続可能な都市の姿を示し、レガシーとして継承していく必要があることから、東京の将来像や、その実現に向けた政策展開を改めて都民に明らかにしていくために、新たな環境基本計画が策定された。 東京が直面する環境面での課題・現状を踏まえ、長期ビジョンに示した環境政策との整合を図る観点から、以下のの５つを政策の柱と位置付け、施策を展開していくこととしている。 ①　スマートエネルギー都市の実現 ②　３Ｒ・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 ③　自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 ④　快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 ⑤　環境施策の横断的・総合的な取組
東京都の温室効果ガス削減目標･省エネルギー目標 （平成 28 年３月）	「東京都環境基本計画」において、中期的な通過点として、2030 年までの削減目標を次のとおりとしている。 ○東京都の温室効果ガス削減目標 2030 年までに、東京の温室効果ガス排出量を 2000 年比で 30%削減 ＜部門別目標＞ 2030 年までの削減目標（2000 年比） ・産業・業務部門：20%程度（業務部門：20%程度） ・家庭部門：20%程度 ・運輸部門：60%程度 ○東京都のエネルギー消費量削減目標 2030 年までに、2000 年比で 38%削減。 主な施策の方向性としては、平成 22 年度に東京都が先駆的に導入した、大規模事業者に対するキャップ＆トレード制度の着実な運用や、省エネ・節電行動の推進、次世代自動車等の更なる普及等としている。

表 6-17(2)　東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
東京都電力対策緊急プログラム (平成 23 年５月)	このプログラムは、過度の電力依存社会からの脱却を目指して、以下の３点を基本的な考え方として、節電や電源確保の具体策をとりまとめたものである。 ・過度の便利さや過剰に電力を消費する生活様式を見直す ・『東京産都市型電力』を確保し、エネルギー源の多様化・分散化を図る ・これらの取組を実施し、低炭素・高度防災都市づくりを進める
ヒートアイランド対策取組方針 （平成 15 年３月）	この方針は、「ヒートアイランド対策推進会議」において、今後の対策の方向性を取りまとめたものであり、以下の３つの基本的考え方が示されている。 〔基本的考え方〕 ・環境に配慮した都市づくりの推進 ・総合的な施策の展開 ～都庁内外の総力を結集して ・最新の研究成果を取り込んだ施策の展開
ヒートアイランド対策ガイドライン (平成 17 年７月)	このガイドラインは、地域の熱環境の状況を地図上で示した『熱環境マップ』、熱環境マップ上の各類型の地域特性に適した対策メニューを示した『東京モデル』、及び建物用途別の対策メニューにより構成されている。
東京都資源循環･廃棄物処理計画 （平成 28 年３月）	この計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画であり、東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画である。「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指すべき姿として、以下の計画目標を掲げている。 計画目標１　資源ロスの削減 計画目標２　「持続可能な調達」の普及 計画目標３　循環的利用の推進と最終処分量の削減 計画目標４　適正かつ効率的な処理の推進 計画目標５　災害廃棄物の処理体制 また、計画目標３の中で、以下の計画指標を掲げている。 ・一般廃棄物の再生利用率 2020 年度：27%、2030 年度：37% ・最終処分量（一般廃棄物・産業廃棄物計） 2020 年度：2012 年度比 14%削減、2030 年度：2012 年度比 25%削減
東京都建設リサイクル推進計画 （平成 28 年４月）	この計画は、公共・民間の区別なく、都内で行われる様々な行為の一連の過程において、建設資源の循環利用等を促進することを対象としている。平成 30 年度及び 32 年度を目標に、以下の項目について目標指標を定めている。 〔目標指標〕 ・建設廃棄物の再資源化・縮減率（発生量に対する再資源化、縮減及び再使用された量の比率） ・建設発生土の有効利用率（土砂利用量に対する建設発生土利用量の比較） また、本計画を補完し、本計画に定める施策の詳細事項や建設資源循環のルールなどを規定するものとして、ガイドラインを改定し、これを運用することにより建設資源循環の施策を着実に実施することとしている。

表 6-17(3)　東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
東京地域公害防止計画 （平成 24 年３月）	この計画は、環境基本法第 17 条に基づき、公害が著しい特定の地域等について、公害防止に関する施策を総合的に推進することを目的として策定されたものであり、計画実施期間を平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とした東京都の第９次公害防止計画である。 東京湾の水質は十分に改善されているとは言えず、また、一部河川の底質においてダイオキシン類の無害化処理が完了していないことから、以下の２つを計画の主要課題としている。 (1)東京湾の水質汚濁 東京湾の COD に係る水質汚濁及び全窒素・全りんによる富栄養化の防止を図る。 (2)横十間川のダイオキシン類汚染 横十間川のダイオキシン類による人の健康被害の防止を図る。
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 （平成 25 年７月）	この計画は、都民の生命と健康を守るため、大気汚染の主要な発生源である自動車に対する排出ガス規制に取り組むため、以下の目標と施策が示されている。 〔目標〕 ・平成 32 年度までに対策地域において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標とする。 ・平成 27 年度までに監視測定局において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成することを中間目標とする。 〔施策〕 ・自動車単体施策の強化等（ディーゼル車の走行規制等） ・車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の推進 ・低公害・低燃費車の普及促進 ・エコドライブの普及促進 ・交通量対策 ・交通流対策 ・局地汚染対策の推進 ・普及啓発活動の推進 ・その他（関係者間の連携等）
「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針（平成 19 年６月）	「10 年後の東京」において、『水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる』ことを、今後 10 年間を展望した施策における第一の柱として掲げている。この「10 年後の東京」の策定を受け、東京の総力を投入して「緑施策」の一層の強化を図るため、全庁横断型の戦略的組織である「緑の都市づくり推進本部」を設置し、「緑の東京 10 年プロジェクト」を推進していくとされている。 また、「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針は、緑あふれる東京の再生を目指したものであり、以下の４つの方針を挙げている。 方針１　都民・企業が主人公である「緑のムーブメント」の展開 方針２　街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実 方針３　校庭芝生化を核とした地域における緑の拠点づくり 方針４　あらゆる工夫による緑の創出と保全
「緑の東京 10 年プロジェクト」の施策化状況 2012 （平成 24 年３月）	この施策化状況は、平成 19 年６月策定の「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針を踏まえ、平成 24 年度予算編成の中でプロジェクトが検証され、予算化された各事業の概要について示されている。

表 6-17(4)　東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～ （平成 24 年５月）	この緑施策の新展開は、生物多様性の保全に関する都の現在の施策と将来の方向性を示したものであり、生物多様性基本法が規定する生物多様性地域戦略の性格を併せ持ったものである。目指すべき東京の将来像は、以下の３つを挙げている。 〔将来像〕 ・四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。 ・豊かな緑が、人々にうるおいややすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。 ・東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。
東京都景観計画 （平成 23 年４月、平成 28 年８月一部改定）	この計画は、都民や事業者、区市町村等と連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示すものとして策定されている。 この計画の基本理念として「都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」、「交流の活発化・新たな産業の創出による東京の更なる発展」、「歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上」の３つを挙げている。

表 6-18(1)　江戸川区の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
長期計画「えどがわ新世紀デザイン」 （平成 14 年 7 月）	この計画は、区民と区がパートナーシップに基づき、協働して、まちづくりを進めていくための指針、区の行財政の計画的運営の指針であり、また、国や都、事業者などが進める計画や事業などを調整し、誘導していくための指針である。 基本構想、基本計画、実施計画から構成される。
江戸川区基本構想 （平成 14 年 7 月）	この基本構想では、おおむね 2020 年頃の、区民と区がともに達成すべき江戸川区のまちづくりの将来目標を明らかにするとともに、目標を達成する方法について基本的な考え方や基本的施策を示している。 めざすべき将来都市像を「創造性豊かな文化はぐくむ、水辺と緑かがやく、安心と活力ある、生きる喜びを実感できる都市」とし、将来都市像と基本目標を実現するため、以下の基本的施策を掲げている。 ・未来を担う人づくり ・学びと協働による区民文化づくり ・いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくり ・区民参加による環境づくり ・活力を創造する産業づくり ・区民の暮らしを力づよく支えるまちづくり なお、基本的施策のうち「区民参加による環境づくり」については、以下の項目について、具体的な施策が示されている。 1　環境啓発・環境教育 2　資源循環（ごみの減量と資源リサイクル） 3　自然との共生・ふれあい 4　都市環境問題・有害化学物質への対応 5　地球環境への配慮
江戸川区基本計画（後期） （平成 24 年 2 月）	この計画は、基本構想を実現するために、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 か年で区が行う施策や事業を体系化・計画化するとともに、その進め方を示すものである。特に重点施策として、以下の 8 項目を設定している。 1 治水をはじめとした防災対策の充実 2 少子高齢化と老朽化を受けた公共施設マネジメントの推進 3 えどがわ産業の活性化 4 熟年者福祉の充実 5 地域コミュニティのさらなる醸成 6 環境問題への取り組み 7 未来を担う子どもたちの健全育成 8 健康増進への取り組み なお、基本構想における基本的施策の一つである「区民参加による環境づくり」に関しては、以下の施策を掲げている。 ・環境にやさしいエコタウンづくり ・ライフスタイルの見直しによるごみの大幅な減量化 ・資源リサイクルの拡充 ・水と緑でネットワークする「いのちのオアシス」づくり ・自然とのふれあいの拡充 ・生活環境の改善・保全と新たな環境汚染問題への対応

表 6-18(2)　江戸川区の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
江戸川区実施計画（平成27年度～29年度） （平成27年３月）	この計画は、平成24年１月に策定した基本計画（後期）の着実な推進を図ることを目的に、平成27年度～29年度に計画的に取組む事業を示している。
エコタウンえどがわ推進計画(江戸川区地域エネルギービジョン) (平成20年２月、平成27年３月一部改定)	この計画では、京都議定書の日本の目標達成のために、果たすべきと考えられる第１次目標と、2050 年までに温室効果ガスを半減するとの長期的展望を踏まえた第２次目標を以下のとおり設定している。 ・第一次目標：2008～2012年度までの５年間でエネルギー起源二酸化炭素排出量を平均して年間16万トン（2004年度比６％）削減する。 ・第二次目標：2017年度にエネルギー起源二酸化炭素排出量を年間34万トン（2004年度比14%）削減する。 なお、第１次目標については、目標を達成している。 目標達成のための主な取り組みとしては、区民や事業者においては省エネルギーの推進を掲げており、区においては環境教育・環境学習の推進等の取り組みのほか、今後検討する新しい取り組みとして、「コミュニティファンドによる省エネルギー改修推進事業」、「森林吸収源対策推進事業」等５つのプロジェクトを掲げている。
江戸川区街づくり基本プラン（都市マスタープラン） （平成11年２月）	このプランは、街づくりに関する様々な施策を対象に、それらの整合性と調和を図るとともに、江戸川基本構想及び江戸川基本計画の街づくり部門を担う総合的な方針であり、区域全体を対象とする「全体構想」と、地域の特長を活かし、きめ細かい街づくりを進めるための「地域別構想」によって構成されている。計画期間は、概ね20年度程度とされている。 このプランでは、基本的な考え方として、以下の項目を示している。 １．総合街づくりの推進 ２．広域街づくりの推進 ３．地区街づくりの推進 ４．地区街づくりの推進体制の充実
江戸川区景観計画 （平成23年４月）	この計画は、景観法に基づく景観計画であり、江戸川区街づくり基本プランを上位計画とし、江戸川区の良好な景観形成に関する取組の方向性や施策を示した総合的な計画である。「水と緑に育まれた多様な『江戸川らしさ』を活かした景観まちづくり～まちを元気にする計画～」を目標とし、以下に示す基本方針を掲げている。 ・水に親しみ、緑を育もう ・これまで創り育てたまちの宝物を大切にしよう ・住み良く心地良いまちなみを育てよう ・生き生きとしたまちの表情をつくろう ・区民の想いを活かし協力してすすめよう ・みんなで取り組む景観まちづくり

表 6-18(3)　江戸川区の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
Edogawa ごみダイエットプラン(江戸川区一般廃棄物処理基本計画) (平成 18 年３月、平成 28 年３月中間改定)	本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条第１項に基づく区の清掃・リサイクル事業の指針として策定されたものであり、また、江戸川区長期計画の理念のもとに、廃棄物処理の面から環境にやさしい循環型都市の実現をめざすものである。 本計画は、東京都廃棄物処理計画および東京二十三区清掃一部事務組合の一般廃棄物処理基本計画と整合した計画となっている。 本計画は、平成 17 年度に策定した「Edogawa ごみダイエットプラン」の基本方針を受け継いだ第３期計画であり、計画期間は平成 28 年度から平成 33 年度までの６年間で、平成 33 年度を長期目標年度としている。 本計画では、以下に示すごみの減量目標を掲げている。 ①平成 33 年度に平成 12 年度比でごみ量の 20%削減（目標達成後のごみ量 165,400t） ②平成 33 年度に区民一人１日あたりのごみ量 649ｇ ③平成 33 年度に資源回収率 30%
江戸川区みどりの基本計画 （平成 25 年４月）	この計画は、都市緑地法に基づいて、地域特性を活かした江戸川区らしい個性あるみどりの保全や創出を推進し、区民と区が協働してみどりを活かしたまちづくりを行うための計画であり、「江戸川区基本構想」のもと、都市マスタープランである「街づくり基本プラン」などと連携を図るとともに、国や東京都の関連計画とも連携している。 目標年次は、中間年次を平成 29 年、目標年次を平成 34 年としており、以下の基本方針が示されている。 〔基本方針〕 基本方針１：みどりを守る 基本方針２：みどりを育む 基本方針３：緑を創る また、農地（生産緑地）の面積、保護樹の本数、緑化の推進に満足している区民の割合、アダプト活動加入者数、身近な公園の充足率、公園整備に満足している区民の割合のそれぞれについて数値目標を設定している。

表 6-19　千葉県の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」【平成 25～28 年度】 （平成 25 年 10 月）	この計画は、今後の新しい千葉県づくりの方向性を県民と共有し、力を合わせて本県の将来の目指す姿を実現していくための指針となるもので、総合計画「輝け！ちば元気プラン」（平成 22 年策定）の実績と、策定後の環境変化を踏まえて策定された。 「基本構想編」と「実施計画編」で構成から構成される。
千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」基本構想編 （平成 22 年３月）	この基本構想では、千葉県が将来目指すべき姿とその実現に向けた政策の基本方向を定めるため、県をとりまく時代背景と課題を、「人口減少・少子高齢化」、「大規模災害等を見据えた防災・危機管理」等の８つの視点で整理している。これを踏まえ、以下の基本理念を掲げている。 ［基本理念］ 千葉は元気の発信源。首都圏、そして日本をリードし、県民が「くらし満足度日本一」を感じ、誇れる千葉を実現します。 基本理念の実現に向け、基本目標について以下のとおり定めている。 ［基本目標］ １　安全で豊かなくらしの実現 ２　千葉の未来を担う子どもの育成 ３　経済の活性化と交流基盤の整備
千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」実施計画編 （平成 25 年 10 月）	この計画は、基本構想の３つの基本目標を達成するため、平成 25 年度（2013 年度）から平成 28 年度（2016 年度）までの４年間で重点的に取り組む政策・施策を政策分野・政策項目別に整理している。 また、計画の推進に当たっては、限られた資源を効率的・効果的に活用し、計画に掲げた施策・取組を着実に実行するため、計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）という政策評価の手法を活用したマネジメントサイクルに基づいた進行管理を実施することとしている。
千葉県環境基本計画 (平成 20 年３月、27 年３月改定)	この計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、千葉県環境基本条例により、策定が義務付けられている計画であり、平成 20 年３月に策定された。その後、千葉県の自然環境や生活環境をめぐる状況が変化しており、新たな課題が生じていることから、平成 27 年３月に計画の見直しが行われた。 計画期間は、平成 20～30 年度である。 基本目標は、「ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境をみんなのちからで築き、次の世代に伝えていく」とし、目指す将来として「地球温暖化を防止する社会」「健全な循環が維持される社会」「生物多様性が確保され、自然と共生する社会」を掲げている。

表 6-20(1)　市川市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
市川市総合計画「Ｉ＆Ｉプラン 21」 （平成 12 年 12 月）	市川市の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画（計画期間３年）から構成される。
市川市基本構想 （平成 12 年 12 月）	この基本構想では、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の３つを基本理念として市川市のまちづくりを進めることとしている。 まちづくりの目標である将来都市像は、概ね 25 年後の市川の将来像をあらわすものとして、「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」と定めている。 基本目標については、以下のとおり定めている。 ［基本目標］ １　真の豊かさを感じるまち ２　彩り豊かな文化と芸術を育むまち ３　安全で快適な魅力あるまち ４　人と自然が共生するまち ５　市民と行政がともに築くまち また、これら５本の基本目標に対して、19 本の施策の方向を定めている。
市川市第二次基本計画 （平成 23 年３月）	この計画は、基本構想に掲げられた将来都市像を実現するための市の施策を定めており、平成 13 年度からスタートした第一次基本計画における取組の評価、今後の社会経済情勢の見通しなどを踏まえて策定されたものである。 計画期間は、平成 23 年度を初年度とし、目標年度となる平成 32 年度までの 10 年間とされている。 基本構想で掲げる５本の基本目標及び 19 本の施策の方向に対応し、大分類で 45 本、中分類で 102 本、小分類で 273 本の施策を定めている。
市川市第二次実施計画(平成 26 年度～28 年度) （平成 26 年 11 月）	この計画は、第二次基本計画のもとで、施策を実現するための事業を定めており、基本計画の体系を基に、79 事業が位置づけられている。計画期間は、平成 26 年度から平成 28 年度である。 事業の選定にあたっては、「第二次基本計画 第一次実施計画 総合評価」の結果を反映させるとともに、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少を踏まえた事業や、美しい景観を始めとした都市の魅力向上に向けた事業を選定している。
第二次市川市環境基本計画 (平成 24 年３月)	この計画は、市川市環境基本条例（第９条）に基づき、環境の保全及び創造のための環境施策を総合的かつ計画的に推進するための環境政策の大綱となるものである。平成 12 年２月に策定された第一次市川市環境基本計画の下に実施してきた施策の実施状況や成果等を踏まえて策定されており、計画期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までとされている。 基本目標は、市川市の目指す将来環境像として「みんなで築く　身近に自然を感じる文化のまち　いちかわ」を掲げている。 また、基本理念として以下のとおり定めている。 基本理念１　「自然が息づくまち」 基本理念２　「地球にやさしいまち」 基本理念３　「健やかに暮らせるまち」 基本理念４　「資源を大切にするまち」 基本理念５　「環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち」

表 6-20(2)　市川市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
市川市都市計画マスタープラン （平成 16 年３月）	このプランは、都市計画法（第 18 条の２）に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称であり、市町村がその創意工夫のもとに、市民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めている。 まちづくりの整備方針として以下のとおり定めている。 1）調和のとれた土地利用 2）資源の活用と景観づくり 3）安心して暮らせる環境づくり 4）快適な交通環境づくり このうち、「2）資源の活用と景観づくり」では、江戸川や三番瀬などの水辺環境や貴重な緑、また歴史的な環境を守り、活かし、再生し、さらに地域の特性に応じた公園や緑地の整備など市民生活にゆとりや潤いを与える景観づくりを進めるとしている。
市川市景観基本計画 （平成 16 年５月）	本計画は景観行政の総合的な指針となるものであり、「市川市総合計画」に即し、「市川市都市計画マスタープラン」、「市川市環境基本計画」との整合、部門別計画との連携を図りつつ、策定されたものである。計画期間の終期はとくに定めず、社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、必要に応じて見直しを図ることとしている。 基本理念は、「共感と継承」とし、基本目標を以下のとおり定めている。 基本目標１：水と緑を生かした、心地よい景観をつくります。 基本目標２：歴史・文化を伝える、風情のある景観をつくります。 基本目標３：まちの個性に彩られた、表情豊かな景観をつくります。 基本目標４：快適性や安全性を基本として、市民参加により、生活風景を大切にした心に残る景観をつくります。
市川市景観計画 （平成 18 年４月）	本計画は、景観法第８条に基づき、景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針等を定めている。また、地域特性を生かした景観まちづくりとして、市川市を景観特性に従い８つのゾーンに区分し、各ゾーンで個別の景観まちづくりの目標などを定めている。 なお、本計画は、市川市の景観まちづくりに関するマスタープランである「市川市景観基本計画」に即して定められている。

6.1.9　公害に関する苦情件数

計画地が位置する江戸川区及び市川市における過去５年間（平成 23～27 年度）の公害苦情件数を表 6-21(1)及び(2)に示す。

平成 27 年度の江戸川区における苦情件数は、騒音に係るものが多く、次いで大気汚染に係るものが多い。

また、市川市においては、騒音に係るものが多く、次いで悪臭に係るものが多い。

表 6-21(1)　公害に関する苦情件数（江戸川区）

現象		平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
大気汚染		58	49	36	38	34
水質汚濁		1	1	－	1	2
土壌汚染		1	1	－	1	1
騒　音		221	190	213	316	210
	低周波音	－	－	－	－	1
振　動		34	28	19	19	19
地盤沈下		－	－	－	－	－
悪　臭		36	32	29	26	25
廃棄物投棄		－	－	－	－	－
その他		8	2	1	－	2
合　計		359	303	298	401	293

資料）「公害苦情統計調査」（平成 23～27 年度、東京都環境局ホームページ）

表 6-21(2)　公害に関する苦情件数（市川市）

現象	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
大気汚染	14	20	23	25	20
水質汚濁	4	0	0	1	0
騒　音	66	139	225	255	191
振　動	24	26	21	19	23
悪　臭	23	63	45	41	58
その他	3	5	7	9	8
合　計	134	253	321	350	300

資料）「市川市環境白書参考資料」（平成 24～28 年、市川市環境部ホームページ）

6.2　環境項目

6.2.1　大気汚染

計画地を中心とした半径約５kmの範囲における大気汚染物質の状況をまとめた。

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント及び微小粒子状物質については大気環境常時監視の測定結果を、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては有害大気汚染物質モニタリングの測定結果を、ダイオキシン類についてはダイオキシン類常時監視の測定結果をそれぞれまとめた。

各測定局等における調査項目を表 6-22(1)及び(2)に、測定局等の位置を図 6-15 に示す。

表 6-22(1)　大気汚染物質の調査項目

種別	図No.	測定局名等（所在地）	測定主体	調査項目							
				二酸化硫黄 (SO_2)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	二酸化窒素 (NO_2)	光化学オキシダント (Ox)	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ等 注1	ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類 (DXNs)	微小粒子状物質 (PM2.5)
一般環境大気測定局	1	江戸川区鹿骨測定局（東京都江戸川区鹿骨 1-15-1）	東京都	○	○	○	○	○			○
	2	江戸川区春江町測定局（東京都江戸川区春江町 5-3-3）	東京都			○	○	○	○	○	○
	3	江戸川区南葛西測定局（東京都江戸川区南葛西 1-11-1）	東京都			○	○	○			○
	4	市川新田測定局（千葉県市川市新田 4-10-12）	千葉県			○	○		○	○	
	5	市川二俣測定局（千葉県市川市二俣 678）	千葉県			○	○				
	6	市川本八幡測定局（千葉県市川市八幡 3-24-1）	千葉県	○		○	○	○			○
	7	市川行徳駅前測定局（千葉県市川市湊新田 2-4）	千葉県	○		○	○	○			
	8	浦安猫実測定局（千葉県浦安市猫実 1-2-7）	千葉県	○	○	○	○	○	○		○
	9	中央測定局（東京都江戸川区中央 1-13-2）	江戸川区	○	○	○	○	○	○	○	

注１）ベンゼン等：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン
注２）調査項目は、平成 27 年度現在の項目である。
資料）「東京都一般環境大気測定局（一般局）の測定結果（27 年度）」
「有害大気汚染物質のモニタリング調査　平成 27 年度」
「平成 27 年度都内ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果について」
（以上、東京都環境局ホームページ）
「大気環境常時監視結果 年報（2015 年度）」
「平成 27 年度有害大気汚染物質測定結果」
「平成 27 年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（以上、千葉県環境生活部ホームページ）
「大気測定結果のまとめ 平成 27 年度」
「平成 27 年度 有害大気汚染物質調査結果」
「ダイオキシン類調査結果のまとめ 平成 27 年度」（以上、江戸川区環境部ホームページ）

表 6-22(2)　大気汚染物質の調査項目

種別	図No	測定局名等（所在地）	測定主体	調査項目							
				二酸化硫黄 (SO_2)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	二酸化窒素 (NO_2)	光化学オキシダント (Ox)	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ等 注1	ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類 (DXNs)	微小粒子状物質 (PM2.5)
自動車排出ガス測定局	10	市川市市川測定局（千葉県市川市市川 2-33-6）	千葉県		○	○	○				
	11	市川行徳測定局（千葉県市川市末広 1-1-48）	千葉県		○	○	○				○
	12	浦安美浜測定局（千葉県浦安市美浜 4-6）	千葉県		○	○	○				
	13	篠崎測定局（東京都江戸川区篠崎町 3-2-18）	江戸川区			○	○		○		
	14	上一色測定局（東京都江戸川区上一色 1-8-11）	江戸川区			○	○				

注１）ベンゼン等：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン
注２）調査項目は、平成 27 年度現在の項目である。
資料）「大気環境常時監視結果 年報（2015 年度）」（千葉県環境生活部ホームページ）
「大気測定結果のまとめ 平成 27 年度」
「平成 27 年度 有害大気汚染物質調査結果」（以上、江戸川区環境部ホームページ）

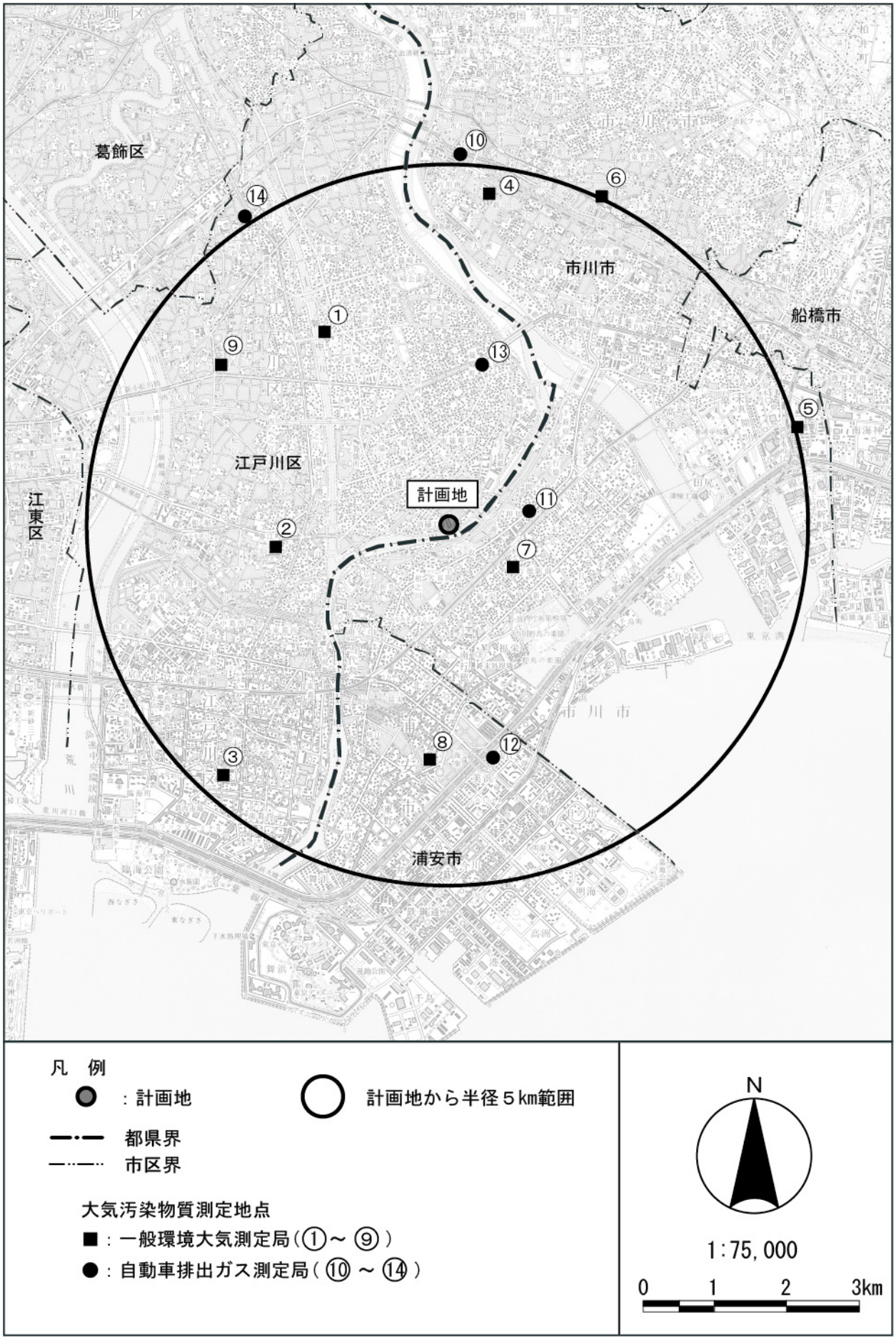

図 6-15　大気汚染物質測定地点

(1) 一般環境

ア 二酸化硫黄（SO_2）

過去５年間（平成 23 年度から平成 27 年度まで）の一般環境大気測定局における二酸化硫黄の調査結果の推移を表 6-23 に、年平均値の推移を図 6-16 にそれぞれ示す。

調査は５地点で実施されており、平成 27 年度の年平均値は 0.001～0.002ppm である。過去５年間の年平均値はおおむね横ばいとなっており、環境基準は過去５年とも達成している。

表 6-23 一般環境大気測定局における二酸化硫黄調査結果の推移

図No.	測定局名	年平均値（ppm）					環境基準の達成状況 注１、注２（○：達成、×：非達成）				
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1	江戸川区鹿骨測定局	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	○	○	○	○	○
6	市川本八幡測定局	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	○	○	○	○	○
7	市川行徳駅前測定局	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	○	○	○	○	○
8	浦安猫実測定局	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	○	○	○	○	○
9	中央測定局	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	○	○	○	○	○

注１）二酸化硫黄の環境基準は、「１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、１時間値が 0.1ppm 以下であること。」である。

注２）環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、１日平均値の年間２％除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が２日以上連続した場合には非達成と評価する。
１日平均値の年間２％除外値とは、１年間の測定を通じて得られた１日平均値のうち、高い方から数えて２％の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料）「環境数値データベース　大気環境データ」（国立環境研究所ホームページ）
「東京都一般環境大気測定局（一般局）の測定結果（27 年度）」（東京都環境局ホームページ）
「大気環境常時監視結果 年報（2015 年度）」（千葉県環境生活部ホームページ）
「安全で快適な環境に向けて」（平成 24 年８月～平成 25 年８月、江戸川区環境部）
「大気測定結果のまとめ 平成 25～27 年度」（江戸川区環境部ホームページ）

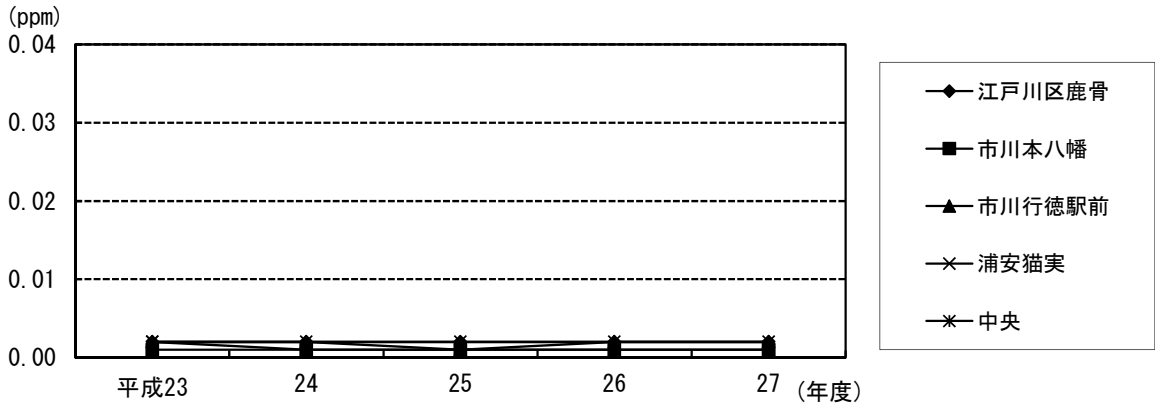

資料）表 6-23 の資料参照。

図 6-16 一般環境大気測定局における二酸化硫黄（年平均値）の推移

イ　一酸化炭素（CO）

過去５年間（平成 23 年度から平成 27 年度まで）の一般環境大気測定局における一酸化炭素の調査結果の推移を表 6-24 に、年平均値の推移を図 6-17 にそれぞれ示す。

調査は３地点で実施されており、平成 27 年度の年平均値は 0.3～0.5ppm である。過去５年間の年平均値はおおむね横ばいとなっており、環境基準は過去５年とも達成している。

表 6-24　一般環境大気測定局における一酸化炭素調査結果の推移

図No.	測定局名	年平均値（ppm）					環境基準の達成状況 注１、注２（○：達成、×：非達成）				
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1	江戸川区鹿骨測定局	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	○	○	○	○	○
8	浦安猫実測定局	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	○	○	○	○	○
9	中央測定局	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	○	○	○	○	○

注１）一酸化炭素の環境基準は、「１時間値の１日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること。」である。

注２）環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、１日平均値の年間２％除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が２日以上連続した場合には非達成と評価する。
１日平均値の年間２％除外値とは、１年間の測定を通じて得られた１日平均値のうち、高い方から数えて２％の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料）「環境数値データベース　大気環境データ」（国立環境研究所ホームページ）
「東京都一般環境大気測定局（一般局）の測定結果（27 年度）」（東京都環境局ホームページ）
「大気環境常時監視結果 年報（2015 年度）」（千葉県環境生活部ホームページ）
「安全で快適な環境に向けて」（平成 24 年８月～平成 25 年８月、江戸川区環境部）
「大気測定結果のまとめ 平成 25～27 年度」（江戸川区環境部ホームページ）

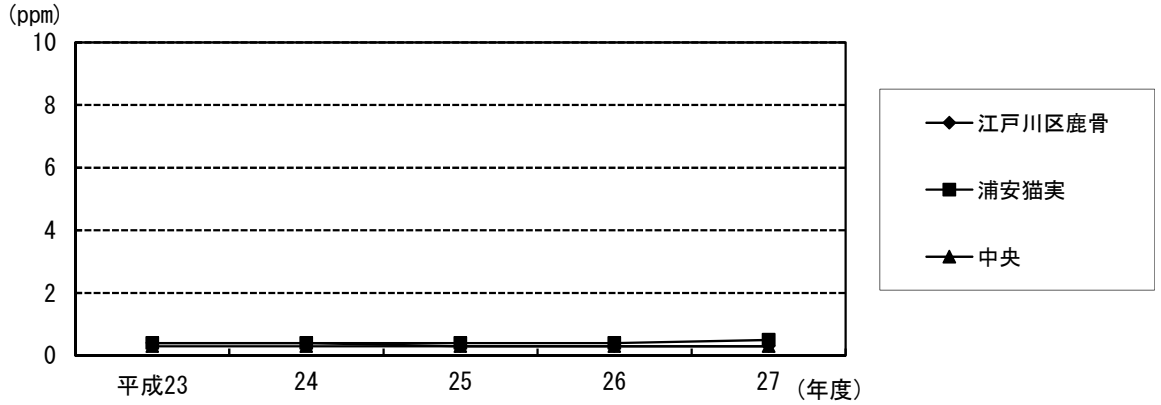

資料）表 6-24 の資料参照。

図 6-17　一般環境大気測定局における一酸化炭素（年平均値）の推移

ウ　浮遊粒子状物質（SPM）

過去５年間（平成 23 年度から平成 27 年度まで）の一般環境大気測定局における浮遊粒子状物質の調査結果の推移を表 6-25 に、年平均値の推移を図 6-18 にそれぞれ示す。

調査は９地点で実施されており、平成 27 年度の年平均値は 0.019～0.025mg/m^{3}である。過去５年間の年平均値は、おおむね横ばいの傾向となっており、環境基準は過去５年とも全地点で達成している。

表 6-25　一般環境大気測定局における浮遊粒子状物質調査結果の推移

図No.	測定局名	年平均値（mg/m^3）					環境基準の達成状況 注１、注２（○：達成、×：非達成）				
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1	江戸川区鹿骨測定局	0.019	0.016	0.018	0.018	0.019	○	○	○	○	○
2	江戸川区春江町測定局	0.023	0.023	0.023	0.022	0.020	○	○	○	○	○
3	江戸川区南葛西測定局	0.022	0.021	0.024	0.024	0.022	○	○	○	○	○
4	市川新田測定局	0.020	0.018	0.019	0.019	0.019	○	○	○	○	○
5	市川二俣測定局	0.024	0.020	0.022	0.025	0.023	○	○	○	○	○
6	市川本八幡測定局	0.023	0.021	0.022	0.021	0.020	○	○	○	○	○
7	市川行徳駅前測定局	0.026	0.023	0.029	0.025	0.025	○	○	○	○	○
8	浦安猫実測定局	0.022	0.019	0.021	0.022	0.023	○	○	○	○	○
9	中央測定局	0.024	0.020	0.021	0.019	0.020	○	○	○	○	○

注１）浮遊粒子状物質の環境基準は、「１時間値の１日平均値が 0.10mg/m^{3}以下であり、かつ、１時間値が 0.20mg/m^{3}以下であること。」である。

注２）環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、１日平均値の年間２％除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が２日以上連続した場合には非達成と評価する。
１日平均値の年間２％除外値とは、１年間の測定を通じて得られた１日平均値のうち、高い方から数えて２％の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料）「環境数値データベース　大気環境データ」（国立環境研究所ホームページ）
「東京都一般環境大気測定局（一般局）の測定結果（27 年度）」（東京都環境局ホームページ）
「大気環境常時監視結果 年報（2015 年度）」（千葉県環境生活部ホームページ）
「安全で快適な環境に向けて」（平成 24 年８月～平成 25 年８月、江戸川区環境部）
「大気測定結果のまとめ 平成 25～27 年度」（江戸川区環境部ホームページ）

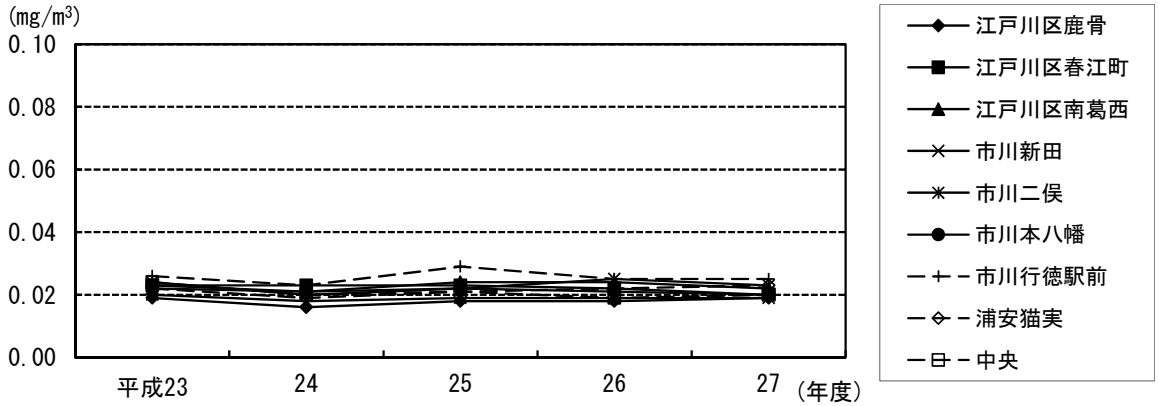

資料）表 6-25 の資料参照。

図 6-18　一般環境大気測定局における浮遊粒子状物質（年平均値）の推移

エ　二酸化窒素（NO_2）

過去５年間（平成 23 年度から平成 27 年度まで）の一般環境大気測定局における二酸化窒素の調査結果の推移を表 6-26 に、年平均値の推移を図 6-19 にそれぞれ示す。

調査は９地点で実施されており、平成 27 年度の年平均値は 0.016～0.020ppm である。過去５年間の年平均値は、全体的にやや減少傾向となっており、環境基準は過去５年とも全地点で達成している。

表 6-26　一般環境大気測定局における二酸化窒素調査結果の推移

図No.	測定局名	年平均値（ppm）					環境基準の達成状況 注１、注２（○：達成、×：非達成）				
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1	江戸川区鹿骨測定局	0.019	0.018	0.017	0.017	0.017	○	○	○	○	○
2	江戸川区春江町測定局	0.020	0.019	0.019	0.019	0.018	○	○	○	○	○
3	江戸川区南葛西測定局	0.021	0.021	0.020	0.020	0.020	○	○	○	○	○
4	市川新田測定局	0.018	0.017	0.017	0.017	0.016	○	○	○	○	○
5	市川二俣測定局	0.022	0.022	0.021	0.021	0.020	○	○	○	○	○
6	市川本八幡測定局	0.018	0.017	0.017	0.016	0.016	○	○	○	○	○
7	市川行徳駅前測定局	0.019	0.017	0.018	0.017	0.017	○	○	○	○	○
8	浦安猫実測定局	0.020	0.019	0.019	0.019	0.019	○	○	○	○	○
9	中央測定局	0.021	0.020	0.020	0.020	0.019	○	○	○	○	○

注１）二酸化窒素の環境基準は、「１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。」である。

注２）環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、１日平均値の年間 98%値を環境基準と比較して評価を行う。
１日平均値の年間 98%値とは、１年間の測定を通じて得られた１日平均値のうち、低い方から数えて 98%目に当たる値である。

資料）「環境数値データベース　大気環境データ」（国立環境研究所ホームページ）
「東京都一般環境大気測定局（一般局）の測定結果（27 年度）」（東京都環境局ホームページ）
「大気環境常時監視結果 年報（2015 年度）」（千葉県環境生活部ホームページ）
「安全で快適な環境に向けて」（平成 24 年８月～平成 25 年８月、江戸川区環境部）
「大気測定結果のまとめ 平成 25～27 年度」（江戸川区環境部ホームページ）

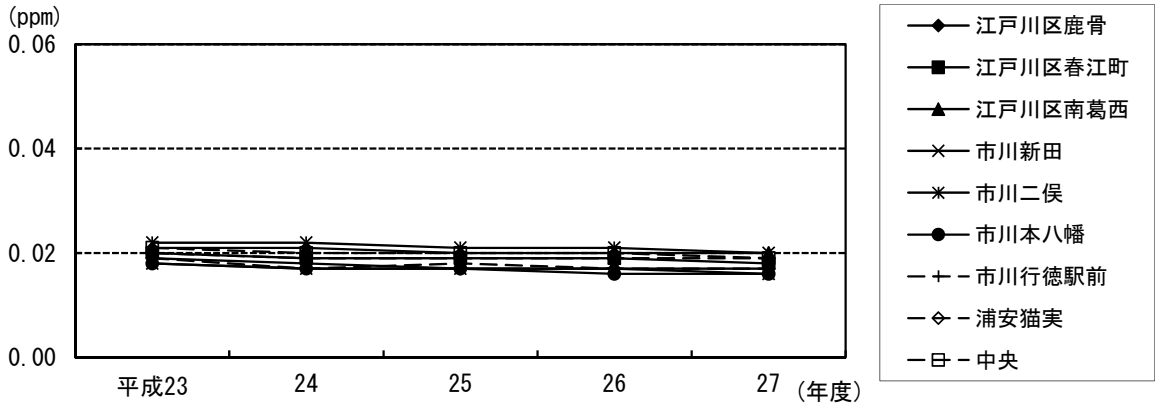

資料）表 6-26 の資料参照。

図 6-19　一般環境大気測定局における二酸化窒素（年平均値）の推移

オ　光化学オキシダント（Ox）

過去５年間（平成 23 年度から平成 27 年度まで）の一般環境大気測定局における光化学オキシダントの調査結果の推移を表 6-27 に、年平均値の推移を図 6-20 にそれぞれ示す。

調査は７地点で実施されており、平成 27 年度の昼間の１時間値の年平均値は 0.028～0.032ppm である。過去５年間の年平均値は、おおむね横ばいの傾向となっており、環境基準は過去５年とも全地点で非達成である。

表 6-27　一般環境大気測定局における光化学オキシダント調査結果の推移

図No.	測定局名	昼間の１時間値の年平均値（ppm）					環境基準の達成状況 注１、注２（○：達成、×：非達成）				
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1	江戸川区鹿骨測定局	0.027	0.028	0.030	0.030	0.031	×	×	×	×	×
2	江戸川区春江町測定局	0.027	0.029	0.030	0.029	0.031	×	×	×	×	×
3	江戸川区南葛西測定局	0.027	0.027	0.030	0.029	0.030	×	×	×	×	×
6	市川本八幡測定局	0.028	0.031	0.032	0.032	0.032	×	×	×	×	×
7	市川行徳駅前測定局	0.028	0.029	0.030	0.032	0.031	×	×	×	×	×
8	浦安猫実測定局	0.026	0.026	0.028	0.028	0.028	×	×	×	×	×
9	中央測定局	0.027	0.029	0.029	0.030	0.031	×	×	×	×	×

注１）光化学オキシダントの環境基準は、「１時間値が 0.06ppm 以下であること。」である。
注２）環境基準の達成状況は、年間の昼間（５時～20 時）の１時間値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、１年間で昼間（５時～20 時）の１時間値が１回でも環境基準を超えた場合には非達成と評価する。
資料）「環境数値データベース　大気環境データ」（国立環境研究所ホームページ）
「東京都一般環境大気測定局（一般局）の測定結果（27 年度）」（東京都環境局ホームページ）
「大気環境常時監視結果 年報（2015 年度）」（千葉県環境生活部ホームページ）
「安全で快適な環境に向けて」（平成 24 年８月～平成 25 年８月、江戸川区環境部）
「大気測定結果のまとめ 平成 25～27 年度」（江戸川区環境部ホームページ）

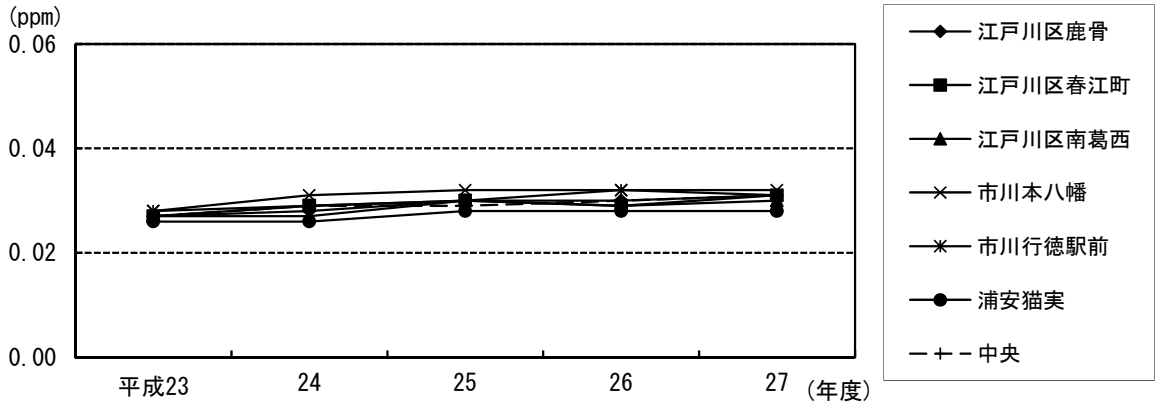

資料）表 6-27 の資料参照。

図 6-20　一般環境大気測定局における光化学オキシダント
（昼間の１時間値の年平均値）の推移

カ　ベンゼン等

過去５年間（平成 23 年度から平成 27 年度まで）の一般環境大気測定局におけるベンゼン等の調査結果の推移を表 6-28 に、年平均値の推移を図 6-21(1)～(4)にそれぞれ示す。

調査は４地点で実施されており、平成 27 年度の年平均値はそれぞれ、ベンゼンが 0.00088～0.0012mg/m^3、トリクロロエチレンが 0.00053～0.0019mg/m^3、テトラクロロエチレンが 0.00017～0.00025mg/m^3、ジクロロメタンが 0.0010～0.0019mg/m^{3}である。過去５年間の年平均値は、おおむね横ばいの傾向となっており、環境基準は過去５年ともすべての物質で達成している。

表 6-28　一般環境大気測定局におけるベンゼン等調査結果の推移

物質名	図No.	測定局名	年平均値（mg/m^3）					環境基準の達成状況 注（○：達成、×：非達成）				
			平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	2	江戸川区春江町測定局	0.0011	0.0010	0.0012	0.0013	0.0012	○	○	○	○	○
	4	市川新田測定局	0.0011	0.0015	0.0014	0.0014	0.0012	○	○	○	○	○
	8	浦安猫実測定局	0.0013	0.0013	0.0013	0.0012	0.00093	○	○	○	○	○
	9	中央測定局	0.0015	0.0016	0.0011	0.0011	0.00088	○	○	○	○	○
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	2	江戸川区春江町測定局	0.0014	0.0018	0.0013	0.00091	0.0014	○	○	○	○	○
	4	市川新田測定局	0.00076	0.00064	0.00068	0.00057	0.00053	○	○	○	○	○
	8	浦安猫実測定局	0.0013	0.0014	0.00072	0.00063	0.00056	○	○	○	○	○
	9	中央測定局	0.0033	0.0038	0.0019	0.0015	0.0019	○	○	○	○	○
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	2	江戸川区春江町測定局	0.00024	0.00034	0.00023	0.00018	0.00025	○	○	○	○	○
	4	市川新田測定局	0.00098	0.00026	0.00014	0.00037	0.00025	○	○	○	○	○
	8	浦安猫実測定局	0.00033	0.00034	0.00017	0.00011	0.00017	○	○	○	○	○
	9	中央測定局	0.00041	0.00060	0.00015	0.00021	0.00017	○	○	○	○	○
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	2	江戸川区春江町測定局	0.0017	0.0019	0.0022	0.0015	0.0014	○	○	○	○	○
	4	市川新田測定局	0.0015	0.0013	0.0012	0.0018	0.0019	○	○	○	○	○
	8	浦安猫実測定局	0.0021	0.0024	0.0014	0.0010	0.0010	○	○	○	○	○
	9	中央測定局	0.0025	0.0031	0.0020	0.0016	0.0011	○	○	○	○	○

注）ベンゼン等の環境基準は、以下のとおりである。
　　ベンゼン：１年平均値が 0.003mg/m^{3}以下であること。
　　トリクロロエチレン：１年平均値が 0.2mg/m^{3}以下であること。
　　テトラクロロエチレン：１年平均値が 0.2mg/m^{3}以下であること。
　　ジクロロメタン：１年平均値が 0.15mg/m^{3}以下であること。
資料）「有害大気汚染物質のモニタリング調査　平成 23～27 年度」（東京都環境局ホームページ）
　　「平成 23～27 年度有害大気汚染物質測定結果」（千葉県環境生活部ホームページ）
　　「安全で快適な環境に向けて」（平成 24 年８月～平成 25 年８月、江戸川区環境部）
　　「平成 25～27 年度　有害大気汚染物質調査結果」（江戸川区環境部ホームページ）

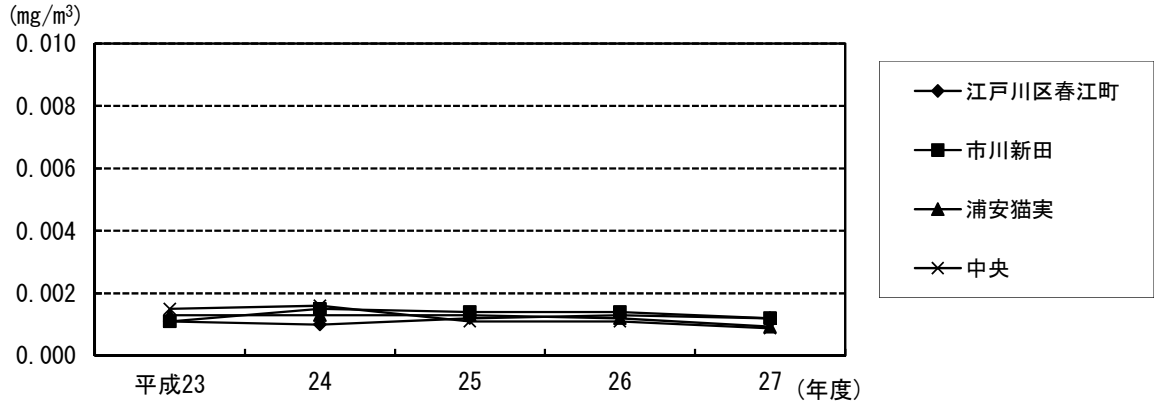

資料）表 6-28 の資料参照。

図 6-21(1)　一般環境大気測定局におけるベンゼン（年平均値）の推移

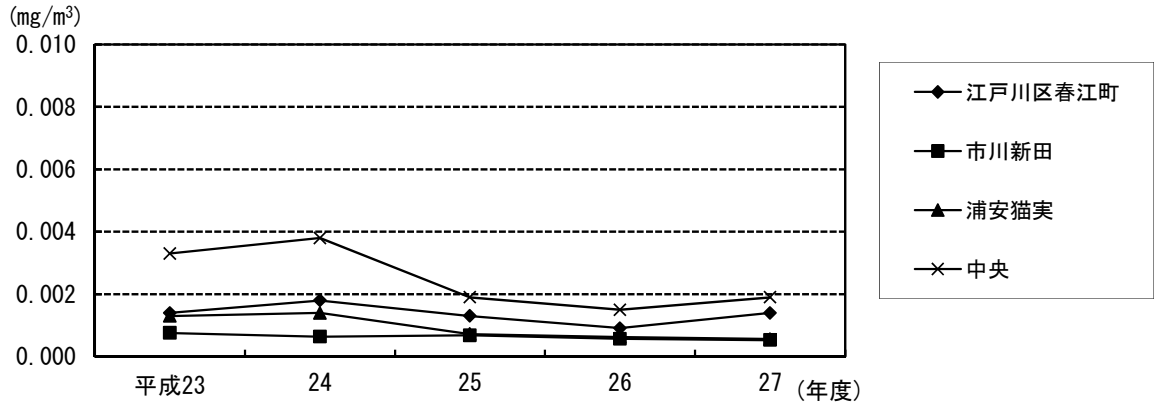

資料）表 6-28 の資料参照。

図 6-21(2)　一般環境大気測定局におけるトリクロロエチレン（年平均値）の推移

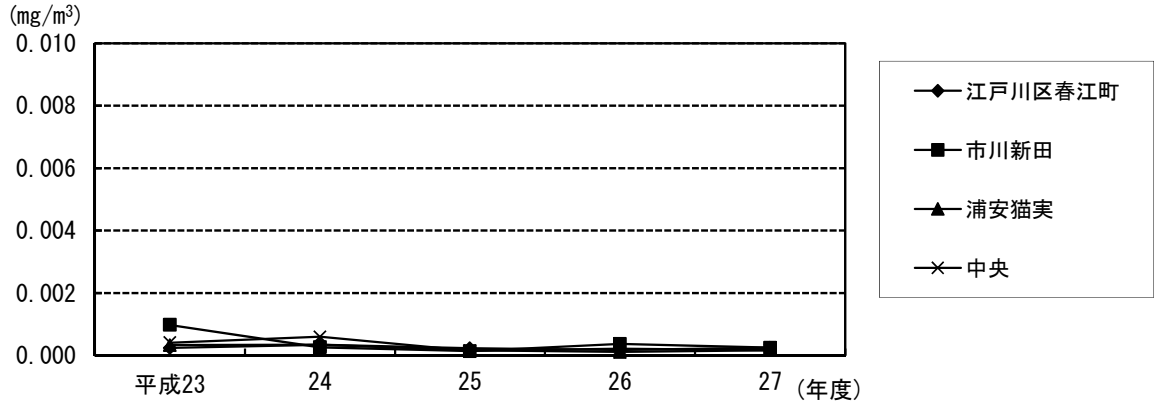

資料）表 6-28 の資料参照。

図 6-21(3)　一般環境大気測定局におけるテトラクロロエチレン（年平均値）の推移

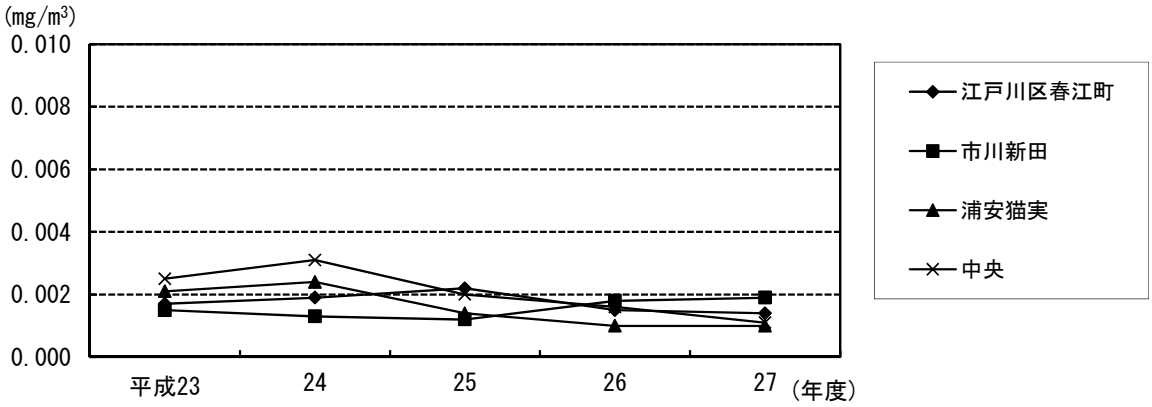

資料）表 6-28 の資料参照。

図 6-21(4)　一般環境大気測定局におけるジクロロメタン（年平均値）の推移

キ　ダイオキシン類（DXNs）

過去５年間（平成 23 年度から平成 27 年度まで）の一般環境大気測定局におけるダイオキシン類の調査結果の推移を表 6-29 に、年平均値の推移を図 6-22 にそれぞれ示す。

調査は３地点で実施されており、平成 27 年度の年平均値は 0.027～0.036pg-TEQ/m^3 である。過去５年間の年平均値は、おおむね横ばいの傾向となっており、環境基準は過去５年とも全地点で達成している。

表 6-29　一般環境大気測定局におけるダイオキシン類調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値（pg-TEQ/m^3）					環境基準の達成状況 注（○：達成、×：非達成）				
		平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
2	江戸川区春江町測定局	0.034	0.030	0.030	0.031	0.036	○	○	○	○	○
4	市川新田測定局	0.039	0.026	0.021	0.022	0.027	○	○	○	○	○
9	中央測定室	0.045	0.031	0.027	0.035	0.031	○	○	○	○	○

注）ダイオキシン類の環境基準は、「１年平均値が 0.6pg-TEQ/m^{3}以下であること。」である。
資料）「平成 23～27 年度都内ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果について」（東京都環境局ホームページ）
「平成 23～27 年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（千葉県環境生活部ホームページ）
「安全で快適な環境に向けて」（平成 24 年８月～平成 25 年８月、江戸川区環境部）
「ダイオキシン類調査結果のまとめ 平成 25～27 年度」（江戸川区環境部ホームページ）

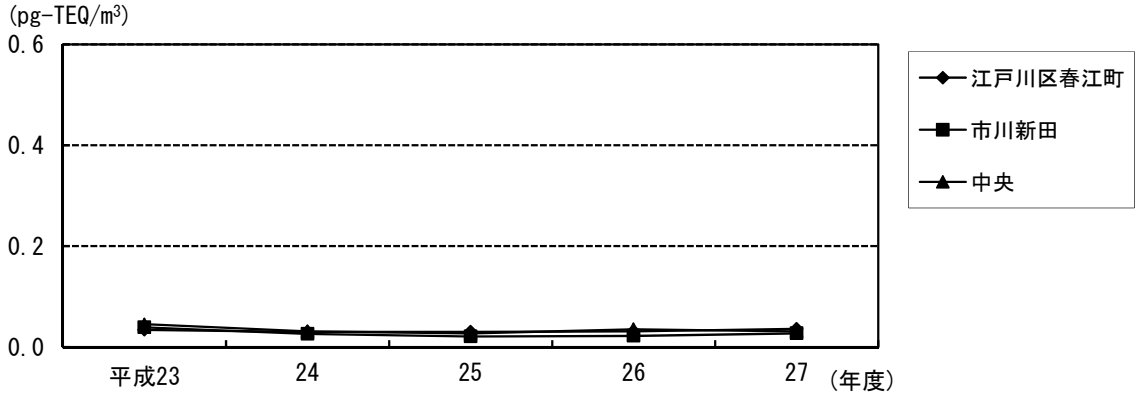

資料）表 6-29 の資料参照。

図 6-22　一般環境大気測定局におけるダイオキシン類（年平均値）の推移

ク　微小粒子状物質（PM2.5）

過去５年間（平成 23 年度から平成 27 年度まで）の一般環境大気測定局における微小粒子状物質の調査結果の推移を表 6-30 に、年平均値の推移を図 6-23 にそれぞれ示す。

調査は５地点で実施されており、平成27年度の年平均値は11.3～14.7μg/m³である。環境基準は、平成 26 年度以前は全地点で非達成であるが、平成 27 年度には全地点で達成している。

表 6-30　一般環境大気測定局における微小粒子状物質調査結果の推移

図No.	測定局名	年平均値（μg/m³）					環境基準の達成状況 注１、注２（○：達成、×：非達成）				
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1	江戸川区鹿骨測定局	16.3	14.2	17.5	16.6	14.7	×	×	×	×	○
2	江戸川区春江町測定局	－	－	16.4	19.7	14.2	－	－	×	×	○
3	江戸川区南葛西測定局	－	－	15.5	15.2	13.5	－	－	×	×	○
6	市川本八幡測定局	－	14.2	17.1	14.2	11.3	－	×	×	×	○
8	浦安猫実測定局	－	－	13.8	14.2	12.5	－	－	×	×	○

注１）微小粒子状物質の環境基準は、「１年平均値が 15μg/m³以下であり、かつ、１日平均値が 35μg/m³以下であること。」である。

注２）長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の１年平均値について評価を行うものとする。短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間 98%値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間 98%値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。
測定局における測定結果（１年平均値及び年間 98%値）を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

資料）「環境数値データベース　大気環境データ」（国立環境研究所ホームページ）
「東京都一般環境大気測定局（一般局）の測定結果（27 年度）」（東京都環境局ホームページ）
「大気環境常時監視結果 年報（2015 年度）」（千葉県環境生活部ホームページ）

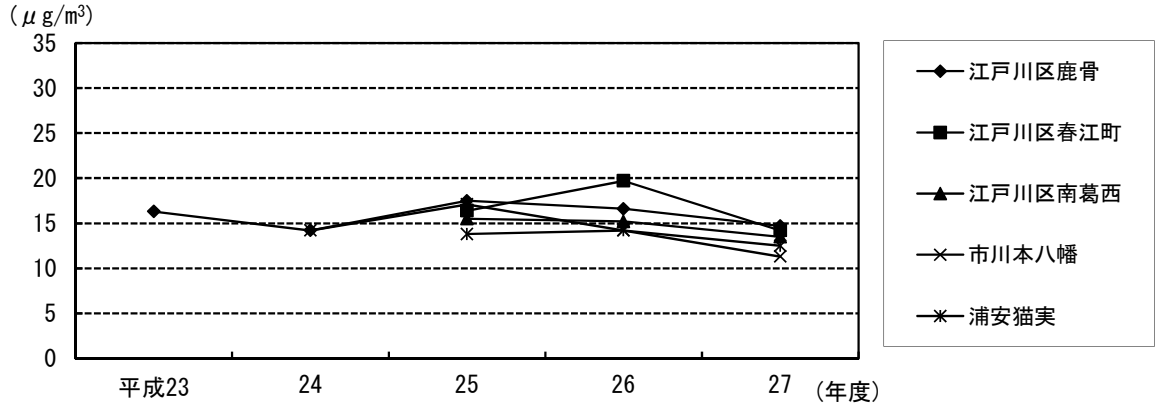

資料）表 6-30 の資料参照。

図 6-23　一般環境大気測定局における微小粒子状物質（年平均値）の推移

(2) 自動車排出ガス

ア 一酸化炭素（CO）

過去５年間（平成 23 年度から平成 27 年度まで）の自動車排出ガス測定局における一酸化炭素の調査結果の推移を表 6-31 に、年平均値の推移を図 6-24 にそれぞれ示す。

調査は３地点で実施されており、平成 27 年度の年平均値は 0.3～0.5ppm である。過去５年間の年平均値はおおむね横ばいの傾向となっており、環境基準は過去５年とも全地点で達成している。

表 6-31 自動車排出ガス測定局における一酸化炭素調査結果の推移

図No.	測定局名	年平均値（ppm）					環境基準の達成状況 注１、注２（○：達成、×：非達成）				
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
10	市川市市川測定局	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	○	○	○	○	○
11	市川行徳測定局	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	○	○	○	○	○
12	浦安美浜測定局	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	○	○	○	○	○

注１）一酸化炭素の環境基準は、「１時間値の１日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること。」である。
注２）環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、１日平均値の年間２％除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が２日以上連続した場合には非達成と評価する。
注３）１日平均値の年間２％除外値とは、１年間の測定を通じて得られた１日平均値のうち、高い方から数えて２％の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。
資料）「環境数値データベース　大気環境データ」（国立環境研究所ホームページ）
「大気環境常時監視結果 年報（2015 年度）」（千葉県環境生活部ホームページ）

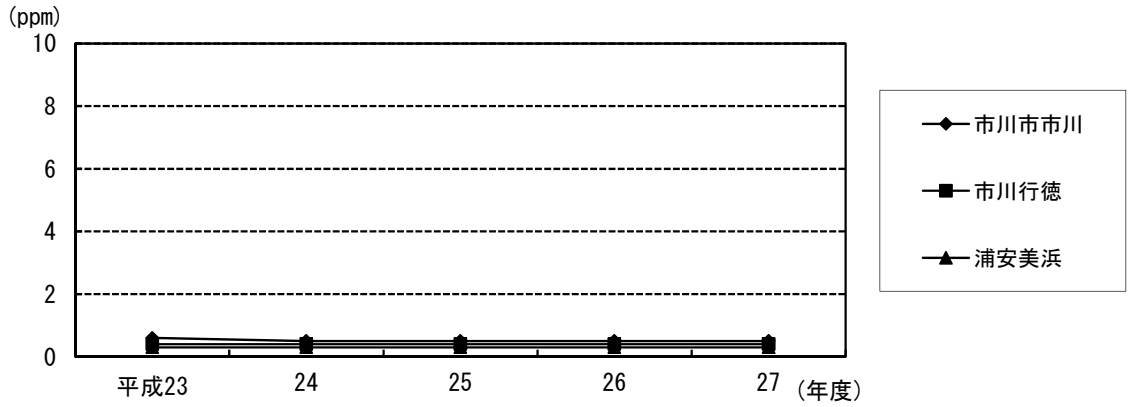

資料）表 6-31 の資料参照。

図 6-24 自動車排出ガス測定局における一酸化炭素（年平均値）の推移

イ　浮遊粒子状物質（SPM）

過去５年間（平成 23 年度から平成 27 年度まで）の自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質の調査結果の推移を表 6-32 に、年平均値の推移を図 6-25 にそれぞれ示す。

調査は５地点で実施されており、平成 27 年度の年平均値は 0.019～0.022mg/m^{3}である。過去５年間の年平均値は、全体的にやや減少傾向となっており、環境基準は過去５年とも全地点で達成している。

表 6-32　自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質調査結果の推移

図No.	測定局名	年平均値（mg/m^3）					環境基準の達成状況 注１、注２（○：達成、×：非達成）				
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
10	市川市市川測定局	0.026	0.020	0.022	0.021	0.021	○	○	○	○	○
11	市川行徳測定局	0.021	0.020	0.022	0.020	0.020	○	○	○	○	○
12	浦安美浜測定局	0.021	0.019	0.019	0.020	0.019	○	○	○	○	○
13	篠崎測定局	0.025	0.023	0.024	0.024	0.022	○	○	○	○	○
14	上一色測定局	0.022	0.021	0.021	0.021	0.020	○	○	○	○	○

注１）浮遊粒子状物質の環境基準は、「１時間値の１日平均値が 0.10mg/m^{3}以下であり、かつ、１時間値が 0.20mg/m^{3}以下であること。」である。
注２）環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、１日平均値の年間２％除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が２日以上連続した場合には非達成と評価する。
注３）１日平均値の年間２％除外値とは、１年間の測定を通じて得られた１日平均値のうち、高い方から数えて２％の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。
資料）「環境数値データベース　大気環境データ」（国立環境研究所ホームページ）
「大気環境常時監視結果 年報（2015 年度）」（千葉県環境生活部ホームページ）
「安全で快適な環境に向けて」（平成 24 年８月～平成 25 年８月、江戸川区環境部）
「大気測定結果のまとめ 平成 25～27 年度」（江戸川区環境部ホームページ）

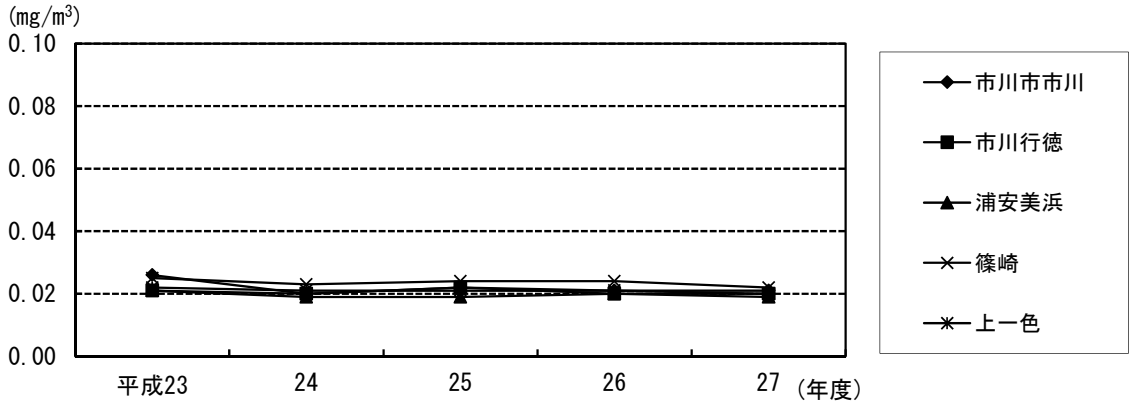

資料）表 6-32 の資料参照。

図 6-25　自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質（年平均値）の推移

ウ　二酸化窒素（NO_2）

過去５年間（平成 23 年度から平成 27 年度まで）の自動車排出ガス測定局における二酸化窒素の調査結果の推移を表 6-33 に、年平均値の推移を図 6-26 にそれぞれ示す。

調査は５地点で実施されており、平成 27 年度の年平均値は 0.021～0.028ppm である。過去５年間の年平均値は、全体的にやや減少傾向となっており、環境基準は過去５年とも全地点で達成している。

表 6-33　自動車排出ガス測定局における二酸化窒素調査結果の推移

図No.	測定局名	年平均値（ppm）					環境基準の達成状況 注１、注２（○：達成、×：非達成）				
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
10	市川市市川測定局	0.024	0.024	0.023	0.022	0.022	○	○	○	○	○
11	市川行徳測定局	0.022	0.022	0.021	0.021	0.021	○	○	○	○	○
12	浦安美浜測定局	0.024	0.022	0.021	0.021	0.021	○	○	○	○	○
13	篠崎測定局	0.029	0.028	0.028	0.028	0.028	○	○	○	○	○
14	上一色測定局	0.025	0.024	0.025	0.025	0.024	○	○	○	○	○

注１）二酸化窒素の環境基準は、「１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。」である。
注２）環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、１日平均値の年間 98%値を環境基準と比較して評価を行う。
注３）１日平均値の年間 98%値とは、１年間の測定を通じて得られた１日平均値のうち、低い方から数えて 98%目に当たる値である。
資料）「環境数値データベース　大気環境データ」（国立環境研究所ホームページ）
「大気環境常時監視結果 年報（2015 年度）」（千葉県環境生活部ホームページ）
「安全で快適な環境に向けて」（平成 24 年８月～平成 25 年８月、江戸川区環境部）
「大気測定結果のまとめ 平成 25～27 年度」（江戸川区環境部ホームページ）

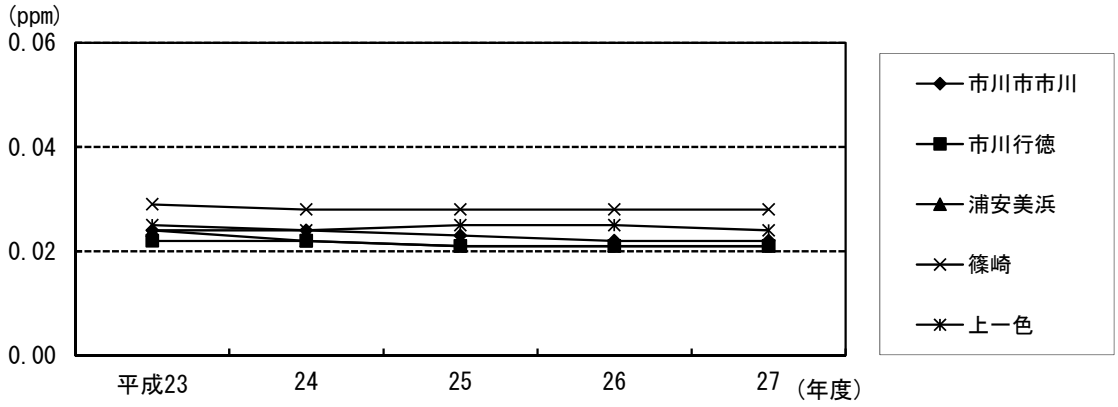

資料）表 6-33 の資料参照。

図 6-26　自動車排出ガス測定局における二酸化窒素（年平均値）の推移

エ　ベンゼン等

過去５年間（平成 23 年度から平成 27 年度まで）の自動車排出ガス測定局におけるベンゼン等の調査結果の推移を表 6-34 に、年平均値の推移を図 6-27 にそれぞれ示す。

調査は１地点で実施されており、平成 27 年度の年平均値はそれぞれ、ベンゼンが 0.0010mg/m^3、トリクロロエチレンが 0.0011mg/m^3、テトラクロロエチレンが 0.00010mg/m^3、ジクロロメタンが 0.0012mg/m^{3}である。過去５年間の年平均値は、おおむね横ばいの傾向となっており、環境基準は過去５年ともすべての物質で達成している。

表 6-34　自動車排出ガス測定局におけるベンゼン等調査結果の推移

物質名	図 No.	測定局名	年平均値（mg/m^3）					環境基準の達成状況 注（○：達成、×：非達成）				
			平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	13	篠崎測定局	0.0020	0.0018	0.0013	0.0012	0.0010	○	○	○	○	○
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	13	篠崎測定局	0.0015	0.0029	0.0010	0.00072	0.0011	○	○	○	○	○
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	13	篠崎測定局	0.00019	0.00044	0.000081	0.00013	0.00010	○	○	○	○	○
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	13	篠崎測定局	0.0023	0.0025	0.0018	0.0012	0.0012	○	○	○	○	○

注）ベンゼン等の環境基準は、以下のとおりである。
ベンゼン：１年平均値が 0.003mg/m^{3}以下であること。
トリクロロエチレン：１年平均値が 0.2mg/m^{3}以下であること。
テトラクロロエチレン：１年平均値が 0.2mg/m^{3}以下であること。
ジクロロメタン：１年平均値が 0.15mg/m^{3}以下であること。
資料）「安全で快適な環境に向けて」（平成 24 年８月～平成 25 年８月、江戸川区環境部）
「平成 25～27 年度 有害大気汚染物質調査結果」（江戸川区環境部ホームページ）

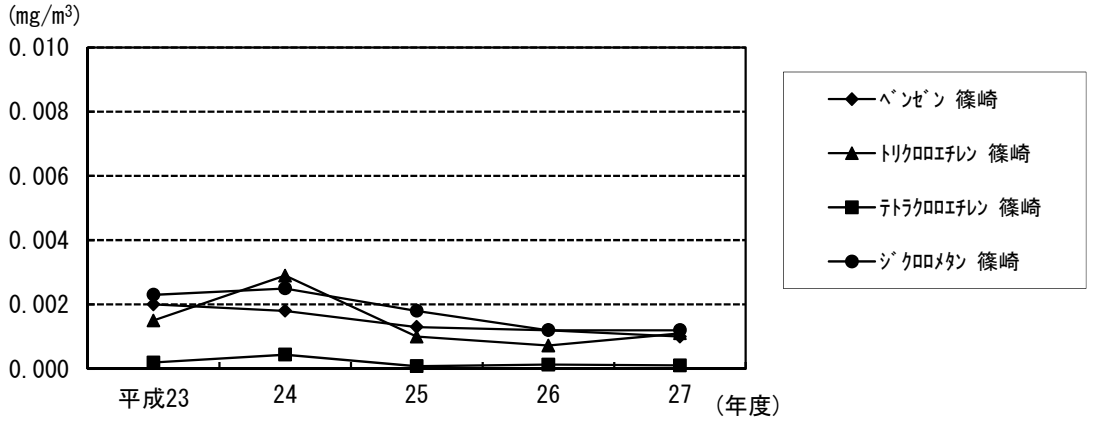

資料）表 6-34 の資料参照。

図 6-27　自動車排出ガス測定局におけるベンゼン等（年平均値）の推移

オ　微小粒子状物質（PM2.5）

過去４年間（平成 24 年度から平成 27 年度まで）の自動車排出ガス測定局における微小粒子状物質の調査結果の推移を表 6-35 に、年平均値の推移を図 6-28 にそれぞれ示す。

調査は１地点で実施されており、平成 27 年度の年平均値は 15.2μg/m³である。環境基準は過去４年とも非達成である。

表 6-35　自動車排出ガス測定局における微小粒子状物質調査結果の推移

図No.	測定局名	年平均値（μg/m³）					環境基準の達成状況 注１、注２（○：達成、×：非達成）				
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
11	市川行徳測定局	－	15.3	17.1	17.0	15.2	－	×	×	×	×

注１）微小粒子状物質の環境基準は、「１年平均値が 15μg/m³以下であり、かつ、１日平均値が 35μg/m³以下であること。」である。

注２）長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の１年平均値について評価を行うものとする。短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間 98%値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間 98%値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定局における測定結果（１年平均値及び年間 98%値）を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

資料）「環境数値データベース　大気環境データ」（国立環境研究所ホームページ）
「大気環境常時監視結果 年報（2015 年度）」（千葉県環境生活部ホームページ）

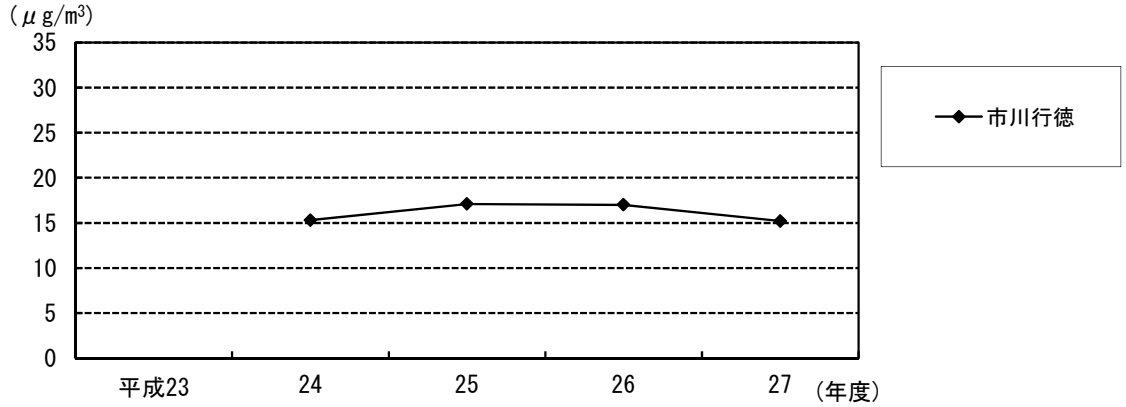

資料）表 6-35 の資料参照。

図 6-28　自動車排出ガス測定局における微小粒子状物質（年平均値）の推移

6.2.2　悪臭

計画地が位置する江戸川区における過去５年間（平成 23～27 年度）の公害苦情件数を表 6-21(1)(p.79 参照)に示す。

平成 27 年度における悪臭に係る受付件数は 25 件である。

なお、既存工場に関する苦情はなかった。

6.2.3 騒音・振動

計画地周辺における道路交通騒音・振動の測定結果を表 6-36 及び表 6-37 に示す。また、測定地点を図 6-29 に示す。

道路交通騒音（等価騒音レベル L_{Aeq}）は、昼間 60～76dB、夜間 58～74dB となっている。環境基準を上回っている地点は、昼間及び夜間ともに３地点である。

道路交通振動（時間率振動レベル L_{10}）は、昼間 41～54dB、夜間 37～51 dB となっており、いずれも振動規制法に基づく要請限度を下回っている。

表 6-36　道路交通騒音測定結果（自動車騒音常時監視）

図No.	路線名	測定地点の住所	測定年月	車線数	地域の類型	等価騒音レベル L_{Aeq}（dB）			
						測定結果		環境基準（要請限度）	
						昼間	夜間	昼間	夜間
1	都道東京市川線	江戸川区西瑞江 4-14	2015/12	4	C	60	58	70（75）	65（70）
2	都道江戸川堤防線	江戸川区上篠崎 2-24	2013/12	2	A	68	63		
3	都道新荒川葛西堤防線	江戸川区江戸川 1-36-4	2013/12	2	A	69	64		
4	都道新荒川葛西堤防線	江戸川区江戸川 5-7-6	2013/12	2	B	70	65		
5	都道環状７号線	江戸川区大杉 5-33	2012/12	6	C	76	74		
6	都道環状７号線	江戸川区一之江 3-20	2012/12	6	C	68	65		
7	国道 14 号	江戸川区篠崎町 7-12	2011/11	6	C	74	71		
8	国道 14 号	江戸川区谷河内 1-7	2011/11	4	C	73	71		

注１）昼間は 6:00～22:00、夜間は 22:00～6:00 を示す。
注２）測定結果の下線は、環境基準超過を示す。
注３）地域類型は、「騒音に係る環境基準」に基づく当該地点の地域の類型であり、以下の通り分類される。
　　Ａ：専ら住居の用に供される地域　　Ｂ：主として住居の用に供される地域
　　Ｃ：相当数の住居と合わせて商業、工業の用に供される地域
資料）「平成 23～27 年度道路交通騒音振動調査報告書」（平成 24 年 12 月～平成 29 年３月、東京都環境局）

表 6-37　道路交通振動測定結果

図No.	路線名	測定地点の住所	測定年月	車線数	区域の区分	振動レベル L_{10}（dB）			
						測定結果		振動規制法要請限度	
						昼間	夜間	昼間	夜間
1	都道東京市川線	江戸川区西瑞江 4-14	2015/12	4	2	41	37	70	65
2	都道江戸川堤防線	江戸川区上篠崎 2-24	2013/12	2	1	49	41	65	60
3	都道新荒川葛西堤防線	江戸川区江戸川 1-36-4	2013/12	2	1	50	40	65	60
4	都道新荒川葛西堤防線	江戸川区江戸川 5-7-6	2013/12	2	1	47	37	65	60
5	都道環状７号線	江戸川区大杉 5-33	2012/12	6	2	44	42	70	65
6	都道環状７号線	江戸川区一之江 3-20	2012/12	6	2	50	47	70	65
7	国道 14 号	江戸川区篠崎町 7-12	2011/11	6	2	47	43	70	65
8	国道 14 号	江戸川区谷河内 1-7	2011/11	4	2	54	51	70	65

注１）区域の区分の１は第一種区域を、区域の区分の２は第二種区域を表す。区域の区分は、「振動規制法」に基づく当該地点の区域の区分であり、以下の通り分類される。

第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第二種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって，その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注２）昼間は、第一種区域では 8:00～19:00、第二種区域では 8:00～20:00、夜間は、第一種区域では 19:00～8:00、第二種区域では 20:00～8:00 を示す。

資料）「平成 23～27 年度道路交通騒音振動調査報告書」（平成 24 年 12 月～平成 29 年３月、東京都環境局）

.

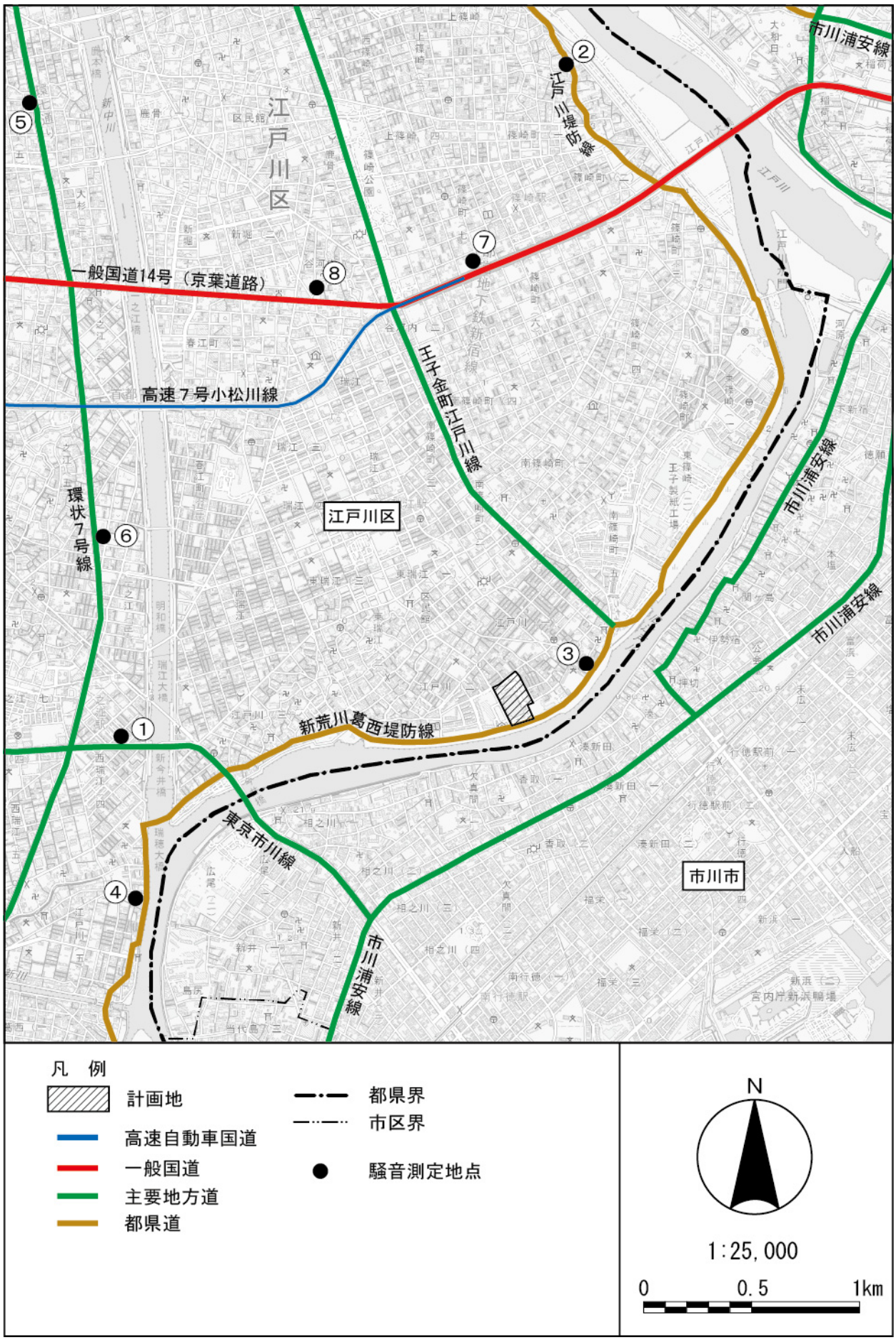

図 6-29　道路交通騒音測定地点

6.2.4　水質汚濁

(1)　河川の状況

江戸川、旧江戸川及び新中川について、計画地周辺の測定地点を図 6-31 に示す。各測定地点の過去５年間の BOD 年間 75%値の経年変化を図 6-30 に示す。BOD は、環境基準以下の濃度で推移している。

また、過去５年間の水質測定の結果を表 6-38(1)～(5)に示す。各地点の水質は、江戸川及び旧江戸川の測定地点で大腸菌群数が環境基準を超過しているが、その他の項目は、環境基準以下である。

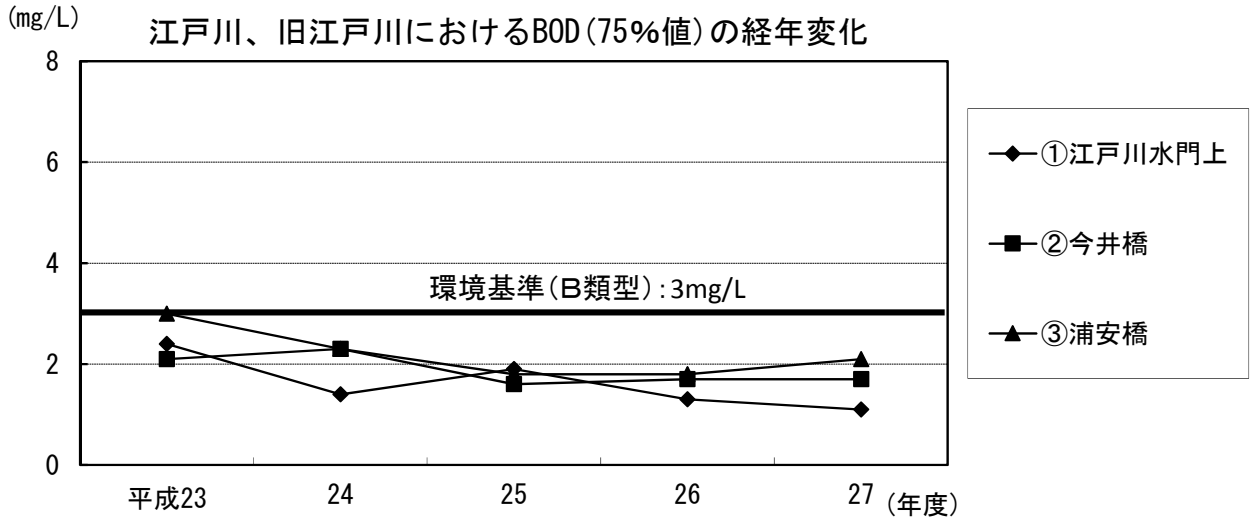

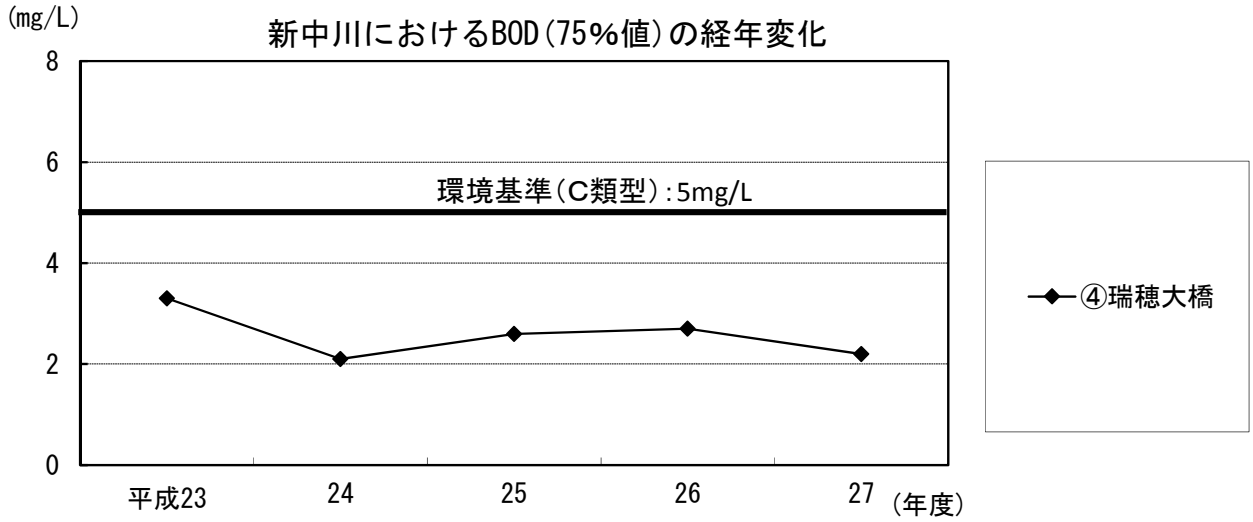

資料)「平成 23～27 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」
（平成 25 年３月～平成 29 年３月、東京都環境局自然環境部水環境課）

図 6-30　BOD（75%値）の経年変化

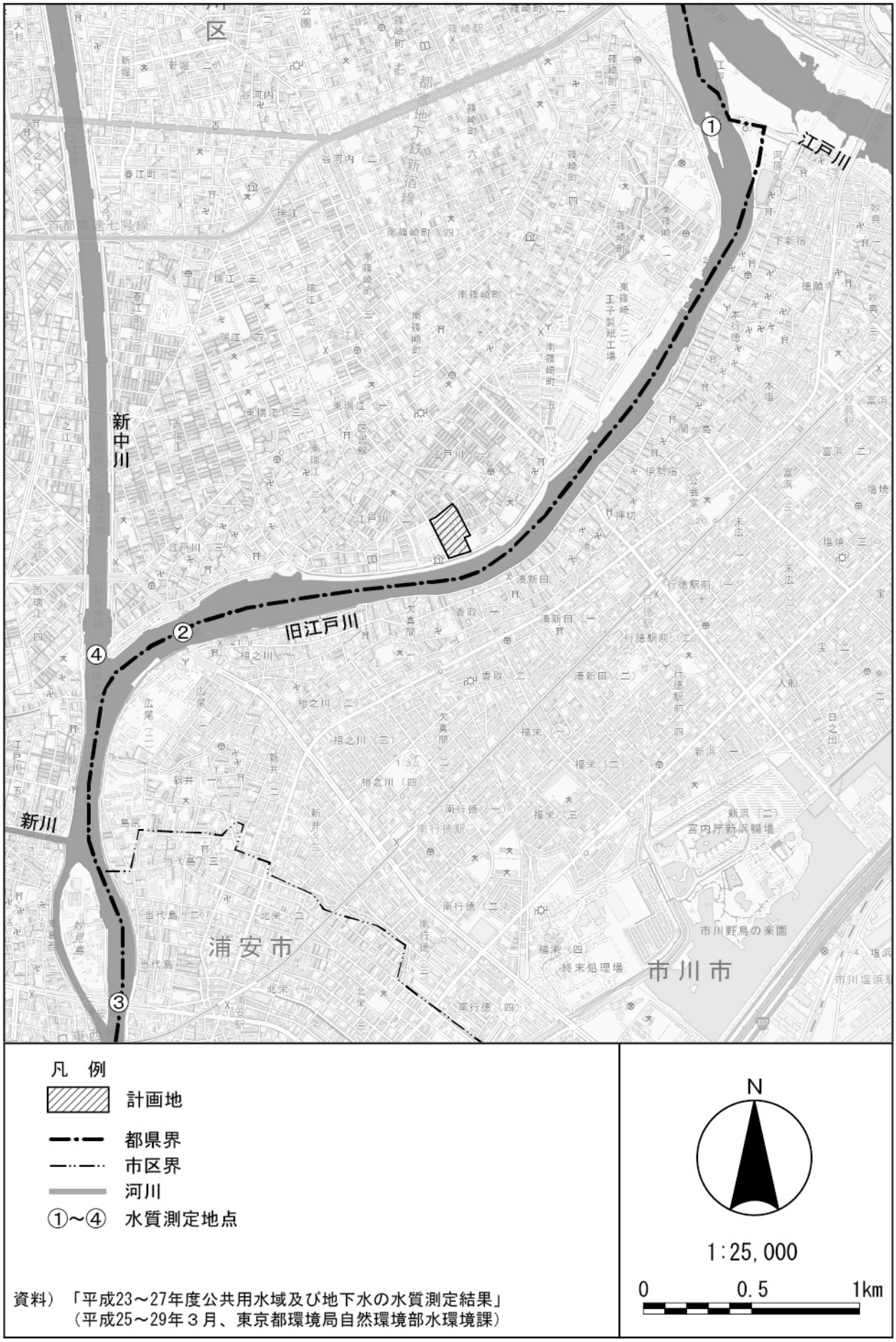

図 6-31　河川水質測定地点

表 6-38(1)　河川水質測定結果（平成 23 年度）

測定項目		単位	江戸川	旧江戸川		環境基準	新中川	環境基準
			① 江戸川水門上	② 今井橋	③ 浦安橋		④ 瑞穂大橋	
			(B 類型)				(C 類型)	
生活環境項目	pH	－	7.8	7.4	7.5	6.5 以上 8.5 以下	7.5	6.5 以上 8.5 以下
	DO	mg/L	10.0	8.9	8.4	5 以上	7.7	5 以上
	BOD	mg/L	2.4	2.1	3.0	3 以下	3.3	5 以下
	COD	mg/L	4.8	5.3	5.0	－	5.6	－
	SS	mg/L	16	19	22	25 以下	31	50 以下
	大腸菌群数	MPN/100mL	5,300	16,000	10,000	5,000 以下	－	－
	全窒素	mg/L	2.54	3.73	3.63	－	3.65	－
	全りん	mg/L	0.111	0.159	0.169	－	0.189	－
健康項目	カドミウム	mg/L	< 0.001	－	< 0.001	0.003 以下	－	0.003 以下
	全シアン	mg/L	不検出	－	不検出	検出されないこと	－	検出されないこと
	鉛	mg/L	0.002	－	0.002	0.01 以下	－	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	< 0.02	－	< 0.01	0.05 以下	－	0.05 以下
	砒素	mg/L	0.005	－	0.005	0.01 以下	－	0.01 以下
	総水銀	mg/L	< 0.0005	－	< 0.0005	0.0005 以下	－	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	－	－	－	検出されないこと	－	検出されないこと
	ＰＣＢ	mg/L	不検出	－	－	検出されないこと	－	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.02 以下	－	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.002 以下	－	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0004	－	< 0.0002	0.004 以下	－	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.1 以下	－	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.04 以下	－	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0005	－	< 0.0002	1 以下	－	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.006 以下	－	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	< 0.001	－	< 0.001	0.01 以下	－	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.0005	－	< 0.0002	0.01 以下	－	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.002 以下	－	0.002 以下
	チウラム	mg/L	< 0.0006	－	< 0.0006	0.006 以下	－	0.006 以下
	シマジン	mg/L	< 0.0003	－	< 0.0003	0.003 以下	－	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	< 0.0003	－	< 0.0003	0.02 以下	－	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.01 以下	－	0.01 以下
	セレン	mg/L	< 0.002	－	< 0.002	0.01 以下	－	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.7	3.0	2.5	10 以下	2.2	10 以下
	ふっ素	mg/L	0.10	－	0.19	0.8 以下	－	0.8 以下
	ほう素	mg/L	0.03	－	0.46	1 以下	－	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	－	－	－	0.05 以下	－	0.05 以下

注１）BOD 及び COD は 75%値、その他は年平均値である。
注２）測定結果の下線は環境基準超過を示す。
資料）「平成 23 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」
（平成 25 年３月、東京都環境局自然環境部水環境課）

表 6-38(2)　河川水質測定結果（平成 24 年度）

測定項目		単位	江戸川	旧江戸川		環境基準	新中川	環境基準
			① 江戸川水門上	② 今井橋	③ 浦安橋		④ 瑞穂大橋	
			(B 類型)				(C 類型)	
生活環境項目	pH	－	7.9	7.4	7.6	6.5 以上 8.5 以下	7.5	6.5 以上 8.5 以下
	DO	mg/L	9.7	8.9	8.6	5 以上	8.2	5 以上
	BOD	mg/L	1.4	2.3	2.3	3 以下	2.1	5 以下
	COD	mg/L	3.7	5.0	4.6	－	5.0	－
	SS	mg/L	8	11	15	25 以下	17	50 以下
	大腸菌群数	MPN/100mL	9,600	17,000	7,700	5,000 以下	－	－
	全窒素	mg/L	2.23	4.38	3.62	－	3.38	－
	全りん	mg/L	0.081	0.140	0.141	－	0.147	－
健康項目	カドミウム	mg/L	< 0.0003	－	< 0.0003	0.003 以下	－	0.003 以下
	全シアン	mg/L	不検出	－	不検出	検出されないこと	－	検出されないこと
	鉛	mg/L	< 0.002	－	< 0.002	0.01 以下	－	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	< 0.02	－	< 0.01	0.05 以下	－	0.05 以下
	砒素	mg/L	< 0.005	－	< 0.005	0.01 以下	－	0.01 以下
	総水銀	mg/L	< 0.0005	－	< 0.0005	0.0005 以下	－	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	－	－	－	検出されないこと	－	検出されないこと
	ＰＣＢ	mg/L	不検出	－	< 0.0005	検出されないこと	－	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.02 以下	－	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.002 以下	－	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0004	－	< 0.0002	0.004 以下	－	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.1 以下	－	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.04 以下	－	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0005	－	< 0.0002	1 以下	－	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.006 以下	－	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	< 0.001	－	< 0.001	0.01 以下	－	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.0005	－	< 0.0002	0.01 以下	－	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.002 以下	－	0.002 以下
	チウラム	mg/L	< 0.0006	－	< 0.0006	0.006 以下	－	0.006 以下
	シマジン	mg/L	< 0.0003	－	< 0.0003	0.003 以下	－	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	< 0.0003	－	< 0.0003	0.02 以下	－	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.01 以下	－	0.01 以下
	セレン	mg/L	< 0.002	－	< 0.002	0.01 以下	－	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.7	2.9	2.4	10 以下	2.0	10 以下
	ふっ素	mg/L	0.09	－	0.21	0.8 以下	－	0.8 以下
	ほう素	mg/L	0.04	－	0.43	1 以下	－	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	－	－	－	0.05 以下	－	0.05 以下

注１）BOD 及び COD は 75％値、その他は年平均値である。
注２）測定結果の下線は環境基準超過を示す。
資料）「平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」
（平成 26 年３月、東京都環境局自然環境部水環境課）

表 6-38(3)　河川水質測定結果（平成 25 年度）

測定項目		単位	江戸川	旧江戸川		環境基準	新中川	環境基準
			① 江戸川水門上	② 今井橋	③ 浦安橋		④ 瑞穂大橋	
			(B 類型)				(C 類型)	
生活環境項目	pH	－	7.8	7.4	7.6	6.5 以上 8.5 以下	7.5	6.5 以上 8.5 以下
	DO	mg/L	9.7	9.2	8.7	5 以上	8.2	5 以上
	BOD	mg/L	1.9	1.6	1.8	3 以下	2.6	5 以下
	COD	mg/L	3.0	3.9	4.1	－	4.2	－
	SS	mg/L	11	7	9	25 以下	14	50 以下
	大腸菌群数	MPN/100mL	140,000	13,000	8,900	5,000 以下	－	－
	全窒素	mg/L	2.36	3.95	3.28	－	3.40	－
	全りん	mg/L	0.096	0.137	0.133	－	0.143	－
健康項目	カドミウム	mg/L	< 0.001	－	< 0.001	0.003 以下	－	0.003 以下
	全シアン	mg/L	< 0.1	－	不検出	検出されないこと	－	検出されないこと
	鉛	mg/L	< 0.002	－	< 0.002	0.01 以下	－	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	< 0.02	－	< 0.01	0.05 以下	－	0.05 以下
	砒素	mg/L	< 0.005	－	< 0.005	0.01 以下	－	0.01 以下
	総水銀	mg/L	< 0.0005	－	< 0.0005	0.0005 以下	－	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	－	－	－	検出されないこと	－	検出されないこと
	ＰＣＢ	mg/L	< 0.0005	－	－	検出されないこと	－	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.02 以下	－	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.002 以下	－	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0004	－	< 0.0002	0.004 以下	－	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.1 以下	－	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.04 以下	－	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0005	－	< 0.0002	1 以下	－	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.006 以下	－	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	< 0.001	－	< 0.001	0.01 以下	－	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.0005	－	< 0.0002	0.01 以下	－	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.002 以下	－	0.002 以下
	チウラム	mg/L	< 0.0006	－	< 0.0006	0.006 以下	－	0.006 以下
	シマジン	mg/L	< 0.0003	－	< 0.0003	0.003 以下	－	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	< 0.0003	－	< 0.0003	0.02 以下	－	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.01 以下	－	0.01 以下
	セレン	mg/L	< 0.002	－	< 0.002	0.01 以下	－	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.3	3.0	2.3	10 以下	2.3	10 以下
	ふっ素	mg/L	0.07	－	0.19	0.8 以下	－	0.8 以下
	ほう素	mg/L	0.04	－	0.51	1 以下	－	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	－	－	－	0.05 以下	－	0.05 以下

注１）BOD 及び COD は 75%値、その他は年平均値である。
注２）測定結果の下線は環境基準超過を示す。
資料)「平成 25 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」
（平成 27 年３月、東京都環境局自然環境部水環境課）

表 6-38(4)　河川水質測定結果（平成 26 年度）

測定項目		単位	江戸川	旧江戸川		環境基準	新中川	環境基準
			① 江戸川水門上	② 今井橋	③ 浦安橋		④ 瑞穂大橋	
			(B 類型)				(C 類型)	
生活環境項目	pH	－	7.7	7.4	7.6	6.5 以上 8.5 以下	7.6	6.5 以上 8.5 以下
	DO	mg/L	9.6	9.2	9.2	5 以上	8.7	5 以上
	BOD	mg/L	1.3	1.7	1.8	3 以下	2.7	5 以下
	COD	mg/L	3.3	4.2	4.8	－	4.8	－
	SS	mg/L	12	8	11	25 以下	12	50 以下
	大腸菌群数	MPN/100mL	7,300	2,200	1,700	5,000 以下	－	－
	全窒素	mg/L	2.08	4.00	3.22	－	3.30	－
	全りん	mg/L	0.073	0.124	0.13	－	0.139	－
健康項目	カドミウム	mg/L	< 0.001	－	< 0.001	0.003 以下	－	0.003 以下
	全シアン	mg/L	不検出	－	不検出	検出されないこと	－	検出されないこと
	鉛	mg/L	< 0.002	－	< 0.002	0.01 以下	－	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	< 0.02	－	< 0.01	0.05 以下	－	0.05 以下
	砒素	mg/L	< 0.005	－	< 0.005	0.01 以下	－	0.01 以下
	総水銀	mg/L	< 0.0005	－	< 0.0005	0.0005 以下	－	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	－	－	－	検出されないこと	－	検出されないこと
	ＰＣＢ	mg/L	不検出	－	< 0.0005	検出されないこと	－	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.02 以下	－	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.002 以下	－	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0004	－	< 0.0002	0.004 以下	－	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.1 以下	－	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.04 以下	－	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0005	－	< 0.0002	1 以下	－	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.006 以下	－	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	< 0.001	－	< 0.001	0.01 以下	－	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.0005	－	< 0.0002	0.01 以下	－	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.002 以下	－	0.002 以下
	チウラム	mg/L	< 0.0006	－	< 0.0006	0.006 以下	－	0.006 以下
	シマジン	mg/L	< 0.0003	－	< 0.0003	0.003 以下	－	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	< 0.0003	－	< 0.0003	0.02 以下	－	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.01 以下	－	0.01 以下
	セレン	mg/L	< 0.002	－	< 0.002	0.01 以下	－	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.3	3.6	2.4	10 以下	2.2	10 以下
	ふっ素	mg/L	0.09	－	0.18	0.8 以下	－	0.8 以下
	ほう素	mg/L	0.05	－	0.62	1 以下	－	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	－	－	－	0.05 以下	－	0.05 以下

注１）BOD 及び COD は 75％値、その他は年平均値である。
注２）測定結果の下線は環境基準超過を示す。
資料)「平成 26 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」
（平成 28 年３月、東京都環境局自然環境部水環境課）

表 6-38(5)　河川水質測定結果（平成 27 年度）

/測定項目		単位	江戸川	旧江戸川		環境基準	新中川	環境基準
			① 江戸川水門上	② 今井橋	③ 浦安橋		④ 瑞穂大橋	
			(B 類型)				(C 類型)	
生活環境項目	pH	－	7.8	7.4	7.5	6.5 以上 8.5 以下	7.5	6.5 以上 8.5 以下
	DO	mg/L	9.8	8.6	8.7	5 以上	8.2	5 以上
	BOD	mg/L	1.1	1.7	2.1	3 以下	2.2	5 以下
	COD	mg/L	3.3	4.6	4.7	－	5.4	－
	SS	mg/L	10	6	11	25 以下	14	50 以下
	大腸菌群数	MPN/100mL	13,000	6,500	16,000	5,000 以下	－	－
	全窒素	mg/L	2.10	3.82	3.40	－	3.34	－
	全りん	mg/L	0.083	0.157	0.168	－	0.178	－
健康項目	カドミウム	mg/L	< 0.0003	－	< 0.0003	0.003 以下	－	0.003 以下
	全シアン	mg/L	< 0.1	－	不検出	検出されないこと	－	検出されないこと
	鉛	mg/L	< 0.002	－	< 0.002	0.01 以下	－	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	< 0.01	－	< 0.01	0.05 以下	－	0.05 以下
	砒素	mg/L	< 0.005	－	< 0.005	0.01 以下	－	0.01 以下
	総水銀	mg/L	< 0.0005	－	< 0.0005	0.0005 以下	－	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	－	－	－	検出されないこと	－	検出されないこと
	ＰＣＢ	mg/L	< 0.0005	－	－	検出されないこと	－	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.02 以下	－	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.002 以下	－	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.004 以下	－	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.1 以下	－	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.04 以下	－	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	1 以下	－	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.006 以下	－	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	< 0.001	－	< 0.001	0.01 以下	－	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.01 以下	－	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.002 以下	－	0.002 以下
	チウラム	mg/L	< 0.0006	－	< 0.0006	0.006 以下	－	0.006 以下
	シマジン	mg/L	< 0.0003	－	< 0.0003	0.003 以下	－	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	< 0.0003	－	< 0.0003	0.02 以下	－	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	< 0.0002	－	< 0.0002	0.01 以下	－	0.01 以下
	セレン	mg/L	< 0.002	－	< 0.002	0.01 以下	－	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.7	2.9	2.4	10 以下	2.3	10 以下
	ふっ素	mg/L	0.07	－	0.39	0.8 以下	－	0.8 以下
	ほう素	mg/L	0.05	－	0.19	1 以下	－	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	< 0.005	－	< 0.005	0.05 以下	－	0.05 以下

注１）BOD 及び COD は 75％値、その他は年平均値である。
注２）測定結果の下線は環境基準超過を示す。
資料)「平成 27 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」
（平成 29 年３月、東京都環境局自然環境部水環境課）

(2) 地下水の状況

東京都では、都内全域の地下水の水質調査を実施している。このうち、江戸川区内における概況調査の測定結果を表 6-40(1)及び(2)に、その測定ブロックを図 6-32 に示す。測定結果によると、全地点において全項目が環境基準を下回っている。

また、過去に概況調査等で地下水汚染が確認された地域において、汚染状況を継続的に監視するために実施している継続監視調査の測定結果を表 6-39 に示す。測定結果によると、３地点で砒素の濃度が環境基準を超過している。

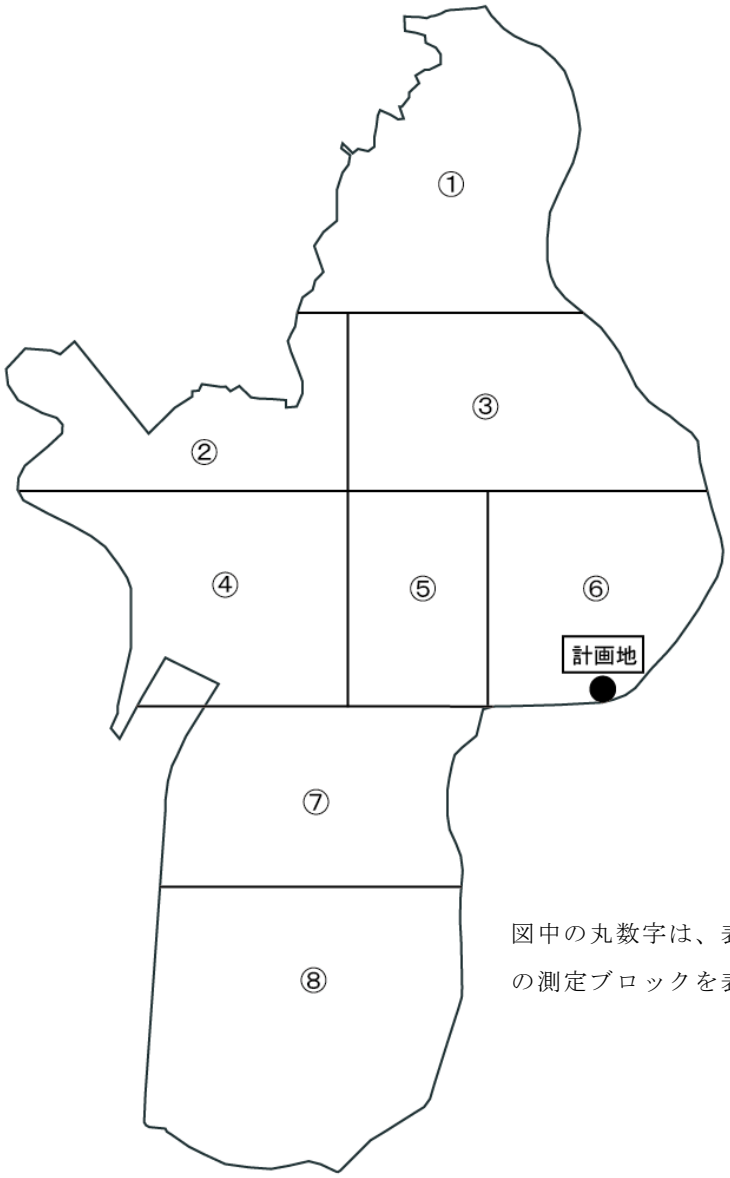

図中の丸数字は、表 6-39 並びに表 6-40(1)及び(2)の測定ブロックを表す。

資料)「東京の地下水質調査結果」(東京都環境局ホームページ)

図 6-32　地下水質測定地点

表 6-39　地下水質測定結果（継続調査）

単位：mg/L

測定ブロック		①	③	③	環境基準
測定地点（全て江戸川区）		東小岩４	東松本１	東松本１	
測定年度		H27	H27	H27	
環境基準項目	砒素	0.013	0.016	0.012	0.01 以下

注）　測定結果の下線は環境基準超過を示す。
資料)「東京の地下水質調査結果」(東京都環境局ホームページ)

表 6-40(1)　地下水質測定結果（概況調査）

単位：mg/L（ダイオキシン類を除く）
pg-TEQ/L（ダイオキシン類）

測定ブロック		①	②	③	④	⑤	環境基準（括弧書きは指針値）
測定地点（全て江戸川区）		東小岩６	平井	北篠崎２	西一之江４	一之江５	
測定年度		H26	H27	H24	H25	H26	
環境基準項目	カドミウム	< 0.0003	< 0.0003	< 0.001	< 0.0003	< 0.0003	0.003 以下
	全シアン	< 0.01	< 0.01	< 0.1	< 0.1	< 0.01	検出されないこと
	鉛	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.01 以下
	六価クロム	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.05 以下
	砒素	< 0.005	< 0.005	0.008	< 0.005	< 0.005	0.01 以下
	総水銀	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	－	－	－	－	－	検出されないこと
	ＰＣＢ	－	< 0.0005	－	－	－	検出されないこと
	ジクロロメタン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.02 以下
	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下
	塩化ビニルモノマー	－	< 0.0002	－	－	－	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	－	< 0.0002	－	－	－	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.04 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	－
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	－
	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	－	< 0.0002	－	－	－	0.006 以下
	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	－	< 0.0002	－	－	－	0.002 以下
	チウラム	－	< 0.0006	－	－	－	0.006 以下
	シマジン	－	< 0.0003	－	－	－	0.003 以下
	チオベンカルブ	－	< 0.0003	－	－	－	0.02 以下
	ベンゼン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.01 以下
	セレン	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	< 0.012	< 0.03	< 0.012	< 0.012	0.063	10 以下
	硝酸性窒素	< 0.01	< 0.02	< 0.01	< 0.01	0.06	－
	亜硝酸性窒素	< 0.002	< 0.01	< 0.002	< 0.002	< 0.002	－
	ふっ素	0.06	0.16	0.61	0.21	0.11	0.8 以下
	ほう素	0.03	0.03	0.26	0.04	0.13	1 以下
	1,4-ジオキサン	－	< 0.005	－	－	－	0.05 以下
要監視項目	アンチモン	－	< 0.002	－	－	－	(0.02 以下)
	エピクロロヒドリン	－	< 0.00004	－	－	－	(0.0004 以下)
	全マンガン	－	< 0.02	－	－	－	(0.2 以下)
	ウラン	－	< 0.0002	－	－	－	(0.002 以下)
ダイオキシン類		－	－	－	－	－	1 以下

注）　測定結果の下線は環境基準超過を示す。
資料)「東京の地下水質調査結果」(東京都環境局ホームページ)

表 6-40(2)　地下水質測定結果（概況調査）

単位：mg/L（ダイオキシン類を除く）
pg-TEQ/L（ダイオキシン類）

測定ブロック		⑥	⑦	⑧	環境基準（括弧書きは指針値）
測定地点（全て江戸川区）		東瑞江２	一之江７	中葛西７	
測定年度		H27	H24	H25	
環境基準項目	カドミウム	< 0.0003	< 0.001	< 0.0003	0.003 以下
	全シアン	< 0.01	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
	鉛	0.008	< 0.002	< 0.002	0.01 以下
	六価クロム	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.05 以下
	砒素	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01 以下
	総水銀	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	－	－	－	検出されないこと
	ＰＣＢ	－	< 0.0005	－	検出されないこと
	ジクロロメタン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.02 以下
	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下
	塩化ビニルモノマー	－	< 0.0002	－	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	－	< 0.0002	－	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.04 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	－
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	－
	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	－	< 0.0002	－	0.006 以下
	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	－	< 0.0002	－	0.002 以下
	チウラム	－	< 0.0006	－	0.006 以下
	シマジン	－	< 0.0003	－	0.003 以下
	チオベンカルブ	－	< 0.0003	－	0.02 以下
	ベンゼン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.01 以下
	セレン	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	< 0.03	< 0.012	0.075	10 以下
	硝酸性窒素	< 0.02	< 0.01	0.07	－
	亜硝酸性窒素	< 0.01	< 0.002	< 0.002	－
	ふっ素	0.08	0.15	0.19	0.8 以下
	ほう素	0.12	0.22	0.75	1 以下
	1,4-ジオキサン	－	< 0.005	－	0.05 以下
要監視項目	フェニトロチオン	－	< 0.0002	－	(0.003 以下)
	イソプロチオラン	－	< 0.0002	－	(0.04 以下)
	オキシン銅	－	< 0.004	－	(0.04 以下)
	クロロタロニル	－	< 0.0002	－	(0.05 以下)
	プロピザミド	－	< 0.0002	－	(0.008 以下)
ダイオキシン類		－	0.043	－	1 以下

注）　測定結果の下線は環境基準超過を示す。
資料)「東京の地下水質調査結果」(東京都環境局ホームページ)

6.2.5　土壌汚染

(1) 計画地周辺における要措置区域等

計画地周辺（江戸川区内）における土壌汚染対策法に係る指定区域を表 6-41 に、その要措置区域等の位置を図 6-33 にそれぞれ示す。

表 6-41　土壌汚染対策法に係る要措置区域等(平成 29 年 2 月 20 日時点)

指定の種類	番号	指定年月日	指定番号	指定区域が存在する場所	指定区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質
形質変更時要届出区域	1	H26. 1.10	指－458 号	江戸川区東篠崎一丁目地内	114.22 m^2	ふっ素
	2	H26.12.22	指－569 号	江戸川区東篠崎一丁目地内	100.4 m^2	鉛
	3	H28. 3. 9	指－689 号	江戸川区江戸川四丁目地内	2452.62 m^2	砒素、ふっ素、鉛

注）表中の番号は、図 6-33 中の番号に対応する。
資料)「要措置区域等の指定状況」(東京都環境局ホームページ)

(2) 計画地内の汚染土壌封じ込め槽

計画地内の南側及び東側地下約２ｍには、既存の江戸川清掃工場建設時（平成５～９年）に発生した汚染土壌の封じ込め槽が２か所存在する。平成５年当時の基準である「公有地取得に係る重金属等による汚染土壌の処理基準（東京都財務局）」を超える六価クロム又はカドミウム等で汚染された土壌は、SMW 又は防水シートで内張りした鋼矢板で遮水された槽内に封じ込められている。汚染土壌として処理した土量は 5,500m^3（非汚染土の一部を含む）である。

なお、平成５年の建設当時は土壌汚染対策法(平成 15 年 2 月施行)の施行前であり、要措置区域等の指定はない。

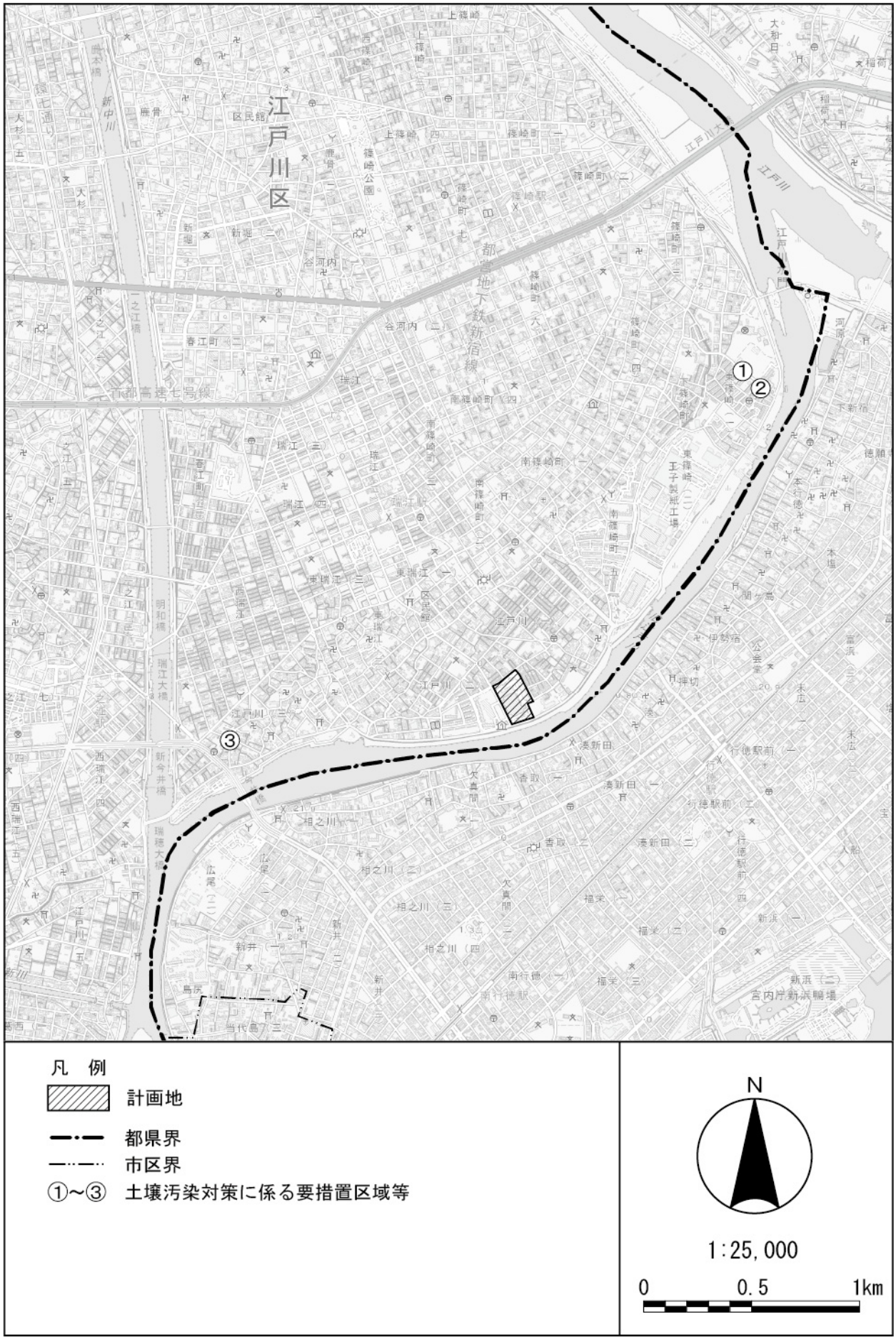

図 6-33　計画地周辺の土壌汚染対策法に係る要措置区域等の位置（江戸川区）

6.2.6　地盤

東京都における平成 27 年の地盤変動量を図 6-34 に示す。区部における地盤変動量は、中央区南東部の一部を除き、沈下及び隆起ともに 1 cm 以上変動した地域はない。

「平成 27 年地盤沈下調査報告書」（平成 28 年 7 月、東京都土木技術支援･人材育成センター）によると、計画地の位置する東京都区部の低地における地下水位は、昭和 40 年頃まで低下していたが、昭和 46 年から 58 年頃まで急激に上昇している。その後の地下水位の上昇量は、全般的には減少傾向にある。

また、同報告書によると、計画地が位置する東京都の低地では、大正時代から始まった地盤沈下が、終戦前後の一時期を除いて継続し、沈下量および沈下地域が年々増加した。しかし、昭和 48 年から低地ではほぼ全域にわたって地盤沈下が急激に減少した。昭和 51 年からは 5 cm 以上沈下する地域がみられなくなった。

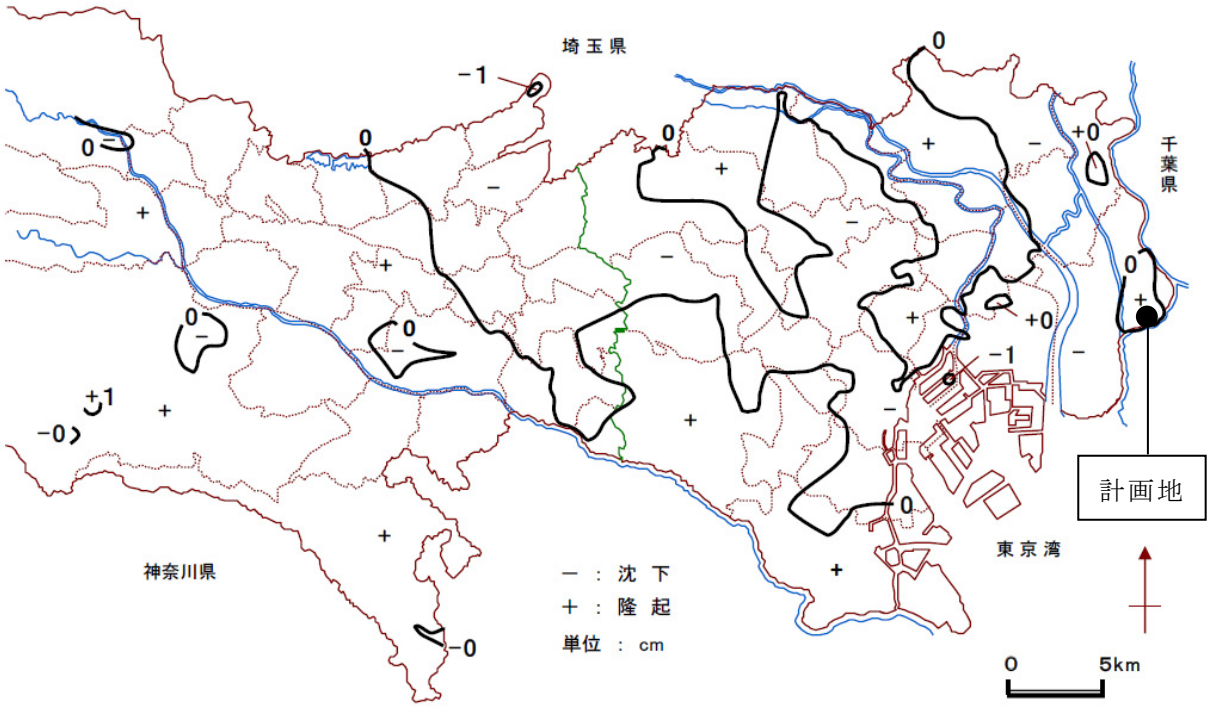

資料）「平成 27 年地盤沈下調査報告書」（平成 28 年 7 月、東京都土木技術支援･人材育成センター）」

図 6-34　地盤変動量図（平成 27 年）

6.2.7　地形・地質

計画地周辺の地形分類図を図 6-35 に示す。計画地は、旧江戸川沿いに位置し、周辺の地形は、自然堤防、盛土地・埋立地などとなっている。

計画地周辺の地質断面図を図 6-36 に示す。計画地周辺の地質は、下総層群の砂、有楽町層下部の粘土、有楽町層上部の砂が堆積し、その上に盛土層となっている。

計画地における地質柱状図位置図を図 6-37 に、その地質柱状図を図 6-38 にそれぞれ示す。計画地の土質は、上から埋土、砂質シルト・砂混じりシルト、細砂・中細砂、砂質シルト・砂混じりシルトとなっている。

なお、「日本の地形レッドデータブック第１集―危機にある地形―」（平成 12 年 12 月、古今書院）、「日本の地形レッドデータブック第２集―危機にある地形―」（平成 14 年３月、古今書院)によれば、計画地周辺には重要な地形はない。

また、江戸川区に登録されている天然記念物に該当するような地形・地質・湧水等や、東京の名湧水 57 選(東京都が、水量、水質、由来、景観などに優れているとして、平成 15 年に選定した湧水)に選定されている湧水はない。

凡　例

計画地

都県界

市区界

自然堤防

海岸平野・三角州

高い盛土地

盛土地・埋立地

河川・水涯線及び水面

N

1:25,000

0　0.5　1km

資料）「数値地図25000（土地条件）」（国土地理院ホームページ）

図 6-35　計画地周辺の地形分類図

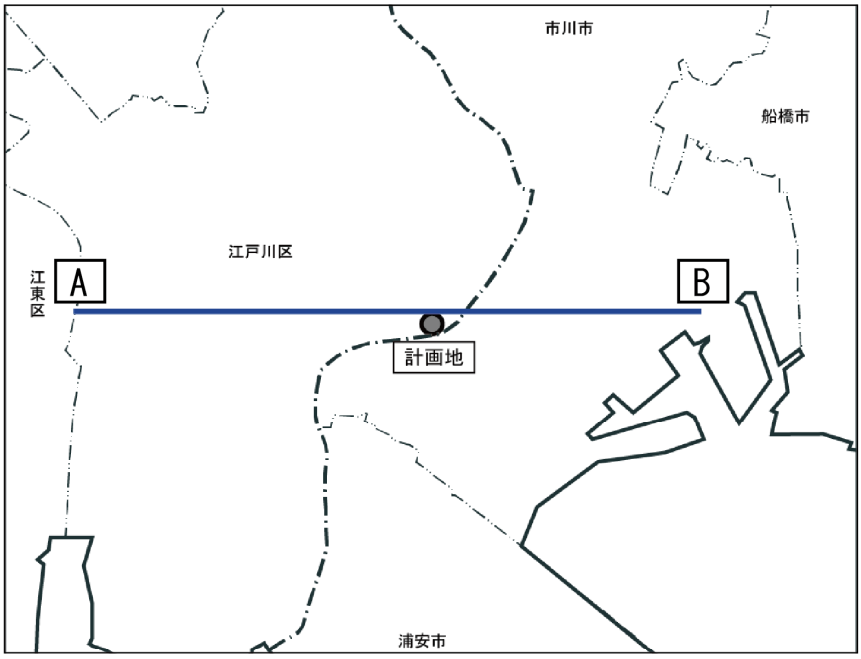

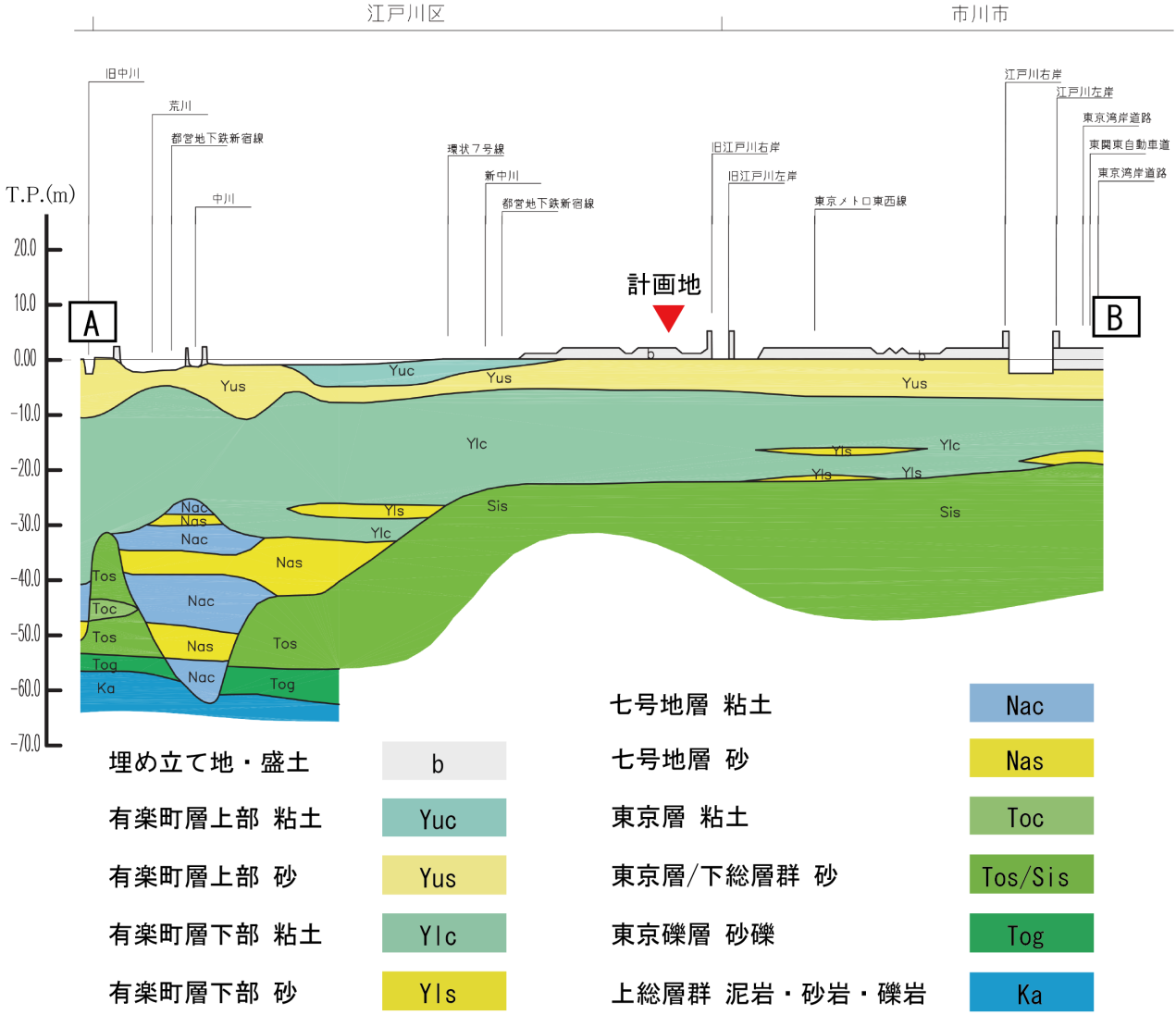

資料）土地分類基本調査（垂直調査）地質断面図（国土交通省国土制作局国土情報課ホームページ）

図 6-36　計画地周辺の地質断面図

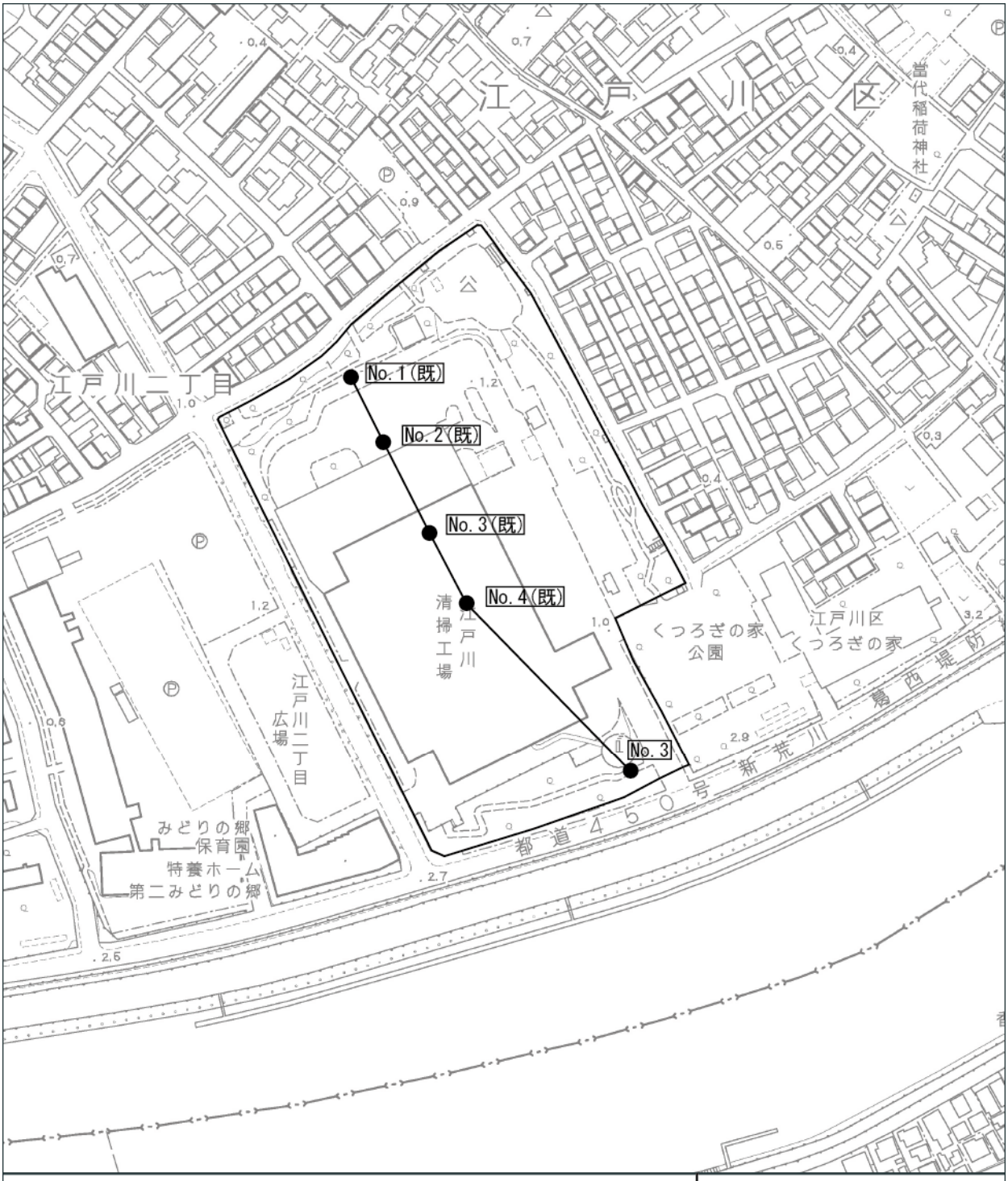

凡　例

計画地

● 地質柱状図地点

N

1:2,500

0　50　100m

資料）「環境影響評価書　－東京都江戸川清掃工場建設事業－」
（平成３年12月、東京都）

図 6-37　計画地の地質柱状図位置図

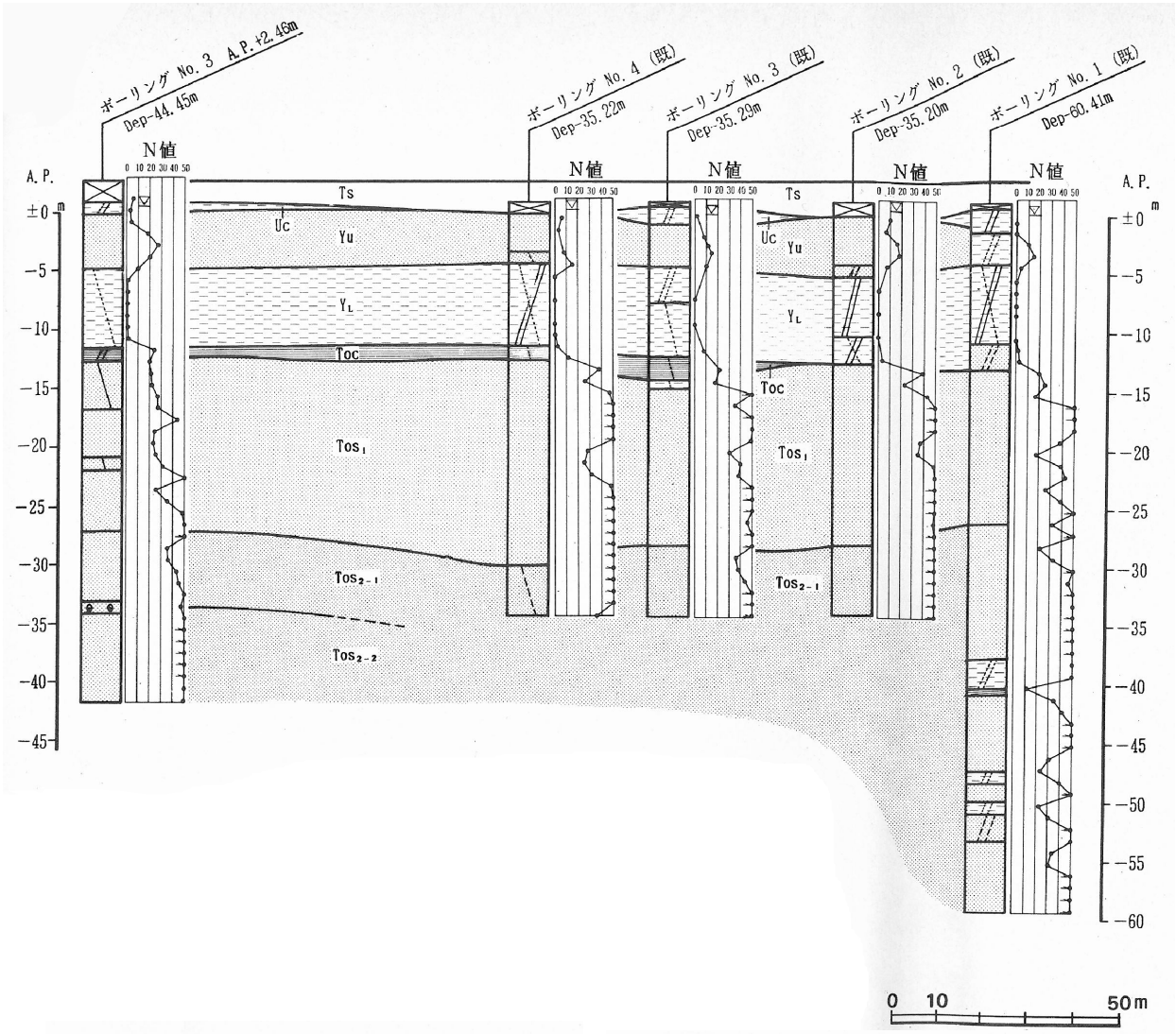

工場敷地の地質区分表

時代		地層名		土質名	記号	地質断面図記号
第四紀	沖積世	最上部層		埋土	Ts	
		上部粘性土層		砂質シルト 砂混りシルト	Uc	
		上部有楽町層		細砂、中細砂	Yu	
		下部有楽町層		砂質シルト 砂混りシルト	Y_L	
	洪積世	上部東京層	粘性土	砂質粘土	Toc	
			砂質土	粘土混り細砂 細砂	Tos_1	
		東京層	砂質土（上層）	細砂	Tos_{2-1}	
			砂質土（下層）	細砂	Tos_{2-2}	

柱状図記号

	埋土		砂質
	砂		シルト質
	シルト		粘土質
	粘土		砂混り
	貝殻混り		シルト混り
	孔内水位		粘土混り

N値：土質の締まりの程度を示す値で、0に近い程軟らかく、50に近い程締まって硬いことを示す。

資料）「環境影響評価書　－東京都江戸川清掃工場建設事業－」（平成３年 12 月、東京都）

図 6-38　計画地の地質柱状図

6.2.8　水循環

計画地周辺を流れる一級河川には、旧江戸川、新中川、江戸川等がある。このうち江戸川について、旧江戸川との分流地点の約８km 上流にある新葛飾橋における河川流量の経年変化を図 6-39 に示す。

また、区部及び多摩地域東部における被圧地下水の状況を図 6-40 に示す。

「東京都の地盤沈下と地下水の再検証について」(平成 23 年５月、東京都環境局)によると、東京低地は地表近くに難透水層が分布することから、地下水は地表から涵養されにくく、主に台地部以西からの地下水によって涵養されている。

地下水の一部は湧水として地表に湧出しているが、「東京の湧水マップ　平成 25 年度調査」（平成 26 年３月、東京都環境局）によると、江戸川区には湧水地点はない。

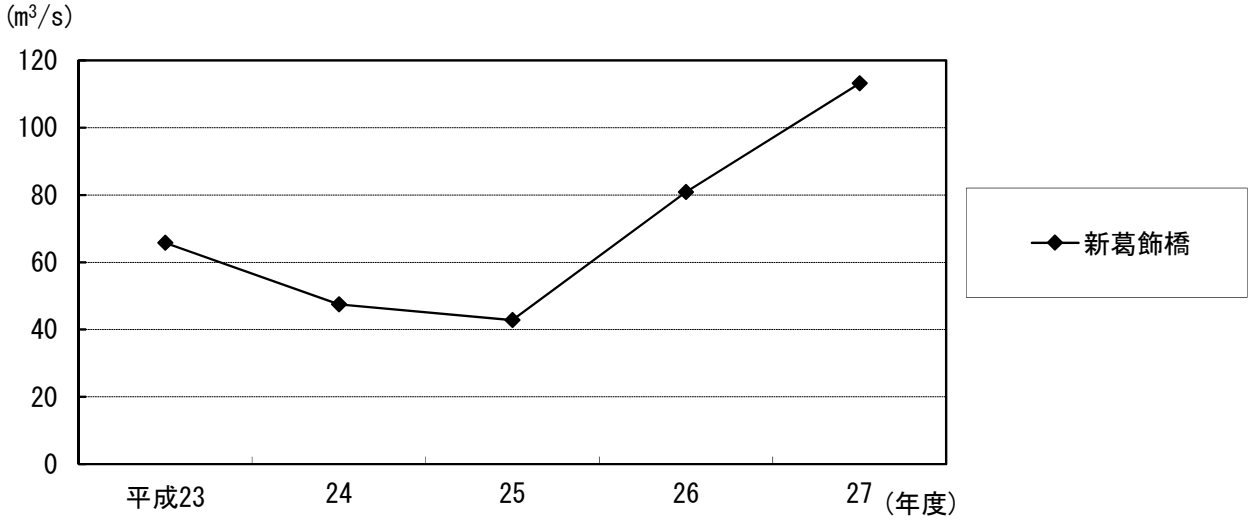

注）当該地点における年間 12 回の水質測定において測定された流量の平均値を示した。
資料）「平成 23～27 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」
（平成 25 年 3 月～平成 29 年 3 月、東京都環境局自然環境部水環境課）

図 6-39　江戸川流量の経年変化

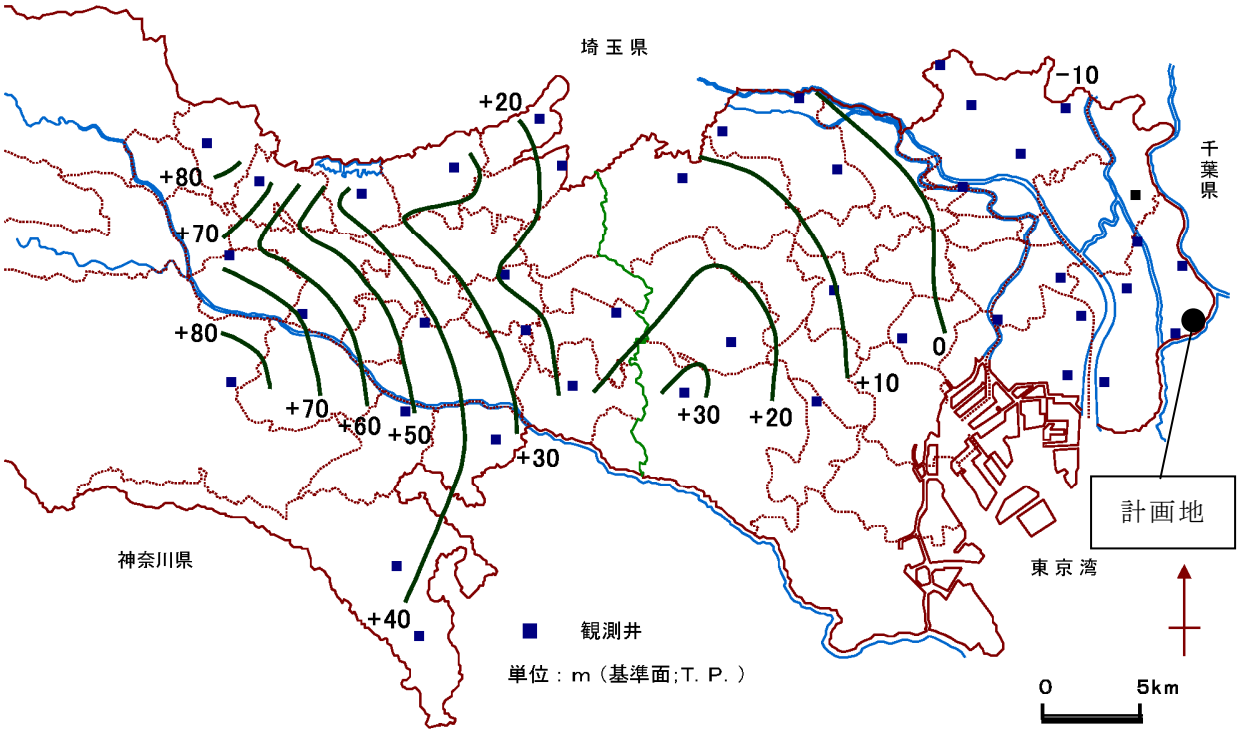

資料）「平成 27 年地盤沈下調査報告書」（平成 28 年 7 月、東京都土木技術支援･人材育成センター）」

図 6-40　被圧地下水位等高線図（平成 27 年末）

6.2.9 生物・生態系

「平成 27 年度水辺環境調査報告書」（江戸川区ホームページ）、「えどがわ生きもの茶論 いきもの情報ネットワーク」（江戸川区ホームページ）及び「いちかわ生きものマップ」（市川市ホームページ）において、計画地近傍の旧江戸川周辺で生息・生育が確認された種数及び注目すべき種の種数を表 6-42 に、注目すべき種の生息・生育状況を表 6-43 に示す。同調査で確認された計画地近傍の 288 種は、３種が環境省レッドリスト、23 種が「東京都の保護上重要な野生生物種」、23 種が「千葉県の保護上重要な野生生物」の掲載種であり、いずれかに該当する種は 32 種である。

計画地周辺における現存植生図を図 6-41 に示す。

計画地は、「自然環境保全基礎調査植生図」（環境省生物多様性センター）において、工場地帯となっている。計画地周辺は、主に市街地が占め、旧江戸川沿いに路傍・空地雑草群落等となっている。

表 6-42　確認種数及び注目すべき種の種数（計画地近傍）

項目	確認種数	注目すべき種の種数			
			環境省	都（区部）	**千葉県**
哺乳類	1 種	0 種	0 種	0 種	0 種
鳥　類	39 種	15 種	1 種	12 種	13 種
爬虫類	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種
両生類	2 種	1 種	0 種	1 種	1 種
昆虫類	11 種	1 種	0 種	0 種	1 種
汽水・淡水魚類	10 種	3 種	1 種	2 種	2 種
甲殻類	2 種	2 種	0 種	1 種	2 種
植　物	223 種	10 種	1 種	7 種	4 種
合　計	288 種	32 種	3 種	23 種	23 種

注１）注目すべき種の選定基準
環境省：「環境省レッドリスト 2015 の公表について」（平成 27 年９月、環境省）
都（区部）：「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～2010 年版」（平成 25 年５月一部修正、東京都環境局）
千葉県：「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－動物編　2011 年改訂版」（平成 23 年、千葉県）、「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－植物・菌類編　2009 年改訂版」（平成 21 年、千葉県）
注２）江戸川大橋から浦安橋までの旧江戸川周辺で記録された種を整理した。
資料）「平成 27 年度水辺環境調査報告書　江戸川・旧江戸川・東なぎさ【植物・鳥類】」（江戸川区ホームページ）
「平成 27 年度水辺環境調査報告書　江戸川・旧江戸川・東なぎさ【魚類・底生動物】」（江戸川区ホームページ）
「えどがわ生きもの茶論 いきもの情報ネットワーク」（江戸川区ホームページ）
「いちかわ生きものマップ」（市川市ホームページ）

表 6-43　注目すべき種の生息・生育状況（計画地近傍）

項　目	種　名	注目すべき種		
		環境省	都（区部）	千葉県
鳥　類	オカヨシガモ			C
	ヨシガモ		CR	B
	スズガモ		＊	D
	カイツブリ		NT	C
	カンムリカイツブリ		＊	D
	カワウ			D
	コサギ		VU	C
	オオバン		VU	C
	ムナグロ		VU	D
	イソシギ		VU	A
	コアジサシ	VU	EN	A
	チョウゲンボウ		EN	D
	モズ		VU	
	ツバメ			D
	セグロセキレイ		VU	
両生類	アズマヒキガエル		NT	C
昆虫類	ヤマトシジミ			B
汽水・淡水魚類	ニホンウナギ	EN	VU	
	ギンブナ			D
	ニゴイ		NT	C
甲殻類	テナガエビ			D
	クロベンケイガニ		＊	D
植　物	オニグルミ			D
	コギシギシ	VU		
	サクラタデ		VU	
	クサネム		VU	
	ゴキヅル		VU	
	シロネ		VU	
	ヒナギキョウ			C
	アゼガヤ		NT	
	イソヤマテンツキ		NT	D
	ヤガミスゲ		NT	C

注１）注目すべき種の選定基準

環境省：「環境省レッドリスト 2015 の公表について」（平成 27 年９月、環境省）

[EN]絶滅危惧ⅠB 類、[VU]絶滅危惧Ⅱ類

都（区部）：「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～2010 年版」（平成 25 年５月一部修正、東京都環境局）

[CR]絶滅危惧ⅠA 類、[EN]絶滅危惧ⅠB 類、[VU]絶滅危惧Ⅱ類、

[NT]準絶滅危惧、[＊]留意種

千葉県：「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－動物編　2011 年改訂版」（平成 23 年、千葉県）、「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－植物・菌類編　2009 年改訂版」（平成 21 年、千葉県）

[A]最重要保護生物、[B]重要保護生物、[C]要保護生物、[D]一般保護生物

注２）江戸川大橋から浦安橋までの旧江戸川周辺で記録された種を整理した。

資料）「平成 27 年度水辺環境調査報告書　江戸川・旧江戸川・東なぎさ【植物・鳥類】」（江戸川区ホームページ）

「平成 27 年度水辺環境調査報告書　江戸川・旧江戸川・東なぎさ【魚類・底生動物】」（江戸川区ホームページ）

「えどがわ生きもの茶論 いきもの情報ネットワーク」（江戸川区ホームページ）

「いちかわ生きものマップ」（市川市ホームページ）

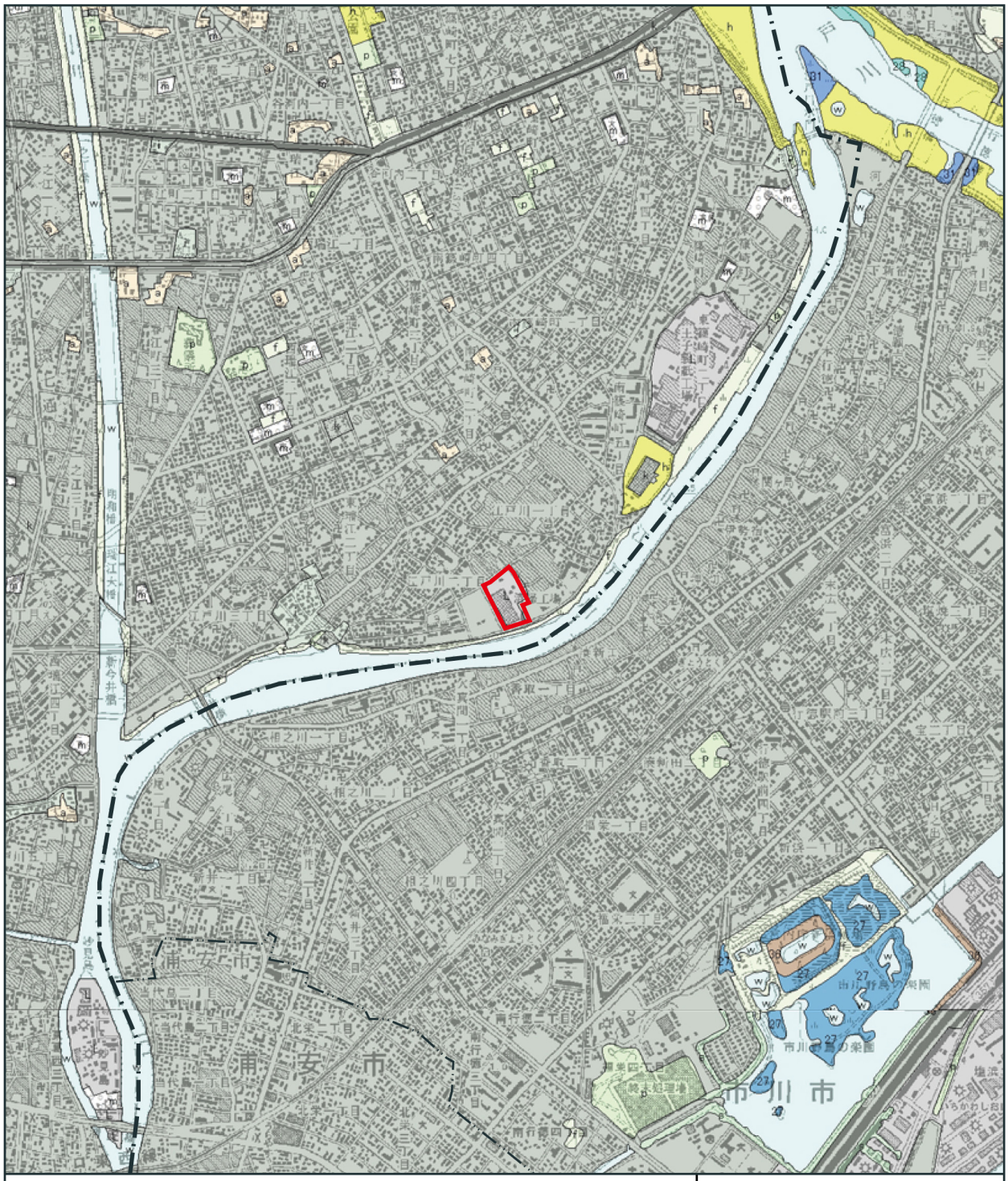

凡　例

計画地

都県界

市区界

27. ヨシクラス
28. オギ群集
31. 塩沼地植生
36. その他植林
h. ゴルフ場・芝地
f. 路傍・空地雑草群落
a. 畑雑草群落
k. 市街地
i. 緑の多い市街地
p. 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
L. 工業地帯
m. 造成地
w. 開放水域
s. 残存・植栽樹群地

N

1:25,000

0　0.5　1km

資料）「自然環境保全基礎調査 植生調査 1/25,000植生図（船橋・浦安）」
（環境省生物多様性センターホームページ）

図 6-41　現存植生図

6.2.10　日影

計画地周辺はおおむね平坦な地形となっており、日影に著しい影響を及ぼす地形は存在しない。また、計画地周辺には、マンション等の中高層建築物が存在する。

「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」による江戸川区の規制状況は、表 6-44 並びに図 6-8(1)～(2)（p.50～51 参照）のとおりである。

表 6-44　日影規制の状況（江戸川区）

<table>
<tr><th colspan="3">用途地域等</th><th colspan="6">日影規制</th></tr>
<tr><th rowspan="2">地域</th><th rowspan="2">高度地区</th><th rowspan="2">容積率
（%）</th><th rowspan="2">規制を受ける
建築物</th><th rowspan="2">規制値</th><th colspan="2">規制時間</th><th rowspan="2">測定面</th></tr>
<tr><th>５ｍを
超え 10
ｍ以下</th><th>10ｍを
超える
範囲</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第一種低層
住居専用地域</td><td rowspan="2">第一種</td><td>60,80</td><td rowspan="2">軒高が７ｍを超える
または
地上３階建て以上の
建築物</td><td>（一）</td><td>3.0 時間</td><td>2.0 時間</td><td rowspan="2">1.5m</td></tr>
<tr><td>100</td><td>（二）</td><td>4.0 時間</td><td>2.5 時間</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第一種中高層
住居専用地域</td><td>第一種</td><td>100</td><td rowspan="9">高さが 10ｍを超える
建築物</td><td rowspan="2">（一）</td><td rowspan="2">3.0 時間</td><td rowspan="2">2.0 時間</td><td rowspan="9">4.0m</td></tr>
<tr><td>第二種</td><td>100,150</td></tr>
<tr><td>第二種の一部区域 ※1</td><td>150</td><td rowspan="2">（二）</td><td rowspan="2">4.0 時間</td><td rowspan="2">2.5 時間</td></tr>
<tr><td>第二種、第三種</td><td>200</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第二種中高層
住居専用地域</td><td>第二種</td><td rowspan="2">150</td><td>（一）</td><td>3.0 時間</td><td>2.0 時間</td></tr>
<tr><td>第二種の一部区域 ※2</td><td rowspan="2">（二）</td><td rowspan="2">4.0 時間</td><td rowspan="2">2.5 時間</td></tr>
<tr><td>第二種、第三種</td><td>200</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第一種住居地域</td><td>第二種、第三種</td><td rowspan="2">200</td><td>（一）</td><td>4.0 時間</td><td>2.5 時間</td></tr>
<tr><td>第二種の一部区域 ※3</td><td rowspan="2">（二）</td><td rowspan="2">5.0 時間</td><td rowspan="2">3.0 時間</td></tr>
<tr><td>第三種 ※4</td><td rowspan="2">300</td></tr>
<tr><td rowspan="2">無指定</td><td colspan="5">規制対象外</td></tr>
<tr><td>400</td></tr>
<tr><td rowspan="4">近隣商業地域</td><td>第二種、第三種</td><td>200</td><td rowspan="2">高さが 10ｍを超える
建築物</td><td>（一）</td><td>4.0 時間</td><td>2.5 時間</td><td rowspan="2">4.0m</td></tr>
<tr><td>第三種 ※5</td><td>300</td><td>（二）</td><td>5.0 時間</td><td>3.0 時間</td></tr>
<tr><td>第三種</td><td>400</td><td colspan="5">規制対象外</td></tr>
<tr><td>無指定</td><td>300,400</td><td colspan="5">規制対象外</td></tr>
<tr><td rowspan="4">準工業地域
（特別工業地区、特別業務地区を含む）</td><td>第二種 ※6</td><td rowspan="3">200</td><td rowspan="4">高さが 10ｍを超える
建築物</td><td>（一）</td><td>4.0 時間</td><td>2.5 時間</td><td rowspan="4">4.0m</td></tr>
<tr><td>第二種の一部区域 ※7</td><td rowspan="3">（二）</td><td rowspan="3">5.0 時間</td><td rowspan="3">3.0 時間</td></tr>
<tr><td>無指定</td></tr>
<tr><td>第三種 ※8</td><td>300</td></tr>
<tr><td>無指定</td><td>300,400</td><td colspan="5">規制対象外</td></tr>
<tr><td rowspan="2">商業地域</td><td>第三種</td><td>400</td><td colspan="5" rowspan="3">規制対象外</td></tr>
<tr><td>無指定</td><td>400,500
,600</td></tr>
<tr><td>工業地域</td><td>無指定</td><td>200</td></tr>
</table>

備考）高度地区の欄中「第一種」、「第二種」、「第三種」は、それぞれ以下の地区を示す。
　第一種：第一種高度地区
　第二種：第二種高度地区、16ｍ第二種高度地区
　第三種：第三種高度地区
注）計画地は下線で示す準工業地域であり、網掛けは計画地に該当する規制等である。
※１：北小岩四丁目、北小岩五丁目、北小岩六丁目、北小岩七丁目、北小岩八丁目、西小岩一丁目、西小岩二丁目、東小岩一丁目、東小岩二丁目、東小岩四丁目、南小岩一丁目、南小岩二丁目、南小岩四丁目、南小岩五丁目、南小岩六丁目、鹿骨一丁目、鹿骨四丁目、鹿骨五丁目、鹿骨六丁目、上一色二丁目、上一色三丁目、興宮町、一之江二丁目、一之江五丁目、西一之江一丁目、西一之江二丁目、西一之江三丁目、西一之江四丁目及び船堀七丁目の各地内の区域
※２：鹿骨一丁目、鹿骨五丁目、鹿骨六丁目及び船堀七丁目の各地内の区域
※３：松島四丁目の地内の区域
※４：西小岩四丁目及び西小岩五丁目の各地内の区域を除く。
※５：西小岩三丁目及び西小岩四丁目の各地内の区域を除く。
※６：東葛西三丁目の地内の区域を除く。
※７：臨海町一丁目、臨海町二丁目、臨海町五丁目及び臨海町六丁目の各地内の区域
※８：小松川一丁目の地内の区域を除く。
資料）「江戸川区地域地区図／日影規制区域図」（平成 26 年３月、江戸川区都市開発部）

6.2.11　電波障害

計画地周辺は、おおむね平坦な地形となっており、電波障害を発生させるような地形は存在しない。

計画地周辺の主な地上デジタル放送のテレビ電波の送信所は、計画地から西北西に約９km 離れた東京スカイツリー（東京都墨田区押上１丁目地内。16ch、21～27ch）、西に約 15km 離れた東京タワー（東京都港区芝公園４丁目地内。28ch）、東に約 13km 離れた三山送信所（千葉県船橋市三山二丁目地内。30ch）である。また、放送大学（28ch）は、平成 30 年９月末で BS 放送への完全移行に伴い、東京タワーからの送信が終了する予定となっている。

6.2.12　風環境

計画地周辺は、おおむね平坦な地形となっており、風環境に著しい影響を及ぼす地形は存在しない。また、計画地周辺には、マンション等の中高層建築物が存在するが、高さ 50m以上の風環境に影響を及ぼすような建築物はない。

6.2.13　景観

計画地の南側には旧江戸川が流れており、それ以外にはマンション等の中高層建築物や低層の住宅街に囲まれている。

計画地周辺における景観の主要な眺望地点としては、表 6-9(1)～(3)及び図 6-10（p.56～59 参照）に示す公園等、児童遊園及び緑道があげられる。

6.2.14　史跡・文化財

国、東京都、江戸川区、千葉県及び市川市により指定または登録された文化財（建造物、絵画、彫刻、史跡、名勝、天然記念物）の建設予定地周辺における分布状況を表 6-45(1)、(2)及び図 6-42 に示す。計画地に最も近い文化財は、市川市指定有形文化財の「狩野浄天夫妻墓石・供養塔」であり、計画地から約 400mに位置している。

また、計画地周辺における遺跡の分布状況を表 6-46 及び図 6-42 に示す。計画地に最も近い遺跡は、市川市相之川二丁目 11-9 他にある吉田佐太郎陣屋跡であり、計画地から約 1,000mに位置している。

なお、計画地周辺の江戸川区内には周知の遺跡はない。また、計画地には指定・登録された文化財及び周知の遺跡は存在しない。

表 6-45(1)　計画地周辺の文化財（江戸川区）

図 No.	文化財	種別	所在地
①	成田山不動明王石造道標	江戸川区登録　有形文化財	江戸川一丁目 48
②	木造親鸞聖人坐像（一躯）	江戸川区指定　有形文化財	江戸川三丁目 8-1
	木造聖徳太子立像	江戸川区登録　有形文化財	
③	木造大塚氏先祖夫妻坐像	江戸川区登録　有形文化財	江戸川三丁目 22-5
	新川梨の碑	江戸川区登録　有形文化財	
	大塚宗蔵の墓	江戸川区登録　史跡	
	力誉上人筆子塚	江戸川区登録　有形文化財	
	順定和尚筆子塚	江戸川区登録　有形文化財	
	声誉上人・随誉上人筆子塚	江戸川区登録　有形文化財	
	紙本着色十王図	江戸川区登録　有形民俗文化財	
④	木造阿弥陀如来立像	江戸川区指定　有形文化財	江戸川三丁目 23-4
⑤	今井の富士塚	江戸川区登録　有形文化財	江戸川三丁目 44-8
⑥	下鎌田の富士塚	江戸川区登録　有形民俗文化財	東瑞江二丁目 5-3
	豊田神社の社叢	江戸川区指定　天然記念物	
⑦	観音庚申塔	江戸川区登録　有形文化財	東瑞江二丁目 39
⑧	石造線刻地蔵菩薩立像碑	江戸川区指定　有形文化財	南篠崎町一丁目 1-24
	西光寺所在の地蔵菩薩像庚申塔（万治三年銘）	江戸川区登録　有形民俗文化財	
	絹本着色六地蔵菩薩画像	江戸川区登録　有形文化財	
⑨	上鎌田の庚申塔行徳道石造道標	江戸川区登録　有形文化財	南篠崎町二丁目 46-13
⑩	上鎌田の富士塚	江戸川区登録　有形文化財	南篠崎町二丁目 54-15

資料）「江戸川区の文化財」（江戸川区ホームページ）

表 6-45(2)　計画地周辺の文化財（市川市）

図 No.	文化財	種別	所在地
⑪	狩野浄天夫妻墓石・供養塔	市川市指定　有形文化財	香取一丁目 16-26
⑫	常夜灯	市川市指定　有形文化財	本行徳 34 地先
⑬	旧浅子神輿店店舗兼主屋	国登録　有形文化財	本行徳 37-2

資料）「市川市の文化財」（市川市ホームページ）

表 6-46　計画地周辺の遺跡（市川市）

図 No.	遺跡名	所在地	時代	概要	状態
14	吉田佐太郎陣屋跡	相之川二丁目 11-9 他	中近世	空堀、平地・寺院、墓地	現存

資料）「千葉県埋蔵文化財分布地図(1)」（平成９年３月、千葉県教育委員会）

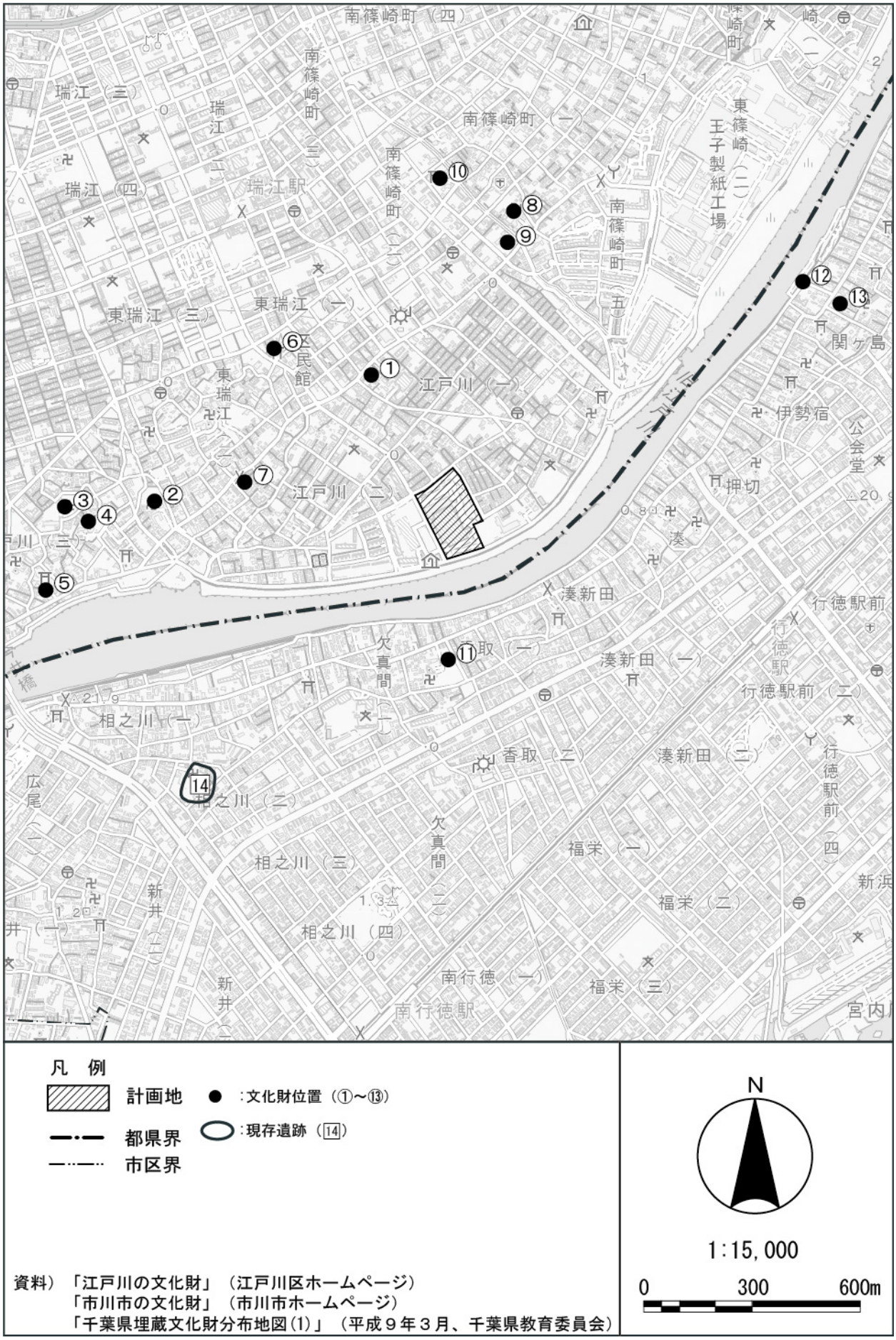

資料）「江戸川の文化財」（江戸川区ホームページ）
「市川市の文化財」（市川市ホームページ）
「千葉県埋蔵文化財分布地図(1)」（平成９年３月、千葉県教育委員会）

図 6-42　文化財・遺跡の分布状況

6.2.15　自然との触れ合い活動の場

計画地周辺における自然との触れ合い活動の場としては、表 6-9(1)～(3)及び図 6-10（p.56～59 参照）に示す公園等、児童遊園及び緑道が挙げられる。

6.2.16　廃棄物

(1) 廃棄物処理施設

東京 23 区における一般廃棄物の処理の流れを図 6-43 に示す。

東京 23 区においては、収集・運搬を各区が行い、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの中間処理及びし尿の処理を清掃一組が実施し、最終処分は東京都に委託し埋立処分場に埋立てる。

平成 29 年 1 月現在、東京 23 区内には、可燃ごみを処理する清掃工場が 19 工場稼働しており、２工場が建替え中である。また、不燃ごみ処理センターは２か所、粗大ごみ破砕処理施設、破砕ごみ処理施設（休止中）は各 1 か所、埋立処分場は 1 か所設置されている。このうち計画地には、可燃ごみを処理する江戸川清掃工場が設置されている。

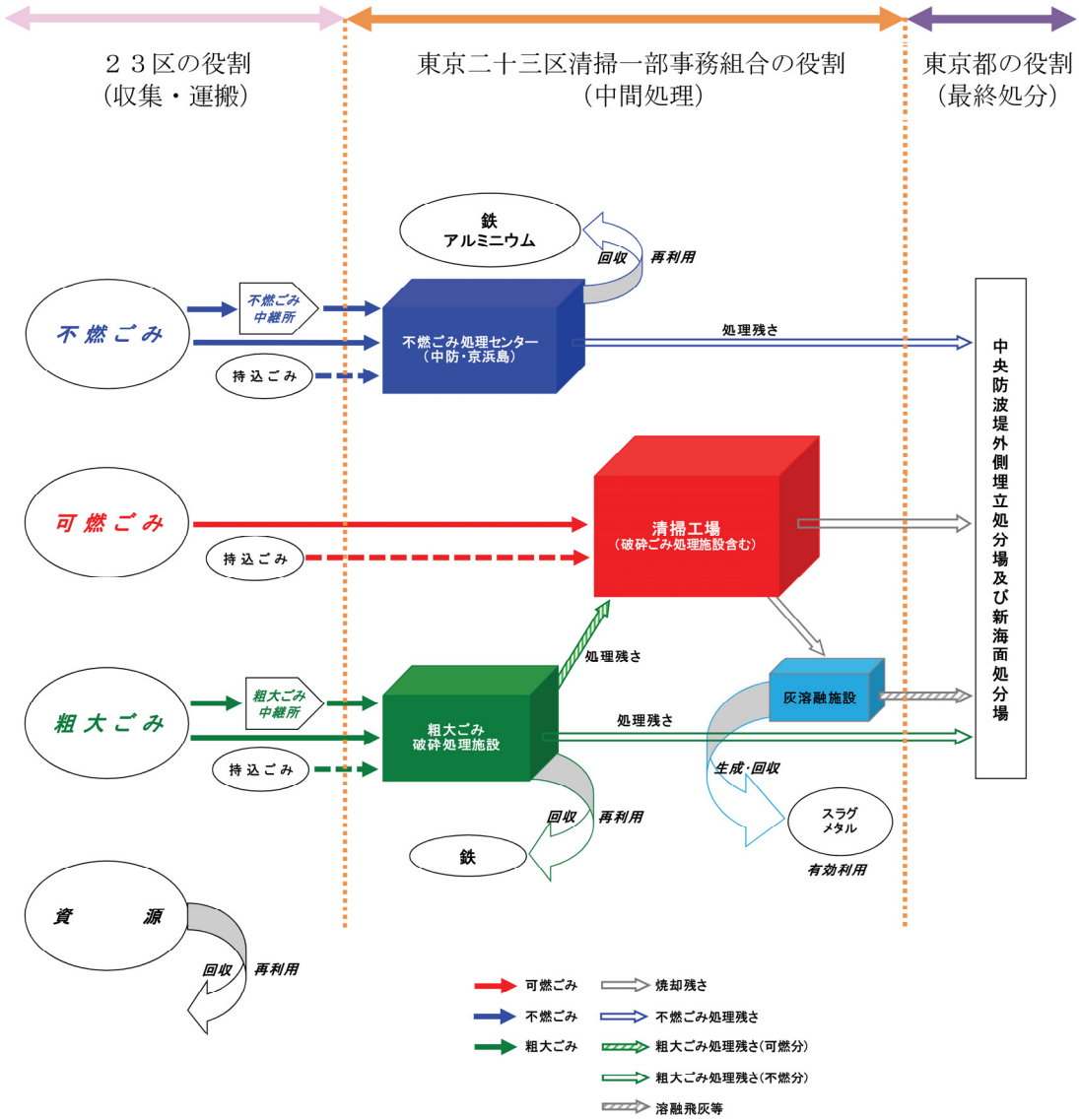

資料）「一般廃棄物処理基本計画」（平成 27 年 2 月、東京二十三区清掃一部事務組合）

図 6-43　東京 23 区における一般廃棄物の処理の流れ

(2) ごみ処理の状況

これらの処理施設での処理実績は表 6-47 に示すとおりである。

過去５年間のごみ処理状況において、処理量、処分量、資源化量は若干変動がみられるが、平成 22 年度と比較すると、平成 26 年度の処理量、処分量、資源化量は減少している。

なお、計画地にある江戸川清掃工場でのごみ処理状況は表 6-48 のとおりである。

表 6-47　ごみ処理の状況

単位：ﾄﾝ

年度	処理量			処分量			資源化量
	焼却処理	破砕・減容積処理	合計	焼却残さ埋立	処理残さ埋立	合計	
22	2,750,817	189,268	2,940,085	228,207	124,869	353,076	110,476
23	2,727,370	181,174	2,908,544	293,022	120,975	413,997	63,894
24	2,739,348	171,042	2,910,390	264,553	94,490	359,043	71,555
25	2,725,694	167,440	2,893,134	264,017	90,175	354,192	74,816
26	2,705,225	152,582	2,857,807	270,879	81,918	352,797	62,424

資料)「事業概要　平成 28 年版」(平成 28 年７月、東京二十三区清掃一部事務組合)

表 6-48　江戸川清掃工場でのごみ処理状況

単位：ﾄﾝ

年度	焼却量	焼却残灰量
23	140,487	17,550
24	145,917	19,069
25	133,584	18,281
26	134,675	17,546
27	134,658	17,869

注）焼却残灰量には排水処理後のケーキ汚泥量を含む。
資料)「清掃事業年報　平成 23～27 年度」
(平成 24～28 年、東京二十三区清掃一部事務組合)

6.2.17　温室効果ガス

温室効果ガスの排出削減など、地球温暖化防止対策は大きな課題となっている。東京都は現在、「東京都環境基本計画」（平成 28 年３月、東京都）において、2030 年までの温室効果ガス削減目標を掲げ、各種施策を推進している。

東京都及び計画地がある江戸川区における地球温暖化の防止に係る取組は次のとおりである。

(1) 東京都内の二酸化炭素排出量

東京都における部門別二酸化炭素排出量（変動ケース）は表 6-49 に示すとおりである。

平成 25(2013)年度の二酸化炭素排出量を部門別にみると、その割合はおおむね、産業部門（第一次産業、第二次産業）：業務部門（第三次産業）：家庭部門：運輸部門＝1:5:4:2 となっている。平成 12(2000)年度比では全体として 11%の増加である。部門別では、産業部門及び運輸部門で減少し、業務部門及び家庭部門で増加している。部門別の増減率は、産業部門及び運輸部門では、それぞれ 27%及び 34%減少したのに比べ、業務部門及び家庭部門では、それぞれ 39%及び 45%増と大きな伸びを示している。業務部門での増加は、事業所ビルの床面積の増加が主な原因であり、家庭部門での増加は、家電製品普及率の増加や世帯数の増加が原因であると考えられる。ただし、平成 24(2012)年度比では、産業部門、家庭部門及び運輸部門で減少しており、全体で 0.4%の減少となっている。

表 6-49　部門別二酸化炭素排出量と 2013 年度までの伸び（東京都・変動ケース）

		二酸化炭素排出量（万 t -CO_2）				伸び率（%）［2013 年度と比較］		
		2000 年度	2010 年度	2012 年度	2013 年度	2000 年度比	2010 年度比	2012 年度比
	産業部門	680	520	521	496	-27%	-4.5%	-4.8%
	業務部門	1,891	2,243	2,606	2,626	39%	17%	0.7%
	家庭部門	1,434	1,748	2,092	2,086	45%	19%	-0.3%
	運輸部門	1,763	1,205	1,196	1,168	-34%	-3.1%	-2.3%
エネルギー起源		5,767	5,716	6,416	6,375	11%	12%	-0.6%
非エネルギー起源		120	156	161	172	43%	9.9%	6.8%
合　計		5,888	5,872	6,576	6,547	11%	11%	-0.4%

注１）変動ケースとは、電源構成の変動影響を反映するため、年度別の電力の二酸化炭素排出係数を適用したケース
注２）四捨五入の関係で合計や伸び率の計算値と表中の値が一致しない場合がある。
注３）家庭部門には、自動車（マイカー）の排出量は含まない（運輸部門に計上）。
注４）運輸部門については、自動車は都内交通量を、鉄道、船舶、航空は都内運航量を基準に算定している。
資料）「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査（2013 年度実績）」（平成 28 年３月、東京都環境局）

(2) 東京都及び江戸川区における温室効果ガス削減目標及び施策の方向

東京都は、「東京都環境基本計画」（平成 28 年３月、東京都）において、温室効果ガス排出量については、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第５次評価報告書（平

成 26 年 10 月）等において長期的に求められる削減水準を踏まえ、中期的な通過点として削減目標を設定しており、平成 42(2030)年までの削減目標を次のとおり掲げている。

○東京都の温室効果ガス削減目標

2030 年までに、東京の温室効果ガス排出量を 2000 年比で 30%削減

＜部門別目標＞

2030 年までに、

・産業・業務部門において、2000 年比 20%程度削減（業務部門で 20%程度削減）

・家庭部門において、2000 年比 20%程度削減

・運輸部門において、2000 年比 60%程度削減

なお、エネルギー消費量についても、温室効果ガス削減目標の達成に必要な水準で省エネルギー目標を設定している（2030 年までに、2000 年比で 38%削減）。

主な施策の方向性としては、平成 22 年度に東京都が先駆的に導入した、大規模事業者に対するキャップ＆トレード制度の着実な運用や、省エネ・節電行動の推進、次世代自動車等の更なる普及等が掲げられている。

一方、計画地が位置する江戸川区では、計画期間を平成 20(2008)年度から平成 29(2017)年度までの 10 か年として、「エコタウンえどがわ推進計画（江戸川区地域エネルギービジョン）」（平成 20 年２月（平成 27 年３月一部改訂）、江戸川区）を定めており、温室効果ガス削減目標（第一次目標、第二次目標）を次のとおり掲げている。このうち、京都議定書における日本の目標達成を目的とする第一次目標は既に達成しており、現在は平成 62(2050)年までに温室効果ガス排出量を半減するという長期的展望を踏まえた第二次目標の達成に向けて取り組みを継続している。

○江戸川区の温室効果ガス削減目標

・第一次目標

2008～2012 年度までの５年間でエネルギー起源二酸化炭素排出量を平均して年間 16 万トン（2004 年度比６％）削減

→基準年と比較し 20 万８千トン（8.6%）の削減となり、目標を達成

・第二次目標

2017 年度にエネルギー起源二酸化炭素排出量を年間 34 万トン（2004 年度比 14%）削減

注）2004 年度を基準にしているのは、算定可能な最新の年度であるため

目標達成のための主な取り組みとしては、区民や事業者においては省エネルギーの推進を掲げており、区においては環境教育・環境学習の推進等の取り組みのほか、今後検討する新しい取り組みとして、「コミュニティファンドによる省エネルギー改修推進事業」、「森林吸収源対策推進事業」等５つのプロジェクトを掲げている。

7　環境影響評価の項目

7.1　選定した項目及びその理由

7.1.1　選定した項目

環境影響評価の項目の選定手順は、図 7-1 に示すとおりである。

環境影響評価の項目は、対象事業の事業計画案の中から環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係も検討することにより、表 7-1 及び表 7-2 に示すとおりとした。

選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの 12 項目である。

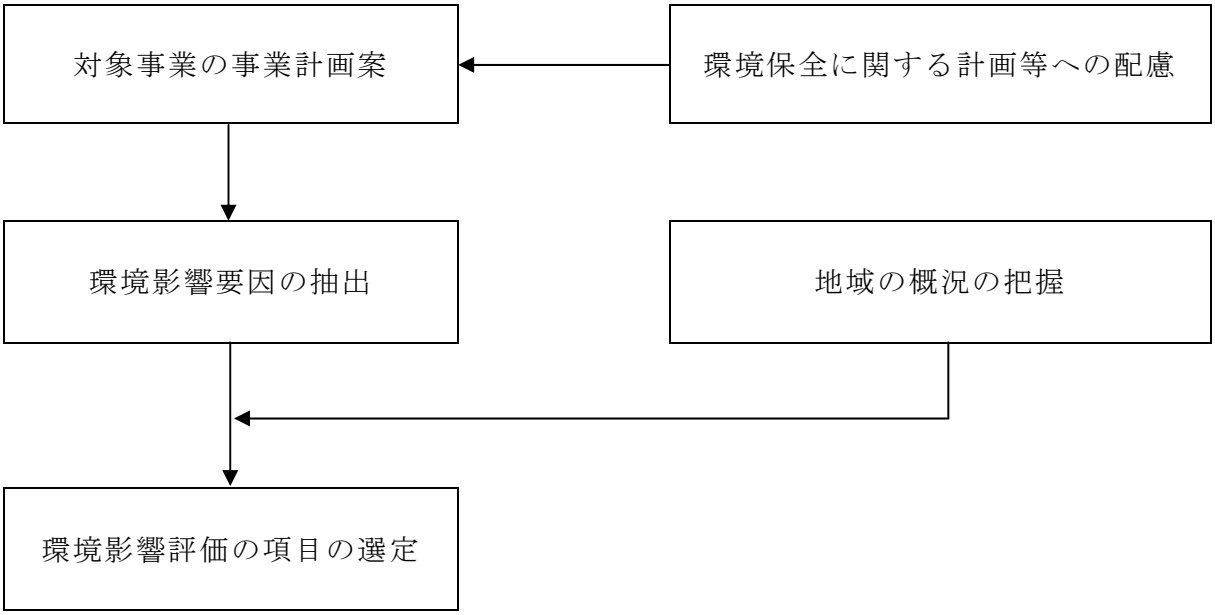

図 7-1　環境影響評価の項目の選定手順

表 7-1　環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

区分	環境影響要因 ＼ 環境影響評価の項目	大気汚染	悪臭	騒音・振動（低周波音を除く）	水質汚濁	土壌汚染	地盤	地形・地質	水循環	生物・生態系	日影	電波障害	風環境	景観	史跡・文化財	自然との触れ合い活動の場	廃棄物	温室効果ガス
工事の施行中	施設の建設等					○	○		○							○	○	
	建設機械の稼働	○		○														
	工事用車両の走行	○		○														
工事の完了後	施設の存在						○		○		○	○		○		○		
	施設の稼働	○	○	○													○	○
	ごみ収集車両等の走行	○		○														

注）○は環境影響評価の対象項目として選定した項目

表 7-2　大気汚染に係る予測・評価小項目

区分	環境影響要因 ＼ 環境影響評価の項目	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	ダイオキシン類	塩化水素	水銀
		(SO_2)	(SPM)	(NO_2)	(DXNs)	(HCl)	(Hg)
工事の施行中	建設機械の稼働		○	○			
	工事用車両の走行		○	○			
工事の完了後	施設の稼働	○	○	○	○	○	○
	ごみ収集車両等の走行		○	○			

注）○は環境影響評価の対象項目として選定した項目

7.1.2　選定した理由

(1)　大気汚染

ア　工事の施行中

工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

予測・評価小項目は、建設機械及び工事用車両の排出ガスを考慮して、表 7-2 に示すとおり浮遊粒子状物質及び二酸化窒素とする。

なお、微小粒子状物質については、予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定しない。今後の動向を踏まえ、適切に対応していく。

光化学オキシダントについては、大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質であり、現在の知見では、対象事業から排出される物質の量と反応生成量との関連等を予測する方法が明らかにされていないため、予測・評価項目として選定しない。

イ　工事の完了後

工事の完了後においては、施設の稼働による煙突排出ガス及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

予測・評価小項目は、表 7-2 に示すとおり、施設の稼働については処理対象物質及び処理工程等を考慮して、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀とし、ごみ収集車両等の走行については、排出ガスを考慮して浮遊粒子状物質及び二酸化窒素とする。

なお、微小粒子状物質については、予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定しない。今後の動向を踏まえ、適切に対応していく。

光化学オキシダントについては、大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質であり、現在の知見では、対象事業から排出される物質の量と反応生成量との関連等を予測する方法が明らかにされていないため、予測・評価項目として選定しない。

(2)　悪臭

工事の完了後においては、施設の稼働による煙突、ごみバンカを発生源とする臭気の拡散により、周辺の生活環境への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

なお、解体工事に先立ち、ごみバンカの清掃を行い、付着した堆積物を取り除くことにより、解体工事中のごみバンカを発生源とする臭気の拡散による生活環境への影響はないと考えられるため、工事の施行中の悪臭については予測・評価項目としない。

(3)　騒音・振動

ア　工事の施行中

工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

なお、建設機械から発生する低周波音については、使用する建設機械が市街地の建設工事で一般的に使用されている低騒音型であり、通常問題になることはないと考えることから予測・評価項目としない。

イ　工事の完了後

工事の完了後においては、施設の稼働及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

なお、低周波音については、計画地周辺での測定の結果、G特性音圧レベル（人体感覚で評価するための音圧レベル）は、敷地境界および周辺において既存施設稼働時の音圧レベルが最大74dB、停止時は最大73dBであった。これは、代表的なG特性における参考指標としてのISO7196に規定された低周波音圧レベル(100dB)を下回っている。

既存施設における低周波音（G特性及び平坦特性の音圧レベル）は、卓越した周波数が認められない上、周辺へ影響を及ぼすとされる指標を下回っており、計画施設と既存施設における低周波音を発生する主要な機器構成及び配置を比較しても大きな差異はない。このことから、現状の環境を大きく変化させることはないと考える。

以上のことから、施設の稼働に伴い発生する低周波音については、予測・評価項目としない。

(4)　土壌汚染

工事の施行中においては、建設工事（掘削工事）により建設発生土が発生し、敷地外へ搬出される。このため、土壌の取扱いに慎重を期すために、土壌汚染について現況調査を行い、予測・評価項目とする。

工事の完了後においては、現在の表土は掘削・除去されており、敷地外への搬出はない。また、灰等の運搬にあたっては、天蓋付きの運搬車両（P.29参照）を使用するとともに、建物内の閉め切った空間で灰等を積み込むため、一般環境中に灰等が飛散することはない。さらに、プラント排水については、下水排除基準に適合するように処理したのち、公共下水道に放流するとともに、排出ガス中のダイオキシン類についてもダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準以下の濃度に処理して排出する。

このため、工事の完了後については土壌汚染を予測・評価項目としない。

敷地内南側地下2.0m(A.P.+0.5m)及び敷地内東側地下1.5m(A.P.+1.0m)には、既存の江戸川清掃工場建設時に発生した汚染土壌が、厚さ30㎝のSMW又は厚さ1.5㎜の防水シートを内張した鋼矢板で遮水された槽内に封じ込められており、封じ込め槽については現時点では改変する計画はない。今後、本事業で封じ込め槽近辺の土地が改変の対象となった場合は関係法令に基づき適切に対策を講じるとともに、東京都環境影響評価条例手続の進捗状況に合わせてその内容を明らかにする。したがって、工事の施行中及び工事の完了後において有害物質等が流出するおそれはないことから、予測・評価の対象としない。

(5)　地盤

工事の施行中においては、掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置により、地盤の変

形並びに地下水の水位及び流況の変化とそれに伴う地盤沈下への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

また、工事の完了後においては、地下構造物の設置により、地盤の変形並びに地下水の水位及び流況の変化とそれに伴う地盤沈下への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

(6) 水循環

工事の施行中においては、掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置に伴い地下水の水位及び流況への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

また、工事の完了後においては、地下構造物等の存在に伴い地下水の水位及び流況への影響が考えられること、並びに地表構造物の設置により雨水の表面流出量への影響が考えられることから、予測・評価項目とする。

(7) 日影

工事の完了後においては、工場棟等による日影の状況の変化による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

(8) 電波障害

工事の完了後においては、工場棟等建替えによる形状の変更により、計画地周辺地域に、テレビ電波（地上デジタル波・衛星放送）の遮へい障害が生じると考えられることから予測・評価項目とする。

なお、地上デジタル波によるテレビ電波は、反射波等の障害に強い伝送方式を採用しており、この地域の電界強度が強いため反射障害はほとんど起こらないと考えられることから、地上デジタル波による受信障害は遮へい障害のみとした。

(9) 景観

工事の完了後においては、工場棟等の建替えによる色彩や形状の変更により、計画地周辺地域の景観に変化が生じると考えられることから予測・評価項目とする。

(10) 自然との触れ合い活動の場

計画地内の緩衝緑地は終日開放され、周辺住民の散策等に広く利用されている。

工事の施行中においては、計画地内緩衝緑地の整備及び施設の解体、建設による利用制限が考えられることから予測・評価項目とする。

また、工事の完了後においては、緩衝緑地の整備による変化が考えられることから予測・評価項目とする。

(11) 廃棄物

工事の施行中においては、建築物等の解体・撤去及び建設により廃棄物、建設発生土が発生することから予測・評価項目とする。

また、工事の完了後においては、施設の稼働に伴い、主灰、飛灰及び脱水汚泥が発

生することから予測・評価項目とする。

(12) 温室効果ガス

工事の完了後においては、施設の稼働に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

7.2　選定しなかった項目及びその理由

7.2.1　選定しなかった項目

選定しなかった項目は、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、風環境及び史跡・文化財の５項目であり、その選定しなかった理由は、以下に示すとおりである。

なお、これらの項目の中で、今後の具体的な事業計画により新たに環境に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、該当する項目について改めて環境影響評価の項目として選定する。

7.2.2　選定しなかった理由

(1)　水質汚濁

ア　工事の施行中

既存建築物等の解体工事において洗浄などにより発生する排水は、既存施設内又は仮設の汚水処理設備へ送り、凝集沈殿方式等により下水排除基準に適合するよう処理したのち、公共下水道へ排出する。

なお、解体のための仮設テント等の周辺部の舗装面等に降った雨水については、公共下水道へ排出する。

建築物等解体工事完了後に行われる建設工事において発生する排水は、沈砂槽等により下水排除基準に適合するよう処理したのち、公共下水道へ排出する。

したがって、工事の施行中、本事業による水質汚濁への影響はないと考える。

また、今後行われる土壌汚染の調査等により、土壌汚染が確認されるなど、地下水汚染が考えられる場合には、東京都環境影響評価条例手続の進捗状況に合わせ、その内容を明らかにする。

なお、本事業に先立ち既存施設の操業停止時に行う清掃により発生する汚水は、既存施設の汚水処理設備で処理する。

イ　工事の完了後

計画施設の排水計画は、以下に示すとおりである。

プラント排水は、汚水処理設備において、凝集沈殿ろ過方式により、重金属類、ダイオキシン類等を下水排除基準に適合するように処理した後、公共下水道に放流する。

汚水処理設備では、各処理段階で pH を常時監視するほか、巡回点検により汚水の処理状況を確認する。pH 等の異常が認められた場合は、公共下水道への放流を直ちに停止するとともに、汚水槽に返送し再処理する。また、異常の原因を確認し、正常復帰するまで放流は行わない。

構内道路等に降った雨水は、初期雨水を汚水処理設備へ送り、処理後、公共下水道へ放流し、初期雨水以外の雨水は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道へ放流する。また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用し、余剰分は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道に放流する。

新設工場の汚水処理設備には自動制御システムを採用し常時監視を行うため、運転中に貯槽から汚水が溢れることはない。また、汚水処理設備の配管等は露出として設置するため、容易に点検が可能で、正常な運転状態を保つことができる。さらに、万

一漏洩するようなことがあったとしても、汚水処理設備室内の側溝で集水し、汚水処理系統に戻すと共に、汚水処理設備は全て防水構造とすることから、建物外部に汚水が流出することはない。主灰及び飛灰の処理についても、専用の灰搬出車（p.29 参照）により搬出されるため、一般環境中に漏れ出ることはない。汚水処理設備及び灰処理設備とも閉鎖処理系統のため、排水、主灰及び飛灰に起因する地下水汚染は起こらない。

したがって、工事の完了後、本事業による水質汚濁への影響はないと考える。

(2) 地形・地質

掘削工事に伴う掘削深さは、最大で GL-20.7m程度である。工事に際しては、山留めの緩みや崩壊に強く、高い止水性を有する SMW 工法によるソイルセメント柱列壁を採用し、周辺の地盤を保全することから、敷地外における土地の安定性（地盤変形）への影響はないと考える。

(3) 生物・生態系

計画地はすでに清掃工場として使用されており、本事業はこの清掃工場の建替えである。計画地は計画的に植栽管理されており、現存する動物・植物についても市街地に普通に見られるものである。建替え後については既存の樹木を可能な限り活用することから、生物・生態系に係る影響は少ないものと考える。

(4) 風環境

建替え後の建物の最高高さは、地上 26.4mであり、敷地地盤をかさ上げしても周辺地盤からの高さは既存工場と同様とする。一般に風害が発生するといわれる地上約 50～60m以上の高い建築物ではないため、風の吹く方向や風の速度が変化し、強風の発生や通風の阻害が起こる等、生活環境に影響を及ぼす様な、風圧、風速の変化は小さい。また、煙突の高さや形状等は、既存とほぼ変わらないため、風環境への影響は少ないと考える。

したがって、本事業による風環境への影響は少ないと考える。

(5) 史跡・文化財

計画地周辺には、南西側約 400mの位置に市川市の指定文化財があるが、計画地内には存在しない。本事業は計画地内の施設の建替えを行うものであり、本事業の実施により周知の史跡・文化財等への影響はないと考える。

なお、埋蔵文化財については、事前に江戸川区教育委員会に相談・照会を行うとともに、工事中に発見された場合には、文化財保護法及び東京都文化財保護条例等に基づき適正に処置する。

8　調査等の手法

8.1　調査等の概要

事業の内容から、環境影響評価の項目として選定した大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについての調査等の概要は、表 8-1(1)～(8)に示すとおりである。

表 8-1(1)　調査等の概要

項目	調査		予測		評価手法
	調査事項	調査手法	予測事項	予測手法	
大気汚染	①大気質の状況 ②気象の状況 ③地形及び地物の状況 ④土地利用の状況 ⑤発生源の状況 ⑥自動車交通量等の状況 ⑦法令による基準等	〈既存資料調査〉 ・大気質等に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 〈現地調査〉 ・大気質の状況 「大気の汚染に係る環境基準について」等に定める測定方法により、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素、水銀、微小粒子状物質を測定する。 ・気象の状況 地上気象観測指針に定める方法により、風向・風速を測定する。 ・自動車交通量等の状況 車種分類別、方向別にマニュアルカウンターを用いて測定する。	〈工事の施行中〉 ・建設機械の稼働に伴う大気質 ・工事用車両の走行に伴う大気質	・大気拡散式により長期平均濃度を算定する。 ※予測条件のうち、風向・風速及び大気安定度等については、江戸川工場における現地調査結果及び計画地周辺の気象観測地点の年間データを利用する。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ・「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に定める基準 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に定める基準 ・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定について」(昭和 52 年環大規第 177 号)に示された目標環境基準濃度 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)に定める基準 ・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)に定める指針値
			〈工事の完了後〉 ・施設の稼働に伴う大気質 ・ごみ収集車両等の走行に伴う大気質	・施設の稼働に伴う大気質については、大気拡散式により長期平均濃度及び短期(1時間値)高濃度を算定する。なお、風洞実験により周辺建物の影響の検討を行う。 ・ごみ収集車両等の走行に伴う大気質については、大気拡散式により長期平均濃度を算定する。 ※予測条件のうち、風向・風速及び大気安定度等については、江戸川工場における現地調査結果及び計画地周辺の気象観測地点の年間データを利用する。	

表 8-1(2)　調査等の概要

項目	調査		予測		評価手法
	調査事項	調査手法	予測事項	予測手法	
悪臭	①臭気の状況 ②気象の状況 ③地形及び地物の状況 ④土地利用の状況 ⑤発生源の状況 ⑥法令による基準等	〈既存資料調査〉 ・悪臭に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 〈現地調査〉 ・臭気の状況 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年環境庁告示第63号)の規定に定める方法とする。 ・気象の状況 試料採取時において、風向･風速は簡易風向風速計により測定、温度･湿度は簡易温度･湿度計により測定を行う。	〈工事の完了後〉 施設の稼働に伴う臭気の状況とする。 ・臭気指数 ・臭気排出強度	・本事業による悪臭防止対策をもとに類似事例等を参照する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ・「悪臭防止法の悪臭の規制地域及び規制基準」(平成15年江戸川区告示第137号)に定める基準 ・「東京都環境確保条例」に定める基準

表 8-1(3)　調査等の概要

項目	調査		予測		評価手法
	調査事項	調査手法	予測事項	予測手法	
騒音・振動	①騒音・振動の状況 ②土地利用の状況 ③発生源の状況 ④自動車交通量等の状況 ⑤地盤及び地形の状況 ⑥法令による基準等	〈既存資料調査〉 ・騒音・振動に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 〈現地調査〉 ・騒音・振動の状況 「騒音に係る環境基準について」、「振動規制法施行規則」等に定める測定方法とする。 ・自動車交通量等の状況 車種分類別、方向別にマニュアルカウンターを用いて測定する。 ・地盤卓越振動数 「道路環境影響評価の技術手法」(国土交通省国土技術政策総合研究所平成 24 年度版)に定める方法とする。	〈工事の施行中〉 ・建設機械の稼働に伴う騒音・振動 ・工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動	・建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動については、伝搬理論式により算定する。 ・工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音については日本音響学会式、振動については「道路環境影響評価の技術手法」により算定する。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ・「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)に定める基準 ・「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に基づく特定建設作業の規制に関する基準 ・「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に定める基準 ・「騒音規制法の特定工場等の騒音の規制基準」(平成 15 年江戸川区告示第 130 号)に定める基準 ・「振動規制法の特定工場等の振動の規制基準」(平成 15 年江戸川区告示第 134 号)に定める基準 ・「東京都環境確保条例」に定める基準
			〈工事の完了後〉 ・施設の稼働に伴う騒音・振動 ・ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動	・工場の稼働に伴う騒音・振動については、伝搬理論式により算定する。 ・ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音については日本音響学会式、振動については「道路環境影響評価の技術手法」により算定する。	

表 8-1(4)　調査等の概要

項目	調査		予測		評価手法
	調査事項	調査手法	予測事項	予測手法	
土壌汚染	①土地利用の履歴等の状況 ②土壌汚染の状況 ③地形、地質、地下水及び土壌の状況 ④気象の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥発生源の状況 ⑦利水の状況 ⑧法令による基準等	〈既存資料調査〉 ・土壌汚染に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 〈現地調査〉 ・土壌汚染の状況 「東京都土壌汚染対策指針」に定める方法とする。 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成 21 年度環境省)に定める方法とする。	〈工事の施行中〉 ・土壌中の有害物質の濃度、地下水への溶出の可能性の有無、汚染土壌の量、新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無	・現況調査結果及び建設工事に伴って発生する建設発生土の量、処理・処分方法を検討し、施工計画の内容から予測する方法等とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ・「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年環境庁告示第 46 号)に定める基準 ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号)に定める基準 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)に定める基準 ・「東京都環境確保条例」に定める基準
地盤	①地盤の状況 ②地下水の状況 ③地盤沈下又は地盤の変形の状況 ④土地利用の状況 ⑤法令による基準等	〈既存資料調査〉 ・地盤に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 〈現地調査〉 ・地盤の状況 ・地下水の状況 ボーリング調査、土質試験及び観測井での地下水観測による方法とする。	〈工事の施行中〉 ・掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度 〈工事の完了後〉 ・地下構造物の存在による地盤の変形の範囲及び程度、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度	・工事施工計画及び環境保全のための措置を基に、地下水に影響を及ぼす程度また、それに伴う地盤沈下の程度を把握して予測する方法等とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ 地盤沈下及び地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと。

表 8-1(5)　調査等の概要

項目	調査		予測		評価手法
	調査事項	調査手法	予測事項	予測手法	
水循環	①水域の状況 ②気象の状況 ③地形・地質及び土質等の状況 ④水利用の状況 ⑤植生の状況 ⑥土地利用の状況 ⑦法令による基準等	〈既存資料調査〉 ・水循環に従う最新の資料を収集し、整理を行う。 〈現地調査〉 ・水域の状況 観測井での地下水観測による方法とする。	〈工事の施行中〉 ・掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地下水の水位、流況の変化の程度 〈工事の完了後〉 ・地下構造物の存在による地下水の水位、流況の変化の程度 ・地表構造物の設置に伴う表面流出量の変化の程度	・工事施工計画及び環境保全のための措置をもとに、水循環の程度を予測する方法等とする。	現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ 地下構造物等の存在により、地下水の水位及び流況への影響を及ぼさないこと。
日影	①日影の状況 ②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況 ③既存建築物の状況 ④地形の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥法令による基準等	〈既存資料調査〉 ・日影に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 〈現地調査〉 ・日影の状況 主要な地点における日影の状況は、現地で天空写真を撮影する方法等とする。 ・日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況 現地調査等により把握する方法とする。 ・既存建築物の状況 現地調査等により把握する方法とする。	〈工事の完了後〉 ・日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数の日影の状況の変化の程度 ・冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度	・計画建築物等(煙突含む)の時刻別日影図及び等時間日影図を作成する方法とする。 ・現況の天空写真に計画建築物等(煙突含む)の完成予想図を合成した天空図を作成し、予測する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ・「建築基準法」〈昭和25年法律第201号〉に定める基準 ・「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和53年都条例第63号)に定める基準 ・「江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」(平成7年江戸川区条例第12号)に定める基準

表 8-1(6)　調査等の概要

項目	調査		予測		評価手法
	調査事項	調査手法	予測事項	予測手法	
電波障害	①テレビ電波の受信状況 ②テレビ電波の送信状況 ③高層建築物及び住宅等の分布状況 ④地形の状況 ※対象は地上デジタル波・衛星放送とする。	〈既存資料調査〉 ・テレビ電波障害に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 〈現地調査〉 ・テレビ電波の受信画質の調査は、「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送)・地上デジタル放送テレビ受信状況調査要領」(平成22年３月、社団法人日本 CATV 技術協会）及び建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送 2005.3)」(平成17年３月、社団法人日本 CATV 技術協会)に定める方法とする。 ・テレビ電波の強度の調査は、電波測定車等を使用する路上調査により行う。 ・隣接県域テレビ放送の視聴実態については、電波到来方向を向いているアンテナの状況確認及び聞き取り調査等の方法とする。 ・受信形態については、聞き取り等の方法とする。	〈工事の完了後〉 ・工場棟等の設置に伴うテレビ電波（地上デジタル波、衛星放送(BS、CS)）の遮蔽障害	・「建造物によるテレビ受信障害調査要領(地上デジタル放送)・地上デジタル放送テレビ受信状況調査要領」（平成22年３月、社団法人日本CATV技術協会）に基づき障害範囲の予測を行う。 ・「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送 2005.3)」（平成17年３月、社団法人日本CATV技術協会）に基づき、光学的な遮蔽範囲に伝搬の広がりを考慮した予測式により、遮蔽障害の及ぶ範囲の予測を行う。 ・衛星放送の障害予測は、遮蔽障害距離及び見通し線から許容隔離距離を求める方法により行う。	テレビ受信障害の状況とその対策及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ・テレビ電波の受信障害を起こさないこと。

表 8-1(7)　調査等の概要

項目	調査		予測		評価手法
	調査事項	調査手法	予測事項	予測手法	
景観	①地域景観の特性 ②代表的な眺望地点及び眺望の状況 ③圧迫感の状況 ④土地利用の状況 ⑤都市の景観の保全に関する方針等 ⑥法令による基準等	〈既存資料調査〉 ・景観に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 〈現地調査〉 ・代表的な眺望地点の状況 現地調査と代表的な眺望地点からの写真撮影とする。 ・圧迫感の状況 天空写真撮影による。	〈工事の完了後〉 ・工場棟等の設置に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度 ・代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 ・圧迫感の変化の程度	・工場棟等による地域景観の特性の変化等を、完成予想図（フォトモンタージュ）の作成等により予測する。 ・対象事業の種類及び規模、地域景観の特性を考慮した定性的な予測とする。 ・現況の天空写真に計画建築物等（煙突含む）の完成予想図を合成した天空図を作成し、予測する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ・景観法及び江戸川区景観条例に基づく「江戸川区景観計画」に定められた基本方針 ・景観法及び東京都景観条例に基づく「東京都景観計画」に定められた公共事業の景観づくり指針 ・圧迫感の軽減を図ること
自然との触れ合い活動の場	①主要な自然との触れ合い活動の場の状況 ②地形等の状況 ③土地利用の状況 ④自然との触れ合い活動の場に係る計画等 ⑤法令による基準等	〈既存資料調査〉 ・自然との触れ合い活動の場に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 〈現地調査〉 ・主要な自然との触れ合い活動の場の状況 利用状況の現地調査と、設備の設置状況の写真撮影とする。	〈工事の施行中〉 ・建替工事に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度 〈工事の完了後〉 ・工場棟等の設置に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度	・自然との触れ合い活動の場の位置や、利用状況と事業計画を重ね合わせる定性的な予測とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ・「江戸川区みどりの基本計画」（江戸川区）に定められた事業者の役割

表 8-1(8)　調査等の概要

項目	調査		予測		評価手法
	調査事項	調査手法	予測事項	予測手法	
廃棄物	①撤去構造物及び伐採樹木等の状況 ②建設発生土の状況 ③特別管理廃棄物の状況 ④廃棄物処理の状況 ⑤法令による基準等	〈既存資料調査〉 ・廃棄物に係る最新の資料を収集し、整理を行う。	〈工事の施行中〉 ・建設工事及び建築物等の解体・撤去に伴う建設発生土及び産業廃棄物（建設廃棄物）の発生量、再利用量及び処理・処分方法	・建設工事、建築物等の解体・撤去に伴って発生する廃棄物等の量、処理・処分方法を検討し、類似事例及び施工計画の内容から予測する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ・「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）に準ずる事業者の責務 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成３年法律第 48 号）に定める事業者の責務 ・「東京都廃棄物条例」（平成４年東京都条例第 140 号）に定める事業者の責務 ・「江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」（平成 11 年江戸川区条例第 47 号）に定める事業者の責務
			〈工事の完了後〉 ・施設の稼働に伴う廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法	・施設の稼働に伴って発生する廃棄物の種類、量及び処理・処分方法を検討し、類似事例に基づき予測する方法とする。	
温室効果ガス	①原単位の把握 ②対策の実施状況 ③地域内エネルギー資源の状況 ④温室効果ガスを使用する設備機器の状況 ⑤法令による基準等	〈既存資料調査〉 ・温室効果ガスに係る最新の資料を収集し、整理を行う。	〈工事の完了後〉 ・施設の稼働に伴い、排出される温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量の程度及び温室効果ガスの削減量（二酸化炭素）の程度	・施設の稼働に伴うエネルギー（電気、都市ガス等）使用量及びごみ焼却量から温室効果ガス排出の原単位を基に温室効果ガスの排出量を算出する方法とする。 ・ごみ発電、場内及び場外への余熱供給等のエネルギー量から、温室効果ガスの削減量を算出する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）に定める基本方針 ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号）に定める基準 ・「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」（東京都）

8.2　項目別の調査等の手法

8.2.1　大気汚染

(1)　調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-2 に示すとおりである。

表 8-2　調査事項及びその選択理由：大気汚染

調査事項	選択理由
①大気質の状況 ②気象の状況 ③地形及び地物の状況 ④土地利用の状況 ⑤発生源の状況 ⑥自動車交通量等の状況 ⑦法令による基準等	工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられる。 工事の完了後においては、煙突排出ガス及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2)　調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-3、現地調査方法は表 8-4、現地調査地点は図 8-1(1)及び(2) に示すとおりである。

表 8-3　調査方法（既存資料調査）：大気汚染

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①大気質の状況 ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・二酸化窒素 ・ダイオキシン類 ・水銀 ・微小粒子状物質	計画地及びその周辺	・「一般環境大気測定局の測定結果」等	最新の資料を参考とする。
②気象の状況 ・風向、風速 ・大気安定度		・「気象月報」（東京管区気象台） ・「地上気象観測原簿」（東京管区気象台） ・「一般環境大気測定局の測定結果」等	
③地形及び地物の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「地形分類図」（東京都） ・「東京都土地利用現況図」（東京都）	
④土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」	
⑤発生源の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「東京都環境白書」（東京都）	
⑥自動車交通量等の状況		・「道路交通センサス」（国土交通省）	
⑦法令による基準等		・「環境基本法」 ・「大気汚染防止法」 ・「東京都環境確保条例」（東京都）	

表 8-4　調査方法（現地調査）：大気汚染

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①大気質の状況 環境大気質 ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・二酸化窒素 ・ダイオキシン類 ・塩化水素 ・水銀 ・微小粒子状物質 道路沿道大気質 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	計画地及びその周辺における一般的な大気汚染の状況を把握する。 ・環境大気質 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素、水銀は、計画地及び計画地周辺４地点の計５地点とする。 微小粒子状物質は１地点とする。 調査位置は、煙突排出ガスの大気拡散計算により、着地濃度が最大となると予想される地点の近傍とし、図 8-1(1)に示すとおりとした。 ・道路沿道大気質 計画地周辺のごみ収集車両等が走行する道路沿道の５地点とする。	・環境大気質 計画地周辺の現状の大気質の状況を把握でき、計画地周辺の既存大気測定局との関連性が把握できる時期とし、14 日間連続の四季調査とする。 ダイオキシン類は７日間連続の四季調査とする。 ・道路沿道大気質 ７日間連続の四季調査とする。	・「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める方法とする。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める方法（以下、「公定法」という）とする。 但し、道路沿道大気質は公定法及び横浜市環境研究所が提唱した PTIO 法に定める方法（以下、「簡易法」という）とする。 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める方法とする。 ・「大気汚染物質測定法指針」（昭和 62 年、環境庁大気保全局）に定める方法とする。 ・有害大気汚染物質測定方法マニュアル　水銀・ベンゾ[a]ピレン（平成 11 年３月環境庁）に定める方法とする。 ・「微小粒子状物質に係る環境基準について」（平成 21 年、環境省告示第 33 号）に定める方法とする。
②気象の状況 地上気象 ・風向・風速 高層気象 ・気温、風向・風速	地上気象、高層気象とも計画地及びその周辺の気象条件を代表すると考えられる１地点とする。	地上気象は大気質測定及び高層気象調査を含む 365 日間観測する。 高層気象は、四季調査で各季５日間、１日４回６時間毎の観測とする。	・地上気象は、「地上気象観測指針」（平成 14 年気象庁）に定める方法とする。 ・高層気象は、「高層気象観測指針（平成７年気象庁）」に定める方法とする。 ・高層気象はラジオゾンデを用いて、高度 2,000m まで 50m 間隔で測定を行う。
③自動車交通量等の状況	自動車交通量は、工事用車両及びごみ収集車両等の主な走行ルートの５断面（道路沿道大気質及び道路交通の騒音・振動の調査地点）が把握できる地点とする。 調査位置は図 8-3(2)に示すとおりである。	自動車交通量は、道路沿道大気質の調査期間のうち１日間（24 時間）とし、連続して１時間ごとの交通量等を調査する。	・自動車交通量は、車種分類別（ごみ収集車両の分類を含む）、方向別にマニュアルカウンターを用いて測定を行う。 ・代表的な車両の走行速度は、一定区間の通過秒数から測定を行う。

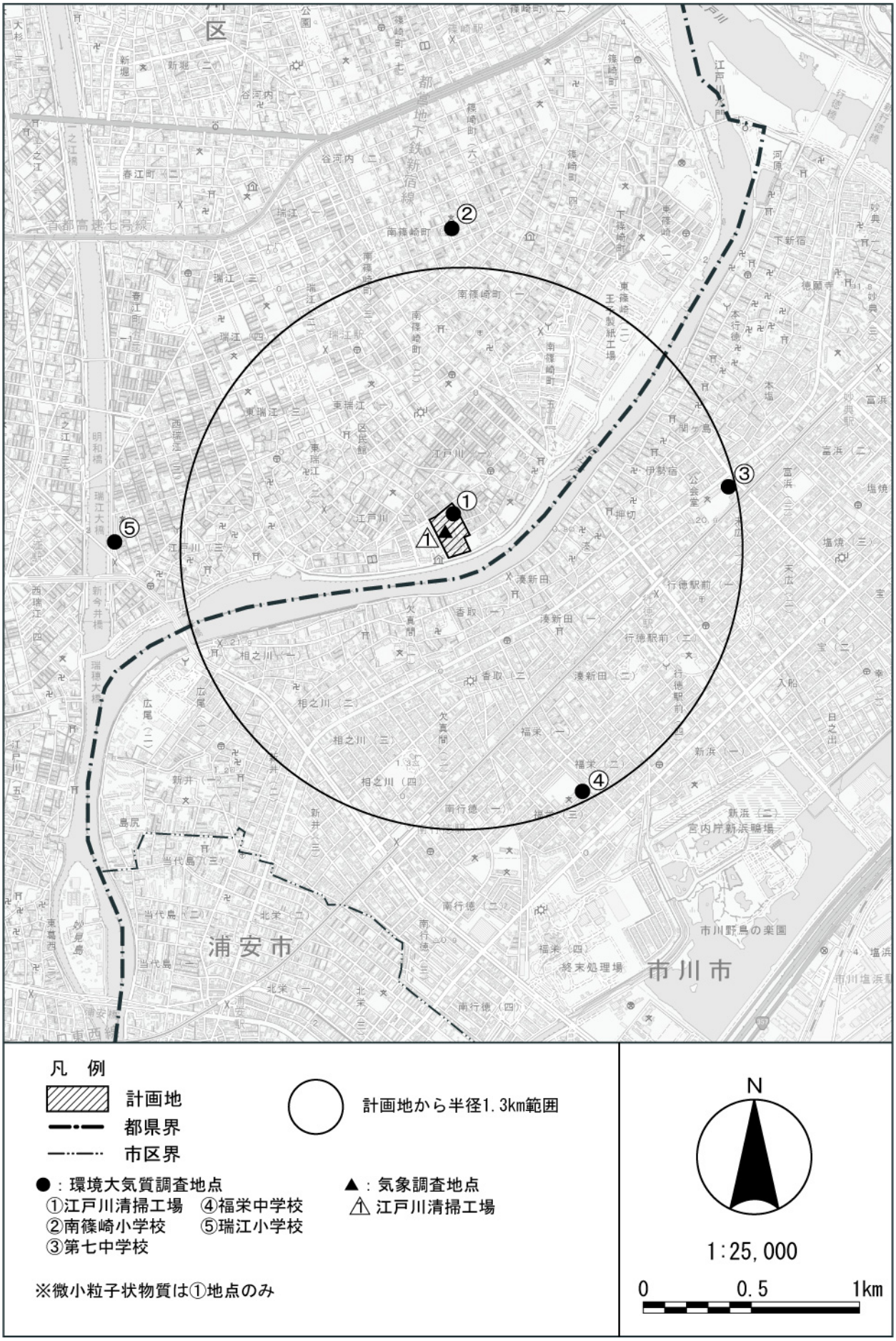

図 8-1(1)　現地調査地点位置図（環境大気質）

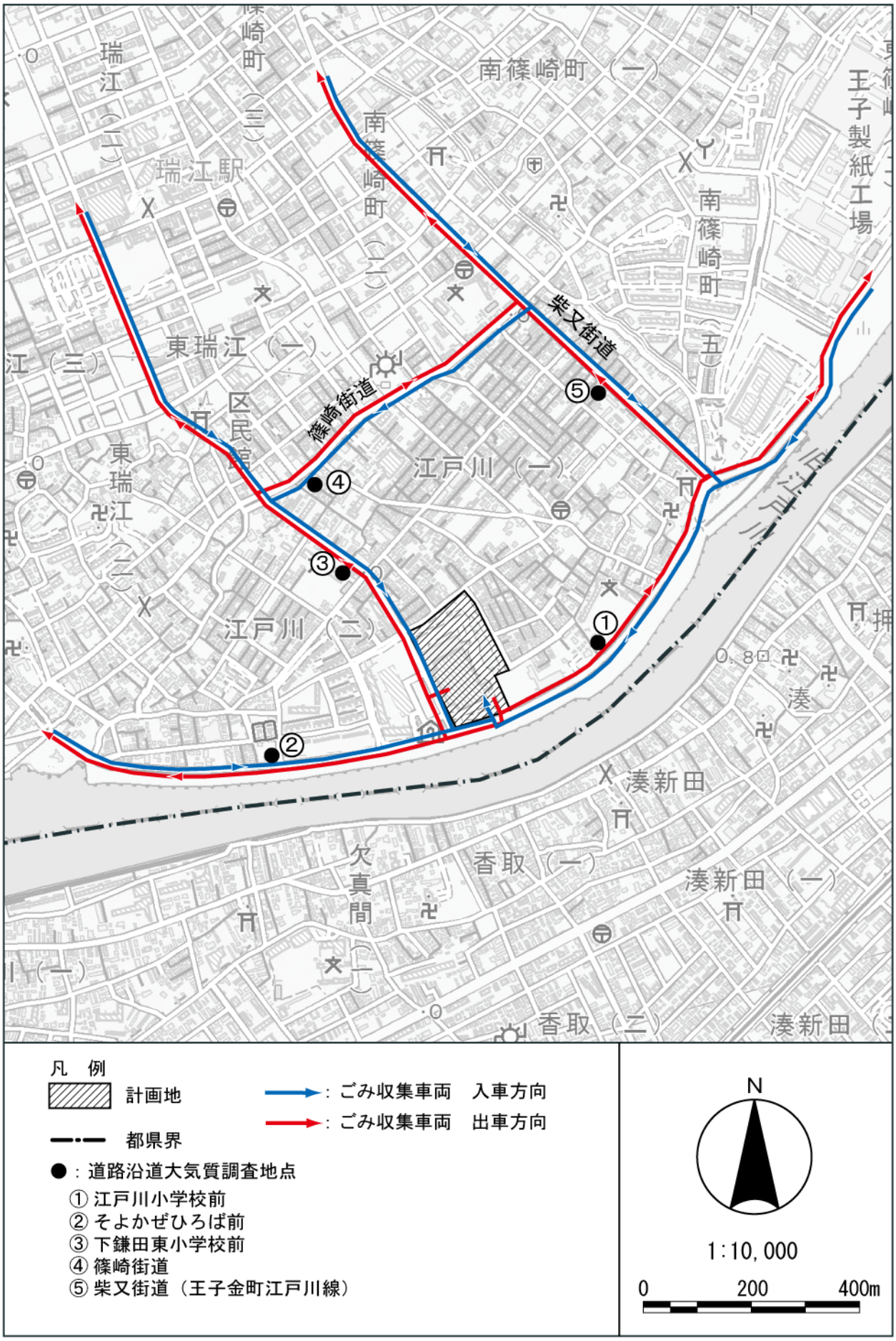

図 8-1(2)　現地調査地点位置図（道路沿道大気質）

(3) 予測及び評価の手法

予測及び評価の手法は、表 8-5 に示すとおりである。

表 8-5 予測及び評価の手法：大気汚染

<table>
<tr><th colspan="2">予測事項</th><th>予測の対象時点</th><th>予測地域
予測地点</th><th>予測手法</th><th>評価手法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">工事の施行中</td><td>建設機械の稼働に伴う排出ガス
・二酸化窒素
・浮遊粒子状物質</td><td>建設機械に伴う影響が最大となる時点とする。</td><td>予想される最大着地濃度が出現する地点を含む範囲内とする。</td><td rowspan="2">大気拡散式により長期平均濃度を算定する。
・有風時：プルーム式
・弱風時（無風時）：パフ式

※予測条件のうち、風向・風速及び大気安定度等については、江戸川工場における現地調査結果及び計画地周辺の気象観測地点の年間データを利用する。</td><td rowspan="4">現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。

＜評価の指標＞
・「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める基準

・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める基準

・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定について」（昭和 52 年環大規第 177 号）に示された目標環境基準濃度

・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める基準

・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）に定める指針値</td></tr>
<tr><td>工事用車両の走行に伴う排出ガス
・二酸化窒素
・浮遊粒子状物質</td><td>工事用車両の走行台数が最大となる時点とする。</td><td>工事用車両の走行ルート上とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工事の完了後</td><td>清掃工場の稼働に伴う排出ガス
・二酸化硫黄
・浮遊粒子状物質
・二酸化窒素
・ダイオキシン類
・塩化水素
・水銀</td><td rowspan="2">施設の稼働が通常状態に達した時点とする。</td><td>予想される最大着地濃度が出現する地点を含む範囲内とする。</td><td rowspan="2">・施設の稼働に伴う大気質については、大気拡散式により長期平均濃度及び短期（1時間値）高濃度を算定する。
なお、風洞実験により周辺建物の影響の検討を行う（表 8-6 参照）。

・ごみ収集車両等の走行に伴う大気質については、大気拡散式により長期平均濃度を算定する。
・有風時：プルーム式
・弱風時（無風時）：パフ式

※予測条件のうち、風向・風速及び大気安定度等については、江戸川工場における現地調査結果及び計画地周辺の気象観測地点の年間データを利用する。</td></tr>
<tr><td>ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガス
・二酸化窒素
・浮遊粒子状物質</td><td>ごみ収集車両等の走行ルート上とする。</td></tr>
</table>

表 8-6　風洞実験の概要：大気汚染

項目	内　容
模型	縮尺：1/2000 程度 範囲：建設地周辺半径約６㎞の範囲
実験	１　煙流し実験 地形及び周辺建物の影響を受けた排ガス上昇過程で生じるダウンドラフトの有無及び鉛直変動を観察する。 風向：４方向（東西南北） 風速：煙突風下で排煙下端に間欠的な排煙の巻落としが見られる強風時風速１ケースとする。 ２　定量拡散実験（地表濃度測定） 地形及び周辺建物の影響を受けた条件の下での高濃度（１時間値）を予測し、地形及び周辺建物の影響を考慮した際の地表面上　の最大着地濃度及びその出現距離を求める。 風向：４方向 風速：計画地周辺の気象観測地点の年間平均風速を高度 150m相当に補正した風速及び強風時風速の２ケースとする。

8.2.2 悪臭

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-7 に示すとおりである。

表 8-7 調査事項及びその選択理由：悪臭

調査事項	選択理由
①臭気の状況 （臭気指数、臭気排出強度） ②気象の状況 ③地形及び地物の状況 ④土地利用の状況 ⑤発生源の状況 ⑥法令による基準等	工事の完了後においては、施設の稼働による煙突、ごみバンカを発生源とする臭気の拡散により、周辺の生活環境への影響が考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-8、現地調査方法は表 8-9、現地調査地点は図 8-2 に示すとおりである。

表 8-8 調査方法（既存資料調査）：悪臭

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①臭気の状況 ・臭気指数 ・臭気排出強度	計画地内	・過去の調査結果等	最新の資料を参考とする。
②気象の状況 ・風向、風速 ・大気安定度	計画地及びその周辺	・「気象月報」（気象庁）	
③地形及び地物の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「地形分類図」（東京都） ・「東京都土地利用現況図」（東京都）	
④土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」	
⑤発生源の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「東京都環境白書」（東京都）	
⑥法令による基準等		・「環境基本法」 ・「悪臭防止法」 ・「東京都環境確保条例」（東京都）	

表 8-9 調査方法（現地調査）：悪臭

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①臭気の状況 ・臭気指数	計画地敷地境界の４地点とする。 調査位置は図 8-2 に示すとおりである。	計画地敷地境界の現状の悪臭の状況を把握できる時期として、ごみの腐敗が進みやすい時期に行う。	・「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成７年環境庁告示第 63 号）の規定に定める方法とする。
②気象の状況 ・風向、風速 ・温度、湿度			・試料採取時において、風向･風速は簡易風向風速計により測定、温度･湿度は簡易温度･湿度計により測定を行う。

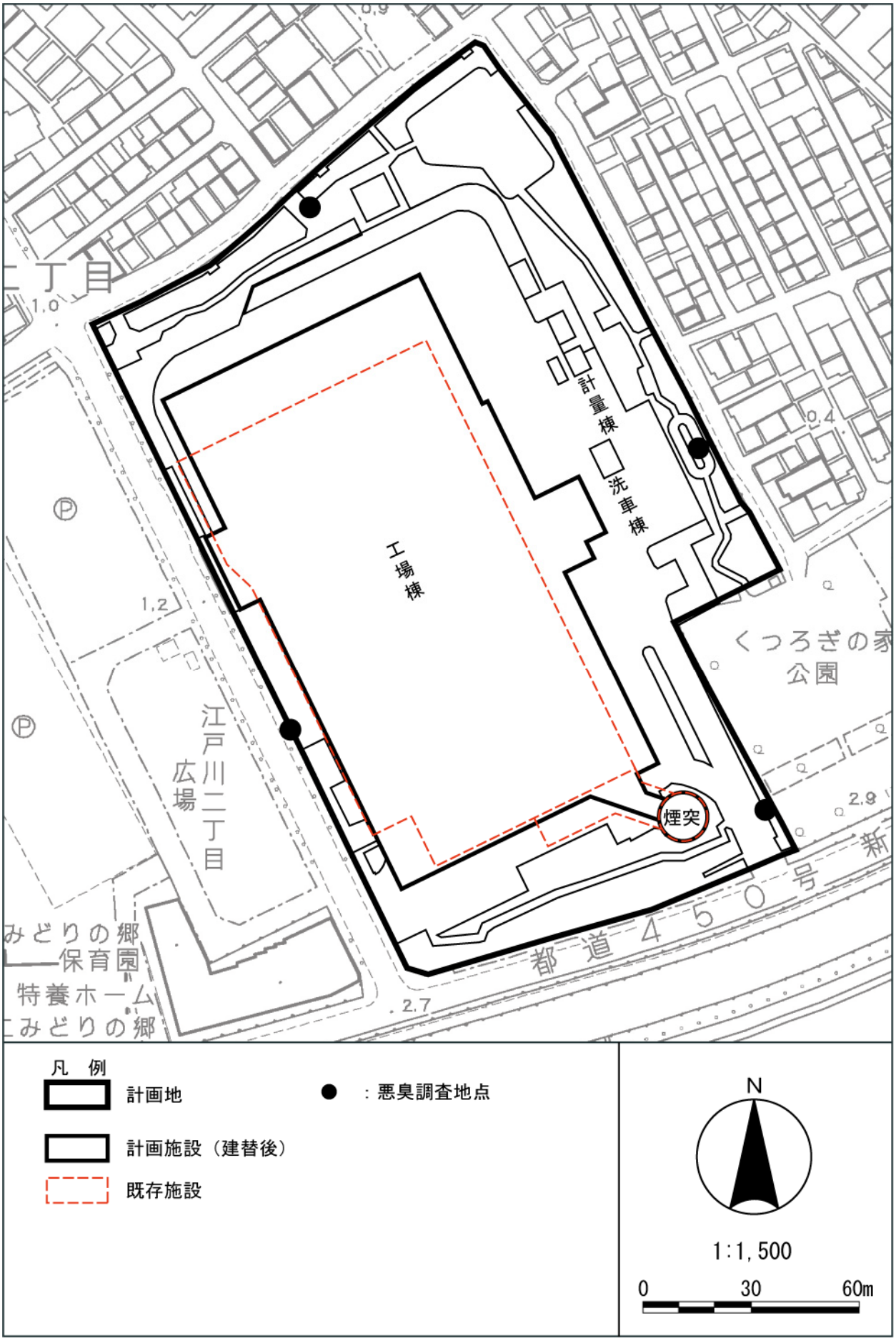

図 8-2　現地調査地点位置図（悪臭）

(3) 予測及び評価の手法

予測及び評価の手法は、表 8-10 に示すとおりである。

表 8-10 予測及び評価の手法：悪臭

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測手法	評価手法
工事の完了後	施設の稼働に伴う臭気の状況とする。 敷地境界 ・臭気指数 煙突等気体排出口 ・臭気排出強度 排出水 ・臭気指数	施設の稼働が通常の状態となった時点とする。	計画地及び周辺地域とする。	本事業による悪臭防止対策をもとに類似事例等を参照する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「悪臭防止法の悪臭の規制地域及び規制基準」（平成 15 年江戸川区告示第 137 号）に定める基準 ・「東京都環境確保条例」に定める基準

8.2.3 騒音・振動

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-11 に示すとおりである。

表 8-11 調査事項及びその選択理由：騒音・振動

調査事項	選択理由
①騒音・振動の状況 ②土地利用の状況 ③発生源の状況 ④自動車交通量等の状況 ⑤地盤及び地形の状況 ⑥法令による基準等	工事の施行中において、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動の影響が考えられる。 工事の完了後において、施設の稼働及びごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動の影響が考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-12、現地調査方法は表 8-13、現地調査地点は図 8-3(1)及び(2) に示すとおりである。

表 8-12 調査方法（既存資料調査）：騒音・振動

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①騒音・振動の状況	計画地及びその周辺	・「道路交通騒音振動調査報告書」（東京都）	最新の資料を参考とする。
②土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」	
③発生源の状況		・「騒音・振動統計」（東京都）	
④自動車交通量等の状況		・「道路交通センサス」（国土交通省）	
⑤地盤及び地形の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「土地利用分類基本調査」（東京都） ・「東京都総合地盤図」（東京都）	
⑥法令による基準等		・「環境基本法」 ・「騒音規制法」 ・「振動規制法」 ・「東京都環境確保条例」（東京都）	

表 8-13　調査方法（現地調査）：騒音・振動

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①騒音・振動の状況 ・一般環境の騒音･振動 ・道路交通の騒音･振動	計画地及び周辺の土地利用状況を踏まえ、計画地の敷地内及び自動車の走行経路に設定する。 ・一般環境の騒音・振動 計画地内の４地点(敷地境界）とする。 調査位置は図 8-3(1)に示すとおりである。 ・道路交通騒音・振動 計画地周辺の道路沿道５地点とする。 調査位置は図 8-3(2)に示すとおりである。	・一般環境の騒音・振動 江戸川清掃工場の停止時の１日とし、調査時間は 24 時間連続とする。 ・道路交通の騒音・振動 調査日は、交通量が通常の状況である１日間とし、調査時間は 24 時間連続とする。	・騒音 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定める方法とする。 ・振動 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に基づく道路交通振動の限度及び「JIS-Z-8735 振動レベル測定方法」に定める方法とする。
②自動車交通量等の状況	「8.2.1　大気汚染」の項による。		
③地盤及び地形の状況 ・地盤卓越振動数	原則として、道路交通の騒音・振動の調査地点と同一の５地点とする 。 調査位置は図 8-3(2)に示すとおりである。	騒音・振動の状況の調査と同時に実施する。	「道路環境影響評価の技術手法」（国土交通省国土技術政策総合研究所　平成 24 年度版）に定める方法とする。

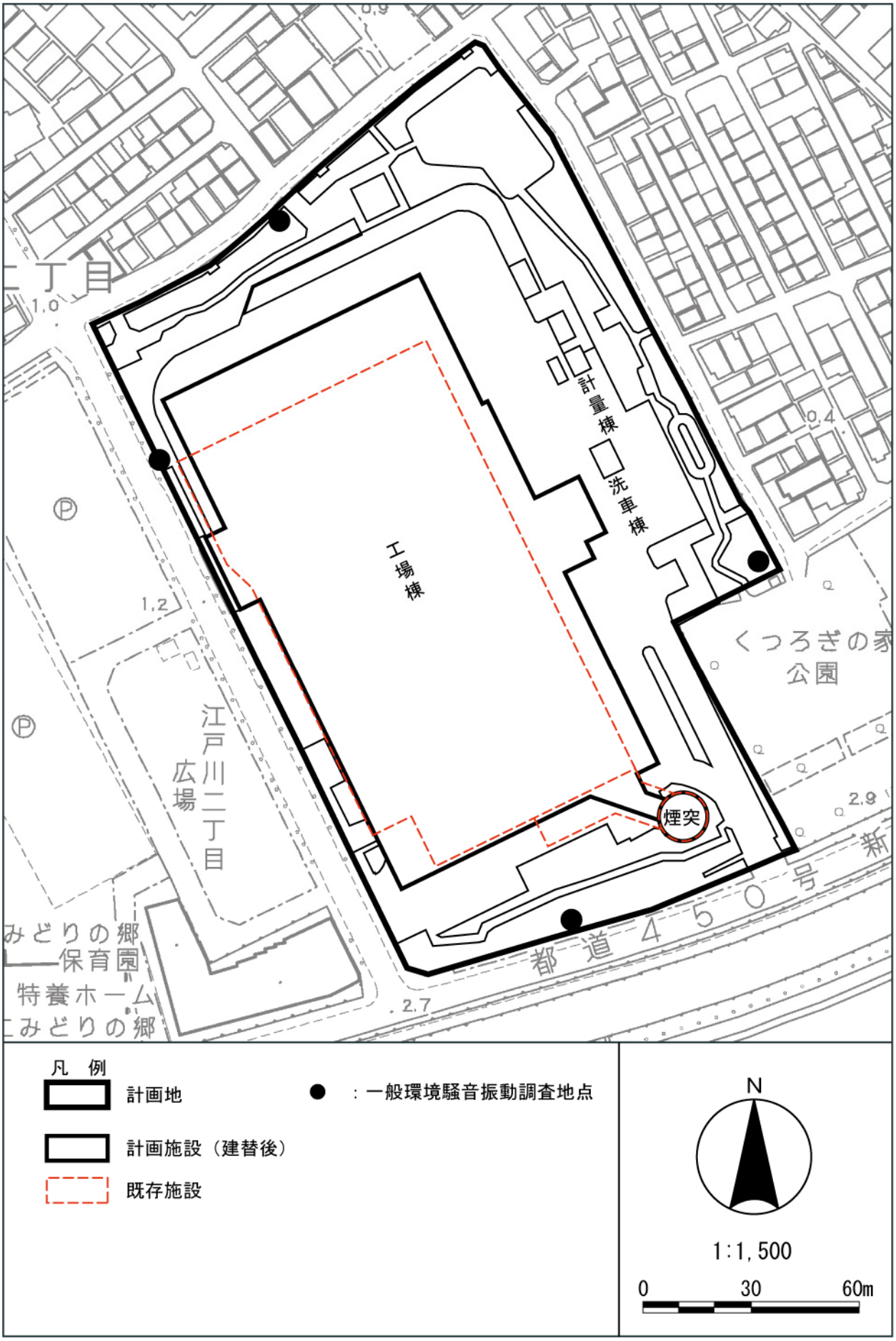

図 8-3(1)　現地調査地点位置図（一般環境騒音・振動）

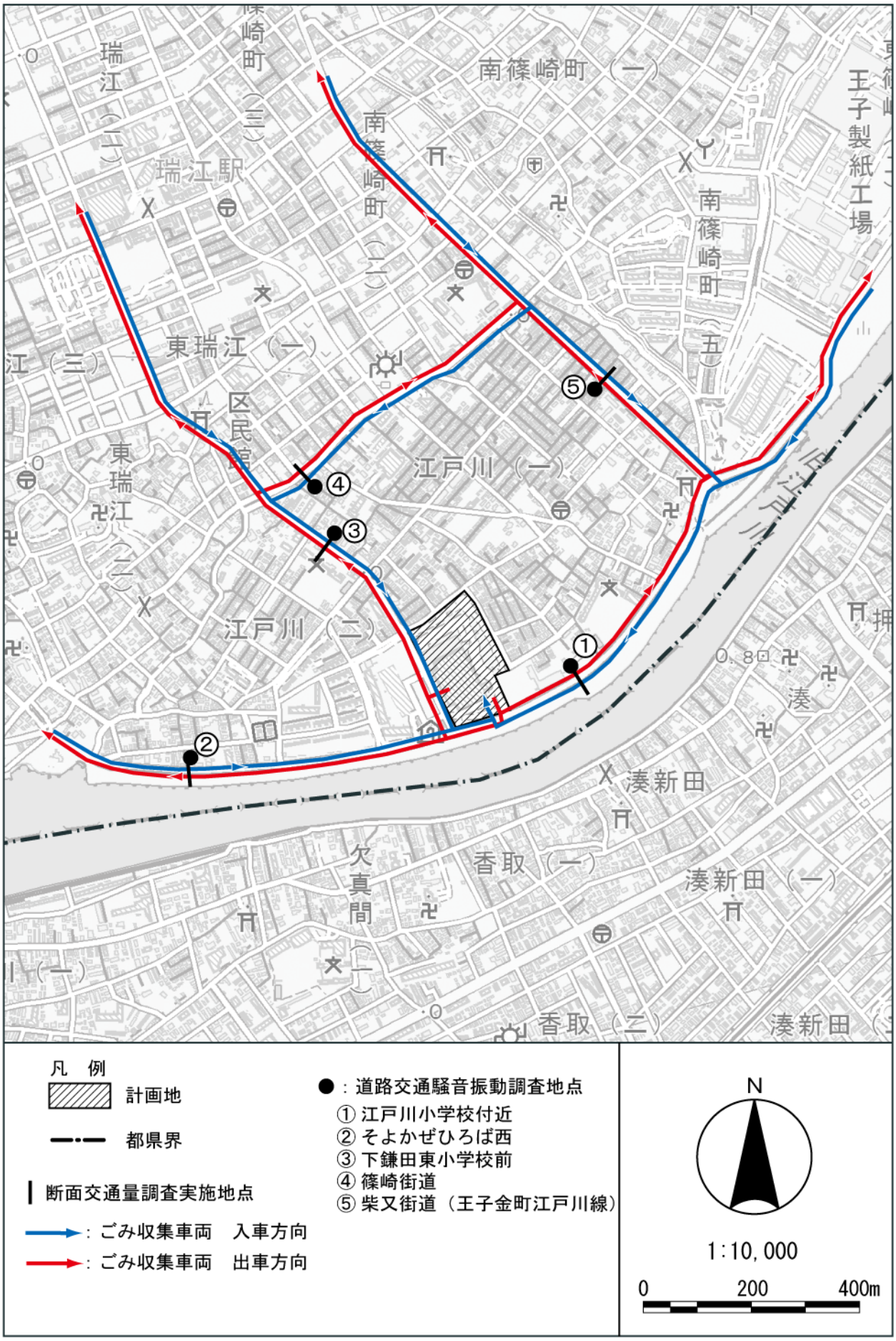

図 8-3(2)　現地調査地点位置図（道路交通騒音・振動・交通量）

(3) 予測及び評価の手法

予測及び評価の手法は、表 8-14(1)及び(2)に示すとおりである。

表 8-14(1) 予測及び評価の手法：騒音・振動

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測手法	評価手法
工事の施行中	建設機械の稼働に伴う騒音・振動	建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点とする。	・予測地域は現況調査の調査地域に準じる。 ・予測地点は計画地敷地境界における、予想される最大値出現地点を含む範囲内とする。	・騒音 日本音響学会式（ASJ CN-Model 2007）により騒音レベル「90%レンジの上端値（L_{A5}）」を算定する。 ・振動 伝搬理論式により振動レベル「80%レンジの上端値（L_{10}）」を算定する。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）に定める基準 ・「東京都環境確保条例施行規則」（平成13年東京都規則第34号）に定める指定建設作業に係る騒音の基準 ・「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）に基づく特定建設作業の規制に関する基準 ・「東京都環境確保条例施行規則」（平成13年東京都規則第34号）に定める指定建設作業に係る振動の基準
	工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動	工事用車両の走行台数が最大となる時点とする。	・予測地域・地点は現況調査の調査地域・地点に準じる。	・騒音 日本音響学会式（ASJ RTN-Model 2013）により等価騒音レベル（L_{Aeq}）を算定する。 ・振動 「道路環境影響評価の技術手法」（国土交通省国土技術政策総合研究所 平成24年度版）により振動レベル「80%レンジの上端値（L_{10}）」を算定する。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・騒音は「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に定める基準 ・振動は「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準

表 8-14(2)　予測及び評価の手法：騒音・振動

<table>
<tr><th colspan="2">予測事項</th><th>予測の対象時点</th><th>予測地域
予測地点</th><th>予測手法</th><th>評価手法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">工事の完了後</td><td>施設の稼働に伴う騒音・振動</td><td rowspan="2">施設の稼働が通常状態に達した時点とする。</td><td>・予測地域は現況調査の調査地域に準じる。

・予測地点は計画地敷地境界における、予想される最大値出現地点を含む範囲内とする。</td><td>・騒音
伝搬理論式により騒音レベル「90％レンジの上端値（L_{A5}）」を算定する。

・振動
伝搬理論式により振動レベル「80％レンジの上端値（L_{10}）」を算定する。</td><td>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。

＜評価の指標＞
・「騒音規制法の特定工場等の騒音の規制基準」（平成 15 年江戸川区告示第 130 号）に定める基準

・「振動規制法の特定工場等の振動の規制基準」（平成 15 年江戸川区告示第 134 号）に定める基準

・「東京都環境確保条例」に定める基準</td></tr>
<tr><td>ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動</td><td>・予測地域・地点は現況調査の調査地域・地点に準じる。</td><td>・騒音
日本音響学会式（ASJ RTN-Model 2013）により等価騒音レベル（L_{Aeq}）を算定する。

・振動
「道路環境影響評価の技術手法」（国土交通省国土技術政策総合研究所　平成 24 年度版）により振動レベル「80％レンジの上端値（L_{10}）」を算定する。</td><td>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。

＜評価の指標＞
・騒音は「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定める基準

・振動は「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準</td></tr>
</table>

8.2.4　土壌汚染

(1)　調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-15 に示すとおりである。

表 8-15　調査事項及びその選択理由：土壌汚染

調査事項	選択理由
①土地利用の履歴等の状況 ②土壌汚染の状況 ③地形、地質、地下水及び土壌の状況 ④気象の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥発生源の状況 ⑦利水の状況 ⑧法令による基準等	工事の施行中において、建設工事（掘削工事）により建設発生土が発生し、敷地外へ搬出される。 土壌の取扱いに慎重を期すために、計画地について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2)　調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-16、現地調査方法は表 8-17、現地調査地点は図 8-4 に示すとおりである。

表 8-16　調査方法（既存資料調査）：土壌汚染

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①土地利用の履歴等の状況	計画地内	・過去の地形図（国土地理院） ・航空写真（国土地理院） ・事業年報等（清掃一組）	最新の資料を参考とする。
③地形、地質、地下水及び土壌の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「東京都地盤地質図」（東京都）	
④気象の状況		・「気象月報」（気象庁）	
⑤土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」	
⑥発生源の状況		・事業年報等（清掃一組）	
⑦利水の状況		・事業年報等（清掃一組）	
⑧法令による基準等		・「環境基本法」 ・「土壌汚染対策法」 ・「東京都環境確保条例」（東京都）	

表 8-17　調査方法（現地調査）：土壌汚染

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①土壌汚染の状況	・計画地内の表層土 30 地点及び地下水 3 地点とする。 調査位置は図 8-4 に示すとおりである。	計画地の汚染状況を把握できる時期とする。	・「東京都土壌汚染対策指針」に定める方法とする。 ・「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成 21 年環境省）に定める方法とする。

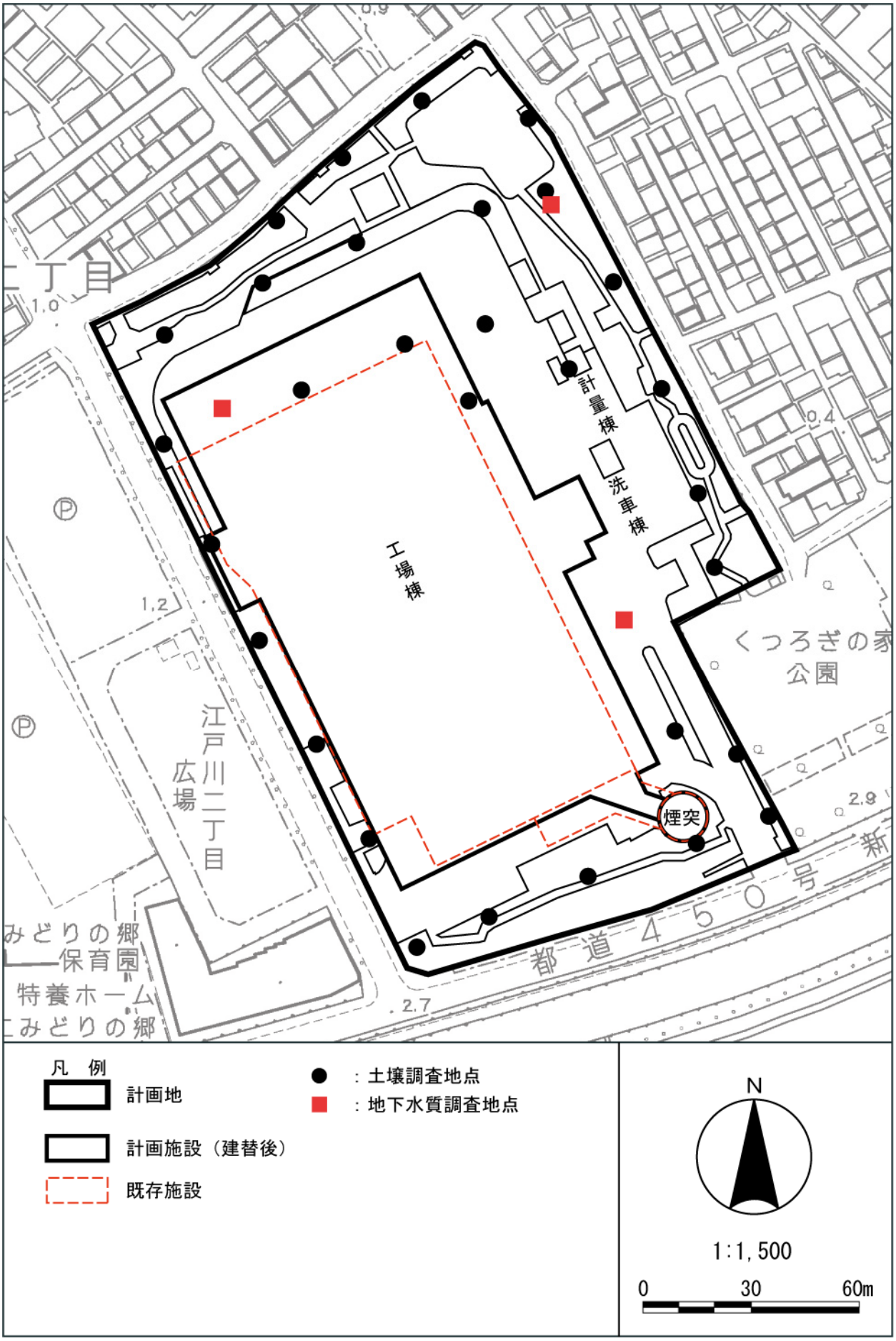

図 8-4　現地調査地点位置図（土壌汚染）

(3) 予測及び評価の手法

予測及び評価の手法は、表 8-18 に示すとおりである。

表 8-18 予測及び評価の手法：土壌汚染

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測手法	評価手法
工事の施行中	土壌中の有害物質の濃度 地下水への溶出の可能性の有無 汚染土壌の量 新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無	建設工事（掘削工事）に伴い建設発生土が排出される時点又は排出される期間とする。	計画地内	現況調査結果及び建設工事に伴って発生する建設発生土の量、処理・処分方法を検討し、施工計画の内容から予測する方法等とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成３年環境庁告示第 46 号）に定める基準 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める基準 ・「東京都環境確保条例」に定める基準

8.2.5　地盤

(1)　調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-19 に示すとおりである。

表 8-19　調査事項及びその選択理由：地盤

調査事項	選択理由
①地盤の状況 ②地下水の状況 ③地盤沈下又は地盤の変形の状況 ④土地利用の状況 ⑤法令による基準等	工事の施行中において、掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置により、地盤の変形並びに、地下水の水位及び流況の変化とそれに伴う地盤沈下の影響が考えられる。 工事の完了後において、地下構造物の存在により、地盤の変形並びに、地下水の水位及び流況の変化とそれに伴う地盤沈下の影響が考えられる。 以上のことから、計画地について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2)　調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-20、現地調査方法は表 8-21、現地調査地点は図 8-5 に示すとおりである。

表 8-20　調査方法（既存資料調査）：地盤

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①地盤の状況	計画地内及びその周辺	・「東京都総合地盤図（Ⅱ）」（東京都）	最新の資料を参考とする。
②地下水の状況		・「東京都地下水揚水量調査報告書」（東京都）	
③地盤沈下又は地盤の変形の状況		・「水準基標測量成果報告書」（東京都）	
④土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」	
⑤法令による基準等		・「工業用水法」 ・「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」 ・「東京都環境確保条例」（東京都）	

表 8-21　調査方法（現地調査）：地盤

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①地盤の状況	建設工事（掘削工事）及び地下構造物の存在による影響が予想され、さらに計画地周辺への影響を把握できる計画地内の４地点とする。 調査位置は図 8-5 に示すとおりである。	計画地の地盤状況を把握できる時期とする。	ボーリング調査及び土質試験による方法とする。
②地下水の状況	建設工事（掘削工事）及び地下構造物の存在による影響が予想され、さらに計画地周辺への影響を把握できる計画地内の８地点とする。 調査位置は図 8-6（p.173 参照）に示すとおりである。	計画地の地下水状況を把握でき、降水量との関連が把握できる１年間とする。	不圧地下水用の観測井４地点及びボーリング孔を利用した被圧地下水位用の観測井４地点での地下水観測による方法とする。

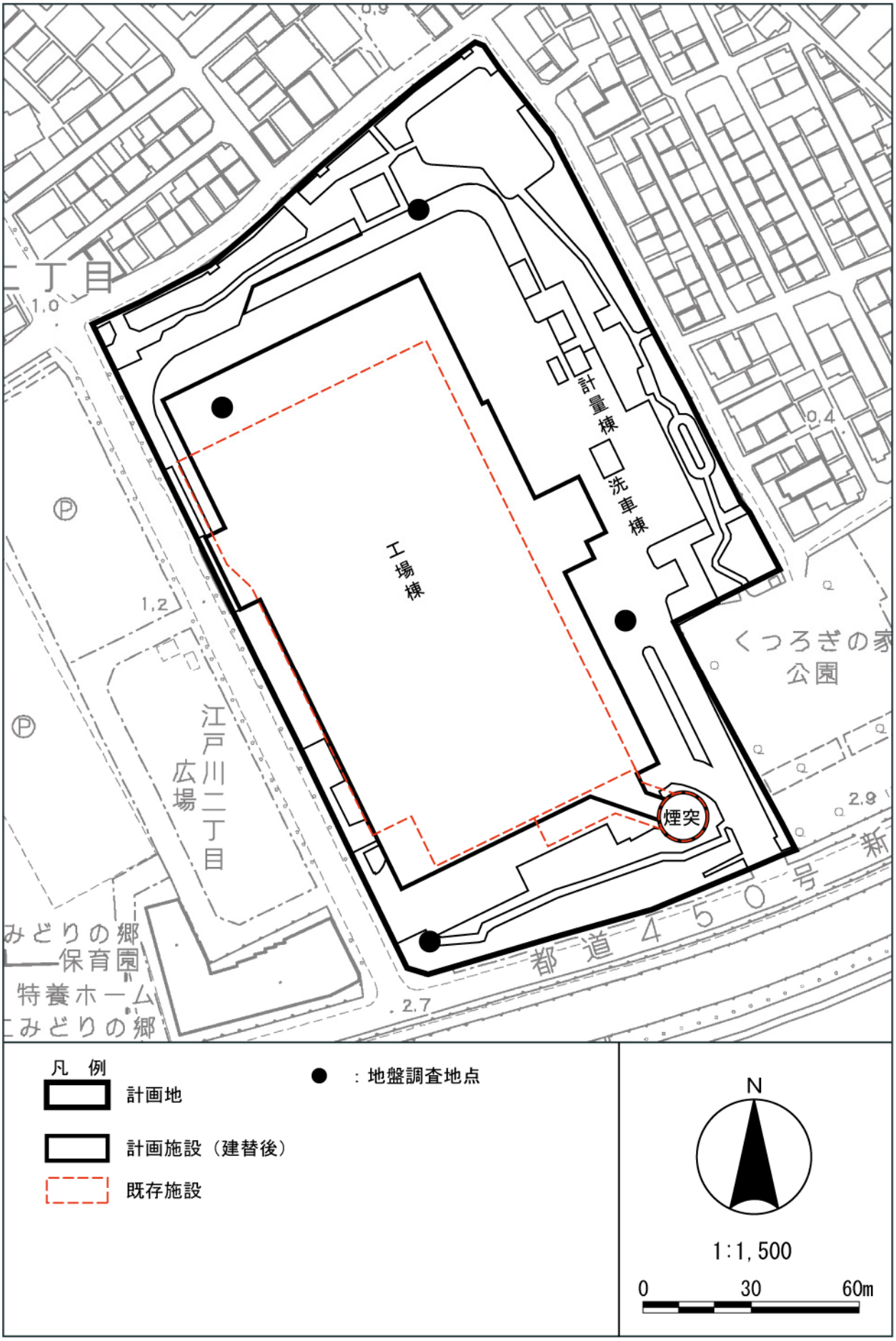

図 8-5　現地調査地点位置図（地盤）

(3) 予測及び評価の手法

予測及び評価の手法は、表 8-22 に示すとおりである。

表 8-22 予測及び評価の手法：地盤

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測手法	評価手法
工事の施行中	掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度	掘削工事が実施される時点とする。	計画地内	工事施工計画及び環境保全のための措置等を基に、地下水に影響を及ぼす程度、また、それに伴う地盤沈下及び地盤の変形の程度を把握して予測する方法等とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ 地盤沈下及び地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと。
工事の完了後	地下構造物の存在による地盤の変形の範囲及び程度、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度	地下く体工事完了後の 1 年間とする。			

8.2.6　水循環

(1)　調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-23 に示すとおりである。

表 8-23　調査事項及びその選択理由：水循環

調査事項	選択理由
①水域の状況 ②気象の状況 ③地形・地質及び土質等の状況 ④水利用の状況 ⑤植生の状況 ⑥土地利用の状況 ⑦法令による基準等	工事の施行中において、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化が考えられる。 工事の完了後において、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化、並びに地表構造物の設置による雨水の表面流出量への影響が考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2)　調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-24、現地調査方法は表 8-25、現地調査地点は図 8-6 に示すとおりである。

表 8-24　調査方法（既存資料　調査）：水循環

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①水域の状況	計画地及びその周辺	・「地下水面図」 ・「被圧地下水位等高線図」	最新の資料を参考とする。
②気象の状況		・「気象月報」（気象庁）	
③地形･地質及び土質等の状況		・「地形面区分図」（東京都）	
④水利用の状況		・「都内の地下水揚水の実態」（東京都）	
⑤植生の状況		・「自然環境保全基礎調査」（環境省） ・「東京都現存植生図」（東京都）	
⑥土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」	
⑦法令による基準等		・「東京都環境確保条例」（東京都）	

表 8-25　調査方法（現地調査）：水循環

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①地下水の状況	建設工事（掘削工事）及び地下構造物の存在による影響が予想され、さらに計画地周辺への影響を把握できる計画地内の８地点とする。 調査位置は図 8-6 に示すとおりである。	計画地の地下水状況を把握でき、降水量との関連が把握できる１年間とする。	不圧地下水用の観測井４地点及びボーリング孔を利用した被圧地下水位用の観測井４地点での地下水観測による方法とする。

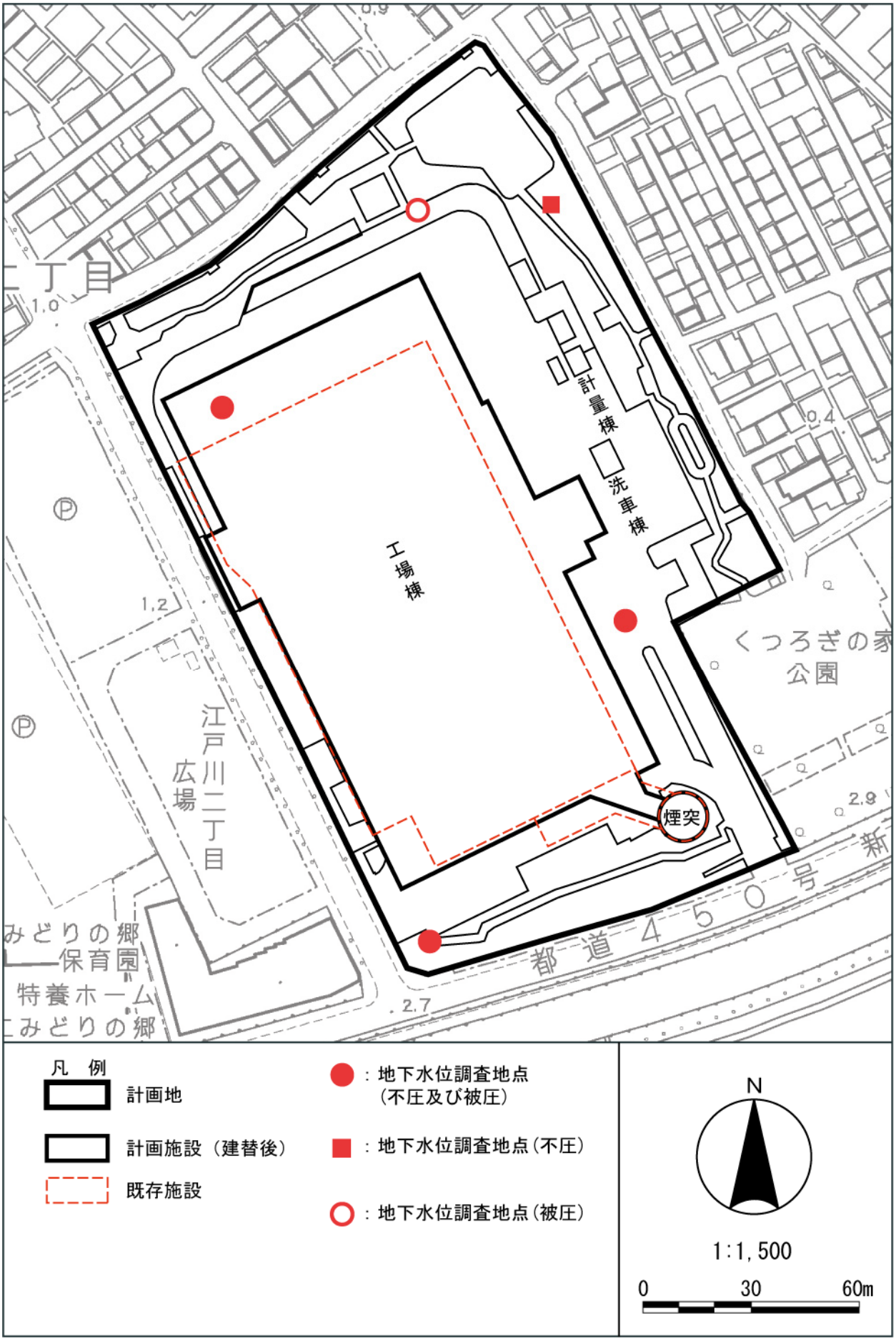

図 8-6　現地調査地点位置図（水循環）

(3) 予測及び評価の手法

予測及び評価の手法は、表 8-26 に示すとおりである。

表 8-26 予測及び評価の手法：水循環

<table>
<tr><th colspan="2">予測事項</th><th>予測の対象時点</th><th>予測地域
予測地点</th><th>予測手法</th><th>評価手法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">工事の施行中</td><td>掘削工事、それに伴う山留壁の設置による地下水の水位、流況の変化の程度</td><td>建設工事（掘削工事）に伴い山留壁（止水壁）が設置される時点とする。</td><td rowspan="3">計画地内</td><td rowspan="3">工事施工計画及び環境保全のための措置をもとに、水循環の程度を予測する方法等とする。</td><td rowspan="3">現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。

＜評価の指標＞
地下構造物等の存在により、地下水の水位及び流況への影響を及ぼさないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工事の完了後</td><td>地下構造物の存在による地下水の水位、流況の変化の程度</td><td>地下く体工事完了後の 1 年間とする。</td></tr>
<tr><td>地表構造物の設置に伴う表面流出量の変化の程度</td><td>工事の完了後で施設の稼働が定常の状態に達した時点とする。</td></tr>
</table>

8.2.7　日影

(1)　調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-27 に示すとおりである。

表 8-27　調査事項及びその選択理由：日影

調査事項	選択理由
①日影の状況 ②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況 ③既存建築物の状況 ④地形の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥法令による基準等	工事の完了後において、計画建築物等による日影の状況の変化による影響が考えられる。 以上のことから、計画地について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2)　調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-28、現地調査方法は表 8-29、現地調査地点は図 8-7 に示すとおりである。

表 8-28　調査方法（既存資料調査）：日影

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①日影の状況	対象事業の実施により日影が生じると予想される範囲とする。	・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」 ・「地形図」（国土地理院）	最新の資料を参考とする。
②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況			
③既存建築物の状況			
④地形の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「地形分類図」（東京都）	
⑤土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」	
⑥法令による基準等		・「都市計画法」 ・「建築基準法」 ・「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」（東京都） ・「江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」（江戸川区）	

表 8-29　調査方法（現地調査）：日影

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①日影の状況	計画建築物による日影が及ぶと予想され、特に配慮すべき施設を考慮した敷地境界付近の４地点とする。 調査位置は図 8-7 に示すとおりである。	日影の状況を適切に把握し得る時期とする。	主要な地点における日影の状況は、現場で天空写真を撮影する方法とする。
②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況			現地調査により把握する方法とする。
③既存建築物の状況			

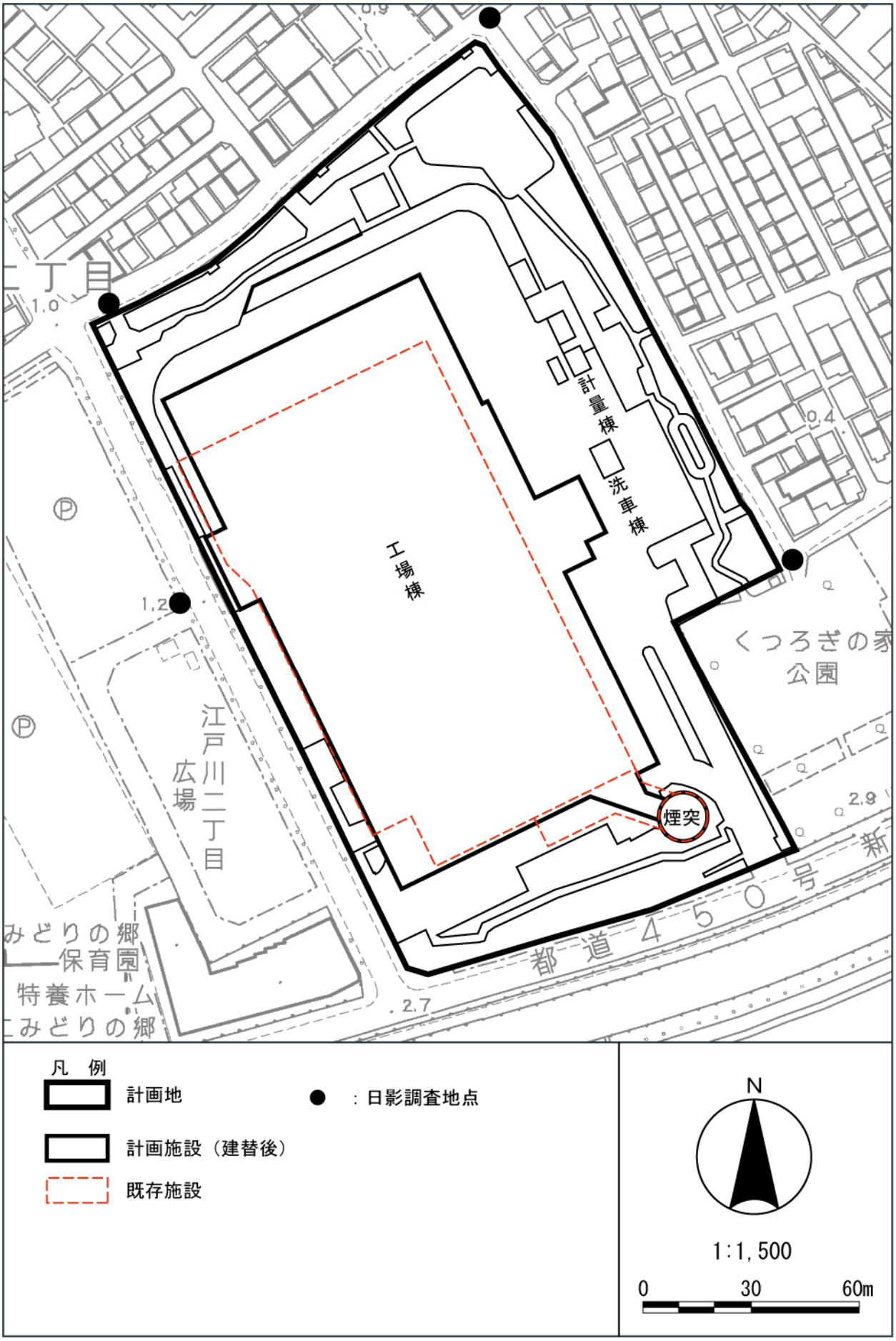

図 8-7　現地調査地点位置図（日影）

(3) 予測及び評価の手法

予測及び評価の手法は、表 8-30 に示すとおりである。

表 8-30 予測及び評価の手法：日影

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測手法	評価手法
工事の完了後	日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度	計画建築物等の工事が完了し、日影の状況が明らかになった時点とする。	計画地及びその周辺	・計画建築物等(煙突含む)の時刻別日影図及び等時間日影図を作成する方法とする。 ・現況の天空写真に計画建築物等(煙突含む)の完成予想図を合成した天空図を作成し、予測する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「建築基準法」〈昭和 25 年法律第 201 号〉に定める基準 ・「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」（昭和 53 年都条例第 63 号）に定める基準 ・「江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」（平成 7 年江戸川区条例第 12 号）に定める基準
	冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度				

8.2.8 電波障害

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-31 に示すとおりである。

表 8-31 調査事項及びその選択理由：電波障害

調査事項	選択理由
①テレビ電波の受信状況 ②テレビ電波の送信状況 ③高層建築物及び住宅等の分布状況 ④地形の状況	工事の完了後において、工場棟及び煙突の存在により、テレビ電波（地上デジタル波・衛星放送）の受信状況に影響を及ぼすことが考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-32、現地調査方法は表 8-33、現地調査地点は図 8-8 に示すとおりである。

表 8-32 調査方法（既存資料調査）：電波障害

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①テレビ電波の受信の状況 東京局の地上デジタル波(UHF)、隣接県域の地上デジタル波(UHF)、衛星放送(BS、CS)、共同アンテナの設置状況等	計画地及びその周辺	・「全国テレビジョン・ＦＭ・ラジオ放送局一覧」（日本放送協会・日本民間放送連盟監修、ＮＨＫアイテック編）	最新の資料を参考とする。
②テレビ電波の送信の状況			
③高層建築物及び住宅等の分布状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「住宅地図」（ゼンリン）	
④地形の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「土地分類基本調査」（東京都）	

表 8-33 調査方法（現地調査）：電波障害

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①テレビ電波の受信の状況 ・テレビ受信画質の状況 ・テレビ電波の強度の状況 ・隣接県域テレビ放送の視聴実態 ・共同アンテナの設置状況等テレビ電波の受信形態 ※調査対象は地上デジタル波であるが、必要に応じて衛星放送（BS･CS）の受信状況も調査する。	調査範囲は、電波障害の発生が推定される地域とし、調査地点は電波到来方向並びに遮蔽方向について検討した上で、調査範囲内にほぼ均等になるように設定する。 調査位置は図 8-8 に示すとおりである。 （東京タワーからの電波送信（放送大学）は、平成30年９月末に終了予定のため調査対象から除く。）	電波障害の状況を適切に把握できる時期とする。	・テレビ電波の受信画質の調査は、「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）・地上デジタル放送テレビ受信状況調査要領」（平成 22 年３月、社団法人日本 CATV 技術協会）及び建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送 2005.3）」（平成 17 年３月、社団法人日本 CATV 技術協会）とする。 ・テレビ電波の強度の調査は、電波測定車等を使用する路上調査により行う。 ・隣接県域テレビ放送の視聴実態については、電波到来方向を向いているアンテナの状況確認及び聞き取り調査等の方法とする。 ・受信形態については、聞き取り等の方法とする。

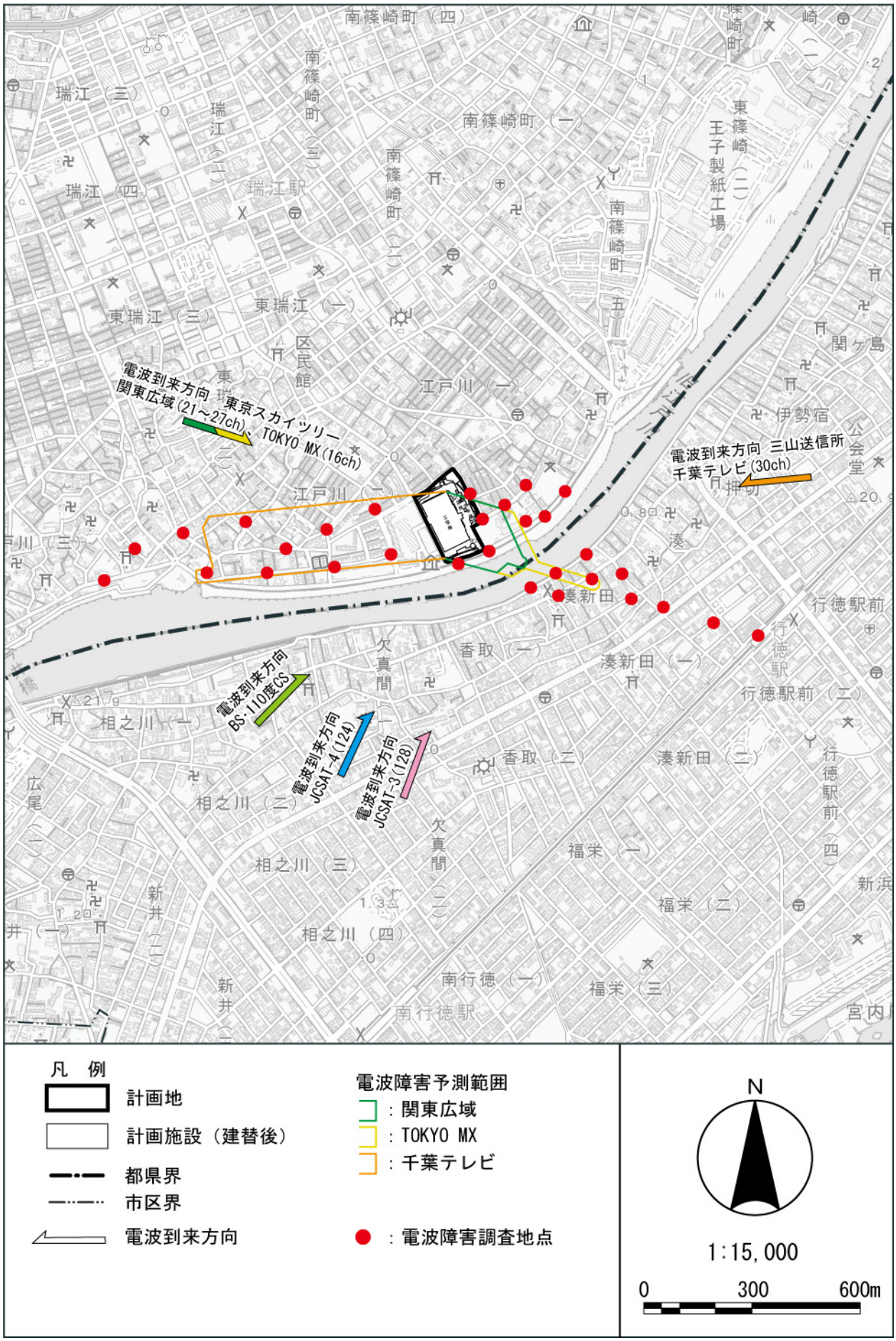

図 8-8　現地調査地点位置図（電波障害）

(3) 予測及び評価の手法

予測及び評価の手法は、表 8-34 に示すとおりである。

表 8-34 予測及び評価の手法：電波障害

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測手法	評価手法
工事の完了後	工場棟等の設置に伴うテレビ電波（地上デジタル波、衛星放送(BS、CS)）の遮蔽障害	工事が完了した時点とする。	工場棟等によるテレビ電波の遮蔽障害が予想される地域とする。	・「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送)・地上デジタル放送テレビ受信状況調査要領」（平成22年３月、社団法人日本CATV 技術協会）に基づき障害範囲の予測を行う。 ・「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送 2005.3)」（平成17 年３月、社団法人日本CATV 技術協会）に基づき、光学的な遮蔽範囲に伝搬の広がりを考慮した予測式により、遮蔽障害の及ぶ範囲の予測を行う。 ・衛星放送の障害予測は、遮蔽障害距離及び見通し線から許容隔離距離を求める方法により行う。	テレビ受信障害の状況とその対策及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ テレビ電波の受信障害を起こさないこと。

8.2.9 景観

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-35 に示すとおりである。

表 8-35 調査事項及びその選択理由：景観

調査事項	選択理由
①地域景観の特性 ②代表的な眺望地点及び眺望の状況 ③圧迫感の状況 ④土地利用の状況 ⑤景観の保全に関する方針等 ⑥法令による基準等	施設の完了後においては、工場棟等の建替えによる色彩や形状の変更により、計画地周辺地域の景観に変化が生じると考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-36、現地調査方法は表 8-37、現地調査地点は図 8-9 及び図 8-10 に示すとおりである。

表 8-36 調査方法（既存資料調査）：景観

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①地域景観の特性	計画地及びその周辺	・「地形図」（国土地理院） ・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「江戸川区景観計画」（江戸川区）	最新の資料を参考とする。
②代表的な眺望地点及び眺望の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画基礎調査調書」（市川市）	
④土地利用の状況			
⑤都市の景観の保全に関する方針等		・「東京都環境基本計画」（東京都） ・「東京都景観計画（2016 年８月改訂版）」（東京都） ・「江戸川区景観計画」（江戸川区）	
⑥法令による基準等		・「都市計画法」 ・「文化財保護法」 ・「東京都景観条例」（東京都） ・「江戸川区景観条例」（江戸川区）	

表 8-37 調査方法（現地調査）：景観

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①地域景観の特性	工場棟等及びその周辺の主要な景観構成を把握できる範囲とする。	計画地周辺の景観の状況を適切に把握できる時期とする。	現地調査と代表的な眺望地点からの写真撮影とする。
②代表的な眺望地点及び眺望の状況	調査地点は工場棟等が容易に見渡せると予想される場所、不特定多数の人の利用度や滞留度が高い場所等の代表的な地点とする。 調査位置は図 8-9 に示すとおりである。		
③圧迫感の状況	隣地境界線付近又は計画地に接する道路の反対側敷地境界線付近等を含む地点。 調査位置は図 8-10 に示すとおりである。		

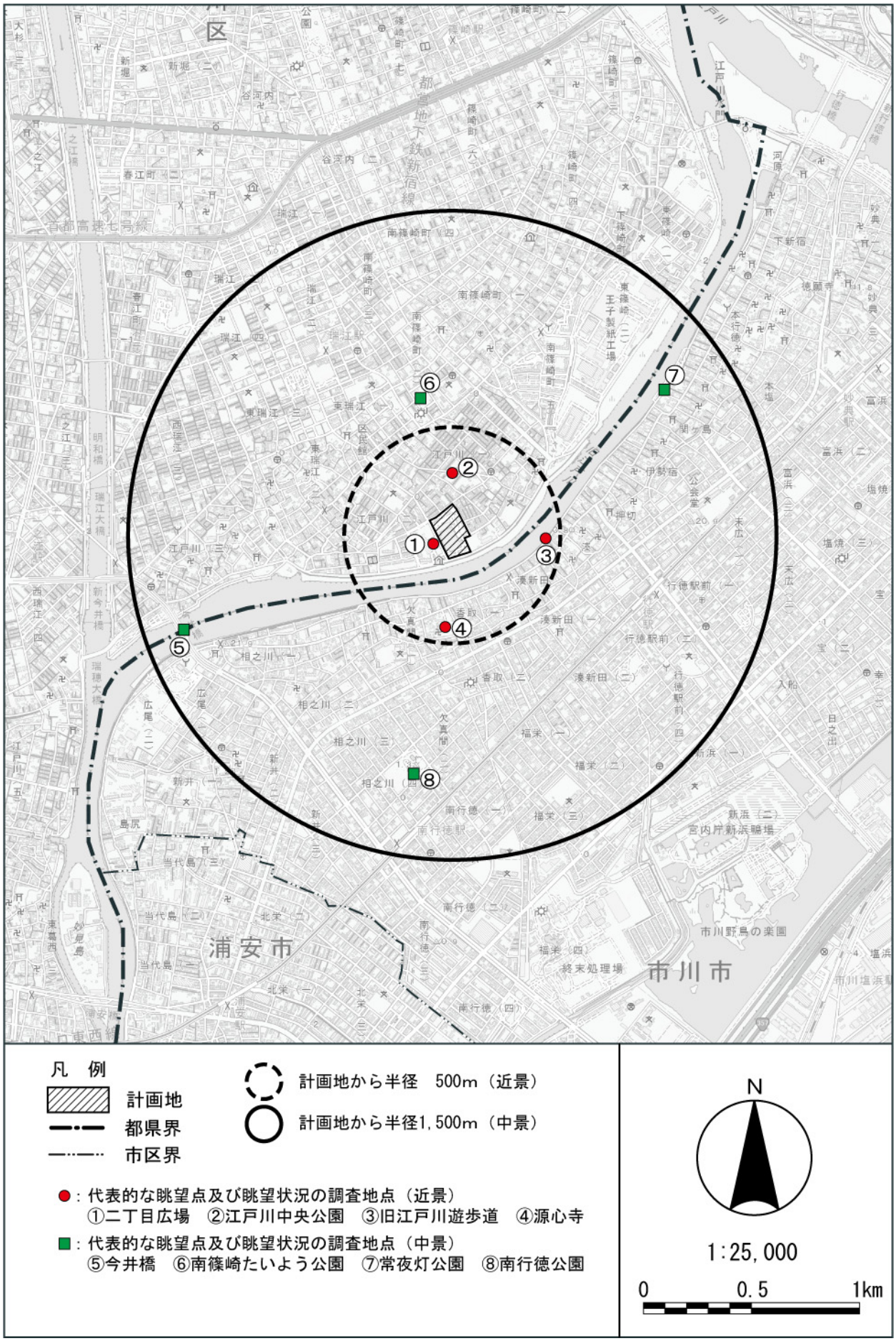

図 8-9　現地調査地点位置図（景観①）

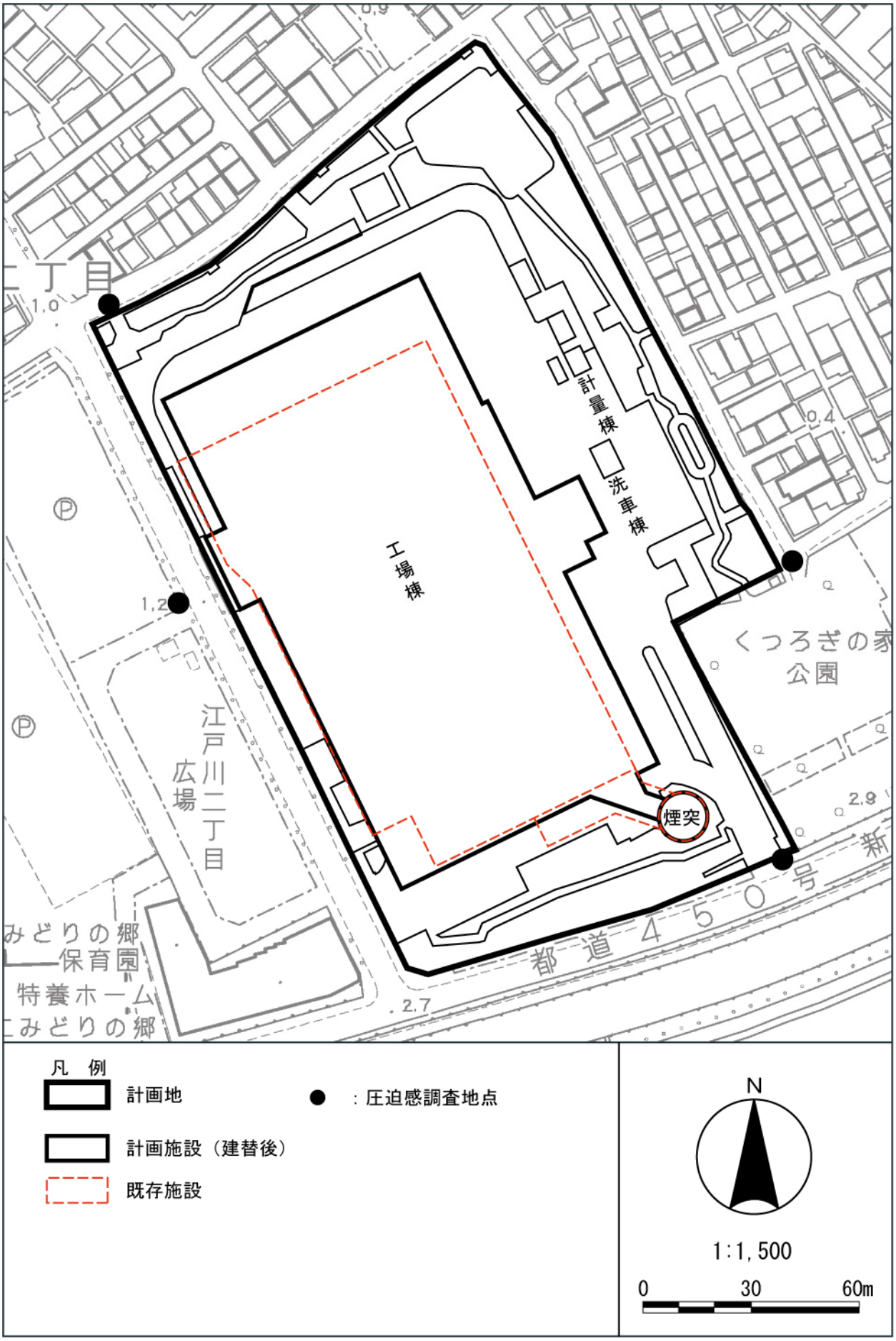

図 8-10　現地調査地点位置図（景観②）

(3) 予測及び評価の手法

予測及び評価の手法は、表 8-38 に示すとおりである。

表 8-38 予測及び評価の手法：景観

<table>
<tr><th colspan="2">予測事項</th><th>予測の対象時点</th><th>予測地域
予測地点</th><th>予測手法</th><th>評価手法</th></tr>
<tr><td rowspan="3">工事の完了後</td><td>工場棟等の設置に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度</td><td rowspan="3">工事が完了した時点とする。</td><td>現地調査の範囲とする。</td><td>対象事業の種類及び規模、地域景観の特性を考慮した定性的な予測とする。</td><td rowspan="3">現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。

＜評価の指標＞
・景観法に基づく「江戸川区景観計画」に定められた基本方針

・景観法及び東京都景観条例に基づく「東京都景観計画」に定められた地域景観の方針

・圧迫感の軽減を図ること</td></tr>
<tr><td>工場棟等の設置に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</td><td rowspan="2">現地調査の地点とする。</td><td>工場棟等による地域景観の特性の変化等を、完成予想図（フォトモンタージュ）の作成等により予測する。</td></tr>
<tr><td>圧迫感の変化の程度</td><td>現況の天空写真に計画建築物等(煙突含む)の完成予想図を合成した天空図を作成し、予測する方法とする。</td></tr>
</table>

8.2.10　自然との触れ合い活動の場

(1)　調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-39 に示すとおりである。

表 8-39　調査事項及びその選択理由：自然との触れ合い活動の場

調査事項	選択理由
①主要な自然との触れ合い活動の場の状況 ②地形等の状況 ③土地利用の状況 ④自然との触れ合い活動の場に係る計画等 ⑤法令による基準等	工事の施行中において、計画地内緩衝緑地の整備及び施設の解体、建設による利用制限が考えられる。 工事の完了後において、緩衝緑地の整備による影響が考えられる。 以上のことから、計画地内緩衝緑地について、左記の事項に係る調査が必要である。 なお、緩衝緑地の出入口は工事用車両及びごみ収集車両等の通行が原則ないため、利用経路の調査はしない。

(2)　調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-40、現地調査方法は表 8-41、現地調査地点は図 8-11 に示すとおりである。

表 8-40　調査方法（既存資料調査）：自然との触れ合い活動の場

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①主要な自然との触れ合い活動の場の状況	計画地内 緩衝緑地	・「地形図」（国土地理院） ・「東京都土地利用現況図」（東京都）	最新の資料を参考とする。
②地形等の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「東京都土地利用現況図」（東京都）	
④土地利用の状況			
⑤自然との触れ合い活動の場に係る計画等		・「東京都環境基本計画」（東京都） ・「江戸川区みどりの基本計画」（江戸川区）	
⑥法令による基準等		・「都市緑地法」 ・「東京における自然の保護と回復に関する条例」（東京都）	

表 8-41　調査方法（現地調査）：自然との触れ合い活動の場

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①主要な自然との触れ合い活動の場の状況	計画地内緩衝緑地 調査位置は図 8-11 に示すとおりである。	利用状況を適切に把握できる時期とし、四季調査で各季平日及び休日の晴天の日各１日、7 時～18 時とする。	利用状況の現地調査と、設備の設置状況の写真撮影とする。 利用状況は、2 時間ごとに調査地域を踏査し、利用実態を目視等で把握する。

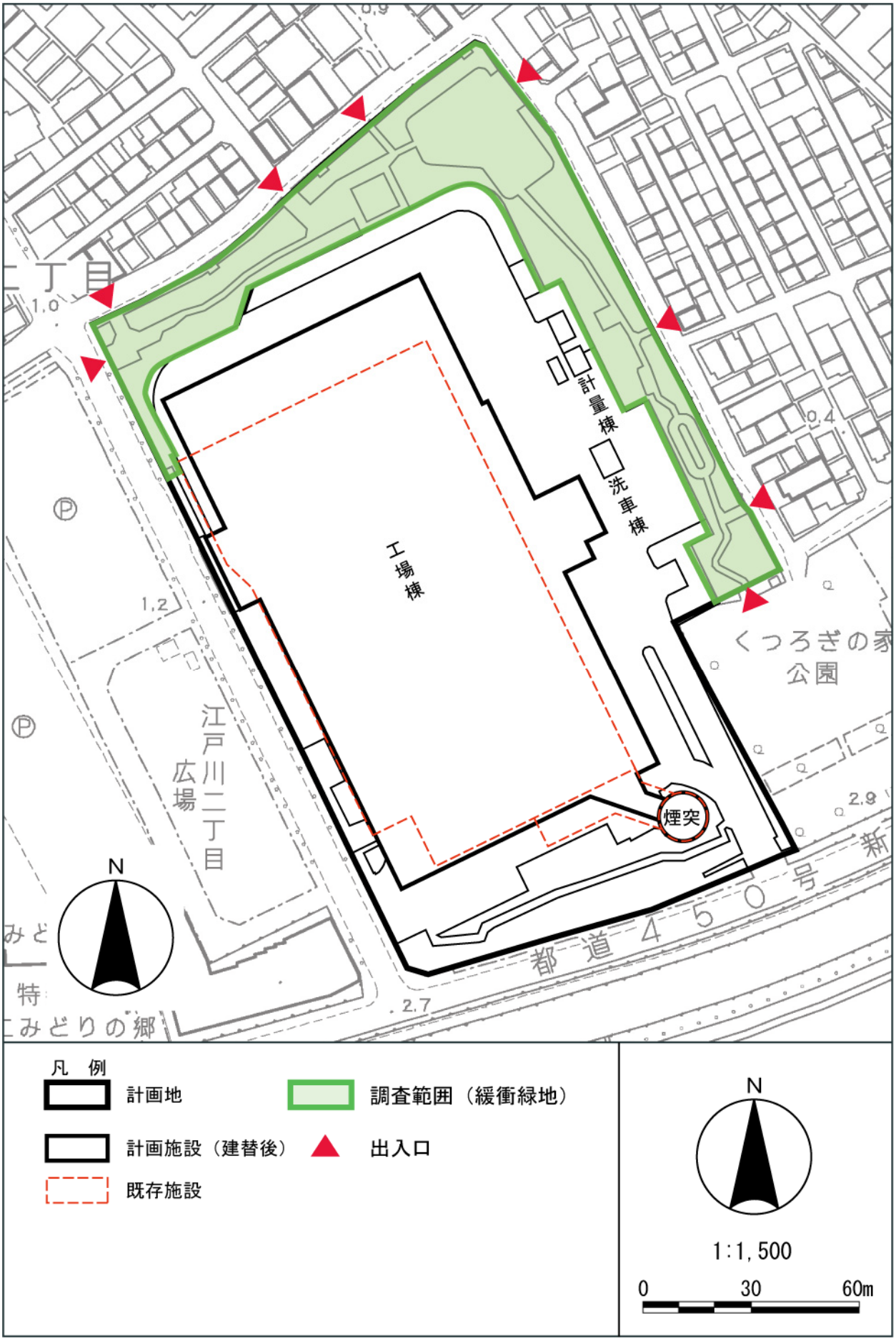

図 8-11　現地調査地点位置図（自然との触れ合い活動の場）

(3) 予測及び評価の手法

予測及び評価の手法は、表 8-42 に示すとおりである。

表 8-42 予測及び評価の手法：自然との触れ合い活動の場

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測手法	評価手法
工事の施行中	建替工事に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度	一時的な利用経路を設定した場合など、環境影響を的確に把握できる時点とする。	現地調査の範囲とする。	自然との触れ合い活動の場の位置や、利用状況と事業計画を重ね合わせる定性的な予測とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「江戸川区みどりの基本計画」（江戸川区）に定められた事業者の役割
工事の完了後	緩衝緑地の整備に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度	工事が完了した時点とする。	現地調査の範囲とする。	自然との触れ合い活動の場の位置や、利用状況と事業計画を重ね合わせる定性的な予測とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「江戸川区みどりの基本計画」（江戸川区）に定められた事業者の役割

8.2.11　廃棄物

(1)　調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-43 に示すとおりである。

表 8-43　調査事項及びその選択理由：廃棄物

調査事項	選択理由
①撤去建造物及び伐採樹木等の状況 ②建設発生土の状況 ③特別管理廃棄物の状況 ④廃棄物処理の状況 ⑤法令による基準等	工事の施行中においては、建築物等の解体・撤去、建設により廃棄物及び建設発生土が発生する。 工事の完了後においては、施設の稼働に伴い、主灰、飛灰及び脱水汚泥が発生する。 以上のことから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2)　調査方法

現況調査として、既存資料調査方法は表 8-44 に示すとおりである。

表 8-44　調査方法（既存資料調査）：廃棄物

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①撤去建造物及び伐採樹木等の状況	計画地内	・事業概要等	最新の資料を参考とする。
②建設発生土の状況			
③特別管理廃棄物の状況			
④廃棄物処理の状況			
⑤法令による基準等		・「循環型社会形成推進基本法」 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 ・「東京都廃棄物条例」（東京都） ・「東京都建設リサイクル推進計画」（東京都）	

(3) 予測及び評価の手法

予測及び評価の手法は、表 8-45 に示すとおりである。

表 8-45 予測及び評価の手法：廃棄物

<table>
<tr><th colspan="2">予測事項</th><th>予測の対象時点</th><th>予測地域
予測地点</th><th>予測手法</th><th>評価手法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">工事の施行中</td><td>建設工事、建築物等の解体・撤去に伴う建設発生土、産業廃棄物（建設廃棄物）の発生量、再利用量及び処理・処分方法等</td><td>建設廃棄物及び建設発生土が排出される時点、又は排出される期間とする。</td><td rowspan="2">計画地内</td><td>建設工事、建築物等の解体・撤去に伴って発生する廃棄物等の量、処理・処分方法を検討し、類似事例及び施工計画の内容から予測する方法とする。</td><td rowspan="2">現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。

＜評価の指標＞
・「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）に準ずる事業者の責務

・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成３年法律第 48 号）に定める事業者の責務

・「東京都廃棄物条例」（平成４年東京都条例第 140 号）に定める事業者の責務

・「江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」（平成 11 年江戸川区条例第 47 号）に定める事業者の責務</td></tr>
<tr><td>工事の完了後</td><td>施設の稼働に伴う廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法</td><td>施設の稼働が通常状態に達した時点から１年間とする。</td><td>施設の稼働に伴って発生する廃棄物の種類、量及び処理・処分方法を検討し、類似事例に基づき予測する方法とする。</td></tr>
</table>

8.2.12　温室効果ガス

(1)　調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-46 に示すとおりである。

表 8-46　調査事項及びその選択理由：温室効果ガス

調査事項	選択理由
①原単位の把握 ②対策の実施状況 ③地域内エネルギー資源の状況 ④温室効果ガスを使用する設備機器の状況 ⑤法令による基準等	工事の完了後においては、施設の稼働に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出による影響が考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2)　調査方法

現況調査として、既存資料調査方法は表 8-47 に示すとおりである。

表 8-47　調査方法（既存資料調査）：温室効果ガス

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①原単位の把握	計画地及びその周辺	・「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」（東京都） ・「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省）	最新の資料を参考とする。
②対策の実施状況		・「清掃事業年報」（清掃一組）	
③地域内エネルギー資源の状況		・「清掃事業年報」（清掃一組）	
④温室効果ガスを使用する設備機器の状況		・事業者資料	
⑤法令による基準等		・「地球温暖化対策の推進に関する法律」 ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」 ・「東京都環境確保条例」（東京都） ・「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」（東京都）	

(3) 予測及び評価の手法

予測及び評価の手法は、表 8-48 に示すとおりである。

表 8-48 予測及び評価の手法：温室効果ガス

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測手法	評価手法
工事の完了後	施設の稼働に伴い排出される温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量の程度及び温室効果ガスの削減量（二酸化炭素）の程度	施設の稼働が通常の状態に達した時点から１年間とする。	計画地内	・施設の稼働に伴うエネルギー（電気、都市ガス等）使用量及びごみ焼却量から温室効果ガス排出の原単位を基に温室効果ガスの排出量を算出する方法とする。 ・ごみ発電、場内及び場外への余熱供給等のエネルギー量から、温室効果ガスの削減量を算出する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）に定める基本方針 ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号）に定める基準 ・「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」（東京都）

９　当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域を管轄する特別区又は市町村の名称及びその地域の町名

本事業の実施による大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスが環境に影響を及ぼすと予想される地域は、図 9-1 に示す範囲とし、環境に影響を及ぼすと予想される範囲が最も広くなる大気汚染推定範囲（半径 1.3km）とした。

当該地域を管轄する特別区及び市町村の名称及び地域の町名は、表 9-1 に示すとおりである。

表 9-1　当該地域を管轄する特別区及び市町村の名称及び町名

特別区及び市町村の名称	町名
東京都江戸川区	江戸川一丁目、江戸川二丁目、江戸川三丁目の一部 西瑞江三丁目の一部 東瑞江一丁目、東瑞江二丁目、東瑞江三丁目の一部 東篠崎町二丁目の一部 瑞江二丁目の一部、瑞江四丁目の一部 南篠崎町一丁目の一部、南篠崎町二丁目、南篠崎町三丁目の一部、南篠崎町四丁目の一部、南篠崎町五丁目の一部
千葉県市川市	相之川一丁目の一部、相之川二丁目、相之川三丁目、 相之川四丁目の一部 新井一丁目の一部、新井二丁目の一部、新井三丁目の一部 伊勢宿 押切 香取一丁目、香取二丁目 欠真間一丁目、欠真間二丁目 行徳駅前一丁目、行徳駅前二丁目、行徳駅前三丁目の一部、行徳駅前四丁目の一部 末広一丁目の一部、末広二丁目の一部 関ヶ島の一部 富浜三丁目の一部 広尾一丁目の一部 福栄一丁目、福栄二丁目の一部、福栄三丁目の一部 本行徳の一部 本塩の一部 湊 湊新田 湊新田一丁目、湊新田二丁目 南行徳一丁目の一部、南行徳二丁目の一部

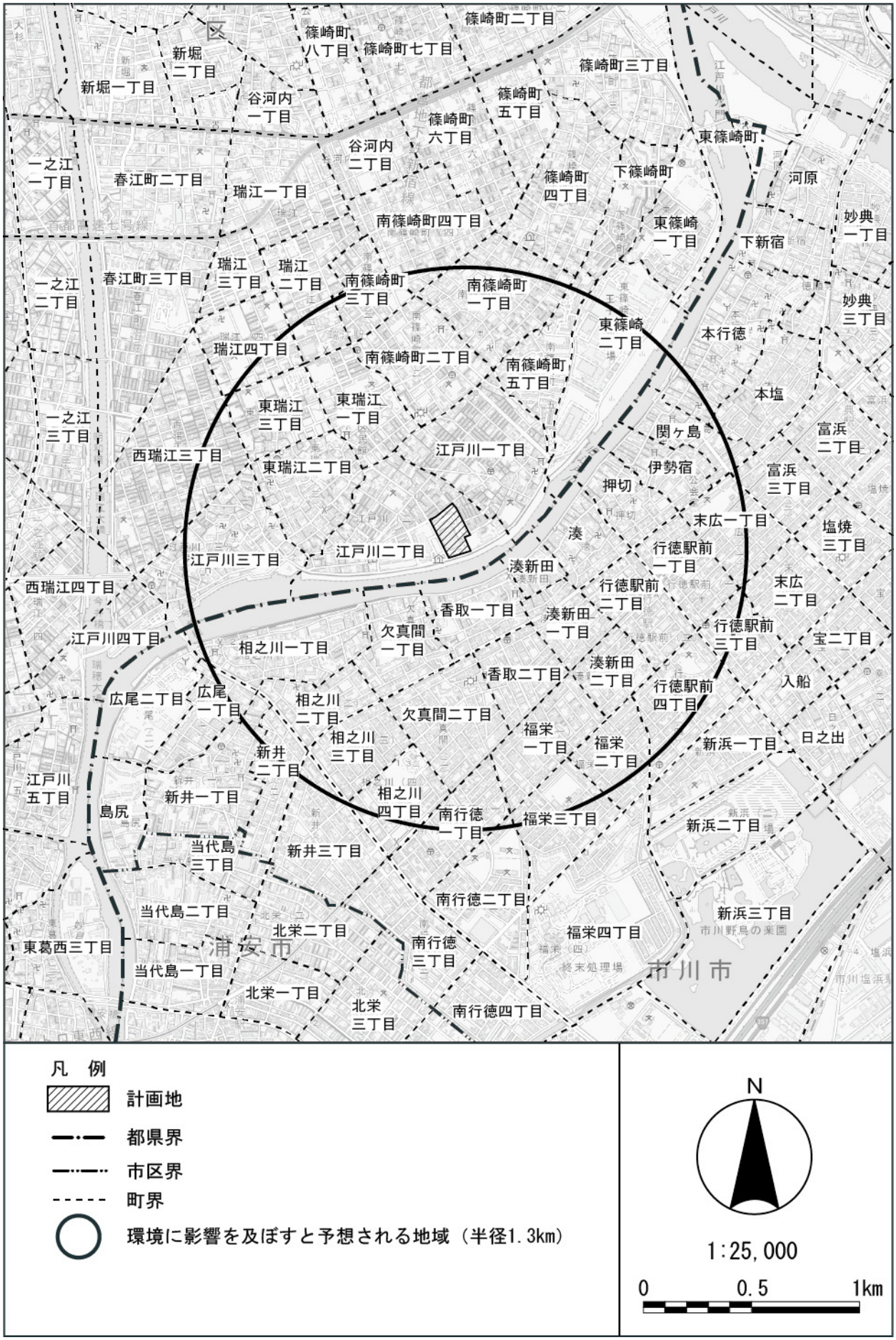

図 9-1　環境に影響を及ぼすと予想される地域

10　その他

10.1　対象事業に必要な許認可等及び根拠法令

許　認　可　等	根　拠　法　令
一般廃棄物処理施設の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の三
危険物貯蔵所設置許可	消防法第 11 条
計画通知	建築基準法第 18 条
工事計画届出	電気事業法第 48 条
工場設置認可	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第81条
特定施設設置届出	ダイオキシン類対策特別措置法第 12 条 騒音規制法第６条 振動規制法第６条 水質汚濁防止法第５条 下水道法第 12 条
ばい煙発生施設の設置届出	大気汚染防止法第６条

10.2　調査計画書を作成した者並びにその委託を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

調査計画書の作成者	名　称　：東京二十三区清掃一部事務組合 代表者　：管理者　西川　太一郎 所在地　：東京都千代田区飯田橋三丁目５番１号
業務受託者	名　称　：株式会社数理計画 代表者　：代表取締役　川上　富春 所在地　：東京都千代田区猿楽町二丁目５番４号

10.3　調査計画書を作成するに当たって参考とした資料の目録

- 「一般廃棄物処理基本計画」（平成 27 年２月、東京二十三区清掃一部事務組合）
- 「東京都環境基本計画」（平成 28 年３月、東京都）
- 「江戸川区みどりの基本計画」（平成 25 年４月、江戸川区）
- 「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」
  （平成 27 年８月、東京都環境局）
- 「東京都一般廃棄物処理基本計画（東京スリムプラン 21)」（平成９年 12 月、東京都）
- 「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（平成 28 年１月)」
  （平成 28 年１月、東京都総務局統計部人口統計課）
- 「町丁別人口（住民基本台帳）（平成 23～27 年 12 月 31 日現在)」（市川市総務部総務課）
- 「人口の動き（平成 27 年中)」（東京都総務局ホームページ）
- 「市川市　統計資料　出生・死亡・転入・転出数（人口動態)」（市川市ホームページ）
- 「平成 27 年　統計江戸川」（江戸川区ホームページ）
- 「平成 27 年　市川市統計年鑑」（市川市ホームページ）
- 「平成 11 年度から平成 22 年度道路交通センサス（全国道路交通情勢調査)」（国土交通省）
- 「東京都統計年鑑　平成 26 年」（平成 27 年３月、東京都総務局統計部）
- 「市街地実態動向調査（江戸川区土地利用現況調査に関する業務)」
  （平成 25 年３月、江戸川区）
- 「東京都土地利用現況図［建物用途別］（区部）（平成 23 年現在)」（東京都都市づくり政策部）
- 「第９回都市計画基礎調書（平成 23 年度)」（市川市街づくり部）
- 「江戸川区地域地区図／日影規制区域図」（平成 26 年３月、江戸川区都市開発部）
- 「市川都市計画図」（平成 24 年９月、市川市街づくり部）
- 「学校基本調査報告　平成 28 年度（速報)」（平成 28 年９月、東京都総務局）
- 「平成 28 年度学校基本統計速報」（平成 28 年８月、千葉県総合企画部）
- 「社会福祉施設等一覧　平成 28 年度版」（東京都福祉保健局ホームページ）
- 「社会福祉施設等一覧表　平成 28 年度」（千葉県ホームページ）
- 「医療機関届出情報（平成 28 年 10 月１日現在)」（医療介護情報局ホームページ）
- 「日本の川」（国土交通省ホームページ）
- 「江戸川河川維持管理計画【国土交通大臣管理区間編】」
  （平成 24 年３月、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所）
- 「平成 26 年都内の地下水揚水の実態（地下水揚水量調査報告書)」
  （平成 28 年３月、東京都環境局）
- 「事業概要平成 28 年版」（平成 28 年９月、東京都下水道局）
- 「気象統計情報」（気象庁ホームページ）
- 「大気環境月報（平成 27 年度)」（東京都環境局ホームページ）
- 「大気環境常時監視結果（2015 年度)」（千葉県環境生活部ホームページ）
- 「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」
  （平成 28 年 12 月）
- 「東京都の温室効果ガス削減目標・省エネルギー目標」（平成 28 年３月、東京都）
- 「東京都電力対策緊急プログラム」（平成 23 年５月、東京都）
- 「ヒートアイランド対策取組方針」（平成 15 年３月、東京都）
- 「ヒートアイランド対策ガイドライン」（平成 17 年３月、東京都）
- 「東京都資源循環・廃棄物処理計画」（平成 28 年３月、東京都）
- 「東京都建設リサイクル推進計画」（平成 28 年４月、東京都）
- 「東京地域公害防止計画」（平成 24 年３月、東京都）
- 「東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」
  （平成 25 年７月、東京都）
- 「「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針」（平成 19 年６月、東京都）
- 「「緑の東京 10 年プロジェクト」の施策化状況 2012」（平成 24 年３月、東京都）
- 「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」（平成 24 年５月、東京都）
- 「東京都景観計画」（平成 23 年４月、平成 28 年８月一部改定、東京都）
- 「長期計画「えどがわ新世紀デザイン」」（平成 14 年７月、江戸川区）
- 「江戸川区基本構想」（平成 14 年７月、江戸川区）
- 「江戸川区基本計画（後期)」（平成 24 年２月、江戸川区）
- 「江戸川区実施計画（平成 27 年度～29 年度)」（平成 27 年３月、江戸川区）
- 「エコタウンえどがわ推進計画（江戸川区地域エネルギービジョン)」
  （平成 20 年２月、平成 27 年３月一部改訂、江戸川区）
- 「江戸川区街づくり基本プラン（都市マスタープラン)」（平成 11 年２月、江戸川区）

・「江戸川区景観計画」（平成 23 年４月、江戸川区）
・「Edogawa ごみダイエットプラン（江戸川区一般廃棄物処理基本計画）」
（平成 18 年３月、平成 28 年３月中間改定、江戸川区）
・「千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」【平成 25～28 年度】」
（平成 25 年 10 月、千葉県）
・「千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」基本構想編」（平成 22 年３月、千葉県）
・「千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」実施計画編」（平成 25 年 10 月、千葉県）
・「千葉県環境基本計画」（平成 20 年３月、27 年３月改定、千葉県）
・「市川市総合計画「Ｉ＆Ｉプラン 21」」（平成 12 年 12 月、市川市）
・「市川市基本構想」（平成 12 年 12 月、市川市）
・「市川市第二次基本計画」（平成 23 年３月、市川市）
・「市川市第二次実施計画（平成 26 年度～28 年度）」（平成 26 年 11 月、市川市）
・「第二次市川市環境基本計画」（平成 24 年３月、市川市）
・「市川市都市計画マスタープラン」（平成 16 年３月、市川市）
・「市川市景観基本計画」（平成 16 年５月、市川市）
・「市川市景観計画」（平成 18 年４月、市川市）
・「公害苦情統計調査」（平成 23～27 年度、東京都環境局ホームページ）
・「市川市環境白書参考資料」（平成 24～28 年、市川市環境部）
・「東京都一般環境大気測定局（一般局）の測定結果（27 年度）」（東京都環境局ホームページ）
・「有害大気汚染物質のモニタリング調査 平成 23～27 年度」（東京都環境局ホームページ）
・「平成 23～27 年度都内ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果について」（東京都環境局ホームページ）
・「大気環境常時監視結果 年報（2015 年度）」（千葉県環境生活部ホームページ）
・「平成 23～27 年度有害大気汚染物質測定結果」（千葉県環境生活部ホームページ）
・「平成 23～27 年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」
（千葉県環境生活部ホームページ）
・「大気測定結果のまとめ 平成 25～27 年度」（江戸川区環境部ホームページ）
・「平成 25～27 年度 有害大気汚染物質調査結果」（江戸川区環境部ホームページ）
・「ダイオキシン類調査結果のまとめ 平成 25～27 年度」（江戸川区環境部ホームページ）
・「環境数値データベース　大気環境データ」（国立環境研究所ホームページ）
・「安全で快適な環境に向けて」（平成 24 年８月～平成 25 年８月、江戸川区環境部）
・「平成 23～27 年度道路交通騒音振動調査報告書」
（平成 24 年 12 月～平成 29 年３月、東京都環境局）
・「平成 23～27 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」
（平成 25 年３月～平成 29 年３月、東京都環境局自然環境部水環境課）
・「東京の地下水質調査結果」（東京都環境局ホームページ）
・「要措置区域等の指定状況」（東京都環境局ホームページ）
・「平成 27 年地盤沈下調査報告書」
（平成 28 年７月、東京都土木技術支援･人材育成センター）
・「数値地図 25000（土地条件）」（国土地理院ホームページ）
・「土地分類基本調査（垂直調査）地質断面図」
（国土交通省国土制作局国土情報課ホームページ）
・「環境影響評価書　－東京都江戸川清掃工場建設事業－」（平成３年 12 月、東京都）
・「日本の地形レッドデータブック第１集―危機にある地形―」
（平成 12 年 12 月、小泉武栄・青木賢人）
・「東京都の地盤沈下と地下水の再検証について」（平成 23 年５月、東京都環境局）
・「東京の湧水マップ　平成 25 年度調査」（平成 26 年３月、東京都環境局）
・「環境省レッドリスト 2015 の公表について」（平成 27 年９月、環境省）
・「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～2010 年版」
（平成 25 年５月一部修正、東京都環境局）
・「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－動物編　2011 年改訂版」（平成 23 年、千葉県）
・「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－植物・菌類編　2009 年改訂版」（平成 21 年、千葉県）
・「平成 27 年度水辺環境調査報告書　江戸川・旧江戸川・東なぎさ【植物・鳥類】」（江戸川区ホームページ）
・「平成 27 年度水辺環境調査報告書　江戸川・旧江戸川・東なぎさ【魚類・底生動物】」（江戸川区ホームページ）
・「えどがわ生きもの茶論 いきもの情報ネットワーク」（江戸川区ホームページ）
・「いちかわ生きものマップ」（市川市ホームページ）

・　「自然環境保全基礎調査 植生調査 1/25,000 植生図（船橋・浦安）」
（環境省生物多様性センターホームページ）
・　「江戸川区の文化財」（江戸川区ホームページ）
・　「市川市の文化財」（市川市ホームページ）
・　「千葉県埋蔵文化財分布地図(1)」（平成９年３月、千葉県教育委員会）
・　「一般廃棄物処理基本計画」（平成 27 年２月、東京二十三区清掃一部事務組合）
・　「事業概要　平成 28 年版」（平成 28 年７月、東京二十三区清掃一部事務組合）
・　「清掃事業年報　平成 23～27 年度」（平成 24～28 年、東京二十三区清掃一部事務組合）
・　「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査（2013 年度実績）」
（平成 28 年３月、東京都環境局）

本書に掲載した地図は、以下の地図を使用したものである。

1/40,000、1/75,000：「1/50,000 地形図　東京東北部（平成 17 年発行）」（国土地理院）

「1/50,000 地形図　東京東南部（平成 19 年発行）」（国土地理院）

1/25,000、1/15,000、1/10,000：「電子地形図 25000」（国土地理院）

1/1,500：「東京都 2500 デジタル白地図　1/2,500（平成 23 年度版）」（（株）ミッドマップ東京）

空中写真：「電子国土基本図（オルソ画像）」（国土地理院）

平成 29 年５月発行

印　刷　物　登　録
平成 28 年度 第 120 号

環境影響評価調査計画書

－江戸川清掃工場建替事業－

編集・発行　東京二十三区清掃一部事務組合　建設部
東京都千代田区飯田橋三丁目５番１号　東京区政会館１２階
電話番号　０３（６２３８）０９１５

印　　刷　協和綜合印刷株式会社
東京都江東区大島七丁目３７番２号
電話番号　０３（３６８５）６４１１（代）

再生紙を使用しています。